

令和 4 年

第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 4 年 3 月 3 日

閉 会 令和 4 年 3 月 18 日

大 津 町 議 会

令和4年第2回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 3日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明	
3月 4日	金		休会	議案等整理	
3月 5日	土		休会	議案等整理	
3月 6日	日		休会	議案等整理	
3月 7日	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第3号から議案第10号まで 質疑、討論、表決 ・ 議案第11号から議案第33号まで 質疑、委員会付託 	
3月 8日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月 9日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月10日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月11日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月12日	土		休会	議案等整理	
3月13日	日		休会	議案等整理	
3月14日	月		休会	議案等整理	
3月15日	火	午前10時	本会議	一般質問	
3月16日	水	午前10時	本会議	一般質問	
3月17日	木	午前10時	本会議	一般質問	
3月18日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				16 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決事項の報告（1件）
- 令和3年12月例月出納検査の結果について
- 令和4年1月例月出納検査の結果について
- 令和4年2月例月出納検査の結果について

令和4年第2回大津町議会定例会会議録

令和4年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和4年3月3日(木曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元 気 3番 時松 智 弘 4番 西川 秀 貢 5番 大塚 益 雄 6番 三宮 美 香 7番 山部 良 二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和 久 10番 佐藤 真 二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典 光 13番 永田 和 彦 14番 津田 桂 伸 15番 荒木 俊 彦 16番 桐原 則 雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒木 啓 一 書 記 府内 淳 貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英 樹</td> <td>会計管理者</td> <td>元田 正 剛</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美 紀</td> <td>兼会計課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖 二</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長</td> <td>吉良 元 子</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>坂本 光 成</td> <td>総務部財政課課長補佐兼財政係長</td> <td>大塚 昌 憲</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長</td> <td>矢野 好 一</td> <td>教 育 長</td> <td>吉良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長併任工業用水道課長</td> <td>田上 克 也</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>村山 龍 一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>総務部次長兼総務課長選挙管理委員会書記長</td> <td>白石 浩 範</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>高橋 和 秀</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清水 和 己</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英 樹	会計管理者	元田 正 剛	副町長	佐方 美 紀	兼会計課長		総務部長	藤本 聖 二	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元 子	住民生活部長	坂本 光 成	総務部財政課課長補佐兼財政係長	大塚 昌 憲	健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好 一	教 育 長	吉良 智 恵 美	産業振興部長併任工業用水道課長	田上 克 也	教 育 部 長	羽熊 幸 治	都市整備部長	村山 龍 一	教 育 部 次 長	平岡 馨	総務部次長兼総務課長選挙管理委員会書記長	白石 浩 範	農業委員会事務局長	高橋 和 秀	総務部財政課長	清水 和 己		
町 長	金田 英 樹	会計管理者	元田 正 剛																																		
副町長	佐方 美 紀	兼会計課長																																			
総務部長	藤本 聖 二	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元 子																																		
住民生活部長	坂本 光 成	総務部財政課課長補佐兼財政係長	大塚 昌 憲																																		
健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好 一	教 育 長	吉良 智 恵 美																																		
産業振興部長併任工業用水道課長	田上 克 也	教 育 部 長	羽熊 幸 治																																		
都市整備部長	村山 龍 一	教 育 部 次 長	平岡 馨																																		
総務部次長兼総務課長選挙管理委員会書記長	白石 浩 範	農業委員会事務局長	高橋 和 秀																																		
総務部財政課長	清水 和 己																																				

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 3 号	令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 1 2 号）について
議案第 4 号	令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 5 号	令和 3 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 号	令和 3 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 7 号	令和 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 8 号	令和 3 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 号	令和 3 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 1 0 号	令和 3 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 1 1 号	大津町振興総合計画基本構想の変更について
議案第 1 2 号	大津町振興総合計画基本計画の策定について
議案第 1 3 号	大津町役場駐車場使用条例の制定について
議案第 1 4 号	大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
議案第 1 5 号	大津町南部地区交流広場条例の制定について
議案第 1 6 号	大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第 1 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 8 号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 9 号	大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
議案第 2 0 号	大津町保育所条例の一部を改正する条例について
議案第 2 1 号	大津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 2 号	熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第 2 3 号	大津町庁舎建設事業基金条例を廃止する条例について
議案第 2 4 号	大津町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例について
議案第 2 5 号	菊陽町町道の路線認定に伴う承諾について
議案第 2 6 号	令和 4 年度大津町一般会計予算について
議案第 2 7 号	令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第 2 8 号	令和 4 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第 2 9 号	令和 4 年度大津町介護保険特別会計予算について

議案第30号	令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第31号	令和4年度大津町工業用水道事業会計予算について
議案第32号	令和4年度大津町公共下水道事業会計予算について
議案第33号	令和4年度大津町農業集落排水事業会計予算について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 4 年 3 月 3 日 (木) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 号 令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について
- 日程第 5 議案第 4 号 令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 3 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 3 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 3 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 3 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 3 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 12 議案第 11 号 大津町振興総合計画基本構想の変更について
- 日程第 13 議案第 12 号 大津町振興総合計画基本計画の策定について
- 日程第 14 議案第 13 号 大津町役場駐車場使用条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 大津町南部地区交流広場条例の制定について
- 日程第 17 議案第 16 号 大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 17 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 18 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 19 号 大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 20 号 大津町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 21 号 大津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 22 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び

規約の一部変更について

- 日程第24 議案第23号 大津町庁舎建設事業基金条例を廃止する条例について
日程第25 議案第24号 大津町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例について
日程第26 議案第25号 菊陽町町道の路線認定に伴う承諾について
日程第27 議案第26号 令和4年度大津町一般会計予算について
日程第28 議案第27号 令和4年度大津町国民健康保険特別会計予算について
日程第29 議案第28号 令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
日程第30 議案第29号 令和4年度大津町介護保険特別会計予算について
日程第31 議案第30号 令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第32 議案第31号 令和4年度大津町工業用水道事業会計予算について
日程第33 議案第32号 令和4年度大津町公共下水道事業会計予算について
日程第34 議案第33号 令和4年度大津町農業集落排水事業会計予算について
一括上程、提案理由の説明

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄君） おはようございます。ただいまから令和4年第2回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番田代元気議員、3番時松智弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。津田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、2月24日、午前10時から役場委員会室において、桐原議長にも出席を願い、令和4年第2回大津町議会定例会について、審議いたしました。

まず、町長提出議案の31件について、執行部から説明を求め議論をいたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

また、町長提出議案について、議案第3号から議案第10号までの8議案については、先に議決をすべき案件であり、7日の本会議において、質疑、討論のあと表決をすることといたしました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いたあと、4日の12時までの提出といたします。したがって、7日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番を決めることになりました。質問時間は、通常どおり1時間とします。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から3月18日までの16日間といたしました。また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

なお、今回もマスクの着用や室内の換気など新型コロナウイルス感染予防のための措置を行うことを申し合わせております。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第4 議案第3号から日程第34 議案第33号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議案第3号、「令和3年度大津町一般会計補正（第12号）」から日程第34 議案第33号、「令和4年度大津町農業集落排水事業会計予算について」の31件を一括として議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について、所信の一端を申し述べます。

昨年は、町としては一昨年から続く新型コロナウイルス感染症への対策を継続する一方で、役場

の機構改革や新庁舎への移転など、新体制での業務運営が始まり、外部環境としては、国の経済安全保障政策である世界大手の台湾半導体メーカーT SMCの町境付近への進出、空港アクセス鉄道の整備ルート案の再検討など、町の未来に大きく関わる動きが複数ございました。

さらに、令和5年には南阿蘇鉄道のJ R肥後大津駅への乗り入れ、新熊本空港ビルや東海大学臨空校舎の完成なども予定されており、来年度は関連する企業の進出や町の人口の増加もさらに加速することが予測されます。

大津町が人口減少にある日本において、持続可能な町であるため、あるいは成長へと向かう町であるためにも、この一年が大変重要な年であると認識しております。特にT SMCに関しては、既に町内においても新たな企業進出や宅地・集合住宅の開発などを模索する動きが急加速しております。

こうした中で迅速かつ的確に対応していくために、町としても昨年、庁内に推進本部及びプロジェクトチームを立ち上げ、工業用地や生活環境、渋滞対策などの想定される様々な個別分野に対して所管横断的に検討や取組を進めております。また、広域的な視点も必要であるため、国・県とのやり取りはもちろん、現在、菊池郡市の2市2町でも「菊池地域行政連絡会議」を設けながら取り組んでいるところでございます。

より細部につきましては各個別方針でも述べさせていただきますが、この機を生かして新たな企業誘致につなげることはもちろん、従業員の居住地としても選択いただくとともに町全体の活気やにぎわいにつなげられるよう、道路整備やエリア開発などの先行投資も議会の皆様にも早期にお示ししながら戦略的かつ機動的に進めていきたい考えです。

こうした中、今議会にまちづくりの羅針盤である第6次大津町振興総合計画の後期計画の案を取りまとめ、議案として上程させていただきました。

基本構想については、議会の議決を経た8年間の連続性・継続性のある町の最上位構想であることを踏まえ、4年経過に伴う必要最小限の修正としております。長期化している新型コロナウイルス感染症は、各分野の事業に影響を及ぼしておりますが、引き続き感染拡大防止を進め、コロナ禍で苦境にある方々を支援しながら、一方で中長期の視点に立った歩みを緩めることなく、町の将来ビジョンの実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

また、各施策につきましては、これまでの取組の検証や指標設定の見直しを行うとともに、町を取り巻く環境の変化、町民アンケートの結果や町民懇談会等でいただいた御意見を取り入れながら策定しております。

冒頭述べました通り、町を取り巻く環境の変化が加速化しています。しかしながら、変化が激しい時代だからこそ、時には予算や戦略、戦術には柔軟性を持たせながらも、「町民参加と持続可能なまち」、そして「明るい未来の実現」に向けて、役場内部はもちろん、町民の皆様と今後の大きな方向性をしっかりと共有しながら協働して進めることが重要だと考えております。

計画策定後もしっかりと協働して一つ一つの取組を進めていけるよう、進捗状況などを継続的に発信しながら進めていく考えでございます。議員の皆様におかれましては、慎重に御審議いただき、

御議決を賜りますようお願い申し上げます。

次に、私が就任以来掲げております、方針について述べさせていただきます。

まず、「民間の知恵と活力を生かす」、「先進技術や民間企業の業務手法の活用」、「具体的な制度と仕組化」、「強力なトップセールス」の4つは、私の基本方針でもあり、今年も一貫した考えとして町民の皆様にお示しするとともに、職員には全ての業務に通ずる前提として、常に念頭に置いて業務にあたってもらいます。

続いて、7つの個別方針について述べさせていただきます。

まず1点目は「新型コロナ対策」です。

ワクチン接種については、2回目接種率は86%で、高い接種率となっています。来年度もデジタルも活用した迅速かつ分かりやすい情報発信をしながら、まん延防止に努めるとともに、3回目接種を推進し、12歳未満への接種についても迅速に対応できるよう準備を整えております。

町内の飲食、宿泊業については現在も、まん延防止等重点措置の中、思うように営業ができない状況が続いていることと思います。また、他の産業においても新型コロナによる影響は当然にあることから、適切な対策を迅速に講じていくことが必要であると考えております。この他、住民税非課税世帯や家計急変世帯を対象とした臨時特別給付金については、迅速に振り込み作業を進めていきます。

一方で、長引くコロナ禍において、コミュニティの維持、健康づくりや地域の活性化にも寄与する地域活動が一部停滞している現状もございます。今後は、これまで地域に補助を行ってこられた感染予防対策の備品等を活用していただき、3密を防ぐなどの工夫を講じた上で、地域活動の再開に取り組んでもらいたいと考えております。

また、町としても、本年度以上に様々な場面でオンラインも活用しながら、情報発信やハイブリッドでの会議等の円滑な運営に努めるとともに、非対面でも町や地域、団体、知人などともつながっていただく一つと手段として、スマートフォンに不慣れな方への講習等のサポートを行いながら、ウィズコロナの体制を一層強化していきます。

新型コロナの影響は町の福祉や子育て、産業など全ての事業の推進に大きく関わる事項ですので、引き続き、感染防止策はもとより、年齢層、ライフステージや業種に応じた支援策を総合的に講じていくことで、町民の皆様の暮らしと健康を守るとともに不安解消に努めていきます。

2点目は「命を守る徹底した防災・防犯対策」です。

防災・防犯等に関しては平時にいかにも備えておくことが重要でございます。まず、緊急時の物資調達に関しては、昨年12月に大手ホームセンターと災害対応物資、本年3月1日には石油関連の事業者と燃料に係る優先調達協定をそれぞれ締結しました。

また、本年度に実施した防災無線音達調査を踏まえ、来年度は難聴地域に防災無線の新設等を行っていきます。また、地域防災については、来年度から消防団員報酬の見直しや運営交付金の創設を行うとともに、団と協議しながら機能別消防団の新設の検討を進め、時代と実情に合わせた消防活動を推進します。さらに、大規模災害も想定し、新たな防災士を養成することで平時から重層的

に備え、地域における防災力の強化を図ります。

また、本年度から2か年計画で、町内全域の街灯をより明るく長寿命なLEDへの変更や、危険箇所へのカーブミラーの設置、白線の補修などを集中的に進めております。来年度も引き続き危険箇所の改善を進めるとともに、後半の北部地域の街灯LED化を進めていきます。そのほか、河川や調整池の浚渫などは引き続き、国や県とも連携しながら計画的に進めていきます。

3点目は「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」です。

本年度は、4月時点で待機児童が12年ぶりにゼロとなる中、18歳までの医療費の無償化や病児保育の受け皿の整備を行うとともに、妊娠から子育てまで一貫して相談ができる子育て世代包括支援センターを設置しました。適切な運営を継続するとともに、情報発信や関係機関との連携をより強化しながら、重層的で切れ目のない子育て支援を行ってまいります。

公立園については、充実した運営を行いながら、本年度、幼児教育や保育の質、及び在宅家庭支援の機能・環境をいかに向上させるかを念頭に置いた上で、公立の認定こども園新設も見据えた「大津町公立保育等再編方針」をとりまとめます。方針が決定しましたら、その実現に向けて、議会や町民の皆様、そして特に保護者の皆様への説明責任もしっかりと果たしながら、丁寧に進めてまいります。

次に教育環境については、これまでに小中学生に一人一台のタブレットパソコン配備を完了させ、新型コロナによる休校中のオンライン授業などを県内の市町村に先駆けて行ってきました。今後も感染予防としてのオンライン授業などに活用し、当初の導入目的であるSociety 5.0、いわゆる人間がAIとロボットとともに生きる時代を生きていく子どもたちにふさわしい最先端の学びの場を提供していくとともに、必要性が増している語学・国際教育等についても推進してまいります。

一方で、学校施設においては、校舎が老朽化しており、安全対策が喫緊の課題でございます。まずは来年度に、大津中学校の大規模改修に着手する予定でございます。校舎棟の改修に4年ほどの期間がかかりますが、健全な財政運営を行いながら計画的に進めてまいります。

子育て支援、学校教育の充実を図ることにより、未来を担う子どもたちが健やかに育ち、新時代を力強く生き抜く力を養いながら可能性を広げ、また、成長してからも郷土愛を持って大津町を支えてくれるような好循環を生むことを引き続き目指してまいります。

4点目は「人生100年時代を見据えた福祉」です。

人生100年時代を見据えたとき、町民の皆様の日々の暮らしの観点からは多くの方に末永く健康でいていただくことが大切であり、また、町財政の観点からは持続可能であるためにも、できるだけ若いうちから健康づくりの習慣を身に着けていただくことが必要です。

そうした中で来年度、民間の力を取り入れた健康づくりと介護予防に向けた取組として、4月から、公募による「地域活性化起業人」として国内スポーツクラブ業界大手のルネサンスの職員が役場に着任し、全世代に向けた健康づくり事業の展開を始動します。長い実績のある大手企業のノウハウやブランド力、活力を生かし、既存の取組を一層充実強化させるとともに、多くの町民の皆様

が参加する仕掛けづくりを行っていきたいと考えております。また、現在健康づくりにあまり関心がない方にも動機づけとなるよう、新たにスマートフォン等で利用できる健康ポイントアプリを導入するなど、多方面からのアプローチにより町民の皆様の健康づくりを推進していきたい考えです。

また、日々の暮らしを守る相談支援体制の強化として、新庁舎移転に合わせ、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、くらしの相談窓口を役場1階に集約し、高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑に絡み合った課題を抱えられる方が総合的に相談できる「ふくしの相談窓口」を開設しました。これまでの相談実績から、障がい福祉に関する相談に、複合的な課題が絡む事例が多いことから、来年度はその相談支援体制を強化し、相談窓口の全体的な機能強化を図ります。また、就労的活動支援コーディネーターの役割拡充等により、退職後のセカンドライフの充実に向けた取組も推進してまいります。

5点目は「活気とにぎわいを生む仕組みづくり」です。

町民の皆様から御要望の多かったスポーツの森駅の設置可能性調査を本年度行いました。この結果を踏まえ、来年度以降どう取り組んでいくかの検討を進めます。また、特色ある商業施設の誘致については、トップセールスも含めて複数の企業への訪問や折衝を行っているところであり、こちらも引き続き推進を図ってまいります。

役場及び肥後大津駅周辺に関しては、本年、ワンピースのゾロ像が設置され、再来年には南阿蘇鉄道の乗り入れも計画されていますので、町民や観光客によるにぎわいと活気を生む動線づくりに向けて、ハード・ソフトの両面から取り組んでまいります。特に役場近隣に関しては、駐車場も含めた庁舎工事が本年度に完了します。現在、空き物件となっている地域包括支援センターや旧電算室はもちろん、まちづくり交流センター、歴史文化伝承館、オークスプラザの位置づけや、相互の役割・関連性も踏まえた上で利活用を検討していますので、議会の皆様にもお示ししながら、来年度上期には新たな方向性を定めて動いていきたい考えでございます。

歴史・文化面においては、現在は学芸員として再任用職員と任期付職員を配置していますが、より長期的な視点や体制で事業を推進するために一般職の学芸員を新たに採用いたします。そうした中で、まずは住み暮らす皆様により深く大津町の歴史や文化を知っていただくために、歴史文化伝承館の展示在り方や利活用なども再整理しながら、主屋の改修や交流広場の整備が完了した江藤家住宅をはじめ、町に点在する様々な宝の魅力をもっと多くの方に知っていただけるよう、引き続き図書館などとも連携して、主に町民の皆様に向けた企画や情報発信に努めていきます。

また、町全体の活気とにぎわいを維持向上させるために必要となるのが交通網の整備でございます。公共交通については、北部南部と町中心部を結ぶ乗り合いタクシーの利便性の向上と、中心市街地を回遊する新たな移動手段の導入を計画しております。本年度から準備を進めており、来年度に国との調整を行いながら事業計画を立て、令和5年度に実証実験を開始するスケジュールで進めていく考えでございます。

なお、町内の複数箇所朝夕を中心に慢性的な渋滞が見られますが、新熊本空港ビルや南阿蘇鉄道のJR肥後大津駅への乗り入れ、またその先のTSMCの進出や中九州横断道路の開通などを見

据えれば、さらなる交通渋滞は必至です。そうした将来も念頭に置きながら、既に進行している町道の整備については引き続き円滑な用地交渉や工事進捗等に努めるとともに、新たな道路改良や新設に関しても検討・協議を進めていきます。特に、中九州横断道路に関しては、早期の開通に向けて本年も複数回の要望活動を重ねてきたところですが、先月終旬に国から発表がありましたとおり、国道325号杉水付近の大津西―合志区間までの延長4.7キロの追加での新規事業化に向けた手続が開始されることとなりました。TSMC関連の動きもありますので、早期の完成に向けて、町としても国とも連携しながら円滑な事業進捗に努めるとともに、その他の国道、県道の整備と合わせて残りの区間についても、引き続き国や県への要望活動も行いながら推進を図っていきます。

6点目は「町内産業支援と活性化」です。

大津町は農工商併進を推進してきており、これからも力強く継続します。農業に関しては本年度、サツマイモ基腐病のまん延防止に向けた対策協議会を立ち上げ、対策費用の補助を行い、有害鳥獣対策として電気牧柵などへの補助の強化や地域駆除隊を結成する地域の支援を行いました。圃場整備に関しても来年度に事業採択申請を行う地域がありますので、今後もソフト・ハードの両面で、農業の振興を図っていきます。

冒頭にも述べましたとおり、TSMCの菊陽町への進出により大津町においても工場等の新設に向けた問合せが増加しておりますが、現状では民間所有の土地を紹介しており、町として提示できる用地は限定的でございます。このことから、今回の補正予算において、工業団地適地調査に向けた予算を計上させていただいております。適地調査や財政計画のシミュレーション、立地に係る将来分析なども行いながら、工業団地整備に向けた検討を加速化させていただきます。

商工業については、今回、振興基本条例案を上程しておりますとおり、中小企業や小規模事業者に対し、アフターコロナにおける下支えも見据えながら町内企業の維持活性に努めていきます。また、新たな取組として、従来の製造業に加えてIT企業をはじめとした産業支援型企業の誘致を推進しており、本年度はIT企業2社との立地協定を締結しました。来年度はさらなる誘致を図るとともに、地場産業とIT企業との連携による相乗効果によって、さらなる産業の活性化を図ってきたいと考えております。

観光においては、本年度、観光協会に新規の地域おこし協力隊員、及び地域活性化起業人としてANAからの派遣職員を配置しており、新たに就任した事務局長とも連携しながら観光振興を進めております。来年度は法人化した観光協会が本格的に始動することになりますので、より一層の活動を期待するとともに、町としましても、新たな観光モデルや体験型プラン、スポーツコンベンション等の創出に向けて観光協会や肥後おおづスポーツ文化コミッションをはじめとする各団体と協働して取り組んでいきます。

7点目は「町民に、より信頼され、愛される役場の実現」でございます。

就任時には、協働の基盤となる多くの方々の御理解と信頼を得るためにも、「多様性のある行政組織づくり」と「組織内部の人材育成」を推進すると申し述べました。現在、民間出身の私と、副町長も県から来ていただいたことで、これまでとは違う外の空気が入り、職員の考え方にも変化が

生じているものと感じております。私自身も相互の関係性の中で学ばせていただきながら、今までの良さは維持しつつ相乗効果を発揮することで、引き続き多様性と活気ある組織づくりを進めていきたいと考えております。職員の人材育成と人事評価に向けては、新たな制度・仕組みも導入しながら指導や評価、フィードバックを適正に行うことで、職員の成長を促すとともに、一層のやりがいをもって働ける体制を整えることで、町民の皆様にお届けする行政サービスの品質が向上する好循環を作っていきます。

また、本年度から2か年計画で進めている役場の業務量調査も順次結果が挙がってきます。来年度は町のDX計画も策定する予定ですので、調査結果を基に業務の効率化やシステム化、さらには外部委託なども検討・実施し、諸手続のさらなるICT化を含めた町民サービスと役場の生産性の向上を同時に図りながら、限られた人的資源の中で、職員がより町民の皆様と向き合い、皆様の暮らしの質の向上に直結する業務に集中できる体制づくりを進めていきます。

さらに、町民の皆様の信頼を得るためには健全な財政運営が必要不可欠です。来年度は公園施設長寿命化計画の見直しや公営住宅の整備方針の再整理、その他の町有施設のより有効な管理・活用に向けても具体的に進めていきます。また、ふるさと納税をはじめ、新たな財源確保に向けても引き続き注力をしていく考えでございます。

なお、これまで述べさせていただいた政策・施策的な内容も含め、町の様々な情報を適切に発信・周知することも協働や町の活気創出に不可欠ですので、町全体、及び暮らしや子育てなどの各分野の情報をより分かりやすく整理しながら、引き続き町広報やホームページ、LINEはもちろん、将来町の住民となり得る町外の皆様に向けても、情報発信を充実させることで、「町民に、より信頼され、愛される役場の実現」に向けて進めていきます。

以上、町政を推進するにあたり、基本的な考え方と今後のまちづくりにおける私の考えの一端を述べさせていただきました。

就任一年目を迎え、町政運営に邁進することができましたのは、大津町議会並びに行政区嘱託員をはじめとする地域の皆様のお力添えのおかげでございます。この場をお借りしまして、厚く感謝を申し上げます。

今後も引き続き職員と一丸となって「世界で一番住みたいまち、住み続けたいまち」、そして全ての人の人権が尊重され、多様性を寛容に受け入れることができる優しさであふれるまちづくりに取り組んでいきますので、議員各位並びに町民の皆様のより一層の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和4年度の当初予算編成につきまして、述べさせていただきます。

令和4年度の当初予算におきましては、振興総合計画、後期基本計画に基づく事業を実現していくための第一歩として、社会情勢や大津町を取り巻く状況の変化を見据えながら、限られた財源を必要な取組に重点的に投資するべく予算編成を行っております。

一般会計につきましては、昨年当初予算と比較しますと、前年度が町長選挙に伴い、骨格予算であったため、約6億7千200万円の増額となっております。基金につきましては、令和3年度

末残高見込みは総額 5 3 億 3 千 5 3 5 万円となり、うち財政調整基金は 2 7 億 4 千 5 5 4 万円となる見込みであります。

なお、令和 4 年度の当初予算編成時において 9 億円の財政調整基金繰入れを予定していますので、繰入れ後の財政調整基金は約 1 8 億 4 千 5 0 0 万円となる見込みでございます。

令和 3 年度末起債残高は、熊本地震に係る新庁舎建設事業や教育施設整備等に係る地方債発行により、1 9 0 億 9 千 6 3 5 万 2 千円となる見込みで、前年度比 1 5 億 3 千 6 5 万 3 千円の増となっております。新庁舎完成により、熊本地震に係る大規模な復旧事業はおおむね完了しましたが、これらの地方債に係る元利償還金の増加により、令和 5 年度にかけて償還のピークを迎える状況にあります。

また今後は、大津中学校の改修をはじめ、学校施設等公共施設の老朽化に係る更新費用の増加への対応を行っていく必要があります。これに加え、新型コロナウイルス対策さらには昨今の大規模災害に対する備えなど、多様な情勢の変化に対しても柔軟に対応できるよう、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き、効率的な行財政運営をしていかなければならないと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第 3 号、令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 1 2 号）についてから、議案第 1 0 号、令和 3 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）についてまでの 8 議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主なものとしましては、公共施設整備基金の積立て、障害福祉サービス事業、障害児支援費事業の実績見込みによる増、企業誘致のための工業団地適地選定業務委託、新型コロナの第 4 波、第 5 波に係る時短要請協力金負担金、国の補正に伴う減債基金への積立て、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等処遇改善に係る補助金、公園施設長寿命化などに係る増額補正のほか、各事業確定や執行見込みによる補正が主なものとなっております。

令和 3 年度の一般会計補正予算、各特別会計及び各事業会計に合わせて、補正予算案として、歳入歳出予算総額に 3 億 6 千 9 0 8 万 7 千円を増額補正するものであり、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 2 6 号、令和 4 年度大津町一般会計予算についてから、議案第 3 3 号、令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計予算についてまでの 8 議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております予算の総額は、一般会計、各特別会計合わせて 2 3 0 億 1 千 9 9 8 万 9 千円で、前年度比 4. 0 % の増となっております。そのうち、一般会計は 1 4 7 億 8 千 6 6 2 万 5 千円で、4. 8 % の増となっております。

一般会計の主な財源の構成比は、町税 3 4. 5 %、地方交付税 1 3. 2 %、国県支出金 2 5. 8 %、町債 6. 0 % となっております。

歳出で主なものをお話しますと、新型コロナウイルスワクチン接種事業、難聴地域への防災無線の新設、団員報酬の増額や運営交付金の創設、昨年度より 2 か年計画で実施しております街灯の L

ED化、交通安全標識表示の集中整備、人権啓発福祉センター改修工事、スマートフォンアプリを利用した健康ポイント事業、障害に関する相談等に対応するための基幹相談支援センターの設置、御願所地区の圃場整備事業に係る事業計画書の作成委託、企業誘致を効率的、戦略的に進めていくための企業誘致支援業務委託、町道杉水水迫線をはじめとする道路新設改良、公園施設の長寿命化計画に係る業務委託、大津中学校の再生整備事業の業務委託や、大津北中学校の体育館屋根改修、外構整備工事などを計上しております。このほか、お手元に一般会計のほか、各特別会計予算等の概要を配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

令和4年度の一般会計予算案147億8千662万5千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案、計82億3千336万4千円を地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、そのほかの案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、大津町振興総合計画基本構想の変更についてでございますが、当初の策定から4年を経過し、人口ビジョンや町を取り巻く環境の変化に伴う必要最小限の変更を加えた基本構想の策定を行うため、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第12号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてでございますが、新たな町づくりに向けて、今後4年間で取り組むべき施策を掲げた後期基本計画を策定するため、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号、大津町役場駐車場使用条例の制定についてでございますが、大津町役場駐車場について、これを使用させる場合の管理、そのほか必要な事項を定めるために、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第14号、大津町中小企業小規模企業振興基本条例の制定についてでございますが、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づき、中小企業・小規模企業の振興を推進するために、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第15号、大津町南部地区交流広場条例の制定についてでございますが、大津町南部地区交流広場を設置するために条例を制定しようとするものでございます。

次に議案第16号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止、並びに個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に議案第17号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行による育児休業・介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に議案第18号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、大津町中小企業・小規模企業振興資本条例において、大津町中小企業小規模企業活性化会議を設置し、その委員の報酬及び費用弁償を定めることについて、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第19号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてでございますが、収入証紙、町指定ごみ袋等の元売り裁き人を定めることについて、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第20号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童福祉法及び子ども子育て支援法の趣旨に基づき、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第21号、大津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防庁長官通知、非常勤消防団員の報酬等の基準の策定に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第22号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

次に、議案第23号、大津町庁舎建設事業基金条例を廃止する条例についてでございますが、大津町庁舎建設事業基金を活用した事業の終了に伴い、大津町庁舎建設事業基金条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第24号、大津町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例についてでございますが、大津町中山間ふるさと・水と土保全基金を活用した事業の終了に伴い、条例を廃止しようとするものでございます。

議案第14号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第24号までの案件につきましては、条例の制定及び改廃でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

最後に議案第25号、菊陽町町道の路線認定に伴う承諾についてでございますが、菊陽町道路線の認定に係る大津町区域内道路の承諾について、道路法第8条第4項に規定により、議会の議決を求めるとでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

これで、施政方針及び提案理由の説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第3号から議案第10号まで、議案第11号から議案第25号まで、議案第26号から議案第33号まで分けて説明を求めます。

それでは、議案第3号から議案第10号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。

それでは議案第3号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第12号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では、徴税の収入見込みによります増額、地方交付税の増額補正のほか、歳出では、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額等の減額補正の他、公共施設整備基金、減債基金への積立て、障害福祉サービス事業、障害児支援費事業の実績見込みによる増、それから企業誘致のための工業団地適地選定業務委託、新型コロナの第4波、第5波に係る時短要請協力金負担金、国の補正予算成立に伴う公園長寿命化などに係る増額補正が主なものとなっております。

予算書のほうが、こちらのほうを使って進めていきますので、よろしく願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2千417万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ185億1千942万8千円とするものです。

第2条で、翌年度に繰り越して使用する、繰越明許費の追加を「第2表繰越明許費補正」のとおりにしております。

第3条で、地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」のとおりにしております。

予算書の7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。国の補正予算や、道路橋梁費などに係る事業を中心に、18本の事業、合計5億6千527万6千円の繰越し事業を計上いたしております。

8ページをお願いします。

地方債の補正ですが、追加につきましては、いずれも国の補正予算に伴うもので、17の公園施設長寿命化対策支援事業が高尾野公園のトイレ改修工事、18の中学校施設防災機能強化事業は大津北中体育館の非構造部材の耐震化に係る地方債でございます。

変更では、10件の事業において、事業費の確定や財源の組替えなどに基づきまして、限度額の増額及び減額補正を計上いたしております。

それでは、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、増額したものや減額の主なものについて御説明をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、一般管理費、節3職員手当等、退職手当負担金は、負担金額の確定見込みによる増額補正になります。

続きまして、37ページをお願いいたします。

目の5財産管理費、節の11修繕料は公用車事故に伴う修繕料の増額補正になります。

41ページをお願いいたします。

目の12諸費、節18補助金1の生活路線維持費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者数の減少等による増額になります。

42ページをお願いいたします。

目の13財政調整等基金費、節24積立金は公共施設整備基金の積立金と普通交付税として追加交付された臨時財政対策債償還基金費相当分に減債基金への積立てに伴う増額補正になります。なお、今回積み立てました減債基金につきましては、後年の臨時財政対策債の償還に充てることとしております。

45ページをお願いいたします。

項の3、目の1戸籍住民基本台帳費、節10需用費は、旅券申請用収入印紙・収入証紙の実績見込みによる減額になります。

53ページをお願いいたします。

款の3、項1、目2障害者福祉費、節19扶助費、障害福祉サービス事業は、新型コロナの影響による外出控えに伴う在宅支援のサービスや居住系サービスの増加などが影響しまして、6千199万3千円の増額補正となっております。また、障害児支援費事業につきましては、利用者数の増や報酬改定による加算等の増などにより、3千315万6千円の増額補正となっております。移動支援事業、重度心身障害者医療費助成事業につきましても実績見込みによる増額となっております。

59ページをお願いします。

目12新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金、2の子育て世帯生活支援特別給付金は低所得の子育て世帯、児童1人当たり5万円の給付金で実績見込みによる減額になります。

3の地域移動販売事業補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための地域移動販売事業の運営費補助の実績見込みに伴う増になります。

60ページをお願いします。

項2、目1児童福祉総務費、61ページに移りまして節18補助金、9の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金、それから10の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金は、国の補正予算に伴います保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善に係る補助金でございます。

63ページをお願いいたします。

目7新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金の1新型コロナウイルス感染症対策補助金は、放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症の第6波に係る利用料減免分の執行見込みによる増額になります。

67ページをお願いします。

目9新型コロナウイルス感染症対策費、節18負担金の1新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は、ワクチン接種後の健康被害認定者への医療費等の給付でございます。

69ページをお願いします。

款6、項1、目1農業委員会費、節17備品購入費のタブレット端末購入は、情報収集等業務効

率化支援事業の県補助金によりまして、耕作放棄地等調査や農地所有者意向把握など、委員が現地で使用するタブレット端末の購入になります。

77ページをお願いします。

款7、項1、目4企業誘致推進費、節12の委託料、工業団地適地選定業務委託は、今後の企業誘致のために工業団地適地の選定業務について委託するものになります。

78ページをお願いします。

目6新型コロナウイルス感染症対策費、節18負担金の1熊本県時短要請協力金負担金は、新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波に係る時短要請協力金の町負担分になります。

82ページをお願いします。

款の8、項2、目4社会資本整備総合交付金事業費、節12委託料の測量設計業務委託と節14工事請負費の道路改良工事は、町道室工業団地4号線の修正設計及び歩道整備事業等の追加に伴う増になります。

84ページをお願いします。

項の3、目2公園緑地費、節14工事請負費の公園施設長寿命化対策支援事業工事他は、国の補正予算に伴います高尾野公園屋外トイレ改修工事になります。こちらにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、翌年度への繰越しを予定しております。

96ページをお願いします。

款10、項1、目4新型コロナウイルス感染症対策費、節11役務費の修学旅行キャンセル手数料は、小学校7校の修学旅行の実施に伴いまして、減額するものでございます。

101ページをお願いします。

項の3中学校費、目3学校建設費、節12委託料及びそれから、102ページの節14工事請負費の中学校施設防災機能強化工事は、国の補正予算に伴います、大津北中学校体育館の非構造部材の耐震化に係るものでございます。これらにつきましても、翌年度への繰越しを予定いたしております。

117ページをお願いします。

項6、目4新型コロナウイルス感染症対策費、節10需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感染症の影響により給食センターから副食の提供ができない場合を想定し、非常用のカレー4千500食を備蓄するものでございます。

118ページをお願いいたします。

款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、国庫補助率のかさ上げによる、財源組替でございます。

119ページ、款13予備費で、財源の調整をいたしております。

続いて、歳入を御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1、項1町民税、目1、個人から、13ページの項3、軽自動車税までは、いずれも収納実績

見込みにより増額補正になります。

款7、法人事業税交付金、款10、項1 地方特例交付金、そして14ページの項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金も実績見込みによる増になります。

款11 地方交付税は、普通交付税の交付決定に伴うものになります。なお、歳出で御説明しましたように、臨時財政対策債償還基金費相当分につきまして、減債基金への積立てを行っております。続いて款の13 分担金及び負担金については、それぞれ事業の確定に伴うものになります。

15ページをお願いします。

款14、項1 使用料、それから16ページの項2 手数料につきましても、実績見込みによる補正になります。

17ページをお願いします。

款15 国庫支出金から款16 県支出金については、それぞれの事業の確定見込みに伴うものですが、増額の主なものについてだけ説明をいたします。

款15、項1、目1 民生費国庫負担金、節1 児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、町内保育所における施設型給付費等の実績見込みによる増になります。

節4 障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費国庫負担金は、令和2年度の障害者自立支援給付費の追加交付による増になります。

18ページをお願いします。

項2、目1、節1 児童福祉費補助金の子ども子育て支援整備交付金は、大津小学校学童保育施設整備に係る、補助率のかさ上げ等による増になります。一番下の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善に係るものになります。

節3 社会福祉費国庫負担金の重層的支援体制整備事業への移行準備事業補助金及び目2、節2 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、実績による増になります。

目の3、節の2 都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金は、国費の確定によるものになります。

19ページに移りまして、社会資本整備総合交付金につきましては、国の補正予算による増額で高尾野公園屋外トイレ改装工事に係るものになります。

目4、節2 中学校費補助金の学校施設環境改善交付金は、歳出で御説明しましたように、国の補正予算に伴います大津北中学校体育館の防災機能強化に係る国庫補助金になります。

それから、目5、節1 総務費補助金の防災・安全社会資本整備交付金は防災マップの作成に対するものになります。

その下の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は国の補正予算に伴うもので、ワクチン接種負担軽減事業、時短要請協力金負担金など、今年度の新型コロナウイルス関連事業に充当し、財源組替を行っております。

21ページをお願いいたします。

款16、項2、目1、節1総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金につきましては、対象事業の実績見込みにより、計上いたしております。

続きまして節2の熊本地震復興基金交付金は、熊本地震復興基金基本事業に係る県補助金で、それぞれ実績見込みによるものになります。

22ページをお願いいたします。

目2、民生費県補助金につきましては、それぞれ実績見込みによる補正ですけれども、節の3児童福祉費補助金の一番下にあります、子ども・子育て支援交付金につきましては、歳出で御説明いたしました放課後児童クラブの利用料減免の執行見込みにより、増額補正を行っております。

23ページをお願いいたします。

目4、節1農業委員会費補助金の一番下になりますが、情報収集等業務効率化支援事業費補助金は、先ほど歳出で御説明いたしましたように、耕作放棄地等調査や農地所有者意向把握など、委員が現地で使用するタブレット端末に係る増額補正の分になります。

24ページをお願いいたします。

目8災害復旧費県補助金、節1農業用施設災害復旧費補助金は、災害復旧査定によります額の決定及び補助率のかさ上げに伴うものになります。

26ページをお願いいたします。

款17、項2、目1、節1土地建物売払収入の増額は、法定外公共物売払収入で、里道・水路の売払い9件によるものになります。

27ページをお願いいたします。

款18、項1、目1一般寄附金は、企業版ふるさと納税に係る増額補正になります。

款19、項1、目1介護保険特別会計繰入金、目2大津町外4ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計繰入金及び28ページの項2、目1公共下水道事業会計繰入金は、それぞれ実績見込みになります。

次に、項の3、目2大津町公共施設整備基金繰入金は、事業の執行見込みによる減になります。

目4財政調整基金繰入金は、今回補正に係ります財源超過分を、財政調整基金から減額するものになります。

目6庁舎建設基金繰入金は利子の確定に伴い、利子額分の繰入れを行うものになります。

29ページをお願いします。

款21、項5、目2、節1雑入は、それぞれ実績に伴う補正ですけれども、主なものとしましては、旅券申請用収入印紙・収入証紙売払代の減、30ページに移りまして、建物共済見舞金関係の増になっております。

31ページをお願いします。

款22町債につきましては、8ページの第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午前11時5分より再開をしたいと思います。

午前10時59分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。私のほうからは、議案第4号、議案第6号、議案第7号につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第4号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明いたします。

今回の補正の主なものは、保険給付費の増額になります。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は、59ページから61ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千629万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3千153万3千円とするものです。

まず、歳出から御説明いたします。予算書の12ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費は、第三者行為の収納事務手数料の実績見込みに伴う増額です。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費及び項の2、目の1一般被保険者高額療養費は、給付実績見込みにより増額となるものです。

予算書の13ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の1一般被保険者医療給付費分、次の項2、目の1一般被保険者後期高齢者支援金等分、次の14ページ、項の3、目の1介護納付金分は、特定財源の額の決定に伴い、財源を組み替えるものです。

款の10、項の1、目の1の予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入につきまして、御説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1一般被保険者国民健康保険税の各節は、収納見込みにより増額となるものです。

予算書の9ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の1災害臨時特例補助金、節の1災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルスに伴い、所得が減収している世帯を対象に国保税の減免を行った世帯に対する補助金の額の決定見込みに伴い、国庫補助金分を増額するものです。

款の4、項の1、目の1保険給付費等交付金、節の1普通交付金は、療養給付費及び高額療養費の支出に伴う増額及び令和2年度の精算に伴う交付金の額の決定見込みに伴う減額です。

節の2特別交付金は、先ほど御説明しました新型コロナウイルスに伴い、国保税減免を行った世帯に対し、県から交付される交付金を増額するものです。

款の6、項の1、目の1一般会計繰入金の各節は、10ページにかけてとなりますが、いずれも

繰入金の決定に伴う減額です。

款の9、項の1、目の1一般被保険者延滞金は、収納実績見込みに伴う増額です。

予算書の11ページをお願いいたします。

款の9、項の3、目の1一般被保険者第三者納付金は、収納実績見込みに伴う減額で、目の3雑入は、収納実績見込みに伴う増額となります。

以上で、議案第4号につきましての説明を終わります。

次に、議案第6号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、介護サービス等給付や包括的支援事業の実績見込みによる減額補正などとなっております。

まず、予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3千67万1千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ28億8千6万9千円とするものです。

まず、歳出から主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

補正の概要は47ページからとなっております。

款の1、項の1、目の1一般管理費、節10需用費の減額及び、節12委託料の減額は、各種封筒など印刷物の実績見込みや、介護報酬改定等システム改修費用の確定によるものです。

款の1、項の3、目の1介護認定審査会費、節12委託料の減額は、予定していたシステム改修が保守契約範囲内で対応可能となったことにより減額としているものです。

予算書の13ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1介護サービス等諸費、節の18負担金補助及び交付金の減額は、要支援・要介護の認定を受けた方による介護サービス等の給付実績見込みになります。

予算書の14ページをお願いいたします。

款の2、項の2、目の1その他諸費、節11役務費の増額は、介護サービス等の利用件数の増加見込みに伴う、国保連合会に支払う審査支払手数料の増額によるものです。

款の2、項の4、目の1高額医療合算介護サービス等費、節の18負担金補助及び交付金の増額は、高額医療合算介護サービスの申請件数の増加見込みに伴う負担金の増加となります。

予算書の14から15ページの款の3、項の1、目の1介護予防生活支援サービス事業費、節の12委託料の減額は、主な短期集中通所型介護予防事業や通所型サービス事業で、新型コロナウイルス感染症対策として、まん延防止等重点措置適用期間中に、事業の休止あるいは縮小をしたことなどによる、実績見込みの減額となります。

節の18負担金補助及び交付金の増額は、要支援認定者等の増加に伴う、介護予防・生活支援サービス事業利用件数の増加見込みによるものです。

款の3、項の1、目の2介護予防ケアマネジメント事業費、節の12委託料の増額は、要支援認

定者等の増加に伴う、居宅介護支援事業所へのプラン作成委託件数の増加見込みによるものです。

予算書の16ページをお願いいたします。

款の3、項の2、目の1一般介護予防事業費、節の7報償費の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止したことなどによる実績見込みによるものです。

同じく、節の10需用費及び節の11役務費の減額は、要介護・要支援認定を受けていない高齢者に送付する「チェックリスト」の、送付対象者の見直し等に伴う実績見込みによるものです。

節の12委託料の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種介護予防関連事業を休止・縮小したことなどによる、実績見込みによるものです。

予算書の17ページをお願いいたします。

款の3、項の3、目の1包括的支援事業費のうち、節の12委託料の減額及び節の13使用料及び賃借料の減額は主に令和3年度に地域包括支援システム更新に伴う実績によるものです。

その下の17ページから18ページにあります款の3、項の3、目の2の2事業費のうち、節の7の報償費の減額は、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した介護相談員への謝礼の減額になります。

節の19扶助費の減額は、家族介護用品支給事業の実績見込みによるものとなります。

款の5、項の2、目の1一般会計繰出金の減額は、当初予算編成時、保険者機能強化推進交付金を一般会計に繰り出し、外出支援事業や家族介護用品支給事業の財源とする予定でしたが、実績見込み等に伴い、繰出金を減額するものになります。

予算書の19ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の1予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入につきまして御説明いたします。

補正予算の概要は45ページからになります。

まず予算書は8ページをお願いいたします。

款の3、項の2、目の1調整交付金、節の1現年度分調整交付金の増額は、調整率の変更及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に対する、国からの補てん金によるものです。

節の2総合事業調整交付金の増額も、調整率の変更によるものとなります。

款の3、項の2、目の2地域支援事業交付金、節の1現年度分の減額及び、節の2過年度分の減額は、いずれも実績見込み等によるものです。

款の3、項の2、目の6介護保険災害臨時特例補助金、節の1介護保険災害臨時特例補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による、令和3年度分の介護保険料減免に対する国からの補助金になります。この減免は、全額補てんのため、減免総額の10分の6が本補助金で、残り10分の4が、目1で計上の調整交付金で交付されることになっております。

予算書の9ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1介護給付費交付金、節の1現年度分の減額及び、目の2地域支援事業支

援交付金、節の1現年度分の増額は、いずれも実績見込みによるものとなります。

款の5、項の1、目の1介護給付費負担金、及び款の5、項の2、目の1地域支援事業交付金、予算書の10ページの款の6、項の1、目の1介護給付費繰入金また、同じく目の2地域支援事業支援交付金の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

目の4その他一般会計繰入金、節の2事務費繰入金の減額については、実績によるものとなっております。

款の6、項の2、目の1介護給付費準備基金繰入金の減額も、実績によるものです。

予算書の11ページをお願いいたします。

款の9、項の2、目の1雑入の増額は、成年後見制度町長申立費用のうち、本人が負担すべき額の求償金になります。

目の2被保険者第三者納付金の増額は、被保険者の第三者行為損害賠償金の実績によるものとなります。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料負担金の増額と、事業実績見込みによる保険事業費の減額に伴う補正となります。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は65ページとなります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6千694万2千円とするものです。

まず、歳出から御説明いたします。予算書の9ページをお願いします。

款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金、節の18負担金、1現年度分保険料負担金及び、2の滞納繰越分保険料負担金は、いずれも収納見込額による増額となります。3保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減に対する公費負担となる「保険基盤安定負担金」の額が確定したことに伴い、減額するものです。

款の3、項の1、目の1健康診査費は、健康診査及び人間ドック委託の事業実績に伴い、減額するものです。

10ページをお願いいたします。

款の5、項の1、目の1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入につきまして、御説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1特別徴収保険料、節の1現年度分は、収納見込額により増額となるもので、目の2普通徴収保険料、節の1現年度分は、収納見込額により減額となるものです。節の2滞納繰越分は、収納見込額により増額となるものです。

款の4、項の1、目の2保険基盤安定繰入金は、歳出でも御説明いたしましたが、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い繰入金の額を減額するもので、目の3保険事業等繰入金は、健康

診査及び人間ドック補助の繰入額の決定に伴い、減額するものとなります。

8ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の1延滞金は、収納見込額により増額となるもので、項の4、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、基本健診や人間ドックなどの健康保持増進事業の実績見込みに伴う減額となります。

以上で、議案第7号につきましての説明を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） こんにちは。私のほうからは、議案第5号、同じく議案第8号について説明させていただきます。

議案第5号、令和3年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案集は3ページ、補正予算書の概要は47ページをお願いいたします。

補正予算書は別冊になりますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千848万6千円とします。

補正の主なものは、一般会計で実施しております共有財産真木団地施業の事業費確定に伴う減額補正となります。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、節1財産収入は、熊本県が実施しました治山事業への支障となる立木の売却費2万7千円を追加するものです。

次に歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費です。節27繰出金、一般会計繰出金につきましては、一般会計で実施しております町有林保育事業等委託に含まれる共有財産真木団地施業の事業費確定に伴い12万8千円を減額するものです。

款2、項1、目1予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源調整となっております。

昨日の全員協議会でも御説明させていただきましたが、財源調整につきましては、本来一般財源で計上すべきものを当初予算から特定財源のその他に計上しており、9月補正においても2重に充当していることから、3月補正で特定財源から一般財源に振り替えております。財源の確認が不足し、申し訳ございませんでした。

議案第5号の説明については、以上となります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第8号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

議案集は6ページ、補正予算の概要は52ページをお願いいたします。補正予算書につきまして

は別冊になりますが、予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

第2条で予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出を6万8千円減額するものです。

予算の2ページをお願いします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正として、職員給与費を6万8千円減額するものです。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説明の2ページをお願いします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費を人事異動に伴い、6万8千円減額するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） こんにちは。私からは議案第9号と10号について、御説明いたします。

議案第9号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

補正の概要は53ページ、別冊になりますが補正予算書につきましては1ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、人件費の確定に伴う減額補正、下水道使用料の収入見込みによる増額、令和2年度事業費確定に伴う長期前受金戻入の減額補正、減価償却費の増額補正、消費税収支見込みによる減額補正と新庁舎建設に伴う公営企業等災害復旧事業債の減額補正です。

第2条につきましては、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）で定めた収益的収入及び支出の予定額を変更するもので、収入の下水道事業収益の減額については、第1項営業収益を319万3千円増額し、第2項営業外収益を420万円減額するものです。

また支出の下水道事業費用の増額については、第1項営業費用を50万7千円増額するものです。

第3条につきましては、補正予算（第2号）で定めた資本的収入及び支出の予定額を変更するものです。

予算書の2ページをお願いいたします。

収入の第1款資本的収入の減額は、第1項企業債を40万円減額し、第3項補助金を39万1千円減額するものです。

また、支出の第1款資本的支出の減額は、第1項建設改良費を79万1千円減額するものです。

第4条、企業債については、公営企業等災害復旧事業債の変更に伴い企業債の限度額を減額するものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正については、職員給与費を減額するものです。

第6条、他会計からの補助金の補正については、人件費の実績見込みに伴い減額するものです。補正予算に関する説明書により、詳細を説明いたします。

説1ページをお願いします。

収益的収入については、款1、項1、目1下水道使用料を、収入実績見込みに伴い319万3千円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人件費支出見込みに伴い8万円減額し、款1、項2、目4長期前受金戻入を令和2年度事業費確定に伴い92万7千円減額し、款1、項2、目5消費税及び地方消費税還付金を令和3年度消費税の収支見込みに伴い319万3千円減額するものです。

収益的支出については、款1、項1、目4総係費を職員人件費の支出見込みに伴い8万円減額し、款1、項1、目5減価償却費を、令和2年度事業費確定に伴い58万7千円増額するものです。

説2ページをお願いいたします。

資本的収入については、款1、項1、目1建設改良債で新庁舎の事業費確定に伴い40万円を減額し、款1、項3、目2他会計補助金は資本的収支対象職員の人件費支出見込みに伴い39万1千円減額するものです。

資本的支出については、款1、項1、目1建設改良費の79万1千円は、資本的収支対象職員の人件費支給実績見込みに伴い39万1千円減額し、新庁舎事業費確定に伴い新庁舎建設負担金を40万円減額するものです。

説3ページ以降は給与費明細書になります。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第10号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。補正予算の概要は54ページ、別冊になりますが、補正予算書につきましては1ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、人件費の確定に伴う減額、農業集落排水使用料の収入見込みに伴う増額、消費税収支見込みによる減額補正とマンホールポンプ電気代の増額補正になります。

第2条につきましては、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）で定めた収益的収入及び支出の予定額を変更するもので、収入の農業集落排水事業収益の増額については、第1項営業収益を127万円増額し、第2項営業外収益を91万1千円減額するものです。

また、支出の農業集落排水事業費用の増額については、第1項営業費用を1万6千円増額し、第2項営業外費用を39万4千円増額するものです。

予算書の2ページをお願いします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正については、職員給与費を減額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正については、人件費の実績見込みに伴い減額するものです。補正予算に関する説明書により、詳細を説明いたします。

説1ページをお願いします。

収益的収入については、款1、項1、目1農業集落排水使用料を収入実績見込みに伴い127万円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人件費支出見込みに伴い、10万8千円減額、款1、項2、目4、長期前受金戻入を令和2年度事業費確定に伴い6千円減額、款1、項2、目5、消費税及び地方消費税還付金を令和3年度事業費の執行見込みに伴い79万7千円減額するものです。

収益的支出については、款1、項1、目1、管渠費をマンホールポンプの電気代の執行見込みにより13万円増額し、款1、項1、目4総係費は、収益的収支対象職員の人件費支出見込みに伴い10万8千円減額し、款1、項1、目5、減価償却費を令和2年度事業費確定に伴い6千円減額、款1、項2、目3消費税及び地方消費税を令和3年度消費税の収支見込みに伴い34万3千円増額するものです。

3ページ以降は給与費明細費になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） 次に議案第11号から議案第25号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） まず、議案第11号の天津町振興総合計画基本構想の変更について御説明を申し上げます。議案集は9ページになります。

別冊の第6次天津町振興総合計画(案)、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

現在の第6次の天津町振興総合計画は、平成30年度から令和7年度までの8年間の計画となっておりますけれども、前期基本計画が令和3年度で終了しますので、令和4年度から令和7年度までの後期基本計画を新たに策定することとしております。

この別冊の資料の2ページから4ページのほうをお願いいたします。

序章において、計画策定の背景、それから計画の位置づけ、計画の構成と特徴についてまとめております。振興総合計画は、天津町まちづくり基本条例を策定根拠とする町政の方向性を定めた町の最上位の計画になります。

5ページから7ページをお願いいたします。

第1章、総合計画策定の前提がございますけれども、ここでは総合計画策定の前提として、少子高齢化など社会経済状況の財政見通しなどの現況をまとめております。9ページ、10ページで産業の活性化、それから持続可能な社会形成など、天津町の課題についてまとめております。

12ページをお願いいたします。

第2章、基本構想ですけれども、計画策定にあたり、まちづくりの基本理念、3項目について記載をいたしております。

13ページをお願いいたします。

町が目指すべき将来ビジョンは「夢と希望がかなう、元気大津」といたしております。4年後の町の人口を推計しておりますけれども、しばらくの間は住宅開発などで人口の増加傾向が続く見込みであり、令和7年の人口を約3万6千500人と予測をいたしております。

17ページをお願いいたします。

第3章で、施策の大綱、政策分野別方針を施策の大綱としてまとめております。町の施策を5つの分野に分け、「町民参加と持続可能なまち」を、全ての分野に横断的に関わる基本方針として設定をいたしております。

17ページ以降については、各分野の基本方針を掲載いたしております。

以上、基本構想の要点について申し上げます。

続きまして、議案第12号の天津町振興総合計画基本計画の策定について御説明いたします。

議案集は10ページになります。別冊の先ほどの計画書の23ページをお願いいたします。

23ページですけれども、基本計画は先ほどの基本構想を具現化するための必要な施策について、体系的にまとめております。今回策定するのは後期4年間の計画ということになります。

25ページをお願いいたします。

5つの分野における、基本施策と具体的な22の施策の体系を示しております。、施策の大綱、産業分野の基本方針を「ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち」とし、農林業振興など4つの分野ごとに施策の方針を定めております。

次に、保健・福祉分野の基本方針を「笑顔でつなぐ元気で健やかなまち」とし、健康・保健の充実など5つの分野ごとに施策の方針を定めております。

教育・文化分野の基本方針を「ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち」とし、家庭教育への支援など4つの分野ごとに施策の方針を定めております。

生活環境基盤分野の基本方針を「町の活力を支える機能性の高いまち」とし、土地利用施策の推進など6つの分野ごとに施策の方針を定めております。

最後に、横断施策として、町民活動・町政運営分野の基本方針を「“つながり”と“安心”の持てるまち」とし、まちづくり参画と行政との連携など3つの分野ごとに施策の方針を定めております。

74ページをお願いいたします。

ここでは、計画の進行管理と評価体制について説明をいたしております。なお資料編として、振興総合計画策定審議会の答申あるいは財政計画、アンケート結果など関係資料を掲載いたしておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

以上、後期基本計画の要点を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第13号、天津町役場駐車場使用条例の制定について、御説明いたします。

議案集は12ページ、説明資料は1ページをお願いします。

町の新庁舎、来庁者駐車場が整備されたことに伴いまして、駐車場の管理、それから、その他必要な事項を定めた条例を制定するものになります。駐車場の整備に伴い、約90台の駐車スペースを確保しております。なお、旧役場庁舎跡地につきましては、公用車の駐車スペースとして利用することとしております。

議案集12ページから説明させていただきます。

条例の第3条で、供用日それから供用時間を別表第1のとおりとしておりまして、15ページのほうに飛びますけれども、よろしく願いいたします。15ページのほうで、上段の別表第1になりますけれども、年間を通じて24時間の供用ということにしております。

改めて、12ページにお戻りいただきたいと思います。

第4条で、駐車場の使用許可を規定しておりまして、入場の際には、入り口ゲートで駐車券を交付することとしております。

13ページをお願いいたします。

第7条で使用の制限を規定しております。駐車場は、基本的には、公用又は来庁のための使用としておりますけれども、第2項で、来庁者以外の者に駐車場を使用させることができることと規定をいたしております。

第8条で、駐車料金の徴収それから額について別表第2のとおり、規定をしております。

15ページをお願いいたします。

別表第2、中段以降ですけれども、月曜日から金曜日の日中については、用務先の受付印がある場合については無料、一方、受付印がない場合については、3時間以内は無料ですが、3時間を越えた場合は、1時間ごとに200円。ただし、千円を超える場合は、千円を限度といたしております。

次に、土曜日、日曜日及び休日の日中ですけれども、これも用務先の受付印がある場合は無料、受付印がない場合については3時間を超えれば、1時間ごとに、こちらは100円。ただし、500円を限度としております。さらに、夜間についても、土曜日、日曜日及び休日と同様の取扱いとしております。

なお、駐車料金の設定につきましては、他の自治体や近隣の民間駐車場との均衡を勘案し、設定をいたしております。

13ページにお戻りいただきたいと思います。

第9条で、料金の徴収方法を規定しております。料金は、自動車を出口ゲートから出庫する時に徴収することとしております。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に2つ飛びまして、議案第16号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は26ページ、説明資料は5ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止、並びに個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正しようとするものです。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の5ページのほうで、説明をいたします。

現行法では、実施主体、いわゆる民間事業者、国、独立行政法人等により適用される法令が異なっていたために、定義をはじめ、義務規定など不統一があるために、個人情報の保護に関する法律に法体系が一本化されました。

5 ページの下段ですけれども、今回の条例改正の箇所といたしましては、大津町個人情報保護条例の第2条におきまして、引用元であります行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるのに伴い、引用規定を整備するものになります。

次に、6 ページの中段以降をお願いいたします。

町の個人情報保護条例の第16条におきまして、引用元であります独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるのに伴いまして、引用規定を整備したものになります。

8 ページから9 ページに新旧対照表を添付しております。

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第17号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案集は28 ページから、説明資料集は10 ページからになります。

まず、説明資料集の10 ページで説明をいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、条例を改正しようとするものであります。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の改正の概要につきましてですが、まず、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和といたしまして、非常勤職員の育児休業取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件廃止いたしております。

次に、育児休業を取得しやすいことと勤務環境の整備に関する措置等の義務付けとしまして、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置、また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が規定されております。

説明資料の11 ページをお願いいたします。

1 点目の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和としまして、第2条それから第17条について、所要の改正をいたしております。

12 ページをお願いいたします。

2 点目の「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付け」としまして、第21条で「妊娠又は出産等についての申し出があった場合における措置等」、また第22条で「勤務環境の整備に関する措置」を新たに追加をいたしております。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

次にちょっと飛びまして、議案第21号、大津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案集は37ページ、説明資料は20ページをお願いいたします。

消防団員数が全国的に減少する中、消防庁は、消防団員の処遇改善を推進するために「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を発出し、非常勤消防団員の報酬等の基準を定めたところです。今回、消防団の報酬等を改正するために、条例の一部改正を行うものになります。

消防長官通知では、説明資料の20ページに記載しておりますように、報酬については年額報酬と出動報酬の2種類とすること。それから出動に応じて、費用弁償を支給すること。支給方法は、団員個人に直接支給すること。その他、適切な予算措置、留意事項として、団員個人に支給すべき報酬等と消防団や分団の運営に必要な経費は適切に区分し、適切に予算措置すべきと規定されております。そのことを踏まえまして、菊池管内の近隣市町、それから消防団との協議を重ねてきたところであります。

説明資料の21ページをお願いいたします。

今回の条例改正について説明いたします。1番目として年額報酬は、国の標準額を参考にしつつ、現行の報酬との整合性を図ったところであります。②災害出動に応じて、出動2時間ごとに額を定め、1日あたり、8千円を限度といたしております。③費用弁償につきましては、現行の出動手当を廃止し、費用弁償としております。④としまして、支払方法は、現行では団員からの承諾を得て、各分団へ支給をいたしておりますけれども、令和4年度以降は、団員へ直接支給といたしております。⑤としまして、運営費として、消防団の運営に関する経費については、別途予算措置を予定しております。

22ページから24ページに新旧対照表を添付しております。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第22号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明をいたします。

議案集は41ページ、説明資料集は25ページをお願いいたします。

今回の改正は、熊本県市町村総合事務組合格約、第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和4年6月30日をもって、宇城市が脱退することに伴いまして、規約の一部を変更するものになります。

説明資料集の27ページで、新旧対照表、変更前、それから別表第2、第3条第10号に関する事務の項で、表中の下線の記載を削り、変更後の表中の下線の記載のとおり改めるものになります。

附則で、この規約は令和4年7月1日から施行することとしております。なお、構成市町村の同文議決になっております。

それから最後に、議案第23号、大津町庁舎建設事業基金条例を廃止する条例について、御説明を申し上げます。

議案集は43ページをお願いいたします。

大津町の庁舎建設事業基金につきましては、平成26年度に創設をいたしまして、合計8億4千

万円を積み立て、本年度までに庁舎建設事業の財源として支出してきたところであります。大津町庁舎建設事業基金を活用した事業の終了に伴いまして、今回、大津町庁舎建設事業基金条例を廃止しようとするものであり、条例の廃止につきましては地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 私のほうから、議案第14号、第18号、第24号について説明させていただきます。

まず、議案第14号、大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、御説明いたします。

議案集は17ページから21ページ、説明資料集は2ページから3ページをお願いいたします。

今回の条例は、上位法である中小企業基本法及び小規模企業振興基本法を受けて、制定するものです。

説明資料の3ページをお願いいたします。

中小企業基本法及び小規模企業振興基本法では、共に第1条において、中小企業・小規模企業の振興施策を推進し、経済の発展と生活の向上を図る目的が定められております。

その上で、それぞれの第6条、第7条においては、地方公共団体がその基本理念や基本原則にのっとり、国との役割分担を踏まえ、施策を策定し、及び実施する責務を有するとしております。

これを受けて、熊本県でも県の責務を果たすため、中小企業振興基本条例を制定しているところでございます。

熊本県下の市町村において、同様の条例制定は12自治体となっておりますが、菊池地域では本町以外の市町は既に制定済みであること、また、コロナ禍におけるこれまでの対応及び今後の対応も踏まえ、必要性を認識し今回の制定に至ったものでございます。

議案集の18ページをお願いいたします。

第1条で目的、第2条で定義を定めております。第3条で基本理念、18ページから19ページで第4条で町の基本方針、第5条で町の責務を規定しているところでございます。第6条から第8条で、それぞれの団体及び事業者の役割を規定しております。第9条で町民の理解と協力ということで規定しております。第10条で、施策を推進するため活性化会議を置き、調査審議するというところで定めているところでございます。

この条例の制定により、町内の中小企業及び小規模企業の振興をさら進め、健全で持続可能な発展を図ることとしております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第18号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案集は31ページから32ページ、説明資料集は13ページをお願いいたします。

議案第14号で説明させていただきました大津町中小企業・小規模企業振興基本条例において、第10条で活性化会議を設けることとしております。この会議の委員長と委員に係る報酬と費用弁償を定めるために、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

説明資料の13ページをお願いします。

新旧対照表に示しておりますとおり、大津町公立保育等再編検討委員会委員の次に、大津町中小企業・小規模企業活性化会議の委員長と委員の金額をそれぞれ追加するものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。以上、よろしくお願いたします。

最後に、議案第24号、大津町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例について、御説明いたします。

議案集は45ページから46ページ、説明資料集は28ページをお願いいたします。

今回の条例廃止は、平成29年度以降に中山間対象地域の吹田、大林、瀬田3地区の多面的機能支払交付金事業の充当財源としていた基金の充当が本年度をもって終了しますことから条例を廃止するものでございます。

まず、条例制定の経過について御説明いたします。

平成5年度、国は、法で指定された中山間地域における、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と、地域住民活動の活性化を図るため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業を創設いたしました。

これに伴い、全国の都道府県及び市町村で基金の造成が行われ、本町においても、平成6年3月に大津町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を施行し、基金運用益により調査及び研修等のソフト事業を実施することとしておりました。

次に、基金の取崩し及び事業充当の経過について御説明いたします。

説明資料集の28ページをお願いいたします。

平成6年度、基金造成時の金額は1千万円でございます。基金造成以降は低金利政策となり、運用益による事業の実施が困難な状況であったことから積立てを継続した経緯がございました。

その後、基金の事業趣旨と同様の多面的機能支払交付金事業が創生されましたことから、有効活用と中山間対象3地域の活動支援に資するため、県との協議に基づき基金を毎年取り崩し、多面的機能支払交付金事業を実施したものでございます。

なお、取崩し及び廃止を同日に行いますことから、附則で、この条例は令和4年3月29日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時04分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。それでは、議案第15号、大津町南部地区交流広場条例の制定について、御説明をさせていただきます。

議案集は22ページ、説明資料集は4ページをお願いいたします。

今回、江藤家住宅保存修理に合わせて、交流広場を整備し町南部地区における観光拠点の形成や、地域のにぎわいの場の創出を目指すもので、江藤家を訪れる方々の休憩及び滞留空間の創設に加え、地域住民の活動拠点及び一時避難所として活用することで、地域住民の交流や地域の安全・安心な市街地形成を図るものです。整備工事の完了は、令和4年3月末を予定しており、今後の使用及び管理に係る条例を制定するものです。

広場の概要ですが、広場の面積は、2千100平米、ユニット式トイレの設置、東屋の設置などとなっております。

条例の内容について御説明をいたします。

議案集の23ページをお願いいたします。

第1条で、設置の目的です。観光拠点の形成及び地域のにぎわいの場の創出とし、地域の活性化と併せて、安全で安心な市街形成に資する避難場所としての利用をするため、大津町南部地区交流広場を設置するものです。第2条で名称及び位置、第3条で使用の許可として広場の全部及び一部を独占して使用する行為、また暴力団員の排除等をうたっております。第4条で権利の譲渡等の禁止、第5条で使用の許可の取消し等、それから第6条で行為の禁止、また第7条で入場の制限、第8条で損害の賠償、第9条で委任を規定しております。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） こんにちは。それでは、議案第19号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案集は33、34ページ、説明資料集は14ページから16ページ、17ページには新旧対照表を載せております。

まず、今回の改正は収入証紙、これは町指定ゴミ袋等のことですが、この「元売りさばき人」を定めることについて、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集の14ページと、15ページと16ページのフロー図を併せて御覧ください。

今回の改正内容でございますが、現在、収入証紙、町指定ゴミ袋等の販売につきましては、大津町収入証紙条例第2条の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収することとなっておりますので、町指定ゴミ袋に証紙表示を印刷し、収入証紙として小売店等の「売りさばき人」に販売を

しております。

15ページの改正前フロー図のとおり、現在の町指定ごみ袋の購入方法は、「売りさばき人」は、役場環境保全課での受付、会計課窓口で代金を支払のあと、ごみ袋の管理業務を委託しております。この流れが、16ページの改正後フロー図にありますように、「元売りさばき人」を新たに設けることによりまして、受付から受渡しまでが1か所で済む、ワンストップ化が図られ、小売店等の「売りさばき人」の利便性の向上と同時に、環境保全課の受付事務や会計課での収納事務等の事務処理の効率化が図られることなどを今回の改正の目的としております。

次に、条例の改正文でございますが、説明資料集の17ページの新旧対照表のとおり、第5条、第1項から第4項、第7条、第1項につきまして、新たに「元売りさばき人」を定めることについての必要な条文の改正を行っております。

最後に、附則で、施行期日を規定しておりまして、元売りさばき人等の業務移行等の準備期間に3か月程度を要するため、この条例は令和4年7月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 私のほうからは、議案第20号、大津町保育所条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

議案集35から36ページ、説明資料集18から19ページをお願いいたします。

今回の改正は、認可保育所の入所及び退所の決定等については、保育の必要性に応じて市町村が行うことから、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の主旨に基づき、本条例の第4条入園の制限につきまして条文の全てを削るものです。

説明は、説明資料にて行います。説明資料18ページをお願いします。

改正の理由になります。18ページの中ほどの図で示しますとおり、認可保育所への入所申込みが保護者からあった場合、①利用申込のところですが、保育の必要性に基づきまして、町のほうは大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例に基づき審査を行いまして、認定の可否を行うこととなります。

町は、保育の認定を行った保護者に対しまして入所希望等の聞き取りを行い、認可保育所との利用調整をします。②に示すところです。その上で③の入所の決定を行っております。

本条例は、町立保育園の設置及び管理を定める条例であり、町立の保育所自体が「入園の制限を行う」というこの本条例第4条の条文につきましては、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の主旨に沿っておらず、本条の全てを削り、整備を行うとするものです。

議案集の36ページをお願いします。

施行日です。附則におきまして、「この条例は、公布の日から施行する」としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 議案第25号、菊陽町町道の路線認定に伴う承諾について、御説明いたします。

議案集の47と48ページ、説明資料集29と30ページをお願いいたします。

今回は菊陽町が開発道路を町道認定するにあたり、大津町管内の水路が菊陽町町道認定区域となるため、道路法第8条、第3項の規定により、議会にお諮りするものでございます。

説明資料の29ページで御説明申し上げます。

場所は、位置としては菊池広域連合南消防署の南に位置する菊陽町内での開発でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

現況としては、水路をボックスカルバートにして取付道路としたものです。

議案第25号につきましては、菊陽町町道の路線認定に伴う承諾について、道路法第8条、第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第26号から議案第33号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第26号、令和4年度大津町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

予算については、こちらの予算書のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。併せて別冊の当初予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、147億8千662万5千円と定めております。

第2条の債務負担行為から、第5条の歳出予算の流用までは、記載のとおりといたしております。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。庁内ネットワーク機器借上料につきましては、期間満了に係る更新分でございます。障害者基本計画等策定業務委託は、令和6年からの6年間を計画年度とする障害者基本計画等の策定業務を委託するもので、2か年計画で策定を行うものでございます。小学校、中学校の電子黒板借上料につきましては、平成25、26年度に導入しました機器の更新分でございます。小学校で34台、中学校で20台を導入するものでございます。

8ページをお願いします。

第3表、地方債です。1の臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補填するもので、国の地方財政計画を参考に計上しております。2から10の道路関連事業は、町道杉水水迫線整備や、橋梁点検、調整池の浚渫などで、主に町道整備事業に係るものになります。

11の公園施設長寿命化対策事業は、昭和園東屋の事業に係るものになります。

12のあけぼの団地改修工事事業は、あけぼの団地の改修工事の設計業務に係るものです。

13の消防設備等整備事業は、小型動力ポンプ、積載車2台の更新に係るものになります。

14の防災行政無線機能強化事業は、防災無線の音達調査の結果に基づき、防災行政無線の屋外拡声子局の増設、あるいは拡声器の増設・移設に係るものになります。

15の護川小学校屋根改修事業は、改修に係る設計業務に係るものになります。

16の天津中学校再生整備事業は、天津中学校校舎の再生整備に係る設計業務等に係るものです。

17の天津北中学校体育館屋根改修事業は、天津北中学校体育館の屋根改修工事に係るものになります。

それでは、歳出から御説明いたします。

48ページをお願いします。

款の1、項の1、目1議会費です。議員自己研修、それから議場設備保守点検業務委託等により、増額となっております。

50ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費は、国への職員派遣に伴う、地域手当、特別旅費、住居借上料等の増額、それから法制執務支援業務委託の増額関係になります。

53ページをお願いします。

目の2人事秘書費は、人事評価システムの導入等委託、それから新たに新設します職員チャレンジ・グループ補助金、そして職員資格取得の助成金の新設等により増となっております。

56ページをお願いします。

目4会計管理費、節11役務費は、コンビニ収納等の件数増による口座振替等手数料が増となっております。

目の5財産管理費は、前年度比1千287万2千円の増となっております。役場庁舎の維持管理に伴う委託料や工事請負費として吹田団地の町有地法面復旧工事等により、増となっております。

60ページをお願いします。

目6企画費、61ページに移りまして、節12委託料は、ふるさと寄附金に係る事務代行の業務委託料が主なものです。なお、ふるさと寄附業務委託につきましては、前年度の寄附額の見込みにより算定しておりまして、前年度の当初予算と比較して、1億6千687万2千円の増としております。

続きまして、節の18、62ページに移りまして、補助金では、空き家等の除却を行うために、老朽危険空家等除却促進事業補助金を新たに計上いたしております。

64ページ、目7電子計算費、節13使用料及び賃借料の電子申請フォーム使用料につきましては、オンライン申請の第一歩として、今まで試行しておりました電子申請フォーム、ロゴフォームですけど、これを導入し、DXの推進を図って参りたいと思います。

66ページをお願いいたします。

目の8交通安全対策費、節14工事請負費の交通安全標識、標示工事については、カーブミラーの設置、白線の補修、通学路の危険箇所のカラー舗装等を昨年に引き続き、集中的に行います。

67ページをお願いいたします。

目の9防犯対策費、節の14工事請負費の防犯灯設置工事は、令和3年度に続き、令和4年度は北部を中心とした防犯灯のLED化や地区からの要望による防犯灯の設置等を行うものになります。

節17備品購入費は、老朽化した青色防犯パトロール車の更新を行うものになります。

69ページをお願いします。

目の11地域づくり推進費、70ページにいきまして、節12委託料の地方創生関連パンフレット作製委託は、移住定住や子育て支援のパンフレットの作成を新たに委託するものになります。

71ページをお願いします。

目12諸費、節19補助金の1.生活路線維持費補助金については、国の生活交通路線維持費補助金の震災特例が終了したことによりまして、前年比1千110万円の増となっております。

72ページをお願いいたします。

目14行財政改革費、節12委託料の業務量調査等支援業務委託については、令和3年度から2か年で実施しております役場内の業務量調査の委託料になります。

78ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費、前年度比1千295万2千円の増額です。コンビニ交付の増加見込みによる手数料の増、節12委託料で、80ページの戸籍情報システム改修委託、マイナンバーカード取得促進事業委託等により、増となっております。

83ページをお願いします。

項4、目4参議院議員通常選挙費は、令和4年7月執行予定の参議院議員通常選挙に係る費用でございます。

84ページ、目8県議会議員菊池郡選挙区一般選挙費も、令和5年4月執行予定の熊本県議会議員一般選挙に係る費用になります。

続きまして、90ページをお願いいたします。

款3、項1、目1社会福祉総務費から92ページに移りまして、節の18補助金の3.民生委員児童委員活動補助金につきましては、令和3年度に実施ができておりませんでした大型研修の研修費による増となっております。

節27繰出金です。国民健康保険特別会計への繰出金、それから介護保険特別会計繰出金については、記載のとおりです。なお、令和4年度においても、両特別会計への繰出金については、法定外の繰り出しは行っていないところです。

次に目2障害者福祉費、94ページに移りまして、節12委託料で下から4番目になりますけれども、基幹相談支援センター委託につきましては、近年、複雑かつ複合化する障害に関する相談に対応するため、令和4年度中に「障がい者基幹相談支援センター」を「ふくしの相談窓口」内に設置をしまして、従来の一般的な相談対応のほか、専従の相談員を配置しまして、困難事例に対応することとしております。

障害者基本計画等策定業務委託につきましては、令和6年からの6年間を計画期間とする障害者

基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を令和4年、それから5年度の2年間で策定するもので、令和4年は策定に関するアンケート調査を行うこととしております。

95ページをお願いします。

節19扶助費の障害福祉サービス事業、障害児支援事業につきましては、利用者数、利用件数増を見込みまして、それぞれ前年度比7千907万1千円と6千120万円の増となっております。

97ページをお願いいたします。

目の3後期高齢者医療費につきましては、節18負担金の後期高齢者医療広域連合負担金が、療養給付費負担金の増の影響により、前年度より1千633万1千円の増となっております。

節27繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金の増の影響によりまして、前年度より1千880万5千円の増となっております。

次に目4老人福祉費につきましては、従来、介護保険特別会計で実施しておりました高齢者に対する一般介護予防事業のうち、地域づくりに資する事業と地域包括支援センター運営に係る費用が重層的支援体制整備事業の開始に伴いまして、一般会計に移行したことなどにより、増額となっております。また、99ページに移りまして、節18補助金の3. 大津町地域福祉権利擁護事業補助金、新規ですが、これは社会福祉協議会が実施します権利擁護事業や法人後見事業に要する経費について、必要な補助を行うものになります。

100ページをお願いいたします。

目5老人福祉センター運営費、節12委託料の老人福祉センター劣化度調査業務委託につきましては、老人福祉センター長寿命化の大規模修繕に向けて、施設の劣化度を調査するものでございます。

102ページをお願いいたします。

目8人権教育啓発費、103ページに行きまして、節12委託料の大津町人権教育・啓発基本計画改訂業務委託につきましては、令和3年度に実施しました人権に関する町民意識調査を踏まえ、同計画の改定を行うものでございます。

104ページをお願いいたします。

目9人権啓発福祉センター運営費、節12委託料、106ページに行きまして、人権啓発福祉センター改修工事監理業務委託及び節14の人権啓発福祉センターの改修工事は、老朽化した人権啓発福祉センターの屋根外壁等の改修を行い、施設の長寿命化を図ることとしております。

107ページをお願いいたします。

目12新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金、生活困窮者相談支援助成金につきましては、生活困窮世帯等世帯に対し、自立更生の促進を図るため、福祉金庫を貸し付けるものになります。

地域移動販売事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための移動販売事業の運営費を補助するものになります。

108ページをお願いします。

項2、目1 児童福祉総務費、節1 報酬の公立保育等再編検討委員報酬につきましては、令和4年度は年3回の開催を予定しております。会計年度任用職員報酬につきましては、子ども家庭総合支援拠点設置のため、子ども家庭支援員1名を新たに配置することとしております。

節の18 補助金、111 ページに移りまして、8の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金及び9の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、保育士や放課後児童支援員等の処遇改善のため、収入の3%程度引き上げるための補助を行うものでございます。

112 ページをお願いいたします。

目の3 大津保育園費、節12 委託料、114 ページに移りまして、大津保育園外壁改修工事設計業務委託につきましては、経年劣化した保育園の外壁改修工事を行うための設計業務委託になります。

115 ページをお願いいたします。

目4、保育給付費は、白川幼稚園の認定こども園移行による給付費の増加等を見込み、前年比3千771万2千円の増となっております。

続いて目5 学童保育施設運営費は、学童保育施設に係る指定管理委託が主なものですが、対象クラブの増などによりまして、前年比1千922万6千円の増となっております。

116 ページをお願いします。

目の7 新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、大津保育園の新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品、備品の購入及び私立保育園や学童保育施設等の新型コロナウイルス感染症対策のための補助金になります。

117 ページをお願いします。

款4、項1、目1、保健衛生総務費です。119 ページに移りまして、節12 委託料の一番下ですけれども、産後ケア事業委託につきましては、産後、家族等から育児等の十分な援助が受けられない産後1年未満の産婦及び新生児に対し、訪問型、利用者の自宅に赴き支援するものですが、それと宿泊型、医療機関等にて利用者を宿泊させる支援で、そういった支援を行うものになります。

目の4 健康増進費、124 ページに移りまして、節18 負担金、熊本連携中枢都市圏事業（健康ポイント事業）負担金につきましては、スマホアプリを活用し、各種健診や歩数を見える化した健康づくりを行うために、都市圏事業に対する負担金になります。その下の、地域活性化起業人制度負担金につきましては、民間企業のノウハウを生かした健康づくり・介護予防などを行うための人材派遣負担金になります。

127 ページをお願いします。

目9 新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、引き続き実施予定の新型コロナワクチン接種事業に係る費用になります。

129 ページをお願いいたします。

項2、目1、清掃総務費につきましては、菊池環境保全組合負担金の減により、前年比5千91

1万3千円の減となっております。

133ページをお願いいたします。

款6、項1、目3農業振興費、節18補助金、135ページに移りまして、10の機構集積協力は、農地バンクへの貸付等により、担い手への農地の集積・集約化に取り組み地域を支援するための交付金になります。11のかんしょ安定生産対策事業補助金につきましては、サツマイモ基腐病対策として行った苗床及び苗の消毒費用の助成を行い、甘藷の安定生産を図るものになります。

12の環境保全型農業直接支払交付金につきましては、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するため、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するものでございます。

138ページをお願いいたします。

目7圃場整備費、節12委託料は、御願所地区の圃場整備事業に係る事業計画書の作成委託費になります。

140ページをお願いします。

目9農業集落排水費につきましては、農業集落排水事業会計への繰出金になります。収益的費用に係る分を補助金として、資本的費用に係る分を出資金として支出をしております。

141ページをお願いいたします。

目11新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金、新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給費補助金は、新型コロナウイルスの影響により減収となった農業者に対する緊急支援資金に係る利子補給になります。

143ページをお願いします。

項の2、目2林業振興費です。節12委託料の2番目になりますけれども、森林管理意向調査委託につきましては、森林環境譲与税を財源としまして、令和元年から3年度に実施しました森林の意向調査結果を取りまとめ、今後の実施計画を策定するものになります。

146ページをお願いします。

款7、項1、目3観光費、147ページに移りまして、節18負担金の4.地域活性化起業人負担金は、起業人の受入れに要する派遣元企業に対する負担金になります。148ページに移りまして、補助金の6.地域活性化起業人助成金は起業人が発案、提案した事業に要する経費に対する助成金になります。

次に目4企業誘致推進費、149ページに移りまして、節12委託料、戦略的企業誘致支援業務委託につきましては、企業誘致の総合施策に向けて、専門的な知識や知見を有する者へ支援業務を委託することで、効率的に企業誘致を進めていくものでございます。

152ページをお願いいたします。

目6新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金は、新型コロナウイルスの影響により減収となり、県の金融円滑化特別資金の融資を受けた中小事業者に対する利子補給になります。

目の7、熊本地震関係費、節12委託料、岩戸溪谷遊歩道復旧工事実施設計業務委託につきましては、熊本地震で被災しました岩戸溪谷の遊歩道復旧工事に伴う実施設計を委託するものでござい

ます。

155ページをお願いします。

款8、項2、目2道路維持費、156ページに移りまして、節12委託料、一番下の官民境界申請書データ化業務委託につきましては、現在書類として保管しております官民立会記録等をデータ化することで、業務の改善を図るものになります。

また節13の用地業務システムリース料は、用地システムを導入し、用地交渉記録の管理、契約事務における書類作成をシステム化することで、業務の改善や進捗状況の管理等を行うこととしております。

157ページをお願いします。節18負担金は、下町地区と菊陽町戸次地区にかかります下戸橋の補修工事に係る、菊陽町への負担金になります。

次に目の3道路新設改良費、節14工事請負費は、町道杉水水迫線等の道路改良工事分になります。

160ページをお願いします。

款の3、目2公園緑地費、161ページに移りまして、節12委託料、公園施設長寿命化対策支援事業実施設計業務委託につきましては、町立公園の適切な修繕、改築の工法や時期等の検討を行い、公園施設の長寿命化計画を策定するものになります。

次の目の3公共下水道費は、先ほど、款6の農業集落排水費で説明したものと同様でございます。

162ページをお願いします。

目6熊本地震関係費、節18補助金の1. 熊本県住宅耐震改修事業補助金は、木造戸建て住宅の耐震強化に係る補助金になります。その下、2の地盤改良補助金は、熊本地震により被災し、解体した住宅を同一敷地内で再建する場合の地盤改良工事に対する補助金になります。こちらは復興基金創意工夫の対象事業としております。また、3のブロック塀撤去補助金は、個人所有の危険なブロック塀の撤去費用に係る補助金になります。4の被災住宅修理支援補助金は、他制度による支援を受けていない対象住宅の修理に要した経費を補助するものになります。

167ページをお願いします。

款9、項1、目2非常備消防費、目1報酬は、消防団員報酬改定によりまして、年額報酬の増額、災害等の出動実績に応じた出動報酬を創設したことにより、前年比1千931万6千円の増となっております。

168ページをお願いします。

節18、負担金補助金及び交付金の、169ページに移りまして、消防団運営交付金は、消防団の各分団・各班が消防団活動を行う上で必要となる費用相当について各分団へ支給するものになります。

目の3消防施設費は、消防防災設備の修繕、消火栓の新設などの他、節14防災行政無線改修工事で防災無線の音達調査に基づき、防災無線が聞こえない地域に対して、防災無線の新設や移設、また拡声器の増設や変更を行うため、前年比6千392万2千円の増となっております。

170ページをお願いいたします。

目5災害対策費、172ページに移りまして、節18負担金の6ですけれども、菊池圏域防災士養成研修講座負担金につきましては、菊池圏域3市町合同で実施しています防災士養成の研修に大津町も参加するため、研修に必要な費用を負担金として支出するものになります。

173ページの6の防災リーダー育成事業補助金は、防災士養成を図るために、資格取得に要する費用を補助するものになります。

174ページ、款10、項1、目2事務局費、176ページに移りまして節11の役務費の英検受験手数料は、中学卒業時に英検3級レベルの英語力を身に着けるための取組の推進として、中学3年生が英検3級を全員受験するための費用になります。

節18補助金、178ページに移りまして、6. 海外教育交流事業助成金は、本年予定しております、高雄市への小学生の台湾派遣交流事業に係る補助金になります。

目の3教育支援センター費、179ページに移りまして、節12委託料の適応指導教室児童生徒支援事業業務委託につきましては、教育支援センターを利用される児童、生徒に対する学習支援に係る委託料になります。

180ページをお願いします。

項2、目1学校管理費、節12委託料、182ページに移りまして、小学校施設改修等設計業務委託は、護川小学校の屋根改修工事の設計業務委託になります。

188ページをお願いします。

項3、目3学校建設費、節12委託料、大津中学校再生整備事業業務委託は大津中学校校舎の再生整備に係る設計業務、それからアスベスト含有調査等になります。大津北中学校体育館屋根改修工事につきましては、屋根改修工事の監理業務委託及び工事請負費になります。その下、大津北中学校外構工事につきましては、現在不足しております駐輪場整備と合わせまして、老朽化した駐車場の舗装等も行うこととしております。

195ページをお願いします。

項の5、目2公民館費、それから196ページに移りまして、節12委託料の錦野分館改修工事設計業務委託、それから監理業務委託と、節14工事請負費、錦野分館改修工事は、錦野分館の老朽化に伴う大規模改修事業になります。陣内分館屋根補修工事につきましては、陣内分館の雨漏り改修のための屋根改修工事になります。

199ページをお願いします。

目の4文化振興費、節18補助金、201ページに移りまして、4の文化財保存管理整備補助金は、江藤家住宅の復旧修理工事への町の補助金になります。

202ページをお願いいたします。

目6生涯学習施設運営費、203ページに移りまして、節14工事請負費は、矢護川コミュニティーセンター体育館配線交換工事は、体育館照明の配線の老朽化に伴います交換工事になります。

207ページをお願いします。

次に項6、目1保健体育総務費、209ページに移りまして、節18負担金の県民体育祭準備委員会負担金は令和5年度に行われます第78回熊本県民体育祭菊池・山鹿大会の準備委員会への負担金になります。

210ページをお願いします。

目2、体育施設費、211ページに移りまして、節12委託料の天津町運動公園芝生管理委託は、運動公園球技場、競技場の天然芝等の管理委託費になります。

212ページをお願いします。

節13、使用料及び賃借料の昭和園ナイター賃貸借は、昭和園テニスコートの夜間照明のLED化をリースで導入することとしております。

215ページに移りまして、節17の備品購入費、配送車ドライブレコーダーは、事故等防止のため、配送車にドライブレコーダーとバックカメラの設置をするものになります。

216ページをお願いいたします。

目4新型コロナウイルス感染症対策費、節14工事請負費、給食センター内装張替工事につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、共用部分等の内装を、抗菌効果のある壁紙に張り替えを行うものでございます。

219ページをお願いします。

款12公債費になります。利率の低下等により、利子については減額となっておりますけれども、新庁舎建設等の借入れによりまして元金償還の発生が影響しまして、元金が増額をしております。総額では1億1千202万6千円の増となっております。なお、令和4年度末の起債残高見込みは、180億7千万円となる見込みです。

220ページ、款13予備費で財源調整をしております。

次に歳入を御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1、項1町民税、目1個人ですけれども、個人所得の伸びや人口増加を見込みまして、5千万円の増で計上しております。

目2法人につきましても、前年度の実績等により、1千741万1千円の増で計上いたしております。

項2、目1固定資産税は、住宅需要の増加や、企業の投資による償却資産の増加等を見込みまして、5千868万1千円の増で計上いたしております。

13ページをお願いします。

項3の軽自動車税から、項5入湯税までは、前年度の実績等により計上いたしております。

14ページから18ページですが、款の2の地方譲与税から、款10の地方特例交付金は、前年度等の実績見込みや県の試算を参考にしながら、国が示します地方財政計画に基づき計上いたしております。

なお、18ページの款10の地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響

を受け減収となった中小事業者等の固定資産税等減免に係る補填が令和3年度までであったために、前年比2千700万円の減となっております。

款11 地方交付税は19億5千万円で、前年比1億5千万円の増となっております。内訳としましては、普通交付税が17億5千万円、特別交付税が2億円になります。臨時財政対策債の減により、普通交付税を前年比1億5千万円の増としております。

款12 交通安全対策特別交付金は、前年同額でございます。

19ページをお願いいたします。

款13 分担金及び負担金から、24ページの款14 使用料及び手数料までは、実績と見込みにより計上しております。

次に24ページをお願いします。款の15 国庫支出金は、それぞれの事業に基づく国の負担金でございます。項1、目1 民生費国庫負担金、節1、児童福祉費負担金は、歳出で御説明しました私立幼稚園の認定こども園移行に係る保育給付費の増により、前年比2千726万4千円の増となっております。また、25ページの節3、障害者福祉費負担金につきましても、対象者、対象件数の増により、全体で前年比7千万8千円の増額となっております。

26ページをお願いします。

目2 民生費国庫補助金、節3 重層的支援体制整備事業交付金は、介護、子育て、障害、福祉のうち、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業等の補助金について、一本化して交付を受けるものになります。

目の3、土木費国庫補助金、27ページに移りまして、節の2 都市計画費補助金の一番上ですが、社会資本整備総合交付金は、災害公営住宅の家賃低廉化事業等に係る補助金になります。

一番下の社会資本整備総合交付金につきましては、昭和園東屋改築工事及び公園施設長寿命化計画見直し業務委託に係る国庫補助金になります。

次に目5、総務費国庫補助金の節1 総務費補助金の一番上ですが、マイナンバーカード交付事務費補助金は、マイナンバーカード交付に伴う事務費の補助、それから総務費補助金の一番下になりますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍法の一部改正に伴います戸籍情報システム改修に係るものになります。

28ページをお願いします。

款16、項1、目1、民生費県負担金、29ページに移りまして、節4、障害者福祉費負担金につきましても、対象者、対象件数の増により、全体で前年比3千5百万4千円の増額となっております。

次に項2、目1 総務費県補助金、30ページに移りまして、節2 熊本地震復興基金交付金につきましても、それぞれ、復興基金基本事業分を計上いたしております。

次に目2 民生費県補助金、節1 重層的支援体制整備事業交付金は、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業等の補助金を一本化した重層的支援事業の県補助金になります。

31ページをお願いします。

節4、人権啓発福祉センター費補助金、隣保館施設整備費補助金は、人権啓発福祉センターの屋根外壁等の改修に係る県補助金になります。

32ページをお願いします。

目4、農林水産業費県補助金、節2、農業振興費補助金一番下の機構集積協力金は、農地バンクへの貸付等により、担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域を支援するための交付金になります。

33ページをお願いします。

節4 林業費補助金、下から2番目の熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金は、高尾野森林公園の道路改修工事に係る県補助金になります。

目の7 商工費県補助金、節1 商工費補助金、地域づくり夢チャレンジ推進補助金は、効率的、戦略的に企業誘致を進めていくために、企業誘致支援業務委託等に活用するものになります。

34ページをお願いします。

項3、目1 総務費委託金は、県民税徴収委託金の増、県議会議員選挙の委託金等により、前年比2千523万7千円の増となっております。

38ページをお願いします。

款18、項1、目1 一般寄附金です。ふるさと寄附金の前年度の実績見込み等により、前年比1億2千143万円の増となっております。

款19、繰入金です。項1、目1 介護保険特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、関連事業について介護保険特別会計から一般会計へ移行するため、増となっております。

39ページをお願いいたします。

目4 財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため、財政調整基金から、9億円を繰り入れております。繰入後の財政調整基金残高は、約18億4千万円となる見込みでございます。

目5の熊本地震大津町復興基金繰入金につきましては、別添予算の概要の最終ページに記載の事業につきまして、繰入れを行うこととしております。

46ページから47ページにかけての款22町債は、第3表で説明したとおりでございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後2時より再開します。

午後1時52分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 私のほうからは、議案第27号、議案第29号、議案第30号につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第27号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたしま

す。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億7千796万6千円と定めています。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

それでは、歳出から、主なものにつきまして御説明いたします。

予算書は15ページ、予算の概要は、52ページから54ページになります。

款の1、項の1、目の1一般管理費は、国民健康保険の事業運営のための事務費等で、主なものは、節11の役務費で、被保険者証と保険税納付書等の郵送費になります。

節12委託料は、国保連合会との事務の連携に使用いたします電算システムの共同電算委託料及び、レセプト点検委託料と法改正に伴う国民健康保険税システムの改修委託です。

16ページをお願いいたします。

目2連合会負担金は、会員となっている国保連合会への負担金で、平等割、被保険者数割等により算定されるものです。

項2運営協議会費は、国民健康保険法で設置が義務づけられている国民健康保険運営協議会の運営経費です。

17ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1一般被保険者療養給付費は、保険者が負担する医療費の原則7割の保険給付の費用です。一般被保険者高額療養費が前年度と比較して8千400万円増額となっていますが、令和3年度の給付実績が、悪性新生物や心疾患等の増加により、増額となるものです。

目の3一般被保険者療養費につきましては、治療用装具等に対する費用等の償還払いの費用となります。

18ページをお願いいたします。

目の5審査支払手数料は、国保連合会でのレセプト審査支払いに要する手数料です。

款の2、項の2高額療養費は、高額な医療費に対し、所得に応じて一定の金額を超えた分を給付するものです。一般被保険者高額療養費が前年度と比較して1千440万円増額となっております。療養給付費同様に令和3年度の給付実績が増加していることを考慮し、増額したものです。

19ページをお願いいたします。

目の3一般と、目の4退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が高額になった場合に限度額を超えた分を給付するもので、前年と同額を計上しております。

20ページをお願いします。

款の2、項の4、目の1出産育児一時金は、1件42万円の給付を35件分計上しております。

21ページをお願いいたします。

款の2、項の5、目の1葬祭給付費は、1件2万円の給付を40件分計上しております。

款の2、項の6、目の1傷病手当金は、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対し、傷病

手当金を支給するための費用で10件分を計上しております。

22ページをお願いいたします。

款の3、項の1の医療給付費分、項の2の後期高齢者支援金等分、予算書23ページの項の3の介護納付金分について、それぞれの金額は、国が市町村毎の医療給付や所得の水準等により案分し、算定した額を計上しており、総額は8億3千831万1千円となっております。

24ページをお願いします。

款の6、項の1特定健康診査等事業費の主なものは、25ページの上段、節12の委託料で、特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の事業に要する費用などを計上しております。

項の2、目の1保健衛生普及費は、医療費適正化のための啓発に係る経費等です。主なものとして、節11役務費は、医療費の抑制を目的に、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知を送るための郵送費です。

節12委託料は、国保連合会に支払う医療費通知等の作成委託料です。

目の2鍼灸施術費は、鍼灸の施術を受けられる方に対して、施術費用の一部を補助するものです。

27ページをお願いします。

款の9、項の1償還金及び還付加算金は、保険税の還付金等の予算を計上しております。令和3年度の支出見込みにより、前年度より190万円増額となっております。

28ページをお願いします。

款10予備費は、534万5千円を計上しております。

続いて、歳入を御説明いたします。

ページが前に戻りまして、8ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1一般被保険者国民健康保険税は、5億5千119万5千円、目の2の退職被保険者等国民健康保険税を6千円として計上し、保険税の総額を5億5千120万1千円で、前年比2千402万5千円の増で計上しております。

増額の主な理由は、新型コロナウイルスの影響などにより前年度は収入減を見込んで計上しておりましたが、被保険者の所得の伸びなどにより令和3年度よりは収入増を見込んだことによるものです。

10ページをお願いします。

款の2、項の1、目の1督促手数料は、保険税の督促状を発送する手数料で前年同額を計上しております。

款の4、項の1、目の1保険給付費等交付金は、保険給付や保健事業等に対し交付されるものです。前年比9千916万8千円の増の主な要因としましては、保険給付見込額の増に伴うものです。

節の1普通交付金は、保険給付費の全額が国から交付されるもので、節の2の特別交付金は、町が行う保健事業へのインセンティブや、結核等にかかる保険給付が多額である場合等の特別な事情を考慮して交付されるものです。

11ページをお願いします。

款の6、項の1、目の1一般会計繰入金、節の1から予算書12ページの節の3の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減分等に当てるための繰入金で、4分の3は県負担、4分の1が町負担となっております。

節の4職員給与費等繰入金は、歳出の総務費に相当する額を繰り入れるものです。

節の5助産費等繰入金は、出産育児一時金に充当するもので、35件分を計上しております。

節の6財政安定化支援事業繰入金は、所得水準、病床数、高齢者の割合など、保険者の責めに帰さない事由による財政上の不均衡を是正するため、繰り入れるもので、所要の地方財政措置が講じられております。

13ページをお願いいたします。

款の7、項の1、目の1繰越金は、前年度から2千万円を減額して繰越見込額を計上しております。

款の9、項の1、目の1一般被保険者延滞金は、保険税滞納分の延滞金で前年同額を計上しております。

14ページをお願いします。

款の9、項の3、目の1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等の被害者に国保が給付を行った場合など、加害者が過失割合に応じて国保に償還する納付金で、前年度同額で計上しております。

議案第27号についての説明は以上になります。

議案第29号、令和4年度大津町介護保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5千258万1千円と定めております。また、第2条で、一時借入金の最高額は1億円としております。

それでは、歳出から主なものについて御説明いたします。

予算書は16ページをお願いいたします。予算の概要は56ページからとなります。

款の1、項の1、目の1一般管理費は、介護保険の事業運営のための事務経費等で、主なものは、節の1報酬の会計年度任用職員の報酬などとなっております。

予算書の18ページをお願いします。

目の2認定調査等費は、要介護認定の申請等をされた方に対する、認定調査や主治医意見書等に要する経費で、主なものは、節の1報酬の会計年度任用職員8名や、節の11役務費の主治医意見書手数料などになります。

款の1、項の4、目の1計画策定等委員会費は、令和3年度から3年間の計画であります、「第8期介護保険事業計画」の進捗管理や、地域包括支援センター等に関する運営委員会の開催に要する経費で、主なものは、節の18負担金の菊池郡市介護保険連絡協議会に対する負担金となります。これは、令和6年度から3年間の計画となります第9期介護保険事業計画の直しに係る実態調査費用で、菊池郡市の介護保険連絡協議会での一括契約を予定しております。

予算書の20ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1介護サービス等諸費は、介護保険サービスの費用から、利用者の自己負担を除いた残りの保険給付分の費用になります。主なものは、節の18負担金のうち、1. 居宅サービス給付費や、3. 施設サービス給付費になります。

予算書の21ページをお願いいたします。

款の2、項の3、目の1高額介護サービス等費は、月々の介護保険サービス費の自己負担額が世帯合計で上限額を超えた場合に、超えた分の払戻しをするものです。

予算書の22ページをお願いいたします。

款の2、項の4、目の1高額医療合算介護サービス等費は、介護保険サービス利用者が支払った医療と介護の自己負担金が、世帯合計で一定金額を超えた場合に、超えた分の払戻しをするものです。

款の3、項の1、目の1介護予防・生活支援サービス事業費は、高齢者が要介護状態とならないように実施する介護予防事業に関する経費で、主なものは、節の12委託料のうち、通所型サービス事業委託や、節の18負担金の介護予防・生活支援サービス事業費になります。

目の2介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者や事業対象者に対し、介護予防等のサービスが適切に提供できるよう、ケアプランを作成いただく際に要する経費で、主なものは、節18負担金の介護予防ケアマネジメント費になります。

予算書の24ページをお願いいたします。

款の3、項の2、目の1一般介護予防事業費は、65歳以上の方の一般介護予防事業を実施するために要する経費で、主なものは、節の12委託料のミニデイ事業や地域版通所型介護予防事業など、介護予防関連事業に要する費用になります。

予算書は25ページ、26ページになります。概要は57ページをお願いいたします。

款の3、項の3、目の1包括的支援事業費は、認知症施策推進事業や在宅医療・介護連携推進事業など、包括支援センター運営や、認知症施策推進事業などの社会保障充実分に関する費用で、主なものは、節の1報酬の、会計年度任用職員の報酬などになります。

なお、この項目の令和4年度予算要求額が、令和3年度と比べて大きく激減となっておりますが、一般会計でも老人福祉のところで総務部長のほうから御説明がありましたとおり、昨年度まで介護保険特別会計内で取り組んでいた事業のうち、包括支援センター運営費が、福祉課が取りもどめております重層的支援体制整備事業へ、令和4年度から移行することによるものになります。

款の3、項の3、目の2任意事業費は、高齢者の在宅生活を支援する事業に関する経費で、主なものは、節12委託料や、節の19扶助費になります。

款の4、項の1、目の1介護給付費準備基金積立金は、同基金に係る利子の積立てとなっております。

予算書の28ページをお願いします。

款の5、項の1、目の1第1号被保険者保険料還付金は、過年度分に係る介護保険料の払戻金となります。

目の2償還金は、決算等に伴い、過大交付となった場合の、国・県・支払基金への返還金となります。

目の3第1号被保険者保険料還付加算金は、過年度分に係る介護保険料の払戻しの際の加算金となります。

予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。

款の5、項の2、目の1一般会計繰出金は、主に、福祉課が取りまとめております、先ほど申し上げました重層的支援体制整備事業を令和4年度より開始することに伴い、昨年度まで介護保険特別会計内で取り組んでいた事業のうち、地域介護予防活動支援事業、包括支援センター運営費、生活支援体制整備事業の財源となる、介護保険料や調整交付金などの費用の一部を一般会計に繰り出し充当するものです。

予算書の29ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の1予備費は、介護給付等の緊急な経費に対応するためのものになります。歳出の説明は以上になります。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

予算書の8ページをお願いします。予算の概要は54ページからとなっております。

款の1、項の1、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者からの保険料収入となります。令和3年度と比較しまして約1千200万円の増額となっておりますが、高齢者人口の増加によるものが主な要因です。節の1では年金からの天引き分を、節の2では納付書による窓口払いや口座振替等により支払われる保険料を収納しております。

予算書の9ページをお願いします。

款の3、項の1、目の1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込総額の国負担分です。

款の3、項の2、目の1調整交付金は、第1号被保険者の年齢階級や所得等の分布状況を調整して国から配分されるもので、節の1現年度分ですけれども、介護給付費の、また、節の2総合事業は介護予防・日常生活支援総合事業の歳出見込総額に応じて交付されます。

目の2地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の国負担分と、包括的支援事業や任意事業の国負担分に係る交付金です。

目の3保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止等に対する市町村の取組を支援するために交付されるもので、一般会計に繰り出して一般会計での事業実施が可能になる交付金です。令和4年度は、本交付金の一部を一般会計に繰り出しまして、健康づくり事業（地域活性化起業人事業）に充当する予定です。

予算書の10ページをお願いいたします。

目の4介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業を充実して行う、高齢者の介護予防・健康づくりの取組を支援するために交付されるものです。

款の4、項の1、目の1介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金が徴収した、第2号被保険者、40歳から64歳の方の介護保険料を財源として、介護給付費歳出見込額の27%が、同

基金から交付されるものです。

目の2地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の第2号被保険者負担分として、歳出見込額の27%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものになります。

予算書の11ページをお願いいたします。

款の5、項の1、目の1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込総額の県負担分となっております。

款の5、項の2、目の1地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の県負担分となります。

款の6、項の1、目の1介護給付費繰入金は、介護給付費歳出見込総額の町負担分となっております。

予算書の12ページをお願いいたします。

目の2地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の町負担分となっております。

目の3低所得者保険料軽減負担金繰入金は、介護保険料が第1段階から第3段階、非課税世帯になりますが、この方々に対し、公費を投入することで保険料率を引き下げ、低所得者の負担軽減を図るものとなります。

目の4その他一般会計繰入金は、認定調査や審査会、その他介護保険事業に係る事務費等の繰入金です。

予算書の12ページ、13ページをお願いします。

款の6、項の2、目の1介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費や地域支援事業等に係る保険料負担分の不足に対して繰り入れる基金になります。

款の7、項の1、目の1利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子収入となっております。

款の8、項の1、目の1繰越金は、前年度からの繰越見込額となります。

予算書の14ページをお願いいたします。

款の9、項の1、目の1第1号被保険者延滞金は、延滞金収入となります。

款の9、項の2、目の1雑入は、介護認定資料コピー代や、40歳から64歳の生活保護受給者の介護認定調査に係る委託料収入等になります。

目の2被保険者第三者納付金は、交通事故等に起因する介護サービス利用の場合の第三者からの納付金となっております。

予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

款の9、項の3、目の1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターで行う要支援者に対するケアプラン作成に伴う収入等になります。

議案第29号の説明は以上になります。

最後に、議案第30号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5千293万5千円としております。

それではまず、歳出のほうから御説明させていただきます。

予算書の11ページをお願いいたします。予算の概要は57ページからになります。

款の1、項の1、目の1一般管理費は、後期高齢者医療保険の市町村事務を行うための経費です。主なものは節の11役務費で、被保険者証を送付する簡易書留の郵便代等になります。

款の1、項の2、目の1徴収費は、保険料の徴収事務にかかる経費で、主なものは、節11役務費で保険料決定通知書等の郵送代です。

12ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が町に納付した保険料等を広域連合へ納付するものです。前年比8千310万2千円の増額となっておりますが、2年ごとに見直しを行う保険料率の改正及び被保険者数の増加に伴うものです。

予算書12ページから13ページにかけてになりますが、款3、項1、目1健康診査費の主なものは、13ページの節12委託料で、基本健診及び人間ドックの委託料になっております。

目の2鍼灸施術費は、鍼灸の施術を受けられる方に対して、施術費用の一部を助成する経費です。

14ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1保険料還付金は、過年度分の保険料払戻分で、過年度の申告・死亡に伴う手続等により発生する還付金です。

款の5、項の1、目の1予備費として、82万4千円を計上しております。

続いて、歳入を説明いたします。予算書の7ページになります。

款の1、項の1、目の1特別徴収保険料及び目の2の普通徴収保険料は、年金天引きとなる特別徴収対象者を令和2年度の実績から全体の53.7%、また、目2普通徴収保険料を全体の46.3%と見込みまして、大津町における後期高齢者の保険料を3億3千199万6千円計上しております。前年度に対し、6千563万9千円の増額となっておりますが、保険料率の改正及び被保険者の増加によるものです。

8ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1事務費繰入金は、一般管理費のほか保険料の徴収に係る事務費等を一般会計から繰り入れるものです。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額を一般会計から、県負担分4分の3に、町負担分4分の1を加えて繰り入れるものです。

目の3保険事業等繰入金の節の1鍼灸施術補助繰入金は、町の単独事業で鍼灸施術補助を行うため、一般会計から繰り入れるものとなります。

節の2人間ドック補助繰入金は、人間ドックの受診費用を補助するために一般会計から繰り入れるものです。

9ページをお願いいたします。

款の5、項の1、目の1繰越金は、令和3年度の決算見込みにより前年同額を計上しております。10ページをお願いいたします。

款の6、項の4、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施する委託料になります。

議案第30号につきましての説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 私のほうからは、議案第28号、同じく31号について御説明をいたします。まず、議案第28号、令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について、御説明をいたします。

議案集は51ページ、予算の概要は54ページをお願いいたします。予算書は特別会計の2つ目、共有財産の見出しとなっております。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3千716万6千円と定めます。

歳入から御説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節1市町村負担金4万4千円は、大規模林道菊池人吉線事業の賦課金で、菊池市、合志市、菊陽町、南阿蘇村の関係市町村負担金となっております。前年比12万7千円の減は、大規模林道償還金予定表に基づく償還額の減少によるものでございます。

款の2、項の1、目の1、節の1財産収入1万8千円の主なものは、無線基地局として携帯電話会社へ敷地を貸付ける貸付料他となっております。

款の3、項の1、目の1、節の1一般会計繰入金2万7千円は、大規模林道菊池人吉線事業賦課金の津町分となっております。前年比7万8千円の減につきましては、市町負担金と同様の理由となっております。

予算書の8ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1、節の1前年度繰越金3千707万7千円は、今後の真木団地における植栽・下刈り等の施業に備え、県分収金を繰越金として調整するものです。前年比1千424万5千円の減は、県分収金の減によるものです。

次に歳出について、御説明をいたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費381万円です。前年比737万9千円の減となっております。一般会計繰出で実施いたします真木団地施業は長期施業計画に基づき実施いたしますが、補助対象となる施業地の割合及び補助単価の増により、国補助金の増額が見込めますことから減額となるものでございます。

財源の説明を御説明申し上げます。その他の8万5千円につきましては、市町村負担金4万4千

円、財産収入1万8千円のうち携帯電話無線基地局貸付料1万4千円となっております。一般会計繰入金2万7千円です。

節10需用費から節15原材料費につきましては、一般会計に係る費用となっております。

節18負担金補助及び交付金、1の大規模林道事業賦課金7万2千円につきましては、大規模林道菊池人吉線に係ります事業の受益者負担金で、令和4年度で償還が終了することとなっております。

節27繰出金356万5千円につきましては、分収契約に基づき真木団地において県が伐採した伐採後の植栽・下刈り等の施業に係る一般会計への繰出金となっております。一般会計の町有林保育事業等委託の中で実施しており、令和4年度の実業は、下刈66.1ヘクタール、植栽7.1ヘクタールを計画しているところです。

予算書の10ページをお願いいたします。

款1、項1、目1は予備費で財源調整となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第31号、令和4年度大津町工業用水道事業会計予算について、御説明いたします。

議案集は54ページ、予算の概要は58ページから59ページをお願いいたします。

予算書は特別会計の5つ目となります、工業用水道の見出しとなっております。

予算書の1ページをお願いいたします。

工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、平成2年度から熊本中核工業団地内の企業に給水を実施しております。

第2条の業務の予定量ですが、給水先事業所は6事業所で、日量3千500立方メートルの給水量を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、工業用水道の給水事業から生じる収益と費用になります。

次に、予算書1ページ下段から2ページ上段になります。

第4条の資本的収入及び支出となります。収入はなく、支出は施設の整備や建設改良に関する費用となります。資本的収入及び支出で不足する932万9千円につきましては、消費税及び地方消費税資本的支出調整額と減債積立金、損益勘定留保資金から補填するものといたします。

企業債償還金の32万2千円につきましては、減債積立金から支出いたします。

第5条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員一名と会計年度任用職員の給与費等になります。

第6条で、利益剰余金うち32万2千円の処分として、減債積立金を予定しております。

次に、説明書の1ページから2ページをお願いいたします。

予算の実施計画ですが、収入で、款1工業用水道事業収益のうち主なものは、工業用水道使用料に伴う給水収益となっております。

支出の款1工業用水道事業費のうち、項1、目1原水費は、ポンプ電気代、修繕費等で、目3総

係費は職員人件費、システム使用料、事業会計支援業務、更新計画策定業務等です。

項2 営業外費用は、企業債の利息及び消費税です。

項4 予備費は不測の費用に対応するものとなっております。

続いて資本的収入及び支出となります。

資本的支出、項1、目1 工業用水道建設改良費は、第1 水源地高圧受電盤、変圧器更新工事等に
伴う工事請負費となっております。

項2、企業債償還金は、企業債の元金の償還額です。

項3、予備費は不測の費用へ対応するものです。

3ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書となっております。

1の業務活動に係るキャッシュ・フローは、給水事業による資金の収支をあらわすものでプラス
となる見込みです。2の投資活動によるキャッシュ・フローは、第1 水源池の受電盤更新工事等に
伴う支出でマイナスとなる見込みです。3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還
による支出を表すものでマイナスとなる見込みです。これまで同様、業績はおおむね良好となっ
ております。

4ページから7ページまでは、職員1人及び会計年度任用職員1人分の給与費明細となっており
ます。

8ページから9ページをお願いいたします。

令和4年度末の予定貸借対照表ですが、令和4年度予算を予定通りに執行した場合、令和4年度
末にどれぐらい資産、負債が残るのかを表すものとなっております。

10ページから11ページをお願いいたします。

注記といたしまして重要な会計事項を記載しております。固定資産の減価償却の方法、引当金の
計上方法、消費税の会計処理、引当金の取崩しについて記載しているところでございます。

12ページをお願いいたします。

損益計算書は、経営成績を表すものです。令和3年度の予定損益ですが、1から4までのとおり、
収益と費用を見込み、令和3年度の純利益は下から4行目の98万1千699円を見込んでおりま
す。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私からは、議案第32号と33号を御説明いたします。

議案第32号、令和4年度大津町公共下水道事業会計予算について、主なものを説明いたします。

予算の概要は、59ページから61ページをお願いします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は1万871戸、年間有収水量は360万6千327
立米、一日平均処理水量は、9千688立米を予定しております。主な建設改良費は、6億1千1

40万円です。

第3条の収益的収入及び支出ですが、下水道事業収益は7億2千840万2千円、下水道事業費用は7億6千316万6千円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入が7億2千307万円を予定しております。

予算書の2ページをお願いいたします。

資本的支出は9億1千991万1千円を予定しております。

第5条で、債務負担行為を定めており、事項1、下水道計画区域内の水洗化促進を図るため、水洗化改造資金の融資斡旋をするにあたり、金融機関が融資した資金の損失補償をするものでございます。

事項2の融資枠は水洗化改造資金1件で50万円です。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第6条で企業債について、目的、限度額等を定めております。

第7条で、一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用については、地方公営企業法施行令第18条第2項に基づき定めたものです。

第9条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で4千79万6千円を計上しております。

第10条で、他会計からの補助金として一般会計からの補助金7千880万3千円を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

収入については、款1、項1、目1下水道使用料は、下水道施設利用者が使用する下水道施設使用料です。

項2、目2補助金は社会資本整備総合交付金と一般会計からの人件費、起債利子の償還に充てる補助金です。

目4長期前受金戻入は減価償却に含まれる補助金相当額を収益化するものです。支出については、款1、項1、目1管渠費は下水道管路、マンホールポンプの維持管理に関する経費です。

目2ポンプ場費は、室・引水の汚水中継ポンプ場の維持管理に関する経費です。

目3処理場費は、浄化センターの維持管理に関する経費です。

目4総係費は、職員の人件費、下水道使用料徴収委託料などです。

目5減価償却費は、令和4年3月末までに取得した資産に対する減価償却になります。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は長期債利子、及び一時借入金利子です。

次に、説明書の2ページをお願いします。

資本的収入及び支出の主なものを説明いたします。

収入については、款1、項1、目1建設改良債は、企業債の借入れです。

項2、目1出資金は、企業債元金償還のための一般会計出資金です。

項3、目1国庫補助金は、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金です。

目2他会計補助金は、一般会計からの補助金になります。

項4、目1受益者負担金及び分担金は、令和3年度以降に下水道整備された公共下水道区域に1平方メートルにつき300円を賦課したものです。

支出については、款1、項1、目1建設改良費は、建設、改築等に係る経費を計上したものです。

項3、目1企業債償還金は、企業債の元金の定時償還です。

次に説明書の3ページをお願いいたします。

令和5年3月末予定キャッシュ・フロー計算書です。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、下水道事業による資金の収支を表すものでプラスとなる見込みです。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、下水道施設整備に伴う収支を表すものでマイナスとなる見込みです。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入れ及び償還に係る収支を表すものでプラスとなる見込みです。

説明書4ページから7ページまでは、職員5人分と会計年度任用職員1人分の給与費明細になっております。

説明書8ページをお願いします。

こちらについては、債務負担行為に関する調書になります。

説明書9ページから11ページについては、令和4年度末の予定貸借対照表になります。

説明書12ページから13ページについては、注記として重要な会計事項を記載しております。

説明書14ページをお願いいたします。

令和3年度の予定損益計算書になります。1から5までのとおり、収益と費用及び特別損失を見込み、令和3年度の純損失は下から3行目の6千244万7千592円を見込んでいます。

説明書15ページから17ページは、令和3年度末の予定貸借対照表になります。

説明書の18ページについては、注記として重要な会計事項を記載しております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計予算について、説明をいたします。

予算の概要は、61ページと62ページです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は997戸、年間有収水量は28万513立米、一日平均処理水量は769立米を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、農業集落排水事業収益は1億2千85万9千円、農業集落

排水事業費用は1億6千863万5千円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入は7千261万3千円、資本的支出は7千521万円を予定しております。

予算書の2ページをお願いいたします。

第5条で、一時借入金の借り入れ最高額を6千万円と定めております。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、地方公営企業法施行令第18条第2項に基づき定めたものです。

第7条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で662万1千円を計上しております。

第8条で、他会計からの補助金として一般会計からの補助金4千55万8千円を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

収入については、款1、項1、目1農業集落排水使用料は、矢護川、錦野及び杉水・平川地区の農業集落排水使用料です。

項2、目2補助金は、一般会計からの人件費、起債利子の償還、維持管理費に充てる補助金です。

項2、目4長期前受金戻入は、減価償却費に含まれる補助金相当額を収益化したものです。

支出については、款1、項1、目1管渠費は、マンホールポンプ光熱水費、修繕費、維持管理業務委託費等となっております。

目3処理場費は、矢護川、杉水、錦野浄化センターの光熱水費、汚泥引抜き手数料、維持管理業務委託費等となっております。

目4総係費ですが、職員人件費、保険料、燃料費等になります。

目5減価償却費は、令和4年3月末までに取得した資産に対する減価償却になります。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、長期債利子及び一時借入金利子です。

次に、説明書の2ページをお願いします。

資本的収入及び支出の主なものを説明いたします。

収入については、款1、項2、目1出資金は、企業債元金償還のための一般会計出資金です。

支出については、款1、項1、目1建設改良費は、農業集落排水事業基金積立金、量水器取替業務委託です。項3、目1企業債償還金は、企業債元金の定時償還になります。

次に説明書の3ページをお願いします。

令和5年3月末予定キャッシュ・フロー計算書です。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、農業集落排水事業による資金の収支を表すものでプラスとなる見込みです。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、農業集落排水施設整備に伴う収支を表すものでマイナスとなる見込みです。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債償還による支出と他会計からの出資による収入を表すものでマイナスとなる見込みです。

説明書4ページから7ページまでは、職員1人分の給与費明細になります。

説明書8ページから10ページは令和4年度末の予定貸借対照表になります。

説明書11ページから12ページについては、注記として重要な会計事項を記載しております。

説明書13ページをお願いします。令和3年度の予定損益計算書になります。1から5までのとおり、収益と費用及び特別損失を見込み、令和3年度の純損失は下から3行目の4千271万4千857円を見込んでおります。

説明書14ページから17ページは、令和3年度末の予定貸借対照表になります。

説明書17ページをお願いします。最後に、注記として重要な会計事項を記載しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

午後2時51分 散会

本 会 議

議案質疑、討論、表決

委 員 会 付 託

令和4年第2回大津町議会定例会会議録

令和4年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和4年3月7日(月曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																											
欠席議員																												
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																											
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理者 元田 正剛</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>兼 会計課長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部総務課主幹 兼 行政係長 兼 法制執務係長 吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>総務部財政課課長補佐 兼 財政係長 大塚 昌憲</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長</td> <td>矢野 好一</td> <td>教育長 吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長 併任 工業用水道課長</td> <td>田上 克也</td> <td>教育部長 羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教育部次長 平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長</td> <td>白石 浩範</td> <td>農業委員会事務局長 高橋 和秀</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清水 和己</td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理者 元田 正剛	副町長	佐方 美紀	兼 会計課長	総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹 兼 行政係長 兼 法制執務係長 吉良 元子	住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係長 大塚 昌憲	健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育長 吉良 智恵美	産業振興部長 併任 工業用水道課長	田上 克也	教育部長 羽熊 幸治	都市整備部長	村山 龍一	教育部次長 平岡 馨	総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長 高橋 和秀	総務部財政課長	清水 和己	
町 長	金田 英樹	会計管理者 元田 正剛																										
副町長	佐方 美紀	兼 会計課長																										
総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹 兼 行政係長 兼 法制執務係長 吉良 元子																										
住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係長 大塚 昌憲																										
健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育長 吉良 智恵美																										
産業振興部長 併任 工業用水道課長	田上 克也	教育部長 羽熊 幸治																										
都市整備部長	村山 龍一	教育部次長 平岡 馨																										
総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長 高橋 和秀																										
総務部財政課長	清水 和己																											

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 4 年 3 月 7 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1	議案質疑	
	議案第 3 号	質 疑
	議案第 4 号	質 疑
	議案第 5 号	質 疑
	議案第 6 号	質 疑
	議案第 7 号	質 疑
	議案第 8 号から議案第 1 0 号まで	一括質疑
	討論、表決	
	議案第 1 1 号から議案第 1 2 号まで	一括質疑
	議案第 1 3 号	質 疑
	議案第 1 4 号	質 疑
	議案第 1 5 号	質 疑
	議案第 1 6 号から議案第 1 7 号まで	一括質疑
	議案第 1 8 号	質 疑
	議案第 1 9 号	質 疑
	議案第 2 0 号	質 疑
	議案第 2 1 号から議案第 2 3 号まで	一括質疑
	議案第 2 4 号	質 疑
	議案第 2 5 号	質 疑
	議案第 2 6 号	質 疑
	議案第 2 7 号	質 疑
	議案第 2 8 号	質 疑
	議案第 2 9 号	質 疑
	議案第 3 0 号	質 疑
	議案第 3 1 号	質 疑
	議案第 3 2 号	質 疑
	議案第 3 3 号	質 疑
日程第 2	委員会付託	
	議案第 1 1 号から議案第 3 3 号まで	

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。議案第3号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第12号）についてから、議案第10号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号から議案第10号までの8件は、委員会付託を省略することに、決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 令和3年度の一般会計の補正予算について、質疑を行います。

補正予算の概要書でお尋ねをしたいと思います。

概要書のページが23ページです。最初に中段の林業補助金です。農林水産業県補助金の中の林業補助金で、熊本県特定鳥獣適正管理事業補助金が8万円。シカの捕獲が80頭増えるということで、8万円増額がされております。80頭ですね。

これに対して、26ページの上段です。歳出の上から2段目の林業振興費で、この県の補助金ですね、管理事業補助金、シカ捕獲頭数増によるものということで、こちらでは140頭になっております。県からは80頭の補助金が増えたのに対して、歳出では140頭になっているのはなぜかということをお尋ねをします。

それから、もう1点は、やはり有害鳥獣駆除補助金に関係するところですが、農業振興費で当初の予算ではイノシシとシカ合計で150頭というふうに計上がなされておりました。イノシシ、シカそれぞれ1頭あたり7千円の町の単独補助金が出るとなっていたわけですが、先ほどの熊本県の特定鳥獣適正管理事業は、シカだけで150頭となっているんですね。イノシシは入れないで、シカだけ県から補助金が150頭分くると様相になっているんですけども、町の有害鳥獣ではシカとイノシシを合わせて150頭となっています。どうもこれ、数が合わないということです。イノシシとシカの捕獲頭数は、一体正確にはどうなっているのかというのが1点です。

それから、県からくるシカの捕獲に対する1千円は、町単独予算の7千円に上乗せをされて支給をされるのか。

以上の2点について、お尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） ただいまの荒木議員の質疑について、説明をさせていただきます。

まず、熊本県の特定鳥獣適正管理事業につきまして、シカ1頭当たりの1千円が歳入歳出の金額が違うという御質問が1点目だったかと思います。この件につきましては、まず県の捕獲補助金が捕獲頭数ではなく、県の予算の範囲内で交付されるということで、大津町の場合が今年、交付決定額は90頭の9万円ということになっております。県全体の予算ですと、県全体で190万円を全市町村で案分するというようになっております。

歳入につきましては、先ほど申しましたが、令和3年度の交付決定額が90頭の9万円、これが上限ということになっております。当初予算で10頭1万円を計上しておりましたので、差額の8万円が歳入で増額補正をお願いしているところでございます。

歳出につきましては、3月1日現在の捕獲頭数が131頭となっております。3月末までに、一斉捕獲というものを3月20日から3月27日まで計画しておりますので、頭数の見込みが150頭というふうに計上しております。その差額が歳入と歳出の差額ということになっております。残りの60頭分の差額、6万円については、単費で対応させていただきたいと考えております。

それから、2問目のイノシシとシカの捕獲頭数でございますが、イノシシについては3月2日現在でございますが、121頭捕獲をさせていただいております。シカが131頭、合計の252頭ということで捕獲をさせていただいているところでございます。シカにつきましては、昨年の2倍以上捕獲の実績があるということになっております。

それから、1千円は上乗せがされるかということでしたと思いますけれども、これについては1千円上乗せをさせていただくということになっております。補助金としましては、町が7千円、これ町単独でございます。被害の状況が最近著しいので、令和2年度から2千円の上乗せをして、5千円から7千円ということにさせていただいております。

それから、国のほうから7千円、プラスして、御質疑にありました県の千円を上乗せして、合計の1頭当たり1万5千円を支出させていただくということになっております。

シカについては1頭千円なので、非常に被害状況が近年著しいということで、県については増額の要望を強くお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 有害鳥獣駆除被害が拡大していることが分かったわけですが、県は予算の範囲内しか1千円の補助をしないということは、基準等を超えた分については、シカについて県の1千円を上積みされた7千円プラス1千円か。県の補助を上積みして8千円補助をする場合と、県の予算がなくなってしまった場合、それ以外は7千円しか補助が出ないという、アンバランスになっているのかどうかということです。それをちょっと確認をしたいです。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 説明が不十分で申し訳ありません。

差額の60頭分、6万円については、町の単費で対応させていただいて、7千円プラス1千円、捕獲頭数に応じて上乘せをして交付をさせていただいている状況でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、議案第3号について、質疑をいたします。

予算書の補正予算の概要の44ページ。款項目で言いますと、款10、項6、目4、節の需用費。「新型コロナウイルス感染症に影響し、給食センターから副食が提供できない場合を想定し、非常用のカレー4千500食を備蓄するもの」という説明があります。

お尋ねは、このカレー、恐らくパックのものと思われかもしれませんが、この備蓄の方法と場所と、当然、温食として提供しますので、それをどのようにしてボイルをして、どのように運搬をするのかという2点について、お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 時松議員の御質問にお答えいたします。

緊急用のカレーにつきましては、まず、備蓄の保管場所というところですが、各学校のほうにそれぞれ備蓄をさせていただきたいと思っております。

あと、調理の方法といいますかボイルの方法ということでございますけれども、これ常温で提供するような形となります。ボイルとかをするわけではございません。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度、質疑をいたします。

そうすると、朝の段階で調理を始める段階で、給食センターに新型コロナウイルス感染者が発生しましたと。「本日の給食を提供できません」と言われたその体制から、学校に対して、じゃあ食事の提供の準備をしてくださいということですね。そして、それは常温で段ボールに入っているのか、それとも人数分小分けしてある状態か分かりませんが、それを食事として提供しますという仕組みで、学校にそのまま備蓄をさせると。

私がちょっと思いましたのは、やはりコロナウイルスで食事の提供に不安があるという状態で、もう努めては温かい食事を運搬できる仕組みが必要ではないかと考えます。例えば、野菜を刻んだり、盛り付けて鍋に入れなければいけないという状態ではないので、例えば湯煎をして、どこからか運搬をするということで、温かい食事の提供がまずできるのではないかとというのが、1点。

もう1点、これは再度お尋ねをしますが、今この4千500食を、そのまま学校ごとで備蓄をするという体制は、例えば何回か起きるであろうコロナウイルスでの給食センターの一時的閉鎖に対応でき得るものなのかについて、お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 時松議員さんの御質問にお答えします。

温かい食事をということでございますけれども、今回想定しておりますのが、給食が緊急で、当日お昼の給食が提供できないといった場合を想定しております。その際に、主食でありますパンか御飯かというのは、これは業者のほうに業務委託をしておりますので、直接学校のほうに配送されます。ただ、副食となりますおかずの部分がないということで、それを想定して非常時のカレーという形で検討させていただきました。

これにつきましては、今年度も昨年、一時水道管に錆びが出たという状態が早朝ありまして、緊急にそのときの昼食を提供できないというような状況がありました。そのときに、一応緊急時に「ふりかけ」というようなものも備えておりましたので、その際はそれで対応させていただいたという状況もございます。今回は、カレーのほうを準備させていただきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度、質疑いたします。

要は、子どもたちの給食環境がコロナで止まってしまうということになると、やはり学校に来たけど「なんだ」ということで、子どもたちが失望してしまうよりは、前回ふりかけでやりましたという時はそのような声があったらしいですけれども、今回はカレーを用意しておりますと。ですから、子どもたちのおいしい御飯の時間というのが助けにはなる、というところまでは来たなと思えます。ただ、そのときの主食の配膳が御飯なのかパンなのかは、また違うんですとなれば、パンに冷たいカレーを付けて食べというのは、ちょっと切ない感じがするわけですよ。

私が申し上げているのは、温かい食事の提供の環境ということまでいけば、これは例えば給食が止まるという事案だけじゃないですよ。災害が発生したときの食事の提供の仕方、これも一緒なんですよ。温かいものを温かいうちに食べたいです、というのは、それはどの態勢でも共通のことだと思います。緊急時で本当の緊急だったら別ですよ。地震があつて、建物が倒壊して出された人は乾パンしかない状態と分かるけど、もうあらかじめ準備をしておけば、そういうことに柔軟に対応できはしないかなというふうに考えますので、これは要望ですが、温かい食事が提供できるような仕組みの構築まで、一步踏み込んだ学生に対する支援というのを、よろしく願いを申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 今後また、そういったところも研究、調査していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 予算の概要のところの23ページ、16の2の4の3の農地補助金の中で、多面的機能交付金事業の中で700万円ほど補助金が使われていないという部分があるんですけども、主な部分についてお願いします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） ただいまの山本議員の質疑について、御説明い

たします。

多面的機能支払交付金事業の減額補正についての御質問だったかと思います。これは、国の補助金の確定額に伴うものということになりますけれども、具体的に申しますと、令和3年度当初はメニューが2つ分かれておりまして、農地維持の共同分と長寿命化ということです。この2つとも当初予算では100%予算としては計上しておりました。農地維持の共同分については100%交付決定がなされておりますが、長寿命化分につきましては大津町の場合、80.1%の交付確定ということで、この部分が減額補正をさせていただいたということになっております。

現在、30近くの支部がございますが、きちんと説明をさせていただいて、この分で長寿命化の事業は交付決定に基づいて実施をしているということになります。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 各これを受けている団体からは、4月に策定作業をやって申請をされると思うので、そこには十分検討されていると思うので、せっかくの予算をもらえるのであるから、その部分の活用をしていただくようお願いしておきます。

○議 長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 例年、長寿命化の分については7割から8割の交付決定率ということで、年度当初の総会時にも一応、情報としてはお届けしているところでございます。なるべく100%交付に近づくように努力もしてまいりますし、有効な補助金の活用につかまして努力していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

補正予算書の53ページ、款の3、項の1、目の2、節の19扶助費であります。障害福祉サービス、障害児支援費事業あたりが、えらく膨らんでおります。また一般財源も9千万円の持ち出しがあっておりますが、この点の内容について、予測するのは難しいとは思いますが、何せこの金額ですから財政計画の中にも、かなりの影響を及ぼす額でありますので、この点について質疑いたします。

次に77ページの款7、項1、目4、節12委託料として500万円。工業団地適地選定業務委託というものが上ってきております。新年度予算、急を要したのかなと思っております。しかし、ここで思いますのは、この適地選定業務委託となりますと民間の何らかの会社ではないかなと。ただ、民間の会社であるならば、その適地選定が全て町有地であるのならばいいと思うんですけども、それに例えば民有地が重なってくるのが、第一候補、第二候補とかで上がってきたとするじゃないですか。この情報漏えいによって、いろんなそういった話があるのならば、例えば土地転がしとか、言うならばですね、そういったものも考えられるんじゃないかなと。ここは情報が非常に重要になってくるシークレットで進めなければならない部分も多々あると思うんですよ。

この会社の選定根拠ですね。例えばどういった会社に委託するのか。そしてまた、その内容とい

うものがどこまでのものなのか。この点について、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の障害福祉費の給費のほうが増加傾向にあるという点での御質疑だったかと思えます。

主な事業としましては、障害福祉サービス事業の中の居宅介護や施設入所、就労継続支援等が増加傾向です。また、障害児支援費事業につきましては、放課後等のデイサービスまた児童発達支援等の扶助費のほうが増加しております。

増加の要因としましては、サービスの利用対象者数の増加に伴う給付費の増額、それと障害の重度化やサービス提供事業所の増加に伴うサービス利用の回数や時間の増加あたりになります。

障害は単なる病気とは違いまして、その方が一生涯向き合っていくものでありますので、日常生活を支える福祉サービスの利用は、長期的にならざるを得ないような状況になっております。よって、国のほうでも、これは負担金事業ということで負担金をいただいているという形で支援をいただいております。

サービスの供給量は障害の種別や程度などにより、標準が定められるものですが、利用者のニーズに合わせて一人一人給付の決定や時間が異なるため、サービスの利用を一律に抑制するのは、なかなか難しいということです。

今後とも増加傾向にあるとは思いますが、適正な扶助費の給付に心がけていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 永田議員の質疑について、御説明いたします。

工業団地適地選定推進費として委託料として500万円、3月の補正で計上させていただいております。この件につきましては、昨年11月9日のTSMCの進出の正式な発表を受けまして、関連企業等の問合せも非常に増加をしている状況がございます。町内でまとまった用地の確保が急務となっておりますので、法規制や自然条件、インフラ整備等の整理検討を行い、工業団地の候補地を数箇所選定をするものでございます。予算を議決いただきましたら、3月の入札にかけていただくような準備を、今整えているところでございます。

情報管理につきましては、守秘義務を徹底し、情報管理の徹底も図っていくというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

補正予算で、これだけの額の一般財源の持ち出しがあるということは、もう扶助費の伸びというのは年々増加の一途をたどっていると。ということは、財政が硬直化していく要因でもあるわけですね。

ですから、この点について、例えば扶助費の伸びというものが、今までの流れからしての予測と

いうものが、ある程度は出てくるかと思えます。人口割とかいろんな形でですね。ですから、そういった計画的な福祉の予算立てというのものも、やっぱり今後必要になってくるのかなど。いきなり、億という感じのやつが補正予算に上がってくるとですね、これは全体の財政計画にかなりの影響が及んでくると思えます。

ですから、例えば今後の予算の立て方、それとそういったものに対応するために、そういった福祉の基金か何かで弾力性を持たせるとか、いろんなそういった知恵が必要になると思いますが、そういったところまで話は何らかの計画なり何なりというものが進んでいるのかどうか、再度質疑いたします。

そしてまた2問目でありますけれども、どういった会社があたるのか。到底、予測がつかないので、どういった会社を選定しようと思っているのか、その点について再度、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の再度の質疑にお答えさせていただきます。

障害福祉費の扶助費の伸びというのは、今回の3月補正におきましても、私どもの想定を超えておりまして、再度、増額して補正をさせていただいたというような経緯があります。ただ、これは、増加傾向というのは本町だけではなく、全国的な傾向もありまして、今後どうするかという御心配の御質疑だと思いますが、本町としましては令和4年度と5年度で障害福祉基本計画の策定を検討させていただきます。その中でも、財政的な部分につきましては触れさせていただきたいと思えますし、国のほうも新たなシステムを今後入れて、どのような支援が必要かというのを全国的なデータ統計を取るようなシステムを構築するというのも今、考えられておりますので、そのような中で必要な支援がどのようなところで的確に行われるか、町としましては、どのような財政計画を持つかあたりを検討させていただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担金事業という形になりますが、これだけの高額になってきますと、町の財政負担はかなり大きなものになりますので、今後も慎重に対応していきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） ただいまの再質疑について、御説明いたします。

県及び近隣の市町村では、5年に1回、または数年に1回、適地調査ということで定期的にローリングをしながら、数箇所工業団地の適地を常に把握をしておられるという状況がございます。

手法については、自治体で実施される場合、民間で実施される場合、官民連携で実施される場合、手法については今後併せて平行して検討していくこととなります。

この予算につきましては、3月中の指名競争入札を予定しておりまして、先ほど申しました県内及び県等で適地調査の業務実績のあるようなコンサルで指名競争入札という形になるかと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 令和3年度の国民健康保険特別会計について、お尋ねをいたします。

新型コロナが発生をして、今3年目に入りましたが、最初の始まりの令和2年度では国民健康保険被保険者の人たちに対して、コロナ感染者に傷病手当金制度がつくられてまいりました。令和2年度では62万9千円計上され、令和3年度では昨年10月で22万6千円計上されております。3年度は当初予算には、この傷病手当金が計上されておりました。この22万6千円で、もう今年度はそういう事例はないと判断がされたのかということをお聞きしたいわけでありまして。

ちなみに、新年度予算では10人分の73万円が計上されております。昨年のこの22万6千円が、まだ残っているのかなということはあるかもしれませんが、今年度中にそういう対象者が発生しないと、そういうふうには予測をされているのかどうかお尋ねをしたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 国民健康保険特別会計の傷病手当金の執行につきましての御質疑かと思っておりますが、昨年10月の臨時会で22万6千円、4件分の補正予算のほうを計上させていただきました。

現時点での実績としまして、対象者が2名、傷病手当金として10万390円をお支払いさせていただいております。

申請の相談はあっているものの、申請まで至っていない方も数名いらっしゃいます。うち、1件が申請中で、現在8万円程度の執行が予定されております。そのほか、まだ書類の準備中という方が数名いらっしゃるという形です。

年度内では、おおむねこの1件の申請でいけるかというふうには考えております。新年度、また予算が整いましたら新年度予算のほうで対応させていただければと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 町の新型コロナ感染者の状況をホームページで見ますと、1千200人を超えたという状況みたいですね。内訳は年齢、男女別はホームページに計上されておりますが、このコロナにかかった人で国民健康保険に加入していて、対象である可能性がある人、そういう人のところに確実にこの傷病手当金制度がありますという情報がいつているのかなど。分からずに、そのままになっている人がいるのではないかと心配をしているわけですが、どうも県のほうでは市町村に対して、そうした個人の情報を出さないということらしいんですが、それではちょっと本来、救済される人のところに情報が行かない可能性があるのではなからうと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） コロナの感染者の情報につきましては、町のほうでは「どこの誰が」という情報は持ち得ておりませんので、そこまでは個別の支援といいますか、この支援金制度の手当の個別の対応というのができかねる部分はありますが、町としましては国保の受給者の方への個別の通知の中に、このような制度があることの周知とか、あるいはホームページとか広報では周知を整えていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 議案第6号について、質疑をいたします。

予算書のページでいきますと、17ページ。委託料の中にあります地域包括支援システムの更新業務の委託です。減額で479万3千円となっておりますが、これが元々当初の予算が550万円ですね、これがこれだけ大きな額で、実際に執行された額でいうと70万7千円です。結構、乖離があるんですね。見ますと、6月にプロポーザルがあっているということですので、その中で決まったものだと思うんですが、そもそもこの当初予算の550万円というのが、どういうふうな形で出てきたのか、その辺の経緯からですね。実際にプロポーザルで、この金額に落とし込まれていったところまでの経緯について、御説明をお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 佐藤議員の地域包括支援システムの今回、機器を更新しました折での経緯についての御質疑かと思っております。

今回、本年度まで使用していましたが使用期間を終えまして、6月にプロポーザルを行っております。システム関連の提案の上限は1千650万円ということで、機器借上料として本年度分は165万円、それと債務負担行為としまして令和4年から8年度、5年間ということで1千485万円の計上をさせていただいております。

議員の御指摘のとおり、プロポーザルにおける価格面でできるだけ既存業者における優位性をなくすために、データ費用におきます費用、先ほど議員から御指摘がありました550万円を別のベンダーさんが請け負った場合に、システム情報を切り替える必要がありますので、別途計上させていただきました。

プロポーザルの結果は既存業者に決定いたしましたため、今回、移行費の費用が大幅に減額になったというような経緯です。

今回のシステム更新業務委託につきましては、単に価格だけでなく、その操作性や効率性を重視

するために、通常の資料やプレゼンテーションに基づいた審査だけでなく、実際にシステムを扱う職員による操作性の審査を行うことで、価格競争のみでは得ることのできない技術面も重視してプロポーザルをさせていただきました。よって、今回10月からシステムの稼働をさせていただいております。

550万円につきましては、予算計上時に数社見積りを取りまして、今のシステムから別のシステムに乗り換える場合も含めまして、上限額のほうを計上させていただいております。見積額の一番高かった部分で上げさせてあるということです。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 今回は通告ではないにせよ、事前にある程度その説明をとということでしたのでお話を聞いたところでは、3社の見積りを取って、その平均が550万円だったというような事前の説明で聞いたところなんです。そうすると、今の御説明がどっちなのかちょっと分かりませんが、既存のベンダーさんから乗り換えるときに大きな問題があるのは、さっき言われたデータの移行です。そのデータの移行を切り分けることができたのかなど。できたら、この結果にはならないはずだと思うんですね。そもそも、データの切り替えた部分の予算というのが、どこに出てきているのかも分からないというところもあります。

問題にしたら、そのベンダーロックインといわれる既存の業者さんがずっと同じシステムを取り続けていくというところが、近年非常にみられますので、それに対する件を申し上げているんですけども、この業務の委託にあたって、実際にそうしたベンダーロックインをどのように排除していくという考え方で臨まれたのかというところについて、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 佐藤議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほども、お話をさせていただきましたが、ベンダーロックインをいかにして排除するかということで、機器の借上料とシステムのデータの更新の業務を切り分けて予算計上させていただいたということと、通常のプロポーザルで行われます資料やプレゼンテーションに基づいた審査だけではなく、システムを使う職員による操作性の審査も採点に加えたということで、価格競争のみでは得ることのない技術面も重視して、プロポーザルをさせていただいたという形に。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 今おっしゃった機器の借上げと、この更新業務という2つを切り分けても、これは別にベンダーロックインの排除にはならないんです。ものとシステムというソフトウェアの話だからですね。ソフトウェアの中でデータをどうやって引き継ぐことができるかという、この部分を切り出さなきゃいけないということなんです。今回、こういう結果になっておまして、見たときに「ああ、こうなってしまったんだな」ということで、ちょっと感じたんですけども。これからこのシステムに限らず、どのようなやり方、国のほうがそのうち統一な標準フォーマットをつくらしたいと思いますので、それまでの間、あと何年間だと思いますけれども、どうやってこうした

プロポーザルなり入札において、既存ベンダーの優位性が担保されるような形にならないようにやっていくのかについては、十分に御検討をいただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） システム移動につきましては、これまでもいろいろ課題が残されている部分であるかと思います。引き続き研究させていただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第7号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号から議案第10号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

ここで、議案第3号から議案第10号までの議案質疑を終わります。

これから、議案第3号から議案第10号までの8件について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第3号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和3年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時5分より再開したいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

午前10時50分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第11号から議案第12号までの2件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第13号について、質疑いたします。

条例を定め、駐車料金を徴収するというのは分かりますけれども、駐車を開始したときから3時間以内という特例と申しますか、ありますけれども、この3時間という根拠がどうしても分かりません。ほかの自治体は、ほかの自治体のやり方ですけれども、熊本市あたりの立体駐車場に入れたならば、もう入れた時点で料金徴収が発生するというので、考え方はそれぞれあるかもしれませんが、これに該当させていいのかわかりませんが、受益者負担、それを利用する人が負担をするべきではないかと。もちろん、駐車場整備に多大な公金が使われているわけですから、この点について3時間無料という根拠。

それとまた、全体において、この駐車料金が適正な料金であるというのが、いろんな自治体等を比較されていると思います。そういったところで、納得いく説明が必要ではないかなと、そう考えますので、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。

駐車場の駐車条例についてのお尋ねの中で、駐車料金の設定についてですが、今回、駐車場につきましては役場の庁舎への来客用ということが一時的な駐車場の設定になっております。それを踏まえまして、業務の支障の範囲内において駐車場を貸し出すということで、特例的に設けております。

そういった形で今回は3時間以内は無料とするということで、そしてそれぞれ曜日あるいは時間帯に応じて金額の設定をしております。これについては、2時間にしたいかとか、あるいは3時間まで無料かということで、いろいろ内部的にいろんな議論をさせていただきました。やはり、各自治体を見ますと、いろんな2時間であったり、あるいは1時間ごとにとりかかるとかいろんな事情があります。総合的に考える中で、今の民間で貸出しをされている、そういったところの聞き取りあたりもする中で、2時間というよりは3時間ということをすることによって、より利用者の方に利便性を求めるということで3時間に設定をさせていただいたところでございます。

金額の設定につきましては、民間の駐車場の今の現状、そして近隣あるいは熊本市、そういった自治体も含めた中で料金設定を含めて、全体的な中で今の津町としてあるべき金額設定ということで3時間無料、そして超える部分については御負担をお願いしたいということで、条例を設定するところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

その3時間の理由の中に利便性ということは今、説明されたと思いますけれども、この利便性というのも多面的に考えていたら、「3時間あるんだから余裕があるよ」として3時間ぎりぎりまで停めない人ばかりだったらならば、これ回転しませんよ。これ民間企業の考え方ですけれども、やはりここでいい回転というのは何時間が適正なのか、無料にするのならばですね。それとも、料

金を発生させることによって、回転させる。先ほど、熊本市のことを言いましたけれども、まさしくそこだろうと私は感じております。料金はどんどん膨らみますよと。だから、適正な時間において、役場でのいろんな手続やいろんな申請やいろんなものを済ませるように努力してくださいと。そこで、何らかの例えば、この方はこうこうこういう事由において時間がかかってしまうんだと、無料券を発行するとか、いろんなやり方があると思うんですよ。ですから、この3時間というのはどうしても引っ掛かりますので、この回転においてはデメリットの部分が出てくるのではないかなと。

3時間のデメリットについて話し合われたことはありますか。再度、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 2時間がいいのか、3時間がいいのかということで、基本的に庁舎に来庁される方で、公用として使われる分については3時間を超えても無料ということでしております。ただ、それ以外に、公用以外に使われる方については、解放しようということで設定をしておりますけれども、地域経済の活性化という観点から考えたところでもあります。地域経済を活性化する上では、2時間で無料とするよりは、3時間をすることによって、例えば店を1軒あるいは2軒まで行ったりとかすることによって、より相乗効果があるのではないかと。2時間に設定すると、なかなかそこに制限が出てくるので、より拡大したプラス1時間の3時間のほうが有利じゃないかということで、結論に至ったところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

地域経済への活性化にも寄与するよということだったんですけども、それを考えたならば、もうゲートを設けるべきではないと思います。

例えば、これで抑止力になるかもしれませんが、地域のいろんな企業や商店やお店が、そういう方が証明すれば済むことでありますから、そのパークアンドライドあたりで使ってもらって、それもう1日埋まりますので、そう考えれば、もう機械は設置はしてありますけれども、やはり機械というのもメンテナンスが発生して、多大な経費が発生するわけですよ。当初の投資とメンテナンスをずっとしていかなければならない。そういうことを考えれば、経費の概念というのは、これは非常に必要で、損得概念というものをよく考えたら税金を使わないで済む有効な方法というのが一番理想でありますから、そう考えたときに、このメンテナンス費用や維持費あたりが、まずどれぐらい。投資と維持費の関係ですね。これって、年間幾らで、初期投資が幾らぐらいかかったというのを考えて。これ、ペイするもんなんですね、この料金の徴収の仕方です。この点について、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 単純に駐車場の料金で収支でペイするかということの御質問ですけども、これについては先ほど言いましたけれども、地元の商店街の中で停めていただいて、そしてそこで食事をしていただく、あるいは買い物をしていただくことによる相乗効果がございますので、

必ずしもゼロということにはならないかと思っております。

そして、ゲートを外すという議論も確かにございました。ゲートを外してしまいますと、我々が想定しております地元商店街の中で買われて、食事をされて戻られると、そういった想定ができなくなって、車の駐車が回らなくなるとそういうような御意見もあったものですから、最終的にはその辺も踏まえて、総合的に3時間以内は無料ということで、それ以上は料金設定をするということで、設定をしたところがございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。

質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） 議案第14号関連について、質疑いたします。

他の市町村の条例を見ると、「小規模事業者の特性に応じた支援」という言葉が大体最後の12条、13条あたりに入っております。何で、今回の条提案に明記されていないのかということですね。今、現在新型コロナウイルス、そしてロシアのウクライナ侵攻などで、今国内外の人事物流が滞っているような状態で、サプライチェーンの弱点というのが表面化しているんじゃないかなと思っております。

また、この3年に及ぶコロナ禍で飲食店もそうですけれども、多くの関連企業、ホテルとか旅行業界とかいろいろな業種に、利用者減なんていうのが床屋あたりでも減っているみたいな話ですよ。一方でスーパーとかパソコン関係なんかは好調ということも聞いております。

そこで考えなければいけないと思うことが、今後、生産拠点の国内回帰というのがすでに始まっていると思いますが、今後、ますます顕著化してくると思うとですね。やっぱり町がサプライチェーンの再構築を目指していかないかんし、その際、小規模企業、中小企業に変革に取り残されるような小規模事業者が出てくる可能性もあるし、コロナ禍で厳しさを増してくる業界の特性に応じた支援が必要だと思います。

であるから、この小規模事業者の特性に応じた支援というのが、結構、明記されているところが増えたんじゃないかなと思いますけれども。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） ただいまの山部議員の質疑について、御説明いたします。

条例中に他市町村では文中に明記がされているような特性に応じた支援が必要ではないか、どうして記載がされていないのかというような内容であったかと思っております。

御指摘の内容につきましては、一応認識をしております。他市町村の条例もいろいろ取り寄せて調査・研究をも行っております。検討も行っているところでございます。

今回の条例の中には、特性に応じた支援、要するに企業に応じた支援ということになるかと思えますけれども、文言はしておりませんが、まず第1条の目的の中で「施策は総合的に推進」というような表現、それから4条におきまして「企業の安定や強化といった振興策について、町が施策を講じる」というような文言を記載させていただいているところでございます。

併せまして、第10条の活性化会議の中で支援策も検討する調査・審議機関として位置づけているということで、このような中で具体的な企業に応じた支援策をやっていききたいというような考えで、今回御提案をさせていただいております。

それから、サプライチェーンの再構築ということで、非常に国内回帰の意向が強いような流れもございますので、その状況、その時々に応じて活性化会議をきちんと機能させて、具体的な施策をつくるに当たっては要綱・規則等を定めて、対応していききたいというふうに考えているところです。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） これ、条例文を読んでも、「役割で努めるものとする」が結構多いわけですね。それに対して「支援」という言葉が入っているのは、第4条の企業支援というところだけなんですよね。

その条例文の中に、「特性に応じた支援」と入っている市町村と熱量の差というか、本当に「中小企業、小規模事業者を救うぞ」という気概みたいものを、この中にちょっと感じられないと思うんですよね。やはり、ここは最後に一文、必要ではないかと思えますけれども、その点について再度、お答えをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 御指摘の内容については、県内の条例の制定率が約3割弱ということになっております。いろいろ他市町村の状況をお伺いする中で、理念条例であるということで、なかなかうちでは「活性化会議」という表記をしておりますけれども、会議が具体的に機能していないというようなことがあって、それが一番の課題ですというようなお話を伺っているところです。

このコロナ禍にありまして、商工会さん、ホテル連さん、企業連さん、この条例を制定するに当たっていろいろ御相談したり、令和2年度に9本の単独の補助事業、1本の委託事業、それから令和3年度においても様々な事業を実施しております。実務的には、非常に、特に商工会さん委託事業等を受けていただきまして、およそ9割弱の中小企業の方が商工会に加盟しておられるということで、実態的には非常にうちのほうが活動実態があるのではないかというふうに思いますので、先ほど御説明しましたような文言の内容で、あくまで理念条例ではございますが、こういう形で責務を明らかにしながら、活性化会議の中で、今御指摘のような内容はしっかり取り組んでいきたいと考えているところです。

よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号から議案第17号までの2件を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 議案第18号について、質疑をいたします。

今回、特別職の職員の非常勤の報酬と費用弁償ということで出てきたわけなんです、費用弁償の考え方について、ちょっと整理すべきことがあるんじゃないかなと思って、質疑をいたします。

今回は、たまたまこの中小企業、小規模企業活性化会議ということになりますけれども、ほかの会議、審議会等にも影響があるものだと思います。

現在、コロナの中でこうした審議会、なんとか懇談会、懇話会いろんなものがリモートで開かれるようになっております。リモートになった場合、私最初はじゃあ、これ費用弁償って必要ないんじゃないかと考えたところだったんですが、よくよく考えてみると「本当にそうか」というふうになるようになってきたところなんです。つまり、単純に交通費というような意味ではなくて、ある程度研究費とかですね、そうした経費というものも必要なわけですから、あるいはリモートであれば通信費も必要になります。そうした経費は支弁するということが意味があるのかなと考えるところなんですけれども、にしても、この金額はこのままでいいのかという考え方。つまり、リモートでの参加に対する費用弁償の在り方というのを、きちんと考え直すべき時期にあるんじゃないのかなと感じるところです。

これも、もちろん議会についても同じことが言えるかもしれませんが、そうした新しい考え方について、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） ただいまの佐藤議員の質疑について、お答えいたします。

報酬費弁につきましては、通常一対になって考えられるものだと思っております。

報酬は自治法でも規定されておまして、支払いが義務付けられているもので、費用弁償については同じく自治法では受け取ることができるかとされています。いずれも、条例で定めるということになっているところです。

費用弁償につきましては職員の旅費ということで、先ほどありました研究費とかの表現もございましたけれども、鉄道賃、船賃、車賃、日当も含んでその他いろいろな経費が考えられるというこ

とになっているところです。職務に要した費用を償うため支給されるものと認識をしております。

御指摘がありましたけど、現在の想定は各種の委員が会議等に出席することは、御本人さんがその会議に出席されるということ前提に立てつけが現在なされているものだと思います。

今後は、コロナ禍が今御指摘がありましたけれども、働き方改革というものもございまして、このリモート化は一層進んでいくものというふうに考えているところです。先ほど申しました費弁の様々な経費の中には、通信費ですとか機材の調達費、そういうものも考慮する必要がある時代になっているんじゃないかというふうに認識はしているところです。

今回、商業観光課所管で計上させていただきましたが、これ全庁的に関わる問題でございますので、また、リモートが普及しますと、例えば国内・国外、様々な方が委員として参画されて議論が深まったりとか、そういうことも想定しなければならない時代かと考えておりますので、全庁的な課題になりますので、今後、全体として検討を進めていきたいと考えております。

今後の課題ということで、趣旨を踏まえたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 先ほど、大変失礼いたしました。

今、所管部長が申し上げたとおりで、費用弁償につきましては、今までは、当然、交通費と相当している費用弁償である。やはり、全国的にみますと、すでに条例化してリモートにおいては費用弁償を支給しないとうたっているような自治体もございます。そういった点も踏まえまして、どういった在り方がいいのかというのは、全庁的に議論をしっかりとやっていきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） ほかの自治体でリモートの場合は費用弁償をしないというのがあったものですから、それをちょっと切り口に考えたんですけども、私それはどうも、絶対そうではないよなと思っておりますので、その辺をふまえたところで、今後議論をしていただけるかなと思います、以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号から議案第23号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 議案第21号、団員の報酬のところ、団員とかの出動手当的な部分があるんですけども、団には各分団、活動費というのが大体今までは団の費用をもらって、その中から一部もらって各分団、分団費用として充てていたという部分があるんですけども、今回はその部分について何も記載されていないので、どういう考えで分団の活動費をされるのかなと思って、その点についてお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 消防団に関する条例に改正についてのお尋ねですけども、今回の団員報酬関係、それから費用弁償関係については、消防長官のほうで消防団員の報酬の基準の策定等についてということで、消防団が全国的に減少する中、処遇改善ということで、国がそれぞれの基準を示しております。それに基づいて、今回団員の報酬を計上させていただいております。

それと別に、議案のときに説明させていただきました運営費というものがござります。これについては、2市2町で協議をさせていただきまして、そしてまた地元消防団とも十分に協議をして、まず今はどれぐらいの経費が、当然町が支払うべきものと消防団として支払うべきものと仕分けをさせていただいております。その中で、国の基準に基づきまして、町が当然至便すべきものについてを計上させていただいて、それを実際に各分団のほうから積算していただいて、町のほうで精査をしまして、各分団、各班ごとにそれぞれ基準を設けて、2市2町足並みがほぼ揃うような形での制度設計をやったところでござります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第21号と22号について、質疑いたします。

21号につきましては、説明資料を読みますれば、まあその通りであると思います。時間の制約もなく、夜中に火事が発生したりとか、多大な責任を負っていただくというのはあります。

そして、これは説明資料の20ページ、21ページを開いておりますが、様々な改正をする中で4番の支払い方法、現行では団員より承諾を得て報酬等を各分団に支給している。4年度以降は報酬等を団員個人へ直接支給するというのを考えたときに、この点を支払い方法を改正することになると、今まで会計報告あたりで明確なるそういった数字的なものの収支と申しますか、そういったものがきちんと把握されていなかったのではないかなど。実際、私が若かりし頃に入った頃というのは何もないと。ただ単に、何年か続けたならば退職金が出るよとか、そういった話がありました。

やはり、位置づけとして消防団員の方々の様々なそういった役職とかを考えたときに、やはりなくてはならないし、ずっと存続していただきたいですよね。そのとき、確固たる会計の在り方なり、めんどくさいと嫌と今度は言いなはると、そこもまたネックにはなってくると思うんですけども、やはり公金を支出する以上は、そういったところがきちんと構築されているのか。そして、またそういったところが、例えば団員における年間の予定なり何なりというものをきちんと把握して、報酬もきちんとパンフなり何なり、説明資料ですることによって、新しい団員に入ってもらえる。

そういった好循環を生み出すような今度の改定にさせていただきたいと思えます。

ですから、その中で今までの年間の会計報告、そういったものを受けて、正しい把握の基に今回の条例改正を行ったのか、この点について質疑いたします、

また、22号についての質問でありますけれども、宇城市が今回脱退するということですよ。この内容を見ますれば、宇城市自体が計算の結果、必要性がなくなったためとされているということですよ。自動車保険制度が整備されて加入率が高まったので、民間でできることは民間でやりましょうと。そしてまた、自転車賠償保険等への加入が義務化されたので、この点についても各自自転車の持ち主によって加入して自分を守る。いろんな形でやるということが進んできたので、必要性がなくなったということを言われております。必要性がなくなったと言われたら、どこの市町村も一緒だろうと思うんですよ。

今後の方向性として、26ページに理由を書いております。検討していくと。しかしながら、宇城市は令和4年6月30日をもって、脱退するということですので、ここは全体が加入されているところを脱退するということを言われることは、相当な根拠を持って脱退されるんだろうと思うんですよ。ですから、そこまでの審議が我が大津町はされたのかなど。恐らく、脱退するに値する根拠が宇城市にはあるはずですよ。そういったものを、やはりいいところは習わせていただく、これ必要だろうと思えます。何も、敵ではないんですから、やはり皆でいい方向性を作り出すというのは必要であります。

ですから、そういったことを考えますれば、もう少し今後の検討課題というものが、より詳しく深く広くやるべきではないかと考えるところであります。

そしてまた、説明資料の25ページの一番下段を見ますれば、申請件数が33件と。その5年間当たりの数字が出てきております。ほかの条例でも指摘されましたけれども、果たして、こういった申請というものがすべがらく町民全体の方々が理解されて申請しているのかなという部分もあると思えます。その申請の在り方というものは、きちんと町民それぞれが請求権をもって申請をしますというような状況まで至っているのか。ここの確認はしておきたいと思えます。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第21号と22号について御質問がございました。

まず、21号の消防団の件ですが、今回の改正の経緯につきましては、消防団の報酬につきましては、それぞれ団の個人の承諾を得て、今まで団を通じてお支払いをしていたというようなことで、その件については、団のほうでしっかりと運営をしていただいたというような経緯。今回、国の支援も変わりまして、全国的にそういった状況になっているものですから、当然、個人的な団員の報酬については直接個人に支給をするということと併せて、先ほど申し上げました、町が当然やるべき消防団運営に関して、町がやるべきことというのは町が運営主として支出をするということで、新たに今回計上をさせていただいております。

その中で、今回の運営費につきましては、新年度予算でも計上させていただいておりますけれど

も、その収支につきましては町でも交付要綱をつくりまして、その中で収支報告を出していただくというような形になっています。最終的に運営費については、実績報告というような形で町のほうでも支払い後の執行状況についてはきちんと徹底していきたいというふうに思っているところでございます。

一方、議案第22号の市町村総合事務組合についても、我々も宇城市も脱退をしたというようなところもありますものですから、今町民一人当たり40円の掛金を負担して、そして、該当する方については申請に基づいてお支払いをして、現実的に収支だけを申し上げますと、当町においては掛金よりも実際に支給していただいた金額のほうが上回っているというような現状があったものですから、今のところそういった形で住民の方に対しての還元はできているということは考えて、ただ一方で、先ほど議員がおっしゃいましたように、本当に本来のこの制度の趣旨が理解されているかどうかについては、さらに制度の周知をさせていただきまして、そして町として加入した方がいいのか、あるいは脱退すべきなのかについては判断をしていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第24号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 令和4年度の一般会計予算について、1点だけお伺いをさせていただきます。

予算の概要の4ページの一番上になります。

DX推進事業の電子申請フォーム使用料につきまして、この電子申請ができるようになるということですが、電子申請の仕方と、どのような電子申請ができるようになるのかということと、今後電子申請が拡大されていくと思っておりますけれども、今後の展開をお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 予算関係で、電子申請にかかわる件のお尋ねだと思います。

今回、ロゴフォームというものを使うこととしておりまして、実は今年度の実証をやっております。具体的には、子育て世帯の臨時給付金がございましたので、その申請をやることと併せまして、今年、公共交通とか総合戦略についてのアンケートがございましたので、そういったアンケートをそのフォームを使ってやったところでございます。

その検証結果を踏まえまして、令和4度以降につきましては、例えば道路の不具合の陥没してい

るとかそういった所についても、このロゴフォームを使ってやっていきたいと思っておりますし、また人間ドックの申込みですとか、あるいはいろんな各種セミナー関係の申込み、そしてまた各種アンケートを町がやりますので、そういったアンケートあたりを活用していればなと思っておりますのでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） コロナ禍ということもあって、いろんな申請ができるようになっていったほうがいいと思いますけれども、今後広げていく今後の構想とか、今後どのようにしていこうということをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） これは、個人認証の関係もございますので、個人認証は必要なものについてはマイナポータルですね、そういったものを使いながらオンライン申請をやっていただくこととなりますので、それ以外のものについて、今申し上げたようなことについては、さらに拡大をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 3点ほど、お尋ねをいたします。

第1点目は、今年度の予算で款5に当たります、昨年までありました、今も現在ありますね、款5労働費が廃款となっております。確か、職業紹介業務が主だったかと思っておりますけれども、全くそういう必要性がなくなったから廃款となったのか、その背景をお尋ねをします。

次に、予算書の111ページの節18の一番下ですね、児童福祉費保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金、それから放課後児童支援員等処遇改善特例事業補助金。保育士や幼稚園の教諭の皆さん、またいわゆる学童保育の指導員の皆さん、こういう方が対象になるのかとは思いますが、今国の財政措置によって、3月の補正から始まっているようですが、恒久的な賃上げになるのかという心配です。確か3%で1か月9千円程度というふうに聞いておりますが、恒久的にずっと賃上げが続くのかということが1点。

それから、実際に働く人たちに必ず届くのか。事業所について労働者に届かなかつたら、何のための事業かということになってしまいますので、届く保証があるのかどうか、2点目。

それから、検証ですね。実際、幾ら賃上げになったのかと。これを、各事業所に対して報告をしていただいて、行政側がこれをきちんと検証できる仕組みになっているのか、以上の3つの点についてお尋ねをします。

それから、次に97ページです。款4の老人福祉費について、お尋ねをします。

昨年に比べて1番の報酬が、昨年の当初予算は167万6千円だったはずですが、去年度は1千953万円、会計年度任用職員を一気に10人、配置がなされていると。この説明ですね。

それから、財源の問題ですけれども、国・県支出金が2千100万円になっていますが、去年度は960万円程度でしたので、約1千100万円国・県からの支出金が増えております。

それから、その他の財源ですね、これが3千748万円計上されておりますが、昨年当初比で2千万円、その他の財源も増えております。この財源がなぜこのように増えたのか、お尋ねをします。

それから、次は134ページですね。134ページの農業費の一番下ですが、鳥獣害防止ですね。いわゆる、有害鳥獣駆除に令和3年度の補正でも質問をいたしました。実は空港台地の畑を持っておられる方からお伺いしたんですが、イノシシ・シカの被害が非常に増えていると。空港周辺のあの山が禁猟になっていると。空港周辺だから、もちろん銃砲等は使えないでしょうが、いわゆるそうした有害鳥獣の繁殖地になっているのではないかと。私も実際、数度あそこの岩坂の坂道を上っていったら、シカに2、3回遭遇をいたしました。そうであるならば、銃砲によらない捕獲等の許可ができるのかなという疑問がございましたので、このイノシシやシカの捕獲許可ができるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 労働費が令和4年度において廃款になっておりますので、必要がなくなったのではないかと御質問だったかと思っております。荒木議員の御質疑にお答えいたします。

必要がなくなったという認識は持っておりません。まず、背景ということがありましたので、経過について御説明させていただきたいと思っております。まず、町の無料相談所として会計年度任用職員の雇用相談員配置を令和2年度までしてございました。当時の背景としましては、リーマンショックで世界的な不況がございまして、国の緊急雇用対策事業というものがございまして、これを原資として平成2年の1月に窓口を設置しております。他市町村も同じような状況だったかと考えております。その後は週2回の勤務ということで、相談窓口を維持してございました。近隣の町村については、緊急雇用の事業がなくなった時点で窓口は打ち切られたというような状況もあったようです。令和3年度につきましては、職員の都合で退職と、それまで勤務されておりました職員の方が退職となりまして、公募を行ったんですが応募がなかったため、減額をしているという形になっております。職員の不在期間は商業観光課の職員及び菊池の職業安定所の対応となりましたが、極めて重大な課題が残ったとか、対応が非常に不都合があったとかいうところまでは至っておりません。これにつきまして、コロナ禍の休業に伴う各種の支援制度ですとか、一方で半導体産業は活況によりまして人材の需要が非常にあったというところで、配置当時とはリーマンショックの当時とは労働環境それから課題も複雑多岐になりまして、専門性と知見を有する公共職業安定所のほうで対応がよりの確で住民の方のためになると、二度手間をとらせることがないということで、菊池職業安定所と協議をいたしまして、そちらに御案内をするような形となったため、令和4年度については廃款という形で予算を計上していない経過がございまして。

それから、有害鳥獣対策についてですが、空港台地の件について御質疑があったかと思っております。空港台地につきましては、禁猟区の設定があるのかというような御質疑だったかと思っております。禁猟区になっている地域がございまして。

禁猟区につきましては、銃器いわゆる銃については、銃器使用の禁止が設定されているというこ

とになります。鳥獣保護法上は、銃器による捕獲は可能とはなっております。意味は大丈夫ですか。鳥獣の銃器の使用禁止区域になっているが、一応使っても法律上は可能であるというふうなところになります。ただし、安全性を担保するために警察との協議が必要であるということで、最終的には許可権者である、今委任で下りてきていますので、町が判断することとなりますが、判断が下りていない件の許可につきましては、県のほうでは銃器の許可は出していないという状況がございますので、町のほうとしても現在は鳥獣保護区域内での銃器の使用は許可を出していないということになります。

ならば、その対策はということになるかと思えます。対策の前に捕獲の実態を概要だけ御説明いたします。

シカにつきまして、御説明したいと思います。捕獲頭数の割合としては瀬田裏が約6割、それから真木が3割、空港台地が約1割というふうになっております。

それから、シカの捕獲の実績は銃器が大体17%ほど、くくりわなが83%ほどということになっております。箱わなはゼロということです。くくりわなの捕獲率が高いことから、捕獲隊とも協議しまして、銃器はだめですけど、くくりわなはいいということになっておりますので、対策を今強化しているということで、捕獲頭数も伸びているという現状がございます。これにつきましては、さらに協議を深めて、強化を図りたいというふうを考えております。また、近隣の菊陽町さんですとか西原村さん、この辺も情報の強化をして、併せて忌避剤、臭いで逃げるやつですけれども、シカ除けネット、この辺の有効活用も併せて研究をしていきたいというふうを考えているところです。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 私のほうからは、款の3、項の2、目の1の児童福祉費の保育士及び学童の指導員さんの処遇改善特例交付金事業につきまして、御質疑にお答えしたいと思います。

この事業は、令和4年の2月3月分につきましては令和3年度で計上させていただいております。令和4年度から9月分につきましては、新年度予算のほうで今回計上させていただいております。

処遇改善のために、収入のおおむね3%程度引き上げての補助事業というふうになります。国の財政措置につきましては、全額国の10分の10の補助になっております。

議員、御心配の令和4年10月以降、補助期間が切れたあとにつきましては、保育園の財源となる公定価格の見直しや、学童保育につきましては学童保育クラブの財源となる子ども・子育て支援交付金の見直しを図り、同様の措置が講じられる予定となっております。よって、恒久的に処遇改善につながるものと考えております。

この補助金が、働く方に必ず届くかという御心配のところですが、賃金の改善の対象者につきましては、施設で勤務する職員全てを対象となっており、職員ごとの賃金改善額は事業支所の判断で決定することというふうになっております。ただし、事業者、一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善となっていないようにする必要があり、町としましては事業の実績報告

書などで確認をしていきたいと考えております。

実際に、幾ら賃上げになったかの報告・検証を行うのかというところですが、町としましては、施設から職員ごとの賃金改善額を把握する実績報告書につきまして、併せまして、賃金規定や賃金台帳などの提出も求めまして、一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善となっていないか、町のほうで確認させていただきたいと考えているところです。

続きまして、老人福祉費の会計年度任用職員が1人から10人に増えている理由と、特定財源が増えている理由につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

令和3年度1人の会計年度任用職員が令和4年度から10人に増えて、今回させていただいておりますが、昨年度まで介護保険特別会計の中で取り組んでいました事業のうち、地域包括支援センター運営事業及び生活支援体制整備事業などが、今回福祉課がとりまとめております重層的支援体制整備事業へ移行することに伴いまして、各事業で雇用していた会計年度任用職員の報酬を、特別会計のほうから一般会計のほうに支出することになっているためです。

この重層的支援体制整備事業というものについて、御説明させていただきます。これは、国が本年度から立ち上げております。令和3年度は移行準備事業としては取り組んでおりましたけれども、正規に新年度から取り組む事業になります。既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業となっております。

事業のポイントとしましては、高齢・障害・子ども・生活困窮の分野を超えた事業を実施することが条件となっております。相談支援、参加支援、地域づくりを必須条件としております。これによります町の財源の見込みは福祉課が取りまとめておまして、国庫補助金としまして4千120万円、県補助金としまして1千380万円見込んでおります。おおむね、5千500万円の特定財源を見込み、今回、健康福祉部の介護保険課、福祉課、子育て支援課、4課の各事業に配分しまして、包括的な事業体制を整えるような考えになっております。

そのようなわけで、今回、財源のほうも、こちらの重層的支援体制事業のほうから充当させていただいておりますので、令和4年度につきましては増額という形になっているところです。よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 児童福祉費の保育士学童支援員等の処遇改善、確実に届くようお願いをしたい。

それから、ただいま答弁がありました老人福祉費についてですが、いわゆる介護保険で扱っていた財源事業が一般会計のほうに移ってきたということですが、良いほうに考えれば、介護保険の財政負担が減って、保険料負担が減ることにつながるのかどうか、検討されたのか、計算されたことがあるのかどうか、聞きたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 説明が足りずに、申し訳ありませんでした。特別会計のほうで取り組んでおりました事業をそのまま一般会計のほうに移行させ

ておりますので、今回、保険料などの部分につきましても一般会計のほうに操出をさせていただいているという形になっております。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時02分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 26号に対して、質疑をいたします。質疑は3点です。

まず、1点目。予算の概要の7ページ、半分から下、総務部防災交通課の黒丸3つ目、交通安全標識表示工事についてです。消えかかった横断歩道などの線などを、要望が出た箇所から必要な所から順に書き直しなどをされていると思うのですが、それを実際に実施する場合に、最終的に実施前にその地域やそれまでの経緯などをきちんとこれから確認をして進められていくのか、というのをお尋ねします。

理由として、最近できた横断歩道などで、多分6、7年前に要望が出ていたところだと思うのですが、道路の交通状況の変化などから、以前に出ていた要望から少しずれた所に横断歩道ができてしまい、そこは地域の方からも「ちょっと危ないのではないか」という声が聞かれていたので、なぜそこにできたのかなという声も上がっていました。それで、お尋ねをしたいということと、大きな交差点などで、今自転車横断帯は警視庁のほうから2011年10月から撤去が進められていて、作らないような一般的には作っていないという方向性できていたと思いますが、どうも最近、それを作られるところがあるようで、今までの経過を踏んで、それをまた作ることになるのかどうか、ちょっと分からなかったのをお尋ねをします。

2点目が、8ページの上から黒丸4つ目、防犯カメラ設置事業についてです。こちらのほうで、大津町で防犯カメラが設置されている数と公園全てに設置されているのかどうかを質問します。

理由として、先日の全協で矢護川公園に差別落書きがあったことについて、防犯カメラの有無を確認されたましたが、確かその時、防犯カメラがないような返答だったと思ったので、大津町の例規集の大津町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する規則の第3条に、「この規則に定める防犯カメラの設置場所は次の場所とする」の1番に、「道路、公園等、公共の場所」とありました。それならば、矢護川公園にも当然設置されているべきであろうと思いましたので、そちらの質問をします。

3点目が38ページ、観光施設費の大津町ビジターセンター管理費の観光案内業務委託です。こちらのほうが、観光案内について、いつも町外からいらっしゃった方がビジターセンターで町の見学に行けるところなどを聞くと、なかなか「ここがいいです」とか「こういうところがあります」といういい返事がもらえないことが多いということ、また最近耳にしましたので、今後、そ

うところの改善、研修なり町のいろんな施設や商店などと連携をして、そういう案内ができるようになってきているのかというところを、期待を込めて質問したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） それでは、藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうからは、交通関係と防犯カメラ関係の2点について、お答えをしたいと思います。

横断歩道とか信号機等もございますけど、いろんな要望を受けて、警察へ要望を上げて、それが実際に実施できるまで、かなりの期間を有するというので、議員がおっしゃいますように、要望した当時と実際施行する状況で、いろんな道路状況とか交通事情が変わるといのは、事実だと思います。

今後につきましては、当然、実施にあたっては地元とも十分協議をさせていただいて、変更ができる分については変更するような形で進めていければと思っております。

それから2点目の自転車横断帯の件なんですけど、これは場所が具体的に分からなかったのですが、当時、今は国のほうは推奨していないんですけど、改めて作り直したということだと思うのですが、具体的事例をちょっと把握できていませんので、ひょっとした何らかの事情があって、そこはあえて作ったのかもしれないので、その辺については協議をさせていただきたいというふうには思っております。

それから、防犯カメラについては、地域の防犯の観点から必要なところにカメラを設置して、地域を守っていくというようなことになろうかと思っております。当然、公園にもいろんな所も要望がっておりますけれども、優先順位を付けながら、必要なところについてはやっていきたいということ、最近では昭和園のほうに設置いたしましたので、今後、実際現場を見ながら必要な所から優先的に地域を守るために防犯カメラの設置に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 言葉の間違いは失礼しました。

防犯カメラの件については、先ほど説明をした例規集の中の文章の第8条のところにも「通行者の見やすい場所に防犯カメラ作動中と、その旨を表示しなければならない」とありますので、今後犯罪の予防目的のためにも、それも併せて設置を必ずお願いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 三宮議員の質疑について、御説明いたします。

観光施設費の中で、御指摘のように観光案内業務委託として296万4千円を計上させていただいているところでございます。訪れた観光客の方が観光場所がないとか対応が非常に適切ではないという御指摘かと思っております。ビジターセンターの観光案内につきましては、町の玄関口でもございます。現在、シルバー人材センターに委託をしており、バス乗り継ぎですとか、土産物、観光地など様々な対応をさせていただいているようなところでございます。

うちの報告では、月ごとの報告も上がっておりまして、そのようなことまで確認はちょっとできておりませんが、御指摘のような事例があったとすれば非常に問題でございますので、すぐ委託先

のシルバー人材センターと協議を進めたいと考えております。研修までは、現在行っておりませんが、先ほど御指摘のとおり、商店街との連携ですとか、アフターコロナの様々な観光イベント等々もあるかと思われまますので、しっかりその辺は連携を図って、改善に努めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、質疑いたします。

予算の概要書32ページ、款4、項1、目4健康増進費についてお尋ねをします。

ぼつの4番目、健診委託について4千478万1千円、これを計上してあります。これについては、健診委託事業でありますけれども、町の振興総合計画の中にも、健診者の受診率の向上の施策というところを書いてあります。これをしっかり進めていくことは、住民の健康維持増進につながるものと思いますが、受診者が集まってこないという状況になっていると。特に、コロナ禍で顕著であるというところでありまして、この款項目の中で、それをどのようにして対策を打っていくのか、ということについて質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の質問にお答えさせていただきます。

健診事業につきましては、現在、大津町では集団健診のほうを行っております。残念ながら、健診率のほうがなかなか上がらないということで、今後、それをどう改善していくかということですが、最終的にはやはり啓発・通知などで対象者の方に集団健診に来ていただきたいということでのお知らせを進めていきたいと思っております。

ただ、令和5年度からは各医療機関での個別健診が実施可能となってまいりますので、そちらのほうに期待していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 今、そのような御答弁でありまして再質疑をいたしますが、要は受診者の受診率がなかなか確保できないという現状から、医療機関での受診を令和5年から勧めていくと。令和4年の段階は、今までどおりの健診ということで、子育て支援センターやあるいは矢護川のコミュニティセンターのほうに前進をして、その受診の御案内をされていると思っております。

ここで、住民の方の御要望というか意見があるんですが、要はですね、例えば今コロナ対策の中で、30分刻みで25名から30名の受診者の御案内をしているという実情であると思っております。しかしながら、この胃がん検診や超音波による腹部の検診とか採血とかそういうものをやるときに、朝から食事をとれないわけですね。朝から食事をとれないお年寄りの方が、10時半の受付ですと始まって、検診終了が12時と。しかも、冬場にこの健診でなくて、大体春先から秋口にかけて、夏の暑いときにこれをやるという仕組みになっていると思っております。要は、飲まず食わず、本当に水も飲めませんから、そういった形で御案内をすることによって、もう俺はこの健診は受けたくない

と、もし思いなはったら、これはいかんと思います。

そういった受診者の意見というのを吸い上げる形が非常に必要でもあります。その答弁の中でありましたとおり、啓発に重きを置いて受診者の向上もあるんですけども、受診者の利便性の確保というのもこれもやっていただかなければいかんと思います。そんなに難しいことではないと思います。例えば、涼しい場所に厚生テントあたりを張っていただいて、そちらの下で待機をしてもらう。要するに、胃がん検診車とか、そういう検診車というのは車両でありますから、車を寄せるところの近くに待機しとってほしい、その考えは分かるんですね。ただ、余りにも待たされてということになると、これはいかんのかなというふうに思います。

ですから、1日の受診者を200名から250名とか設定をされて、今、そういう受診対策を取っていると思うんですけども、努めてお年寄りが受けやすい、朝涼しい時間に開始をして、あるいは1日の受診者を150名程度に抑えて、そして早めにその受診を切り上げていただくということが、できるかできないというのが、施策になるのではないかと思います。これは、予算に上っていることでも対応が、少額ですけども、知恵の結集でできると思いますので、このあたりの検討についてはどのようにお考えか御質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 再度の質疑にお答えさせていただきます。

確かに、お話のとおり、飲食を控えて朝早くから集団検診においでいただくということは、御高齢の方にはかなりの御負担をおかけしているかと思えます。できるだけ、そのような配慮ができるか、所管のほうとまた打合せをして、実施できるかどうか考えてみたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 4点かな、質疑いたします。

まず、67ページの節の14、防犯灯設置工事におきまして3千400万円ほど、多大な額が計上されております。ほぼ、一般財源ということでもあります。このLED化というのが省エネにつながって、しかも明るいということであるならば、それに越したことはないんですけども、例えば今まで使っていた白熱かな、いろんなものが実は寿命がまだ、随分残っているよと。そういったことを考えますれば、やはり一遍にLED化をして、寿命を延ばして、そのほうが採算性は合うのか。それとも、今あるやつをある程度償却が済んで、これでこと足りているんだよ、ここの明かりはというふうであるならば、そこで予算を抑える措置というのもできるのかなと思います。

何せ額が大きいので、この点についての採算性ですね。やはり、それをすることによって、町民の皆さま方にとっての暮らしやすさにつながるとかですね、それこそ防犯につながるというふうであるのならば、いち早くするべきかなというふうに思います。

私、県の運動公園あたりをよくウォーキングするんですけども、例えば野球場とかも大々的にLED化しますとあって、一つの野球場は閉めてやっておられます。やはり、最新鋭の施設と申し

ますか明るさで、できるだけ日中に近づけて、利用してもらうこと。これはもう価値ですから、そういうものが追従して、この額が妥当性が高まるというふうなものなのか、質疑いたします。

次に、72ページ、目の14、節の12委託料ですけれども、これも一般財源におきまして73万7千円という形で、大津町業務量調査等支援業務委託というのが出てきております。行政改革費と名を打ってありますので、この内容について、どこまで踏み込んだ業務量調査になるのか。例えば、民主党政権に事業仕分けというものをしましたよね。本当にその事業、要るの。そこまですなければならないのというのがあって、業務量とか適正な業務かというのをしたことがありました。これって当たり前のことですが、この点について、内容を詳しくお聞きしたいと思います。

次に、148ページ、目の4、これは私の所管委員会のことであります。しかしながら、この点については、町長にまず、どういった方向と申しますか、自分の思いでこういった予算なのかという部分なんです。ですから、委員会において審議するとき、町長の思いとか全体の中のそういった妥当性がどこで見られるのかという、この食糧費のところなんですけれども、節の10の需用費、食糧費で49万9千円上がっております。まさに、企業誘致推進費、この点につきましては委員会におきましても、もっと付けるべきではないかと。例えば、今回TSMC、プラス今度はホンダとソニーとか、いろいろ目まぐるしく変わってきております。ということは、この企業誘致費というのが、私は膨らむ可能性のほうが大きいと思います。下手をすれば、それこそ、例えばTSMCあたりは台湾の企業です。それこそ関連企業も来てくれるかもしれません。それこそ旅費を使って、台湾まで企業誘致の話をしに行かなければならない場合だって考えられるかなと、そういうふうを考えるわけです。ですから、その中でも例えば台湾に地震の前に2度ほど行きました。熊本地震の前にですね。そのときの台湾のおもてなしの方法というのが、日本とやはりお国が違うから、全然我々が思っていることと違うんですよ。問題はその点です。台湾の企業が来られた。そこで座を設けることができた、したときのもちろん郷に入っては郷に従えで、そのところは理解されただけのものだと思いますけれども、やはり相手を尊重する姿勢というのが、企業誘致というのは非常に大切だと。ここは町長も強力なトップセールスとか上げられるわけですから、重々分かっておられると思います。予算がないならば、職員の手出しになったりするわけですよ。これは避けたい。ただ、あとで実費支給という形でオッケーなんだよということがもらえればですね、その妥当性ですよ、もらえればいいんですけれども、何せ予算主義ですので、やはりここは年度末に余るとしても、もう少し増額というのが妥当ではないかと思えます。ただ、この審議を委員会に持ち帰ってするときの町長の意向というものを、今聞いて、質疑しておきたいと、そういうふうに思います。

次に、204ページ、目の図書館運営費であります。予算説明のときに、図書カードとかそういったものの出費や消耗品の説明とかもあったと思いますけれども、まさに図書館あたりは、カードを持っていただくよりも、もうスマホの時代と思うんですよ。カードはカードでももちろん良い点もありますけれども、全てスマホに寄りかかれとは言いません。しかし、流れがもうスマホなんです。ですから、逆にそういったソフトウェアを作る、いうならばそのアプリを作るというような、そちらの方向に進めるべきではないかなと思えますので、この点について質疑いたします。

- 議長（桐原則雄君） 町長に対する部分ということですね。
- 13番（永田和彦君） その意向は、どういった、そうです。
- 議長（桐原則雄君） 所管の関係で、一般的には所管についてはここではないということですけど。
- 13番（永田和彦君） いや、そこで町長の意向は分かっておかんと、審議できないと言っているんです。
- 議長（桐原則雄君） はい、分かりました。
では、まず最初に藤本総務部長。
- 総務部長（藤本聖二君） 大きく4点、御質問ございましたけれども、私のほうからは1点目のLED化の話と2点目の業務量調査の今の現状等について、お話をさせていただきたいと思います。
まず、1点目なんですが、防犯灯街灯のLED化については、中央部につきましては、社交金事業ということで国の補助を使いながらLED化を進めてきたところです。その後につきましては、北部と南部をLED化をすることについて、町内でも随分議論をしてきたところになります。
やはり、そのままある程度年次計画を立ててやった方がいいのか、一気にやった方がいいのかという試算もやりました。最終的には、やっぱり一気にやったほうが、総合的にはそちらのほうが効率的というような判断をしまして、昨年が南部のほうをさせていただいて、今年度が北部を中心ということで、この2年間で町内全域をLED化することによって、経費の削減にもつながるということで試算をしたところでございます。
それから2点目の業務量調査については、今年度と来年度ということで、2か年間の業務量調査をすることとしております。
まずは、今の職員も非常にいろんな業務を持っておりまして、それぞれの職員の棚卸しをしてほしいということで、まず棚卸しをして、自分がどういった業務をやっているかというところの洗い出しから入っております。そして、各課ヒアリングをさせていただきながら、実際現場にもコンサルを入れて、現状がどうなのかというのを、今、状況把握をしております。最終的には、令和4年度で最終的な報告をいただきますけれども、効率的な業務改善も含めまして、そういった御提案と組織が、どういった組織がいいのか、そして定数がどの程度が妥当なのかということで、実は令和5年度から新たな定年延長に向けての進みもあるものですから、その辺の具合の中で、全体的な定員の管理計画まで作るというようなことで、今イメージをしているところでございます。
- 議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。
- 産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 3点目の御質疑で、企業振興費の中の食糧費の増額の考え方についての御質疑だったかと思います。
食糧費のほかにも、普通旅費を令和4年度は6割ほど増額をしていただいております。食糧費のほうも3割ほど増額をしていただいております。内容につきましては、通常の企業誘致の訪問時のお土産代、調印式後の懇談会、それから県外での企業さんとの懇談会に加えまして、TSMCの進出による関連企業の誘致、これを積極的に行っていきたいというような趣旨で、費用の増額

をお願いしているところでございます。現在まだ、コロナ禍にありまして、企業間とのやり取り、懇親会等ができない状況がございますけれども、このような中でも増額の予算をお願いしているところでございます。T S M Cの情報につきましては、県もですが、直接の交渉等々がなかなかできないという状況もございますが、連携を深めて情報を収集し、いち早くこの予算も増額しておりますので、しっかり企業誘致のほうに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 永田議員さんからの御質問です。

図書カードの印刷関係を次年度も予算を計上しております。言われますように、スマホのほうも大分普及して、電子書籍等も普及している状況でございます。昨年度、電子書籍については導入させていただいて、それについてはスマホあたりでも予約受付、本を読むことができるようになっております。今後また、そういったアプリとかソフトウェアとか、調査いろいろ注視していつて研究してまいりたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。簡潔にお願いします。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の質疑にお答えします。

先ほど、部長からもありましたとおり、このT S M Cという機会を逃さないように、旅費、食糧費共に増額しております。しっかりと営業もしながらですね、機会を捉えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑します。

さっき、ちょっと言い忘れてことがありまして、一番最初の防犯灯のLED化ですね、これによって明るくなる。それから先、すみません、言い損じたやつがですね、ということは、例えばその下段に防犯カメラの改修工事あたりが付いております。明るくなって見通しが良くなる、いろんなところでみんなスマホを持っているんですよ。スマホを持っている方が写して、例えば町に報告するとかいう窓口、そういったものが防犯につながるんじゃないかなと。それが、プラスW i - F iですね。やはり町内W i - F iを充実させていく。それで全体の仕組みがまとまっていくんじゃないかなと。すみません、ここ抜けていました。

やっぱり、今の流れですよ。今の流れからするならば、やはり公衆W i - F iは、これも早くしないと、これ町の魅力としてもものすごくいろんな方が移住とか、こういった条件が大津町がいいんだと考えたときに、非常に重要になると思いますので、もうずっと前から何年もなってますので、どこまでそのW i - F iも併せて進めていくということにつながっていつているのか、ということを再度お聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） W i - F iをどういうふうに進めていくかということで、防犯とあとは防災とか、緊急時に皆さんが集まっていたくところとかありますので、まずはこういったところ

がそういったWi-Fiが必要かというところについて、精査をまずはさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 今回の答弁はちょっと解せないんですけど。こういったところが必要かと、もう分かっているじゃないですか。人がたくさん行き来する所ですよ。特に一番使っていただけるということで。ということは、今までやってこなかったということに理解していいんでしょうかね。

町全体の中で、もちろん優先順位は中心部がやはり人の行き来は多いですから、駅周辺とか学生たちがいっぱい行き来しますよね。中心部になってくるかもしれません。外側から設置しないでしょ。ある程度、そういったものを「じゃあ、また業務委託して、どこがいいのか」じゃなくて、ある程度、範囲的にもうコンパスで円を描くんですよ。この範囲がカバーできるようにというような形で進めていけば、全然構いませんので、それっていろんな都市に行ったときにフリーWi-Fiが使えますよという所には、みんなたかっていますもんね。それだけ要望が多いということじゃないでしょうか。だから、そういったものを進めていかないと、やっぱり魅力的な町になりにくいと。他はあっても、こういったものは例えば隣はあるのに、うちがないというのは非常に困るんですよ。大津町の売りにしなきゃ。これ先にやらないといかんのですよ。そういったところの取組というのも、防犯とかいろんなものに組み合わせて進めるというのが、策ではないかと思います。

ですから、まだどこが一番いいかという段階ですか。この点について、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 答弁が不足して申し訳ございません。

当然、ICTの推進については、町がしっかりやっていくべきことですので、令和4年度に向けてデジタル推進計画を町でつくりますので、その中で今おっしゃったようなことについては盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 議案第32号とまだ上がっていませんけれども、33号も同じお尋ねになりますので、併せて質問をしたいと思います。

公共下水道と農業集落排水事業については、令和6年度の値上げが経営計画の中に入らなれております。そうすると、そこまであと2年ですので、そろそろ準備に入らなければならないということになるかと思うんですけれども、今回の予算は企業会計の予算ですので、細かい中身までは分からないんですけれども、どのような取組。値上げすることを決めているわけではないですね。値上げをするための準備として。値上げの検討をどうするかということについてです。どのような準備というか施策が盛り込まれているのかについてお尋ねをしたいと思います。どんな進め方をされるのかですね、お願いします。

○議 長（桐原則雄君） 議案第32号ということでよろしいですね。

○10番（佐藤真二君） 32号です。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） こんにちは。佐藤議員の質疑に対して、御説明いたします。

公共下水道会計の中で、今回の経営戦略の中で料金見直しを計画しておりますが、どういった進め方をされるのかということで御質問だったと思います。

予算の概要の60ページを御覧いただきますと、収益的支出の款1、項1、目4総係費の中で、3行目の真ん中になりますが、料金体系検討業務委託ということで、今回令和4年度予算で計上させていただいております。この中で、令和2年度、令和3年度の決算値と令和4年度以降の予想値、今後に必要な整備予定などを考慮しながら、様々な料金体系を検討していきたいと思っております。料金の見直しが必要な場合は、利用者への説明責任が果たせるような十分な検討が必要かと思っております。

以上のような内容で、今後、料金体制については検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） この料金体系の検討業務の委託というのが、それにあたるということは分

かりましたけれども、よその市町村というか多くの市町村の下水道の事業の中では、料金を決めるに当たっては、検討するための審議会のようなもの、これを立ち上げるというのが普通の考え方になってくると思います。今のスケジュールですと、今年度、この料金体系検討業務委託の中で令和2、3の中身を見て、4、5の見込みをつけたところで計画を立てていくというような検討を進めていくというような話だったかと思うんですけども、本当にそれで間に合うのかということなんです。考え方としましては、下水道の料金、農振もですけども、町しか利用者に提供できないんです。代替性のないものですから、ですから利用する人がしっかりと納得した上でないと、なかなか値上げというのは、値上げが前提ではないんですけども、料金の見直しというのはできるものではないと。そうしたときに、今年検討します。来年、審議会なり立ち上げて説明をします、といった場合に、ではそれから住民が納得するまでの期間というのはいつなんだと、いうことになるんです。そういうことを考えた場合に、すでに2、3のデータというのは、ある程度あるわけですね。ですから、その分、前倒しというか、この検討業務というのはなるべく早く抑えて、その分早く審議会を立ち上げて、そして住民に説明して理解をいただくための期間というのを十分に取る必要があるんじゃないかなと考えたところです。

そういった考え方については、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） はい、佐藤議員の再質疑について、御説明いたします。

議員、おっしゃるとおり、近隣の町村の状況でいきますと、合志市の場合は上下水道運営審議会を開催し、その中で料金の在り方を検討されて数年かけて説明をして行われているようです。

大津町の場合でも、料金の体系を検討する審議会のようなものが必要かと考えております。その中で、住民にはしっかりと説明をして、御納得いただいて、料金値上げについては慎重にやりながらもスピード感を持って対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） そうすると、住民に対して、「このくらいの金額の値上げを検討しております、いかがでしょうか」と聞くのは、いつになりますか。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 佐藤議員の再再質疑に対して、御説明していきたいと思っております。

先ほど申し上げたとおり、令和4年度以降の予想値も含めながら、令和4年度中にはどんな体系がいいか検討していきたいと思っております。その中で、令和4年、5年度中には、そういった説明ができるような準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第2 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第11号から議案第33号までを、お手元に配付しました議案付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

しばらく休憩します。1時45分から再開したいと思います。

午後1時40分 休憩

△

午後1時45分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、時松智弘議員ほか6人から発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略行為に断固抗議する決議案 について

○議長（桐原則雄君） 日程第1 発議第1号、「ロシアによるウクライナへの侵略行為に断固抗議する決議案について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号、提出者、時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 改めまして、こんにちは。私のほうから、発議「ロシアによるウクライナへの侵略行為に断固抗議をする決議」について、上程をいたします。

提案理由につきましては、ロシアに対し、ウクライナの主権・領土・国民への侵略軍事行動を即時中止するよう求めるとともに、政府に対し、現地在留方人の安全確保に努め、国際社会と密接に連携し、毅然たる態度を持ってロシアに対し、制裁の徹底強化を図り、即時無条件の戦力の撤退、非人道的行為の中止をロシアに求めるように要請するためであります。

以下は案文となります。

ロシアによるウクライナへの侵略は、国際憲章に違反をし、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことはできない。すでに先制攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われています。

ウクライナ首都キエフをはじめ主要都市では、ミサイルや航空機による非人道的な攻撃により、ウクライナの国民はもとより、ウクライナに拠点を置く日本の企業をはじめ、現地在留邦人の生命が危ぶまれる時代に瀕しています。また、ロシアによる核兵器の使用を示唆する発言は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本町にとって、許しがたいものであります。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。

ここに大津町議会はロシアに対し、ウクライナの主権、領土、国民への侵略軍事行動を即刻中止するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努め、国際社会と密接に連携し、毅然たる態度をもってロシアに対し、制裁の徹底強化を図り、即時無条件の戦力の撤退、非人道的行為の中止をロシアに求めるように要請する。

以上を、決議をお諮りしたいと思っております。議員各位の御賛同を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、趣旨説明を終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、ロシアによるウクライナへの侵略行為に断固抗議する決議案についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時00分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和4年第2回大津町議会定例会会議録

令和4年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和4年3月15日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 元田 正剛 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 坂本 光成 総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長 大塚 昌憲 健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室 長 矢野 好一 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 兼 併任工業用水道課 長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 平岡 馨 総務部次長 兼 総務課 長 兼 選挙管理委員会書記 長 白石 浩範 農業委員会事務局 長 高橋 和秀 総務部財政課 長 清水 和己

一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 議員 p 122～p 133

1. T SMC進出に対応するための体制強化と都市計画の見直しについて
 - (1) T SMCが新たに工場を建設することにより、今後、大きな環境の変化が予想されるが、情報収集や分析、事前の予測を立てたうえで、スピード感や柔軟性を持った都市計画の見直しと、町の方針や取り組み状況の発信が重要だと思いが、それを実行するための体制は十分に整っているのか。
 - (2) 情報収集と発信の強化とともに、企業などからのインターネットや電話での問い合わせに円滑に対応していくために、町のホームページや役場内にT SMC対応窓口を設置するべきではないか。
 - (3) T SMCの社員や家族が暮らしやすい町にするためにも多文化共生社会の実現への取り組みが必要ではないか。

2. 町内にある文化財の保存管理に関する取り組みについて
 - (1) 地域から指定文化財に関する申請・届出する際のルールが必要ではないか。
 - (2) 文化財に関する地域からの情報提供を受ける体制整備が必要ではないか。
 - (3) 誰もが納得できる町指定文化財の指定基準を定めるべきではないか。
 - (4) 学芸員の仕事の内容はどのようになっているのか。
 - (5) 学芸員に求める役割はどのようなことか。
 - (6) 文化財保護協会が必要ではないか。

3. 3. 結婚新生活支援事業について
 - (1) 結婚支援を重点的に推進し、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備することが必要ではないか。本町でも結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業を実施するべきではないか。

2 番 山 部 良 二 議員 p 134～p 144

1. インクルーシブ社会の実現へ
 - (1) 2015年に国際連合で採択されたSDGs 持続可能な開発目標において、「すべての人に包括的、かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。ここでいう包括的とはまさにインクルーシブのこと。インクルーシブ社会は、これからの社会が目指すべき指標といえる。

以上の点を踏まえ下記のとおり伺う。

①インクルーシブ教育の推進及び課題について問う。

②インクルーシブ遊具の普及とスポーツの森運動公園の整備について。

2. スポーツの森新駅設置の進捗状況及び熊本空港アクセス鉄道について

(1) 鉄道事業に携わる者として肥後大津ルート of 推進を支持するが、町長の見解を問う。

(2) 上下分離方式等により豊肥線複線化による利便性の向上を県に提案するべきではないか。

(3) スポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備と活性化について問う。

3. コロナ禍における障害者・要支援者等に対する合理的配慮の提供について

(1) 要支援者・介護者が感染した際、濃厚接触者は自宅待機となりスタッフ不足に陥る可能性がある。その際の対策は。

(2) コロナ禍における避難所開設時の障害者・要支援者に対する合理的配慮の提供の周知や対策は。

(3) コロナワクチン接種時の障害別ごとの合理的配慮の提供の周知や対応は。

3 番 田 代 元 気 議員 p 144～ p 150

1. 中学校部活動改革について

(1) 令和5年度より実施される学校の働き方改革を踏まえた休日の中学校部活動の段階的な地域移行について

①本町におけるこれまでの取り組みは。

②これからの課題について今後の取り組みや方向性は。

4 番 時 松 智 弘 議員 p 150～ p 163

1. T SMC誘致後の熊本県空港アクセス再検討に対する認識は

(1) 県の蒲島知事は昨年11月定例県議会でT SMCの工場進出を受け、熊本空港への空港アクセス鉄道の整備ルートを再検討する意向を示した。大津町の公共交通の軸となる中九州横断道整備への布石に続き、町の総力を挙げて空港アクセス誘致に取り組んでいくべきではないか。。

①県への肥後大津駅アクセスルートアピールは。

②スポーツの森新駅構想にも取り組むとすれば県の施策と齟齬を生じないか。101の公約に掲げておられるが見直しの検討や当面の肥後大津駅の充実も含め県と協議すべきと考えるが如何。

2. 住居バリアフリー対策について

(1) 本町で住宅を建築された方が高齢に伴い生活に不自由されている現状がある。大津は山手を切り開いた住宅街があり、外構部に階段、段差があり出入りに不自由される方がいる。住居のバリアフリーに関して工事の補助や固定資産税の減免措置があるが、本町においての現状を伺う。

①バリアフリー対策の減免申請等の状況は。

②住宅外構に係るバリアフリーの対策は。

3. 台湾との交流施策について

(1) TSMCの進出にともない、今後台湾という地域の重要性はわが町においても必ず高まる。国際社会に進出する他国民族は異国の地で自らのコミュニティを形成するのが常であり、この菊池郡市地区においても多くの台湾人世帯が居住する可能性を視野に入れるべきである。互いの理解と交流を深め、国際社会にアピールしていく事も重要と思料する。台湾との交流施策は様々あったと思うが、町全体でさらに推進する考えはないか。

5 番 山 本 富二夫 議員

p 163～p 172

1. JR瀬田駅周辺に民間不動産の誘致を

(1) TSMCが菊陽町の工業団地に4月から、工場建設を始める。各自治体は工業団地の造成計画は打ち出しているが、住宅関係は議論をされていない。しかし従業員の方は、まずは住むところを探す。TSMC 1700人と関連会社1000人の従業員の住む家を確保することが県や周りの市町村は取り組まなければならない。町も民間不動産会社の住宅の建設誘致に取り組むことが重要である。JR瀬田駅周辺は工場から、30分以内の便利な地区であり、町は大手の不動産会社の誘致に取り組むべきだ。

2. あげぼの団地の4・5階の空室対策

(1) 以前から、あげぼの団地の4階5階の空き室問題は議会での一般質問で取り上げられたが、いまだ改善はされていない。民間活用し、4階5階を民間不動産会社に委託し、1階2階3階は今まで通り町営住宅として、空き室を無くすべく検討すべきだ。

3. 三吉原北出口線の4車線化を

(1) 国道57号北側復旧道路が開通し、7割の車が阿蘇方面の通り道として、

三吉原北出口線に関わり阿蘇に向かう。朝の通勤時間帯の異常な国道325号の交通渋滞などだ。地区住民の生活道路としての役割を町は考えて貰いたい。その為には国や県に4車線化を要望すべきだ。

6 番 荒 木 俊 彦 議 員 p 177～ p 186

1. 非核平和宣言都市の町の再認識を

(1) ロシアによるウクライナへの侵略戦争に世界中から非難と抗議の声が上がっている。ロシアのプーチン大統領は「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。ロシアへの攻撃は侵略者の壊滅と悲惨な結果につながる」と公然と述べて、信じがたいことに核兵器の先制使用まで言及し、他国を威嚇している。日本国は世界で唯一の被爆国であり、核兵器の使用は人類の滅亡につながり、絶対に許してはならないと思う。大津町は「非核平和宣言都市の町」であり、役場庁舎に掲げて、広くアピールするべきではないか。

2. 新型コロナ感染 自営業者の救済

(1) 新型コロナ感染が広がり丸2年が経過し、飲食店や関係業界の方の苦労は計り知れない。そのために、国民健康保険の加入者がコロナに感染した場合「傷病手当金制度」が導入されたが、該当者は給与賃金労働者のみである。国保加入者の多くは、農業や自営業者であり救済から漏れている。他の自治体ではこれを平等に救済するため「傷病見舞金」による一時金を実施している。大津町でも救済対象とするべきではないか。

3. あげぼの団地等来客用駐車場

(1) 町営住宅の駐車場は1戸に1台しか確保されていない。特にあげぼの団地では入居者以外の迷惑駐車トラブルが多いと聞いている。特に来客用の駐車場としてコインパーキングなど配慮が必要ではないか。

7 番 三 宮 美 香 議 員 p 186～ p 195

1. 景観まちづくりについて

(1) 大津町の景観について、庁舎4階から阿蘇を望む風景は大津町としても自慢できるものだと思う。しかし、ここ数年で高層の建築物が増えており、TSMC進出の影響により建築物が増えると予測される。今後、この景観が損なわれる可能性がある。また、白川流域灌漑用水群である上井手・下井手は2018年に世界灌漑遺産に登録され、去年は県外からの教育旅行のルートの一つにもなった。今後、大津町としても町の遺産を後世に残す取り組みを

考えなくてはいけない。そして全体的に町を見て気が付くのは、整備が中途半端な場所や放置されている樹木が多いこと。大津町の周辺を考えると景観法に基く景観条例を制定している自治体がある。大津町を魅力的な町にして人口が増え活性化させるためには景観保護条例が必要ではないか。

①現時点で高層建築物を建設するのはどの程度か。

また、それを把握できているか。

②世界灌漑遺産に登録された上井手・下井手周辺の景観を整え維持する必要があると思うがどう考えるか。

③町の色々な箇所では景観を損なう風景が見られる。これは安心安全なまちづくりにも繋がると思う。積極的に協力団体などに関わり景観を維持する取り組みが必要ではないか。

④町の活性化に向けて積極的な景観保護が必要だと考える。

大津町も景観条例を制定する考えはないか。

2. 商業施設の誘致について

(1) 町長の101の政策の中に活気とにぎわいを生む仕組みづくり「アウトレットモールを誘致しよう」とあった。広く色々な方へも話をされており施政方針の中には推進を図りますとある。今後、現実的にアウトレットモールの誘致が進む予定があるのかを問う。

8 番 坂 本 典 光 議員

p 195～p 204

1. 山村広場トイレの水洗化

(1) 山村広場には野球場とテニスコートがある。

ここのトイレは今どき珍しい汲み取り式である。

ごく最近、横を走る道路が拡張された。西側には災害復旧の町営住宅が建てられている。この際、合併処理浄化槽を使ったトイレの水洗化を提言するものである。

2. あさり貝産地偽装事件からの教訓

(1) 中国産あさを熊本産として出荷されていることがテレビ番組で報道された。消費者からの苦情が殺到して蒲島県知事が動きだした。しかし、県も漁協も報道される前から知っていたのではないかという疑念が持たれている。大津町ではこのようなことがないように注意する必要がある。

3. 大津町教育委員会点検・評価報告書について

(1) 評価と学力について

9 番 大 村 裕一郎 議員 p 205～ p 209

1. 大津町のホームページについて

(1) 現在、若い世代では情報を得る手段としてWEBサイト、動画、SNS等が主流になっている。そういった状況の中、大津町のホームページもその需要がより一層高まっているが、コンテンツの充実やPC、スマートフォン等でホームページを閲覧する際に見やすく分かりやすいものに改善していくつもりはないか。

2. 認定農業者の周知について

(1) 認定農業者制度は低金利資金の融資や国、県の各種補助事業の受給、農政に関する情報の取得等を受けることができ、非常に有用な制度である。しかし、農業者からのイメージは決して良いとは言えない。こういったイメージを払拭して今後の農業の発展に寄与するつもりはないか。

10番 大 塚 益 雄 議員 p 210～ p 215

1. 人口増に伴う行政区の区割りにについて

(1) 近年、町中心地域においては、急激な人口増加となっていて行政区においては区長さんの負担となっている。また、ある地域では1020の戸数を1人の区長という地域もあり区の運営上きびしい状況にある。また、ある地域では人口減少の区もあり地域住民の声を十分きいたうで見直す必要があるのではないのか。

①今後TSMC進出に伴い、開発が進んでいて急激な人口増となる見込みである。依って、将来を見据えた区割りの見直し検討が早急に必要ではないのか。

2. 大津町歴史及び文化財保護と伝承について

(1) 大津町の歴史文化財については、数多くある。そういった歴史文化財を保護管理をしていき次世代の人達に語り継ぐ。また、学びの場として活用傳承していく。1回/年歴史文化の日を決めて、文化財の歴史と写真をパネル展示し幅広く大津町の宝としてPRしていく。また、案内人ガイドも育成出来る。観光協会と連携して実行する事により大津町観光PRが出来て活性化にもつながる。

①大津町歴史文化の日を1回/年設けてイベントを実施したらどうか。

②大津町歴史文化財の関連団体と連携体制の構築。

③大津町歴史文化財総合案内パンフの作成と伝承。

11番 大塚 龍一郎 議員 p 221～ p 227

1. 文化財「江藤家住宅」に於ける課題

- (1) 全体的な復旧事業整備
- (2) 県、町、個人に関わる事業負担
- (3) ソフト面の充実と体制づくり
- (4) 文化財関連担当職員の任期の安定化

2. 南部地区交流広場の役割

- (1) 「交流広場」を「江藤記念公園」等に名称して一体感をアピールサイン効果、メディア効果を発信させる
- (2) 江藤家住宅まもろう会との連携
- (3) 子ども達と地域住民のふれあい

12番 永田 和彦 議員 p 227～ p 238

1. 施政方針について

- (1) 新型コロナ対策について
- (2) 命を守る徹底した防災・防犯対策について
- (3) 子育て支援・教育環境日本一のまちづくりについて
- (4) 人生100年時代を見据えた福祉について
- (5) 活気とにぎわいを生む仕組みづくりについて
- (6) 町内産業支援と活性化について
- (7) 町民に、より信頼され、愛される役場の実現について

議 事 日 程 (第 3 号) 令和 4 年 3 月 1 5 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。今回の定例会の一般質問者は 1 2 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 6 日が 6 番から 1 0 番まで、1 7 日が 1 1 番から 1 2 番までの順で行います。

なお、質問の途中新型コロナウイルス感染症対策として一時休憩を挟みますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様も朝早くから大変にありがとうございます。9 番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は町民の皆様からいただいた声を基に質問をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まず質問に入る前に、現在ロシアが軍事侵攻しているウクライナでは民間人の被害者が日を追うごとに増え続け危機的な状況が続いています。これは紛れもなく国際社会の秩序を維持するために最も重要な国際法や国連憲章を踏みにじる行為であり、断固として許されるものではありません。国連総会では、ロシアを避難する決議が 1 4 1 か国の賛成多数で採択をされ日本は決議の共同提案者となりました。ロシアは国連安全保障理事会の常任理事国核兵器不拡散条約の一員でもかかわらず核による威嚇や原発、各施設への攻撃という暴挙は国際社会が科した平和への責任と矛盾する対応であり非核平和都市を宣言している本町におきましても断じて見過ごすわけにはいきません。国際社会が結束をして不法な行為には必ず報いがあるというルールを示して 1 日も早く収束させることを呼び掛けていきたいと思えます。

それでは、1 問目の台湾積体回路製造 T S M C 進出に対応するための体制強化と都市計画の見直しについてお伺いをいたします。昨年 1 0 月 1 4 日、半導体の受託生産で世界最大手の T S M C とソニーグループが共同で菊陽町の県営第二原水工業団地に新工場を建設する方針を明らかにしました。自動車部品大手でトヨタグループのデンソーもその事業に参加することを明らかにしています。来月にも建設に着工し、約 2 年半後の 2 0 2 4 年度末までの出荷開始に向けて、今後様々な動きが

本格化してきます。初期投資額は約9千800億円と言われており、1千700人の新規雇用を見込んでいます。その1千700人のうち約300人が台湾のTSMC本体から赴任すると言われて

います。
また県の企業立地課によりますと、TSMCの県内進出に伴い国内の半導体関連企業から工業用地の問合せが相次いでいるとのことですが、10ヘクタール以上の県営工業団地は4か所のうち3か所が完売をして適地が不足しており、関連企業集積の受皿となる大規模な県営工業団地を2か所整備する方針を明らかにしています。整備面積はそれぞれ25ヘクタールで計50ヘクタールを予定し、場所は国が整備を計画中の中九州横断道路の周辺を検討をされているそうです。1ヘクタールが100メートル掛ける100メートルの広さですので、相当な広さの工業団地の計画です。今年度に事業を着手し造成工事を経て2026年度の方譲開始を目指すとのこと

です。
TSMCの工業建設に伴う課題としては、従業員の継続的な採用が必要で、教育機関での人材育成や台湾から赴任する従業員と国内移住者の住宅の確保や家族の教育環境、工場周辺の道路整備などが挙げられています。またJR九州は豊肥線から熊本空港へ向かう空港アクセス鉄道のルートに関しまして、新工場建設に近い肥後大津駅からの分岐で整備を進めるよう提案しています。県も2月に第4回空港アクセス検討委員会を開催し、その中でこれまで三里木駅から分岐するとしていたルートに加え新たに原水駅から分岐ルート、肥後大津駅から分岐するルートも検討候補にするという方針で一致しています。追加ルートを含めた3案で追加調整を行っていく方針で了承され、調査結果は2022年度中に報告される予定です。県内企業や経済団体が情報収集や分析をする部署を相次いで立ち上げており波及効果が製造業だけではなくサービスや小売など幅広い業種に及ぶとしてビジネスチャンスと捉えている狙いです。不動産関連業でも住宅や物流倉庫、事務所などの需要増を見込んで情報収集や土地の確保を進める方針です。熊本に移り住むTSMCの社員や家族を受け入れるため台湾の人たちが暮らしやすい住宅やインターナショナルスクールを備えたまちづくりが必要で、行政とも連携しながら備えたいとしています。

そのような状況の中で、TSMCに関して金田町長の施政方針の中でも町内においても新たな企業進出や宅地集合住宅の開発を模索する動きが急加速しており、迅速かつ的確に対応していくために、町としても町内に推進本部及びプロジェクトチームを立ち上げ、工業用地や生活環境、渋滞対策などの想定される様々な個別分野に対して、所管横断的に検討取組を進めるとともに、国県とのやり取りや菊池郡市の2市2町でも菊池地域行政連絡会議を設けながら取組を進めるとされており、この機を生かして新たな企業誘致につなげることはもちろん、従業員の居住地としても選択いただくとともに、町全体の活気やにぎわいにつなげるよう道路整備やエリア開発などの先行投資も戦略的かつ機動的に進めていくという考えを示されています。

このような施政方針に示された取組に対する今後の金田町長のリーダーシップに期待をしたいと思っています。そのような期待も込めて、本町におけるTSMC進出に対応するための体制強化と都市計画の見直しについて3点お伺いをいたします。

1点目は今後、町としても工業団地や道路整備の計画など大きな環境の変化が予想されますが、

情報収集や分析、事前の予測を立てた上で、スピード感や柔軟性を持った都市計画の見直しと、町の方針や取組状況の発信が重要だと思いますが、それを実行するための体制は現在の推進本部及びプロジェクトチームで十分に整っているのかをお伺いいたします。

2点目は、情報収集と発信の強化とともに、企業などからのインターネットや電話での問合せに対し、円滑にそしてわかりやすく対応していくために、町のホームページや役場内にTSMC対応窓口を設置して、どの自治体よりも先に万全の受入体制を構築しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、TSMCの社員や家族が暮らしやすい町にするためにも、多文化共生社会の実現への取組が重要だと思います。TSMCの社員や家族は労働者である前に生活者ですから、教育や福祉といったソフト面での基盤を整備する必要があります。また、そうした制度面と表裏一体なのが受け入れる町民の姿勢だと思います。人種にこだわらずそれぞれの個性を尊重して差別をしないなど誰にとっても居心地の良い町であるための環境整備が必要だと思いますが、本町を従業員の居住地としても選択していただくための町としての取組をお伺いしたいと思います。

以上、3点に対する金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。豊瀬議員からの一般質問にお答えをいたします。

TSMC進出に関しましては、TSMCとソニーグループ等が新会社を設立し、菊陽町の第二原水工業団地において共同で工場を建設することが決定されたことを受け、全国的にも注目されております。

本町では、この報道を受け、議員からもありましておとり令和3年11月30日に、私を本部長とする「TSMC進出に伴う半導体産業集積強化等に係る推進本部」を設置し、情報共有を行い、企業のニーズ・課題把握をするとともに課題解決に向けた各部横断的な取組を進めております。また、具体的、個別的事案の推進にあたっては、総合政策課をリーダーとするプロジェクトチームを設置しております。

また、対外を含めた体制としましても、私や、県庁にも多くのコネクションのある副町長、そして各担当課レベルでのやり取りと、国や県との様々なルートでの情報共有はもちろん、民間の不動産会社や金融機関等からの情報収集、新たに立ち上げた近隣市町村との情報共有会議などを行いながら、迅速かつ重層的な情報収集に努めているところでございます。

今回のTSMC進出に伴い、多くの関連企業の進出や、新たな雇用、移住定住が見込まれますので、この機を逃すことのないよう、企業の進出環境整備や住環境の向上に向けた情報収集や発信、課題解消や戦略づくりなど全庁横断的に丁寧かつスピーディーに取り組むことで、町全体の活性化につなげたいと考えております。

折しも、中九州横断道路の天津西ICの設置や熊本空港アクセス鉄道のルート再検討など、企業進出の際に重視されるアクセス環境についても本町の立地優位性を高める環境が整いつつあります

ので、そちらについても引き続き推進やPRにしっかりと取り組んでいきます。

また、TSMCの進出により大津町の都市計画を取り巻く環境が変化することが予想される場合には、当然、用途の変更や道路等の都市施設の変更を行っていきます。

変さらには熊本県策定の大津都市計画区域マスタープランや大津町都市計画マスタープランとの整合性を図ることや、都市計画審議会や県との調整が必要となりますので、常に様々なケースを想定して体制を整え、都市計画の用途の見直し等が必要になった場合には、迅速に対応していきたいと考えております。

次に、町の情報発信につきましては、町のブランディングを進めながら、ホームページなどを通して情報発信することはもちろん、大津町の魅力的な企業進出環境や生活・子育て環境などを分かりやすく伝えるための、訴求力のある個別リーフレットの作成など、町の紹介を積極的に進め、台湾の方はもちろん多くの日本の方にも選ばれる、そんなまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

またTSMCは台湾の企業ということで、日本の方はもちろん、台湾の方を始めとする外国人も多く働かれる予定と聞いておりますので、その点も十分に踏まえたいと考えております。

次に今回、議員御指摘のとおりTSMCの進出により、台湾から約300人の技術者及びその家族が熊本に居住されることが見込まれております。ニーズの把握を十分に行い、大津町を選んでもいただき、その後も安心して暮らせるよう、多言語化などの環境整備や、ニーズに合わせた情報発信、役場窓口での対応強化など様々な環境整備を進めていきます。今回のTSMCの進出が、町の大きな発展につながるよう、トップセールスも積極的に行いながら、引き続き全庁的な取組を近隣市町村や県国とも連携しながらしっかりと進めていきます。

その他詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆様、おはようございます。

今回のTSMC進出につきましては、現在、様々な関連企業から町に対し立地場所や住居等に関する問合せが今あっております。現在、企業立地に対する相談があった際には、まとまった土地としては、立地可能な民地の紹介や関連法令、国・県・町の支援制度について情報提供を積極的に行っているところです。

一方、工業団地の候補地の可能性調査につきましても、令和3年度の補正予算にも計上させていただいておまして、新たな工業団地の適地選定についてもスピード感をもって取り組んでいるところでございます。

あわせて、議員から御提案のありました町のホームページでの情報提供につきましても、事業者にとりましても、また、TSMCの進出を機に、県外に出られUIJターンを考えていらっしゃる方にも、積極的に情報発信を行ってまいりたいと考えております。また、TSMCにつきましては、菊陽町に建設される工場と同時期に、新たな工場を高雄市に建設するとの報道もなされております。高雄市と本町は、小中学生の文化交流などを続けておまして、今後は、半導体分野での経済的な

交流をはじめ、コロナ収束後は、観光や文化など、これまで培ってきた良好な関係をさらに深めながら、町内全域に効果を波及させ、本町と台湾との人や物の動きが加速化していく取組を進め、これまでの企業誘致という枠を超えて、様々な分野での可能性を最大限に高めてまいりたいと考えております。先ほど町長の答弁でもありましたように、TSMCの進出において、台湾から約300名の技術者が受け入れられる方針でありまして、多くの方が家族も一緒に居住されるだろうとの情報も聞いております。

また、町内には既に約420名の外国の方が居住されておりまして、役場の窓口での各種問合せも徐々に増えている現状にあります。

町としましては、町のホームページやゴミ袋の多言語化の表示などに取り組んできたところですけれども、さらなる取組は必要不可欠であると考えております。情報発信の多言語化につきましては、外国の方が生活する上でどのようなニーズがあるのかを分析・整理を進め、情報発信の強化に努めて参りたいと思います。

また、現在、ふくしの相談窓口や学校教育課窓口において、外国人世帯の相談を受ける事例もございまして、今後、役場の各窓口においても様々な相談が増えることが見込まれるため、他の自治体の事例等も参考にしながらICT等の活用も検討し、対応強化に向けた整備を推進してまいります。

さらには、熊本県においても、外国人のサポートセンター運営や、市町村が行います日本語教室の運営支援など、外国の方への対策のメニューを予定されておりますので、県との情報連携をさらに密にし、各種制度も活用しながら取組を進めてまいります。

今回のTSMCの進出が町の活性化につながるよう、国や県、近隣自治体とも連携し、今回設置しましたTSMC進出に伴います推進本部、それからプロジェクトチームにおいて、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） おはようございます。私のほうからは都市計画の見直しについて、御説明いたします。

都市計画の用途変更につきましては、都市計画運用指針の中で、土地利用の動向、公共施設の整備状況などの把握に努めるとともに、当該年における都市計画上の課題に対し、その健全な発展に資するよう、随時かつ的確な見直しが図られることが望ましい。となっております。都市計画の用途変更の具体的な例といたしましては、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープランに変更が生じた場合や、道路などの基盤施設整備により新たな市街地に対応した用途地域に変更する場合があります。

今回TSMC進出により、道路などの整備や開発による住宅整備などが予想されますので、都市計画の変更該当すると考えております。都市計画の変更には、都市計画審議会の開催、熊本県の都市計画課、農政関係各局の協議や住民説明会を行うなど幾つかの手続が必要となっております。変更を行うことによって、既存の施設に対して、新たな規制をかけることがないように調整等

が必要になっております。町としましては、情報収集や状況を把握し、迅速に対応ができるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 再質問をさせていただきます。

今言われたような様々な取組を町のほうも考えていただいて、この機を逃さずに他の自治体よりもしっかりTSMCの対応ができるように取組を進めていただきたいと思います。そうだけれども、まだ今、町の取組姿勢とかこういうことを考えているとか、今言われたような多文化共生社会を実現させていくための多言語化の取組とか、そういう受入体制を強化していかないといけないわけだけれども、そういう大きな環境の変化がこれから起こってくると思いますけれども、その予想されることなどを方向性を共有するためにも、町民の皆様と広くそういう取組を共有していくべきだと思いますけれども、まだまだ町民の皆様に対してそのような情報提供が少ないのではないかと思いますので、ぜひ今言われたような取組、町の考え方とか取組を町民の皆様に広く情報提供したり情報共有をしていくべきだと思いますけれども、一度しっかり町のTSMCに対する取組、え方を町民の皆様に伝えるべきだと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 豊瀬議員からの再質問にお答えいたします。

町のほうのまだ住民の皆様に対する情報発信がまだまだできることがあるのではないかと御指摘かと思っております。TSMCに関連に関しましては、なかなか情報が入ってこない分もありまして、ようやく従業員等も300人ほど入ってくるという情報も入ってきましたので、しっかりとその辺は整理して住民の皆様にも伝えていきたいと思っております。また大きな話としましては、このたび、振興総合計画が議会の議決を得られましたら、4月1日から始まることとなりますので、そちらの懇談会、説明会等も開催を考えております。その中でTSMCに関しまして、町全体の大きな動きと合わせてしっかりと理解しやすく、そして住民の方に御理解いただいで一緒に台湾の方々を受けられるような形づくりをしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） しっかりと期待をしていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩をしたいと思います。10時32分からスタートしたいと思います。換気のほうよろしくお願いいたします。

午前10時23分 休憩

△

午前10時32分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 次に2問目の町の文化財を守り活用する取組についてお伺いをいたします。

本町には歴史があり多くの史跡や文化財という宝があります。そしてその歴史や文化を大切に守り支え、正しく伝えていただいている宝のような町民の皆様がたくさんいらっしゃいます。そのような町民の皆様からのお聞かせいただいた声を届けさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。金田町長も施政方針の中で歴史文化面に言及をされており、より長期的な視点や体制で事業を推進するために一般職の学芸員を新たに採用することや、町民の皆様により深く町の歴史や文化を知っていただくために、歴史文化伝承館の展示の在り方や利活用なども再整理していくとの方針が示されています。

しかしながら実際に具体的な歴史文化伝承館の見学者を増やす取組について、所管課に確認をしても展示内容や情報発信、来館者に対する駐車場の問題など多くの課題に対する明確なプランやビジョンを示されるわけではなく、金田町長の思いがどこまで共有されているのか疑問でもあります。

そのような状況ではありますが、今後の町の歴史文化への取組に期待を込めて、6点質問させていただきます。

まず1点目は、地域から文化財指定を申請する際のルールが必要ではないかということについてお伺いをいたします。町内各地には様々な歴史文化に関する宝があり、その地域の宝を特に重要なものについては選定を行って指定文化財として保護の対象とすべきだと思いますが、地域からの申請を受ける体制が現在は十分に整っていないのではないかと思います。地域から文化財指定を申請する際のルールを作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、文化財に関する地域からの情報提供を受ける体制整備が必要ではないかということについてお伺いをいたします。町内各地には様々な歴史文化に関する宝があり、その地域の宝をもっと守り、評価するなどのサポートをするべきだと思いますが、文化財に関する地域からの情報提供を受ける体制が十分に整っていないのではないかと思います。地域から文化財に関する情報提供を受ける体制を作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、町の文化財定基準の策定が必要ではないかということについてお伺いをいたします。現在地域より申請があった窪田阿蘇神社の御幸祭について町の文化財指定に向けての検討がなされていますが、町の文化財指定の基準がないために、誰もが納得できるような協議ができていないのではないのでしょうか。文化財保護委員会の会議記録を見ても、今後も町指定があることを考えた場合、町の指定基準を整理したほうが説明などもしやすいと思うとの御意見も出されています。気持ちよく誰もが納得できるような町独自の文化財指定基準の策定が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、一般職の学芸員を新たに採用するということですが、学芸員に求める役割はどのようなことか。

また5点目は、学芸員の仕事の内容についてはどのようにになっているのかということについてお伺いをいたします。ただ、ここで伺ひする学芸員に求める役割や仕事の内容については、インターネットで学芸員の役割や仕事の内容を検索して出てくるような一般的なことではなくて、町として具体的に新しい一般職の学芸員さんにこのような活躍をしていただき、このような結果を出して

いただきたいというような町長と教育長の考えをお伺いしたいと思います。

最後に6点目は、文化財保護協会が必要ではないかということについてお伺いをいたします。大津町の歴史や文化財を大切に守り、支え、正しく伝えていただいている宝のような町民の皆様からの大切なお声として、文化財に関する相互の研鑽を深め、文化財保護思想の振興を図り、合わせて文化財保護体制の強化にすることを目的として、文化財保護協会を作ってそこを拠点としてボランティアで活動したいという方々が多くいらっしゃいます。一度このような町民の方々からしっかりと御意見を伺って参考にしていくべきだと思います。それこそが施政方針の中で掲げられている町民参加と持続可能なまちづくりであり、町民の皆様と今後の方向性をしっかりと共有しながら協働して進めることが重要だと考えているとの町長の想いが具体化されることになるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

以上の点につきまして、金田町長と吉良教育長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

私のほうでは、全体的体制及び考え方と、あとは人事の学芸員に関して主にお答えしたいと思います。

議員御指摘の通り、町の文化財を適切に保護していくことは、歴史・文化の振興と継承を図るうえでも非常に大切なことだと考えております。一方で、現在の地方文化財保護行政では、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっております。

したがって、町指定文化財に申請する際の方法や窓口について、わかりやすい情報発信をすることで町民の皆様を知っていただき、町の歴史ある文化財等がなくならないよう取り組むとともに、また、眠っている文化財の情報を取りこぼさないよう情報提供にかかる窓口の明確化を行うことで文化財の保存管理につなげたいと考えております。

また一方で、歴史・文化的資源は保護するだけではなく、しっかり振興して生かすことが、更なる保護につながると考えますので、歴史文化伝承館も再整理しながら体制整備を進め、町全体の歴史・文化の更なる振興につなげたいと考えております。

また、学芸員につきましては、仕事や役割としては博物館法に定めてありますように、資料の収集、保管、調査研究、その他関連する専門的事業をつかさどることとなっております。一方で、先ほどお示した通り、私としましては、歴史文化は守るだけではなく、生かすことも大切だと考えていますので、町の歴史や文化を研究・検証し、継承する役目と併せ、学芸員の方には地域の方々とも信頼関係をしっかり築きながら、多くの住民の皆様はもとより町外の方にも大津町の魅力ある歴史や文化を伝えていく役割を担ってもらいたいとそのように考えています。

そういった考えも踏まえまして、現在は再任用職員と会計年度職員となっている学芸員の役職につきまして、来年度からは一層長期的な立ち位置や地域などとの関係性をもって取り組むことができるよう一般職の学芸員を新たに1名採用する予定でございます。町としましてはまずは、より多くの町に住み暮らす皆様に大津町の歴史や文化を知っていただけるよう、町内に数多く存在する宝

を生かすための企画・運営や情報発信を地域の団体や地域の住民の皆様とも連携をしっかりとしながら進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。豊瀬議員の御質問にお答えします。

指定文化財に関します申請・届出につきましては、今後は歴史文化伝承館を窓口として一本化できればと考えているところでございます。したがって、文化財情報の収集・発信及び文化財の維持管理に係る拠点として、歴史文化伝承館が大きな役割を担うこととなります。来年度からは、歴史文化伝承館に副館長を置きますので、学芸員とともに住民の方々のニーズを把握し、文化財保護に携わる人々とともに町の宝物である文化財を、保存・活用しながら多くの町民の皆様へ歴史文化伝承館を利用いただけるよう様々な工夫をしております。

また、町には、町の文化財や地域の歴史について、調査研究されているグループや個人も多く、町の歴史等を考察する上で貴重な人材だと考えております。そのようなグループや個人の皆様の情報発信・共有の場として歴史文化伝承館を拠点とした活動を支援することで、今後新たに歴史に携わる個人やグループも育成されていくのではないかと、またそのように努めていきたいと考えます。

詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、最初に指定文化財の申請・届出をする流れとしましては、町の文化財保護条例に基づき、個人又は、地域から生涯学習課へ届ける申請の方式となっております。

また、情報提供を受ける体制につきましても、生涯学習課のほうで受付窓口としておりますが、現在は、町民の皆様への周知ができておりませんので、今後は、指定文化財に係る申請方法やまた事務の流れなどを、よりわかりやすくホームページなどに掲載しながら、情報発信と併せて情報提供のお知らせや、窓口体制についても、わかりやすく情報発信していきたいと考えております。

昨年度はコロナ禍の中で、文化財保護委員会を中心に、地域の区長さんや協力者を呼び掛けて、町内に点在するお地蔵さんをくまなく調査し、地域の皆様に御協力をいただき、歴史や由来等を聴き取りながら、全部で133体のお地蔵さんを確認することができました。今後は画像や歴史的背景・由来などを整理をしながら、パネル展やホームページ、イベントなどでも紹介をしていきたいと考えております。

次に、町指定文化財の基準につきましてでございますけれども、大津町文化財保護条例の定めるところにより、文化財保護委員の意見を基に教育委員会の承認を得て、指定をするという流れでございます。文化財については、有形、無形、民俗や記念物などに分類され、さらに古文書や史跡、芸能などの細部に分かれておりますので、国、県の示す指定基準と町の文化財保護条例に準じて指定を行っているところです。

指定基準の背景には、その文化財が持つ地域との関係性や、数値として図ることができない技術

的・学術的価値などがあり、明確な基準を定めることが難しい部分もありますが、先進地の事例や国、県の基準に基づき、大津町に適した指定基準を整備することで、町の大切な文化を失わないよう努めてまいりたいと思います。

次に、文化財保護協会についてでございますが、これにつきましては昭和49年に熊本県が音頭を取り、文化財に関する相互の研鑽、文化財保護の振興、併せて保護体制の強化を目的に設立された団体でございます。個人並びに団体会員で組織をされております。大津町におきましても、町の歴史や文化財など、長く調査研究をされている個人の方やグループがおられます。それぞれの視点や分野で、様々な文献などから、その歴史的背景や経緯などを調査研究いただいていることは、町にとっても貴重な財産であり、後世に引き継いでいくべきものと考えております。

先ほど、町長、教育長からもありましたように、今後、伝承館を中心に様々な仕掛けや工夫をしていきたいと思っております。

またその中で、皆様の意見を伺いながら、どのような組織づくりが求められているのか意見交換をしていきたいと考えておるところです。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 伝承館の問題に関しましても、しっかり職員の皆様から意識改革をまず行っていただき、見学者を多く町民の皆様に喜んで見学していただけるような体制を作っていただいて、今言われたような取組を進めていただければと思いますので、しっかりまずは宝のような町民の皆様が数多くいらっしゃいますので、ぜひその方々の御意見を聞いていただいて、しっかりボランティア頑張られている方々がいらっしゃいますから、意見を参考にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に3点目の質問をさせていただきます。

結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業についてお伺いをいたします。この質問に関しては4年前にも行ってありますが、この4年間で取り組む自治体が全国で倍増していますので、再度提案をさせていただきたいと思っております。国は結婚支援や子育て環境の充実を重点的に推進し、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが必要だと考えています。そのような新婚世帯への支援が必要な背景として、国立社会保障人口問題研究所の調査によりますと、若者が結婚に踏み切れない理由として、結婚資金や結婚のための住居をあげた割合が18歳から34歳の未婚男性で48.3%、同じく18歳から34歳の未婚女性で41.9%に上ります。

また内閣府の調査では、行政に実施してほしい取組として結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援が多くなっております。これらの調査結果などを踏まえ、国は結婚支援や子育て環境の充実を重点的に推進し、自治体の取組を支援する地域少子化対策重点推進交付金を倍増をしています。今回提案している結婚新生活支援事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金事業の柱の一つで現在全国で538の自治体が実施しており、4年前に質問したときが253自治体でしたので、倍増をし

ています。現在熊本県では、荒尾市、玉名市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、小国町、産山村、高森町、西原村、山都町、氷川町、錦町、多良木町、水上村、苓北町の17自治体が実施されており、4年前に質問したときが5つの自治体でしたので3倍以上に増えています。ちなみに滋賀県の大津市など人口が多い地域でも実施しており、決して人口が減少している地域が行う対策ではありません。基本となる事業概要は、夫婦が共に39歳以下で夫婦の双方または一方が町内に居住し、かつ大津町に住民登録を行っていて、夫婦の年間所得の合計が400万円未満の世帯を応援します。本年度は補助の上限額が夫婦共に29歳以下の方には60万円、それ以外の方には30万円と倍額となりました。補助の対象となるものは新居の購入費や新居の家賃、引っ越し費用となっています。60万円のうち国が3分の2を補助することになっています。このような若い方々への支援をすることで、結婚を希望している方が婚姻により本町を居住地として選択する可能性が高まり、また経済的不安を理由として結婚に踏み切れない結婚希望者に対する支援策の一つとして合致するものであり、その後の出産子育てや移住定住促進にも大きな効果が期待できると思います。結婚支援を重点的に推進し、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが必要ではないでしょうか。本町でも結婚に伴う住居や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業を実施するべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員の結婚新生活支援事業についてお答えいたします。

国が目指す「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要で、「ニッポン一億総活躍プラン」においても、結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進めることとされております。

また、「少子化社会対策大綱」においても、実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援することとされております。このことから、結婚新生活支援事業は、新居の家賃・引っ越し費用など、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを支援する自治体を対象に、国が支援額の一部を補助するものとしております。

大津町の若者の結婚の現状を見ますと、若年世代の有配偶者率は、全国や県の平均を上回り、県内市町村でも比較的高い状況となっております。

このような中、大津町としては、これまでに、安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、子育て支援センターや一時預かり、病児保育の整備など、保育サービスの充実や子育て世帯への支援に取り組んできたところでございます。

議員の御指摘のとおり、町の振興総合計画でも掲げております、子ども・子育て支援、安心して出産・子育てができる環境づくりが求められているような現状で、その前段となる結婚の希望をかなえる環境作りにも、併せて取り組んでいかなければならないと考えております。

結婚新生活支援事業につきましては、大津町にとって有効な事業となるか、また、事業実施自治体への聞き取りや、周辺自治体の動向などあるいは町の財源の配分などを踏まえて、事業実施につ

いては判断していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 結婚新生活支援事業につきましては、地域少子化重点推進交付金事業の一つとして、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する自治体を対象に、国が地方自治体に対し支援額の一部を補助するものになります。事業の対象となる世帯の条件は、夫婦共に婚姻日における年齢が、39歳以下かつ世帯の所得が400万円未満の新規に婚姻した世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得費又は住居の賃借費、引っ越し費に係る支援を行うものになっております。県内では、先ほど議員のほうから御紹介がありましたように現在、17の市町村が取り組まれているような現状でございます。

今年度、大津町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画策定のために行いました、「結婚・出産・子育てに関するアンケート調査」によりますと、独身未婚者が結婚していない理由として最も多いのが、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」ということになっております。こうした現状を踏まえまして、本町の結婚支援の方向性といたしまして、町の特色や魅力を生かし、結婚を希望する方に対して出会いの場を創出する婚活事業として、結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するイベント等を実施する団体に対して補助を行う「結婚チャレンジ事業」を実施しているところです。これまでは、町の企業連絡協議会あるいは町の商工会からの事業の実施につきまして相談を受けておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の流行等によりまして、事業の実施には至っていないような現状でございます。

議員のほうからもありましたように、先ほどの調査結果の中では経済的に余裕がないといった理由の回答もあることから、新婚世帯の経済的な支援も含め、結婚新生活支援事業について、事業の効果はどうか、事業実施自治体の取組を検証すべきであると思っております。

また、あわせまして先ほど御説明いたしました結婚チャレンジ事業や、県が今後結婚を予定しているカップル又は結婚1年以内のカップルを対象にパスポートを交付し、結婚応援の店に登録された店舗等で様々な特典・サービスを受けることができる「まりつくまパスポート」という事業もやっておりますので、そういった周知の徹底もやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） しっかりと検討していただいて、ぜひ来年度から実施していただければと思いますけれども、この2市2町の近隣ではまだ実施しているところがないですので、そういうときだからこそ大津町が実施をすると効果があるのではないかと思いますので、しっかりと御検討をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時05分より再開したいと思います。

午前10時57分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） おはようございます。傍聴席の皆様におかれましては、忙しい中、足をお運びいただき、ありがとうございます。それでは、議席番号7番、山部良二が、通告に従い一般質問を行います。

それでは、なぜインクルーシブ社会の現実が必要なのか。私もそうですが、別に誰かを排除しようとしているつもりはありません。けれども、実際には、他の人と同じように学校に行き社会参加をしたりする機会を奪われてきた人がいるのではないのでしょうか。代表的な当事者は障害のある人々ではないのでしょうか。多くの障害のない人たちは障害のある人たちの生活や思いを知る機会もなく健常者だけで、都合の良い社会を長年にわたって作ってきたのではないのでしょうか。この構造的な問題を変え、障害のある子もない子も共に学び、共に育つということができるように分け隔てなく包み込もうという概念がインクルーシブ教育だと私は考えています。

資料1を見ていただいてよろしいでしょうか。今必要なのはインクルーシブ教育システムを推進し、障害のある子供を含め教育上、特別な支援を必要とする子供を生涯にわたって支援する個別の指導計画方針を固めることではないかと思えます。特別な支援を必要とする子供を教育する上で、まずは保護者との連携、信頼を築くこと、コロナ禍で仕事量も倍増し教育現場の疲弊も聞こえる中、担任だけでは保護者の心情や悩みを受け入れることは大変難しく、やはり校長を含めた学校や関係機関が情報を共有し、保護者の伴走者として組織的に対応することが大事だと考えます。しかし、現実には担任や教頭で止まることもあるのではないかと考えます。その上で、個別の教育支援計画を作成し保護者の参画を得るとともに、子供にとって進学時の移行期に現在の支援内容を引き継ぐことの重要性を保護者に説明理解を得ます。そして組織として支援する。担任が児童生徒の指導に困ったとき、悩みを抱え込むことなく校内で相談したり、支援を検討する学校及び関係機関の体制整備や教育支援計画等の引継ぎが十分に行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムを構築する上で、過度の負担を課さないとするものの合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズなどに応じて決定され、学校、本人、保護者との間で可能な限り合意形成を図った上で決定提供することが必須であり、大津町における小中学校での障害のある子供たちに対する合理的配慮の提供を計画的に進めていくことが求められているのではないかと考えております。

また、町長は12月議会の際、同僚議員の質問に対し、ユニバーサルデザインの視点に基づきインクルーシブ遊具公園の導入に触れましたが、私も障害者政治ネットの取組に感銘を受けましてインクルーシブ遊具公園の遊具については以前から調査しておりました。福岡市では、障害の有無に関わらず、全ての子供が楽しめるインクルーシブ遊具を同市中央区の舞鶴公園に設置し背もたれがついていて、転落しにくいぶらんこや車椅子のまま遊べる高さの砂場など5種類の実証実験を行っており、そして課題を検討した上で複数のユニバーサルデザインインクルーシブ遊具を備えた広場を2023年度に開設予定です。

資料2を見ていただいでよろしいでしょうか。これは熊本県の長洲町で金魚と鯉の郷広場に新しいユニバーサルデザイン遊具が完成し、長洲町ならではの金魚のデザインとなっておりたくさんの子供たちでにぎわっています。海外事例などを参考に日本でもインクルーシブ公園の導入が広まってきましたが、単なる先事例や遊具パンフレットなどの情報に頼りがちで地元の利用者のニーズ調査や参加、精密な検証に基づく公園づくりがおざなりになっているようにも感じます。ですから、先進地に学び本町の特色を生かしたインクルーシブ公園プロジェクトを展開するべきだと思います。今後いろんな意味で話題となるスポーツの森運動公園のユニバーサルデザイン化が必須ではないでしょうか。なんととっても第6次大津町振興総合計画案にもSDGsを推進と明記してあり、また2015年に国連で採択されたSDGs持続可能な開発目標において、全ての人を包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を推進することが挙げられています。ここで言う包括的とはまさにインクルーシブのことであり、これからの社会が目指すべき指標と言えます。

以上を踏まえてお伺いいたします。インクルーシブ教育の推進及び課題についてお伺いいたします。インクルーシブ遊具公園の普及とスポーツの森運動公園の整備について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 私からは山部議員の「インクルーシブ遊具の普及とスポーツの森運動公園の整備について」の質問についてお答えをいたします。

まず、質問にありますインクルーシブ遊具につきましては、ユニバーサルデザインよりもさらに広い視野で設計され共生社会の理念に沿った遊具であると認識をしております。私自身もユニバーサルデザインの複合遊具を備えたインクルーシブな公園づくりを進めたいと、前回の一般質問でも答弁をしております。議員御質問の大津町運動公園は、町の都市公園の運動公園としてスポーツを楽しむ公園ですが、土日祝日には様々な団体の利用があり、その家族を含め楽しく余暇を過ごす場として多くの方が来場されております。現在、指定管理による民間の活力を活用した更なる魅力化を検討しているところですが、新たなユニバーサルデザイン、あるいはインクルーシブな複合遊具の設置候補地の一つと考えております。大型複合遊具の設置に関しては、町内の子育て世代からも期待や要望が多い状況であり、また、まだまだ全国的にも少数である本格的なインクルーシブ公園の実現は子育て支援の町あるいは誰もが住み暮らしやすい町としての大津町のブランディング、ひいては先ほどもありましたような今後見込まれるTSMC関連の方も含めた定住促進にも大きく寄与するものだと考えておりますので、地方創生関係の交付金やガバメントクラウドファンディング、企業版ふるさと納税などの寄附等も活用し、多様な手法で財源確保を図りながら取り組んでいきたいと考えてございます。

なお、インクルーシブ遊具の導入にあたっては、議員からありましたとおり、先進自治体等への情報収集を行い、町民の皆様の声や専門家の意見も取り入れ、誰もが使いやすく、人と人との交流を生み、さらには学びの場としても生きる、魅力あふれる公園整備を図っていきたくと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 私からは山部議員のインクルーシブ教育の推進と課題についての御質問にお答えさせていただきます。

特別支援教育が始まり15年目を迎えようとしております。この間に我が国では障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められてきました。議員御指摘のとおり特別支援教育はインクルーシブ教育システムの構築に向けた前準備ともいえ、障害のあるものとなないものが共に支え合う共生社会の実現のためには大きな役割を担っていると考えております。本町では、特別支援学級の児童生徒数がここ10年間で約3倍と増加しております。在籍する児童生徒の増加に伴い担当教員も増加しておりますけれども、経験が浅いものも少なくございません。保護者からの相談には就学先に関する悩みや特別支援学級の教育内容についての質問等があり、それらの相談や教育的ニーズに適切に応えられるよう県の研修に加え、町独自の特別支援学級担任やコーディネーターの研修も行っているところです。

なお、合理的配慮の提供につきましては、一人一人の障害の状況及び教育的ニーズ等に応じて学校や本人、保護者との間で可能な限り合意形成を図った上で、決定、提供しているところです。希望された事柄を全て提供することができるとは限りませんが、そのような場合でも代替となる配慮の在り方について一人一人のニーズに合わせた支援の在り方を最大限に検討し対応させていただいているところです。

教育委員会としましても、インクルーシブ社会の実現のために児童生徒等の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確にこたえられるよう取組を進めて参りたいと思っております。

詳細につきましては、この後担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私のほうからは公園と遊具について御説明いたします。

大津町には、町が整備・管理する公園は、町立公園が7か所、都市公園が11か所あります。

その中で、比較的多くの遊具が設置されている公園は、通称かぶとむし公園と呼ばれる駅南東公園・大津中央公園・昭和園・杉水公園の都市公園となっております。

都市公園の整備の状況ですが、平成29年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化、健全度が低い施設などから計画的にトイレや複合遊具のなどの施設の整備行っております。今年度以降も、杉水公園、高尾野公園のトイレ整備などを行ってまいります。

公園施設長寿命化計画により整備を行った昭和園では、平成30年度からトイレ、複合遊具、休憩施設などを計画的に改修及び整備を行っております。その結果、昭和園では以前よりも多くの子供たちが複合遊具で遊んでいる姿を見ることができます。公園を子供たちの遊び場だけでなく、交流の場とする取組の成果は着実に出てきていると思っております。

しかし、町民の皆様からは大型遊具で遊べる公園の整備について、より充実を求める声が多く、今後整備していかなければならないと考えております。議員御質問の年齢や障害の有無に関係なく、

誰でも一緒に遊べるインクルーシブ遊具の普及という点につきましては、これまで、導入遊具の選定時には、一般遊具の検討をしており、今後はインクルーシブ遊具の設置についても取り組んでいく必要があると思われまます。

また、大津町運動公園の整備に関しましては、都市公園として整備されましたが、現在既存遊具の設置がまだありません。新たに遊具の設置を行う場合、現在、補助事業として行っている公園施設長寿命化計画での遊具の新設の整備はできないこととなっておりますので、今後その財源も必要となってきます。町としましても、限られた財源ではありますが、公園遊具等の整備・改修には、一般遊具の他にも、地域や利用者に沿ったインクルーシブ遊具を検討し選定するなど、誰もが使いやすい、人と人との交流、さらには学びの場として、魅力あふれる公園整備を行い、インクルーシブ社会の実現につなげていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、私からはインクルーシブ教育の推進について具体的な取組について御説明をさせていただきます。

まず、熊本県では、発達障害等を含め教育上特別の支援を必要とする幼児、児童、生徒への支援体制としまして段階的な支援体制を構築しています。段階的な支援体制とは、対応が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援を得られるシステムです。具体的には各学校の校内委員会において対象となる児童生徒の支援策の検討、個別の教育支援計画の作成を行い、それでも支援が困難な事例については各中学校校区のコーディネーター会で各学校の取組について情報交換をしながら、支援方法等の検討をしております。

さらにより専門的な支援が必要な場合には、巡回相談員が在籍校に出向いて担任等への支援を行ったり研修を行ったりをしています。また、特別な支援を必要とする児童生徒をサポートする特別支援員、医療的ケアが必要な児童生徒を支援する医療的ケア看護師、また外国にルーツを持つ児童生徒を支援する日本語指導員等を各学校に派遣し、支援の体制を強化しているところです。

現在個別の教育支援計画については、各学校の特別支援学級担任、またコーディネーターを中心に保護者と連携をしながら作成をしております。通常学級、特別支援学級、通級による指導、それから特別支援学校などの特別支援教育の場及び教育内容等について保護者の理解を深めながら児童生徒にとって適切な就学、進学先を検討しております。今後も保護者や関係機関と連携して児童生徒が必要としている支援を提供するとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けてしっかりと各学校をサポートしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

今もありましたけれども、障害のある子が3倍に増えたということでもあります。そして、またグレーゾーンの子とかも多分いると思います。ですから、普通の学級でも新しい概念である合理的配慮、全ての教職員が理解できるように校内研修を活用するとか、実践資料を使つての研修などが必

要ではないかと思えます。

また例を挙げますと、学習障害のある子供たちに対する合理的配慮の提供ですけど、デジタルカメラによる板書撮影とか、ICレコーダーなどによる授業中の教員の説明の録音などを認めるなど、特別な教育的ニーズのある子供たちに配慮した対応を行っているのか。

そして公園整備のほうですけど、大津町特産のカライモや大津町の歴史をモチーフにした特色のあるインクルーシブ公園整備などは考えていませんか。3点お伺いたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 議員の再質問に私のほうから公園遊具について御説明したいと思います。

先ほど町長が申し上げましたとおり、それとまた議員のほうから例を挙げられたとおり、先進地長洲町、それと熊本市内にもインクルーシブ遊具が既に設置されておりますので、先進地の例や情報収集を行いながら議員御提案ありました大津町にあった公園並びに遊具の設置を検討し研究し設置していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

1点目が合理的配慮をすべきところで校内研修等で実践的に資料などを使ってやっているのかというところがございます。それともう1点は合理的配慮の提供で特別な支援、ニーズのある子供たちへの配慮した対応がデジタルカメラとかそういったところの利用がどうなっているのかというところの質問だったと思えます。

まず1点目の校内の研修あたりなんですけれども、まず各学校では校内研修としまして児童生徒の理解の研修ということで、先ほど御説明の中で個別の教育支援計画などの作成をということで御説明申し上げましたが、そういったところの作成方法等の研修とかまた町と県のほうも研修会を今実施をしております。町で主催する特別支援教育担当者指導力向上研修、それから県のほうで実施される指導力向上研修といった研修会がございます。またそういった中で使用される実践資料も熊本県の教育委員会のほうでお示しをされております。これについてはホームページ等でも皆さん見ることができますけれども、コーディネーターハンドブックであったり、ガイドブックであったりとか揃っているところがございます。

それからもう1点目の合理的配慮の提供で、特別な教育的ニーズのある子供たちへの配慮ということでは、必要な児童生徒に対しては、障害の状態等に応じてICTの活用を行っているところです。それをもって学習の効果を高めたり、障害のある学習上の問題ですとか、生活上の困難も改善するような克服するための指導に活用しています。一人1台のタブレットが整備されましたことによりまして、それぞれの状況に応じて文字の拡大ですとか、配色、それから読み上げ機能、様々な機能を使った支援をしているところです。また、その中にアプリにロイノートというアプリも整備をしておりますので、その中で画像を撮影したり共有したりということができておりますので、

そういったところを子に応じた対応支援をさせていただいているところです。

以上となります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時38分より再開したいと思います。換気のほうよろしくをお願いします。

午前11時29分 休憩

△

午前11時38分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、2点目に入ります。

J R九州は豊肥線から熊本空港へ向かう空港アクセス鉄道のルートに関して、肥後大津駅からの分岐で整備を進めるように県に提案いたしました。当然ですが、豊肥線と乗換えなしの直通運転を念頭に置いたものです。以前の私の質問で、県が三里木駅から空港ルートを整備し、運行や点検はJ R九州に委託する。その際に必ずJ R九州は、直通運転を検討すると明言しておりました。そうならば三里木肥後大津間、減便の可能性が高まると指摘しました。ですから、今回J R九州の提案は大津町にとって最大で最後のチャンスだと考えています。大津駅からスポーツの森運動公園を通り、空港アクセスルートがいかに県民のためになるか説明したいと思います。

まず1番目は、三里木ルートに比べて費用が抑えられる。

2点目です。熊本空港から熊本駅までの直通運転が可能になり、町民のデメリット、J R九州の運営コストが抑えられます。

3番目です。私が提案するルートで開発すれば勾配は抑えられ、列車遅延が限りなく少なくなります。

1についてですが、県が作成した三里木ルート整備案では最大に事業費を圧縮したルートで435億円に対して、J R工具技術畑のOBからなるチーム山部が私的に試算した肥後大津からスポーツの森駅を経由した空港線建設に関わる資産では約318億円になります。もちろんあくまでも私的な試算です。今後の資材の高騰なども考えなければなりません。その場合は、三里木ルートでも費用が増えることが予測され、結果的にはスポーツの森運動公園ルートの方が費用は抑えられます。

2についてですが、当然乗換えなしになるわけですから、町民にとってプラスになりますし、直通運転になれば、乗務員にしろ、車両等の整備にしろ、費用は抑えられます。

1、3についてですが資料3を見ていただいでよろしいでしょうか。これは総延長7千125メートル、スポーツの森運動公園新駅から阿蘇熊本空港までの路線図になります。スポーツの森運動公園からA地点の森地区、B地点の小園地区を通る空港までのルートと総延長7千375メートル、B地点から西原村役場前を通るルートの2案です。

それでは、資料4の上段右側を見ていただいでよろしいでしょうか。空港線建設に係る資産を私

行っております。大津駅改良工事6.5億円、新駅設置に1.2億円、A地点前後の高架橋工事に5.4億円、新駅からB地点までの新線建設に77.8億円、B地点の急勾配のトンネル工事に59.3億円。B地点から空港駅までの新線建設に98.1億円、そして新阿蘇熊本空港駅建設に1.1億円、総工費、工事費、買収費、総額317.8億円を予測しております。三里木ルートでは最大限コストカットとして435億円ですので、総工費の大幅な減額が期待できます。

資料下段の路線横断図を見ていただいでよろしいでしょうか。鉄道勾配基準では、電車の最大勾配は1千分の35パーミル、本ルートの最大勾配は1千分の23.2パーミル、非電化ディーゼル車ではぎりぎりの数字ですので、単線電化一部高架電車専用構造が現実的理想的です。肥後大津駅から想定する新駅起点まで勾配は1千分の8.3パーミル、新駅運動公園前から最大の難所A地点の白川橋梁高架地点までは1千075メートル、勾配は1千分の23.2パーミル、そしてB地点までが1千700メートル、1千分の17パーミル、B地点からC地点までの勾配は1千分の14.1パーミル、C地点から空港まで600メートルは平たん線です。このルートが私が提案する肥後大津、阿蘇熊本空港新設構想であります。

それでは、資料3に戻っていただいでよろしいでしょうか。もし、大津駅から空港までに直線ルートで計画するとC地点までの急勾配があります。現実的にこのルートは設置不能だと思いますし、仮にアプト式鉄道なども通したとしても莫大な費用がかかり、何より定時制の確保が不可能となります。ですから肥後大津ルートを考える上で、どうしても森地区付近を通すルートになるはずで、であれば、新駅起点までの既存の線路を利用し電化費用、用地買収費用や勾配を抑える方法が非常に安価であり蓄電池電車による運用が現実的理想的であると思います。蓄電池式電車というのは電化区間と電化区間の間に非電化区間があった場合に、そこが充電した電気でモーターで走行することが可能になりますので、肥後大津、スポーツの森駅までは電化をしなくてもいけるということになります。

2点目ですが、なぜ上下分離方式により光の森肥後大津間、豊肥線複線化による利便性の向上が必要なのか。菊陽町で今推進されている新駅構想ですね、乗降客が増える可能性があります。そうなれば混雑もしますし、列車遅延の可能性が高くなります。

二つ目が空港アクセス鉄道の重要な目的である定時制の確保が複線化すれば見込めるということです。

3番目です。複線化により熊本市中心部までの通勤通学までの短縮が見込めます。これは、駅に必ず先に待っていますので、必ず待ち時間がありますね。その待ち時間が全部複線化すると消えていくので、所要時間が大幅に短縮できると考えております。

それでは、資料5を見ていただいでよろしいでしょうか。3点目のスポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備と活性化についてですが、スポーツの森新駅構想の開発区域設定案の比較表を見て町民の皆様はどう思われるでしょうか。私が思いますに、この4案ありますけれども、はっきり言って一つ一つは小粒で魅力に欠けると私は考えています。

私は4案をまとめた大規模な開発計画を行う必要があると思います。やはり開発区域はアウトレ

ットモール、銀行などの商業誘致エリア、総合病院、介護施設、大学や小中一貫校、専門学校の誘致エリア、宅地エリアなど、スポーツの森エリア内で生活の全てが完結し車社会における移動弱者の暮らしやすさ、また高齢者や障害のある方々への効果的な支援など、誰一人取り残さない持続可能なシビックプライドの醸成に根差したコンパクトなSDGs未来都市を目指すべきではないかと考えております。

また、同僚議員から雷の多い地域だと伺っております。JR九州は落雷には非常に強い電車、そしてJR施設等を採用しております。避雷器がありますので、商業施設などに設置する補助制度なども導入し、スポーツの森エリア全体の暮らしの向上につながる都市計画により新駅の乗降客数の拡大を目指す、また西原村中心部に新駅を設置することで西原村、そして阿蘇市、南阿蘇などを巻き込んだ誘致活動に弾みがつくのではないかと思いますので、その3点についてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員のアクセス鉄道及び新駅関係の御質問にお答えをいたします。

空港アクセス鉄道については、令和3年11月に半導体の受託生産世界最大手である台湾企業TSMCの菊陽町への進出表明を受け、これまで検討が行われてきた三里木ルートに加え、原水ルート、肥後大津ルートについても対象とし、再検討を行う考えを蒲島知事が表明をされました。今回の追加調査結果につきましては、令和4年中に、ルートの選定結果が示される予定となっております。この結果によっては、現在、町として検討しているスポーツの森駅の新設及び周辺開発にも大きな影響があると考えておりますので、肥後大津駅ルートを前提とした県全体の活性化にも寄与できる、町としての全体的な開発構想や計画、体制なども、県の関係部署等に対してお示しをしているところでございます。路線としても、肥後大津駅からの分岐ルートは、空港アクセス鉄道への接続が直通運転でスムーズに行えるといった、他のルートにはない大きなメリットがございますので、その優位性について、引き続き積極的に情報発信を行うとともに、県やJR九州、その他関係機関等とも積極的に連携を図ってまいります。

次に、議員に御指摘いただきました上下分離方式につきましては、県にとっては負担とはなりますが、JRにとっては事業の効率化等による採算性の確保といったメリットが期待されます。また、豊肥本線の複線化は、停車時間の短縮等による速達性・利便性の向上が見込め、大津ルートが選定された際は、空港アクセス鉄道の価値を大きく向上させるものであると考えておりますので、空港アクセス鉄道の検討状況を踏まえつつ、関係機関との情報共有等を図ってまいります。

最後に、スポーツの森駅新設とその周辺エリアの開発につきましては、周辺住民の皆様の利便性向上はもとより、新たな開発による定住促進や町全体の経済・観光振興につながる取組として検討すべき施策であると考えております。

一方で、近年の請願駅の状況を見ても、乗車1千人が一つの目安となっているようですが、現在のところ大津町運動公園新駅の場合、乗車数330名との予測であり、現状では仮に町が新駅の建設費用を全額拠出したとしてもJRとの具体的な協議に至らないような状況でございます。

先日は菊陽町がJRに対して新駅建設に係る要望活動を行っておりますが、同町についても二十

数年前の要望に始まり、その後も定期的に要望を行いながら、この間、図書館や公園、温泉施設、スポーツジム、体育館の建設、さらにこのたび、今後の住宅地の開発を決めるなど、長期的展望で計画的に進めております。本町におきましても、新駅設置及び周辺開発にはJRをはじめ相手方がある話であり、また非常に多くの財源を必要としますので、民間活力を生かした開発手法など、様々な可能性を検討し、今後の方向性を十分に整理した上で、駅の設置をゴールとするのではなく、町の中長期的な発展と住民の皆様の幸福につなげることを目的に、町民の皆様のお意見も伺いながら、新駅の設置に向けては周辺整備と一体的に取り組んでいく必要があると考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 御質問にお答えいたします。

空港アクセス鉄道につきましては、平成31年の2月に、三里木駅からの分岐ルートが基本的方向性として県とJR九州の間で合意されましたが、その後、令和2年6月には、詳細調査の結果や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などを鑑み、蒲島知事から「一旦立ち止まる」との発言がありました。

その後、TSMCの立地決定を踏まえ、三里木ルート案のみならず、原水及び肥後大津の両分岐駅からのルートについても、需要予測や採算性、費用対効果を詳細に調査し、3案から最も効率的なルートを選定する考えを明らかにされております。

現在行われている再調査の結果につきましては、先ほど町長からありましたけれども令和4年中に示されることとなっております。なお、本町としましては、今年1月に県の交通政策課から、空港アクセス鉄道に伴う資料の提出依頼があっておりまして、下水道管路図、それから文化財箇所図などを既に提出をいたしております。町としましては、肥後大津駅分岐によるアクセスルートの優位性について、県やJR九州に対しまして情報提供を行うとともに、それらの関係機関と積極的に密に連携を取りながら、情報収集を進めてまいります。

次に、議員御提案の上下分離方式それから豊肥線の複線化による利便性ですけれども、上下分離方式については、施設保有事業者と運送事業者のそれぞれが事業に専念することにより経営の効率化を図れるといったメリットが期待されます。特に空港アクセス鉄道におきましても当初検討されていた三里木ルートでは、県が中心となる第三セクターが整備運営を行い、運行や保守点検をJR九州に委託する方式が検討されておりました。利便性・速達性の向上が期待される複線化と併せ、県・JR九州や関係機関とも連携を密に取りながら情報収集を行ってまいります。

次に、スポーツの森新駅と周辺エリアの開発についてですが、今年度、コンサル会社に可能性検討調査の業務委託を行っております。業務委託におきましては、新駅の設置位置の選定や条件の確認、及び周辺開発の可能性について検討を行っております。新駅の設置位置につきましては、スポーツの森大津周辺で、JR九州の基準を満たす場所を選定いたしましたところでありまして。駅ホームの条件として、車両2両分が止まれる約50メートルの延長及び2メートル以上の幅員が確保できることとし、ホーム設置場所の線路の縦断勾配が5パーミ以下、それから線路の曲線半径が800

メートルという条件を満たす場所を選定した結果、先ほどお示しがありましたスポーツの森大津西側の森3号駅踏切を中心とした4か所といたしております。

また、請願駅設置には一定の乗客数が見込めることが必要となることから、併せて新駅利用者数の推計も行ったところでございます。駅利用者数は周辺エリアの開発状況に影響を受けますけれども、周辺エリアの開発には様々なパターンが考えられるため、まず、共通の基礎として、開発の影響を考慮しない場合の利用者数の推計を行ったところであります。前回は平成16年に同様の推計を行っておりますけれども、当時と比較し、駅から半径2キロ以内の人口ですが、約4千900人から約9千人に増加をいたしておりますし、また、スポーツの森の利用者数も、前回調査時点より増えており、結果として、新駅ができた場合の一日あたり利用者数は、前回調査時の約150人から、約330人になるという結果になっております。

また、新駅周辺の用途別の開発の種類と開発場所の組合せにより、増加する利用者数の確認や開発に伴う用地買収費、造成費、インフラ費用などについての積算調査をしております。

詳細については、できる限り費用対効果が高く、財政負担が少ない形で進めていく必要があると考えておまして、現在、関係機関等とも内容の精査を進めているところでございます。

新駅の実効性を担保する十分な駅利用者確保できる方法を見いだすために、スポーツの森新駅と周辺エリアの開発の検討は一体的に進めていく必要があると考えておまして、今後も町民の皆様方の御意見を伺いながら、関係機関とも十分情報共有しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） いろいろお伺いいたしました。人口も少しずつは増えてきているし、今後町長のもとで開発が進めば、これからまだ人口も増えていくと思います。ただ今の中で私が提案しましたスポーツの森駅をルートの中に通して空港までというのが全然触れられていなかったのがちょっとさみしいというところがあります。もし大津ルートが実現の方向にいくようなことがあれば、やはりスポーツの森駅ルートを提案する。無理できないから何も生まれないと思うんですよね。だからどうやれば実現可能なのか、町長はじめ町の叡智を結集して今後上下分離方式で費用を国や県に出させるような、まずJRは無理ですので、コロナ禍で大変なこともありますし、町としてもそんなにお金が出せるわけではないと思うので、やはり上下分離方式で国県にお金を出させるようなしたたかな成長戦略が必要だと思いますけど、その点について1点だけお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

上下分離方式の県への御提案と肥後大津ルートで空港アクセス鉄道ができる場合の中間駅の設置の質問と承りました。上下分離方式等に関しましては、複線化も含めて関係所管等には私のほうからお願いというかお話をしているところではございます。また中間駅に関しまして、先ほどの説明がわかりづらかったかもしれませんが、大津町が今考えているスポーツの森周辺の開発構想、それを踏まえたところで、県としても今回のアクセス鉄道に関しましてはもちろん熊本市内

阿蘇等へのアクセスの向上もありますけれど、より発展的な県全体の明るい未来につながるような開発構想につながるより良いものになると思いますので、大津町としてもそういった絵を示しながら、中間駅の可能性も含めてこちらもお願ひというか、お示しをしているところでございます。

もちろん最終的には、県あるいはJR等の判断になってくると思いますので、大津町としても複数の絵を描きながらどこの形におちたとしても迅速に適切に対応できるように体制を整えながら進めているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 前向きな答弁いただいて、本当に心が躍るといふ素晴らしいなと思っております。あと1問は次の定例会でしたいと思っております。ここでやめてよろしいでしょうか。

それでは、質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時01分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気君） こんにちは。議席番号2番、田代元気です。早いもので議員の職を務めさせていただき1年が経過しました。町民の皆様、先輩、同僚議員、また町長をはじめ役場執行部の方々の多大なる御指導、御協力のおかげであると感じております。心から感謝を申し上げますとともに、今後も町の発展町民の皆様が安心安全に暮らしていけるよう微力ながら精一杯頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

また、3月は別れの季節でもあります。このたび、退職される職員の皆様、長きに渡り町民全体の奉仕者として働いてこられたことに対し心から敬意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。次のステージでの御活躍を心から祈念いたします。また矢野部長におかれましては、この1年余りコロナ対策の最前線で本当に苦勞に苦勞を重ねる日々だったかと思っております。委員会などでも時に厳しい意見をぶつかけたりしましたが、真摯に丁寧な対応をいただきありがとうございました。残り2週間余りと短い期間ですが、引き続き全力での対応をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

今回は1点、中学校における部活動改革について質問いたします。今回この質問を用意した理由としまして、小学生の保護者の間で、もう中学校の部活もなくなるものというふうに進んでいたり、これから子供の行き先をどうしたらいいのかとたくさんの意見をいただいたからであります。今回の件に関しまして、自分なりに文科省やスポーツ庁の資料を調べたり民間のスポーツクラブの方など様々な方から意見を伺ったところ、この改革には自治体の役割が相当大きいと感じたからであります。

それでは資料1をお願いします。この文科省が示した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革な

んですが、まず私はこの文言がどうもしっくりこないというか、あまり気に入らない表現で、まず学校とは誰のためにあるのかと考えたときに、やはり児童、生徒、子供たちのためにあると考えます。しかしながら、文科省が令和5年度より段階的に実施していくと示したわけですから、これにのっとり進めていかなければいけないと考えております。今回の改革の方向性ですが、ここに資料にあるとおり、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務である。第1歩として教師が休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要のない環境を構築する。

しかし、引き続き指導を希望する教師は休日が指導できる仕組みを構築するとあり、具体的な法策として休日の部活動の段階的な地域移行とあります。例えば休日の指導や試合、大会への引率を担う地域人材の確保とうたってあり、要は現在専門外の部活を受け持っておられたり、お願いされて仕方なく顧問を引き受けている先生方は指導からまたは顧問から外れる。休日の活動においては、地域の方から指導をしてもらいなさいということだと理解をしております。この件に関して、既に外部指導者に来ていただいている部活については、比較的スムーズな移行が行われると思います。また、休日も指導したいという先生がいればその先生が異動にならない限り継続していけると思います。しかしながら、新たに地域から人材を見つけるとなると指導はできるが、試合の引率などで起こり得る何らかのトラブルなどの責任まではと躊躇される方も多いかと思います。また、休日も指導されている先生が異動になった場合のことも考えておかなければなりません。先日、町内2校の中学校の部活動担当の先生に話を伺ったところ、やはり先ほど話したとおり専門外の部活の顧問をしている先生や何とかお願いして顧問を引き受けていただいている先生がおり、来年度令和5年度になれば指導から外れることが懸念されるといった話をされておりました。その部には外部指導者もおらずおのずと活動ができなくなってしまう。そういったことから将来的には中学校から部活がなくなってしまうのではないかと先々への不安を伺ったところでもあります。また部活動とは学校生活において生活指導や上下関係の形成など人間力を養う上でも重要な役割を担っているとのことでした。私もずっと部活をやっておりましたので、とても共感できると感じたところでもあります。

次に資料の2をお願いします。資料中段に市町村の取組について活動時間の適正化の推進、地域スポーツ文化環境の整備の推進とあります。正しくこの環境整備の中で、大津町には施設はとても充実しており施設の整備は十分されていると思いますが、この環境の整備の中で人材を確保し部活動が地域に移行した後も活動が継続していける環境を構築していくことが大切だと考えます。こういった点を踏まえ教育委員会では、これまでどのような取組をされてきたのかをお伺いします。また、今回の改革により保護者による費用負担とあり、経済的な厳しい家庭では部活動をすることさえも困難な状況になってしまわないか。また指導者がいないということで活動できず生徒の受皿がなくなるといったことが懸念されます。このように課題は山積されますが、町は今後どのように取り組み、方向性を示していくのか、以上2点お伺いします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 田代議員の中学部部活動改革についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、文部科学省は、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現することを目的として、令和5年度から中学校における休日の部活動の段階的な地域移行の方針を示しております。大津町におきましては、令和2年度から教員と同等の資格を持つ部活動指導員を積極的に導入するなどしてきたところですが、今回の部活動の地域移行は、教員中心だった現行の部活動の在り方が抜本的に変わるため、取り組むべき大きな課題もございます。

一つには、地域部活動の管理・運営を行う地域団体の整備があります。総合型地域スポーツクラブなどが運営を担うことが考えられますが、行政、体育協会、学校、関係団体が連携しながら、地域移行の受皿づくりを行う必要がございます。町内の関係団体等と協議をしているところですが、今後、生徒や保護者、地域住民への説明等を行い、地域部活動への理解を進めてまいります。

二つ目の課題として、指導や運営に携わる地域人材の確保があります。休日の指導を望まない教員は、議員御指摘のとおり原則として地域部活動には従事しないこととなりますので、それに代わる人材を確保し、指導者としての専門性を育成しなければなりません。関係団体と連携しながら人材バンクを整備するなど、地域人材を最大限活用できるような仕組みを検討したいと考えております。

さらに三つ目の課題としまして、これも議員から御指摘がありましたように経済的に困窮する家庭の生徒への支援がございます。地域部活動の費用負担につきましては、受益者負担の原則から保護者が負担することになります。そのため、経済的理由で、生徒が部活動の機会を奪われることのないよう支援の在り方についても検討する必要があると考えております。休日の部活動の段階的な地域移行は全国規模の取組であり、熊本県においても拠点校における実践研究を通して、課題の整理等をされているところがございます。大津町としましても、今後の県からの情報等を参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、田代議員の中学校部活動改革について御説明をいたします。

大津町においても、学校の働き方改革は喫緊の課題として取り組んでおります。現状としては、教職員の超過勤務は毎年減少しており、本年度小学校では、上限指針の月45時間を下回る予定です。しかしながら、中学校では小学校に比べ勤務時間が長く、部活動が大きな要因となっています。部活動は、子供たちにとって教室とは違う他学年との集団の活動を通じた人間形成の場であり、その役割は大きいものがございます。しかしながら、一方で、部活動の設置や運営については、法令上の義務はなく、また、必ずしも教員が担う必要のない業務と位置づけられております。教員の献身的な勤務によって支えられているのが現状でございます。特に、休日の指導は長時間勤務の一因となっております。指導経験のない部活動を担当する教員も少なくなく、心身的な負担になっているという意見もございます。また、日本中学校体育連盟の調査によりますと、運動部に所属している中学生は全生徒の約60％となっております。これは年々減少傾向にございます。ただ、ふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒もかなり存在することもわかっております。これら

のことから、今回の部活動の地域移行は、単に部活動の実施主体を学校から地域のスポーツ団体へ移行するだけでなく、中学生にとってふさわしいスポーツ環境の実現にもつなげていくことが求められています。

大津町としましては、まず、運営団体の整備に向け検討委員会等を設置し、具体的な運営の方法や、人材の育成について検討していく予定です。

また、家庭の経済的な理由で地域部活動に参加できない生徒がないように部活動費の補助などについても検討をしたいと考えています。加えて、受皿となる地域団体への具体的な支援の在り方についても、検討委員会の中で図っていきたいと考えております。

現在全国では、100以上の地域が地域部活動の拠点地域として指定されております。県内では南関町と長洲町が指定を受けて実践研究していますので、先進的研究について情報収集を行うとともに、その成果を学校、町の体育協会、並びにクラブおおづ、他関係団体とも共有し、大津町の実態に応じた地域移行として取り入れていきたいと考えています。

今後も国や県の動向を注視しながら、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 再度質問します。

昨年、文教厚生常任委員会で合志市の楓の森小中学校へ行政視察に伺いました。この学校は地域の急激な人口増加により今年度開校した新設校で、そこで中学校には部活動は何があるのかと質問したところ、事前に対象者、要は小学校高学年の児童保護者にアンケートを実施し、要望が多い意見や地域の実状を踏まえて6つの部活動で開校したということでした。驚いたことに、サッカー部、バレー部は男女共にありませんということでした。それでも大きなトラブルもなくスムーズに開校できたということで、そのことを踏まえこういった近隣自治体の事例を参考に児童保護者を対象としたアンケート調査などを実施して指導者不足の場合は、部活動大津中、北中例えばありますので、そういう合同チームに向けた再編整備などが不可欠と思いますが、どうお考えか見解をお伺いします。

また休日に指導ができる方が地域にいた場合、お願いすることになると思いますが、その場合ただでいいよという方はそのまま指導していただくのがいいかもしれませんが、現在一部の部活動では会計年度任用職員の部活動指導員として給料をお支払いしておりますので、現在大津中、北中に2名ずつおられる部活動指導員と同様に、こうやって会計年度任用職員として給料をお支払いする考えがあるのか。今後、国県から何らかの補助があればその中で出せますが、町として何らかの支援を行い現在2名ずつおられる公費で賄っている部活動指導員の枠を増やすかどうかの2点お伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、田代議員の再質問にお答えします。

まず、アンケート調査の関係ですけれども、今後できるだけ保護者の方々、それから体育関係者の皆様にも今の動向、来年度に向けての動きあたりをまずは理解していただくために説明等を適宜機会を捉えてやっていきたいと思っています。その中でまたアンケート調査等必要な部分がありましたら、アンケート調査等も検討していきたいと考えております。

それからもう1点、現在大津中学校、大津北中学校で外部の指導員の方を一応会計年度任用職員ということで、大津中学校で2名、北中学校は今1名ですね、でお願いをしているところです。これは2年前に国の事業で、国県町のそれぞれが負担をして、今会計年度任用職員ということで外部指導員を配置している事業になります。令和5年度からに向けての趣向的な取組ということでその中でまたいろんな課題を整理しながら、令和5年度以降を検討していくというところでの事業をお願いをしている部分であります。その中では一応指導いただくことにつきましては1時間あたり1千600円、これは国の基準でお支払いしているようなところでございます。

今後またそういったところを踏まえて、国のほうも昨年の10月からスポーツ庁のほうでいろんな関係される方々で検討委員会を実施されて、毎月1度2度検討されているところです。今年の7月をある程度めどに、そういったところをどうするかというところを提言されるというところで、今国のほうの情報を収集しているところでございます。その辺も見通しながら検討していくということになります。ただ週末につきましては、一応そういった外部にお願いをするような形になっていくかと思っておりますので、それを取りまとめていただく管理していただく団体ですとか、そういったところにまたその手法あたりも今後はまた検討委員会あたりで協議をしてつめていくような形になっていくかと思っております。

今の段階では、そういったところで国の情報と県のほうの動きとそういったところを注視しながら進めていっているところですが、それを待って動きが遅くなるといけませんので、できるだけ今後は住民の方々には御説明をさせていただくような機会を捉えてやっていきたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 再度質問します。

会計年度任用職員の仕組みを利用して、例えば拡大された場合に、教師の兼業兼職が可能ということで教育公務員特例法第17条に教育公務員つまり教職員は教育に関するほかの職を兼ねまたほかの事業事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受けまたは受けないでその職を兼ね、またその事業もしくは事務に従事することができるんですが、私部活動指導というのは、これに当てはまると思うんですね。そういった場合本人が希望した場合は、それを教育長として許可をするのか、もし許可をした場合、給料を受ける受けないがあるんですが、やったからには給料を欲しいよという先生がおれば、給料をお支払いすることになると思うんですけど、その出所と言いますか、やはり受益者負担の原則で受益者保護者さんが負担することになるのが原則と思うのですが、やはり経済的理由でそういうお金が払えないよと

いう場合に町としてどのような支援をしていくのか、教育長の見解をお伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 田代議員の質問にお答えいたします。

まずですね、最初の質問の教職員の兼職兼業でございますけれども、ただいま検討に上がっております休日部の活動の地域移行に関しましては、今学校で行っている部活動と全く切り離して休日の活動は地域に移譲するという形になりますので、そうなりますと教職員は平日学校でやっている部活動の指導につきましては、教育の延長上としてほとんど報酬は受け取らずにボランティア的な立場でやっている。これをしばらくは続けることとなります。

しかしながら、休日における指導に関しましては、今教員がやっている業務と切り離しましてこれが兼職兼業ということになります。このことに関しましては、教育委員会のほうに教職員から申出なり希望があれば中身を検討して認めるということでございますが、ただしかしながら、なぜ休日の部活動を地域に移行するかという大きな目的の一つに教職員の働き方改革、先生方の負担の軽減というのがございますので、単に勤務時間から切り離せばどれだけでもいいでしょうということでは課題の解決にはつながらないところになります。

そこで文部科学省からこの兼職兼業につきまして、令和3年3月に通知が出ておりまして、この通知の中では、時間外労働が月ごとで100時間、複数になった場合には平均80時間を超えることが見込まれる場合は、兼職兼業の許可を出さないことが適当とされておりますので、これを適用していくとかなり厳しい状況になっていきます。

しかしながら、内容につきましては、現在スポーツ庁のほうから運動部活動の地域移行に関する検討会議の中で、もう少し兼職兼業につきまして今申し上げたような時間の制限ですけれども、そこについては少し見直しをしていただきたいということが提案されております。私たちのところにもまだそこまでの情報しかきておりませんので、今後教職員の兼職兼業の在り方という基準につきましてももう少し国や県の動向と情報等を収集する必要があるのかなと考えているところでございます。

それから先ほどの会計年度任用職員と経済的困窮に関わる子供たちの支援ということですが、まず会計年度任用職員としての指導員の雇用と保護者の皆さんの経済的負担の軽減というのは少し分けて考えなければならないのかなと思っております。

まず、会計年度任用職員としての委嘱でございますけれども、先ほどから述べておりますように基本的に学校の部活動から切り離して地域に移行しますので、地域の運営に関しましては、その実施団体での活動になりますので、給与等もそこから支払いを受けるという形になります。したがって、そういう形態の中で会計年度任用職員として町が雇用して町から給与を支払うというシステムはそぐわないという形にもなっていくのかなと思っておりますので、この辺についてはまだ今後しっかりと検討していきたいと思っております。ただ、先ほど来、おっしゃってます経済的な困窮に係る家庭への支援につきましては、子供たちへの支援ということで教育委員会のほうでしっかりと検討していきたいとこのように考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 4回目になりますからね。田代元気議員。

○2番（田代元気君） いろいろ答弁いただきましたけれど、検討していくというのが多くて、あと1年後に迫っていることなので本当スピード感を持って取り組まなければいけない問題だと思っております。子供たちが受皿がなく、行き場を失うことがないように私も微力ながら精一杯協力していきたいと思っておりますけど、教育委員会におかれましても最善の方向に進むように真摯に取り組んでいかれることをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時36分より再開します。

午後1時27分 休憩

△

午後1時36分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 改めまして、こんにちは。3番議員時松智弘のほうから、通告書に従い、一般質問を行います。

まず、最初に、冬季北京オリンピックが閉会されるまでは国内の報道も新型コロナウイルス対策という側面がすごく多かったと思うのですが、その後にロシアがウクライナに対して侵略行為を始めた。国内のニュースは全てそれに色を塗り替えられているような状況です。やはり平和と独立を守る日本という国家に住まう我々としては、そのような侵略行為があるということに対して非常に危機感を抱いております。国民の皆さんもそうだと思います。誰一人取り残さない社会の構築ということを考えた場合は、平和を愛する我々も私は一介の町議会議員であります。そういった国際情勢に思いを寄せ、そういったことをしっかり見ていかなければいけないと私は思います。本大津町議会も全会一致でロシアに対する非難決議を行っておりますが、皆様の御期待に沿えるようなそういった活動ができればと思います。

それでは、質問に入ります。TSMC誘致後の熊本県空港アクセス再検討に対する認識について問います。議会においては、大津町総合運動公園のスポーツの森近辺にJRの駅を新設できないかという議論が長年にわたって続いております。大津町議会のホームページ、議会だより、あるいは議事録のバックナンバーなどを見る限りは、これは吹田の方だったと思いますが、安永議員がこの問題を最初に質問されて、当時の家入町長が建設に2億8千万円、駅の維持費に年間約1千万円が必要であり配置のハードルが大変高いという答弁を行っております。その後は何名かの議員の方がこの質問を行っておりますが、特質でちょっと出させていただいて失礼しますが、平成30年9月においては金田町長が町議時代、同様の駅設置に関する質問を行われました。当時の土木部長答弁、その費用は運動公園想定利用者数を15万5千、大津町想定人口3万2千300とした場合、駅の乗降客は利用者は341人が1日と、駅舎関連のハード事業の整備に4億2千700万円がかかる。人件費を含んで毎年1千万円この出費があるんだということであり、無人駅で簡易な駅となっても費用は抑え込められる可能性はあるが、その費用負担は町の一般財源から出さなければなら

ない。要するに国から県から負担はないですという形ですね。そしてJRが要するに収支黒字にならないければ、それを設置を認めることはないという非常にハードルが高いということをおっしゃられたわけでありまして。昨年度予算においてスポーツの森の新駅の設置の調査として、約1千万円の予算を計上しておるのですが、要するに調査の内容は駅の設置ができるかということで、大変高まっていくと思うんですけども、周辺の開発というのがどれくらい進んだのかというと、なかなか好転しているようには感じられないわけでありまして。スポーツの森の施設には多くの方が利用をするんですが、宿泊者を除き飲食などの経済消費は極めて限定的だと考える。その理由の一つには徒歩圏内に飲食店や商業施設がないことが挙げられ、コンビニはあるが、大会など開始後にわざわざ歩いていく方には極めて少ない状況ということ、その当時の金田町議自らがそれを指摘しておるわけでありまして。先のもルック日本大会でもわかるとおり、飲食する場所がありませんでしたのでケータリングカーなどが出てこない限りなかなかそれが改善されなかったと。駅の設置による利用者増加になるかはまだわからない状況であるということが伺い知れるわけでありまして。

そんな厳しい状況の中でも、熊本県は空港アクセス鉄道の豊肥本線、三里木からの延伸を凍結し原水や肥後大津駅からのルート再検討を行うと発表をした。またJR九州社長も年初からの報道インタビューの中では建設の起点は肥後大津駅が望ましいと何度も答えているわけでありまして。こうした動きは、県のルート策定の際の利用免疫が極端な赤字になったら、鉄道建設の主たる鉄道建設運輸施設整備支援機構というのが国交省の独立行政法人におるんですけども、その人たちが難色を示したから、熊本県のプランはとん挫したのではないかと私は思慮します。菊陽町に進出した台湾TSMC社の巨大大事業を受けて地域の開発の方向性が根本から変わった。だから、JRの人たちも考え方を改めて肥後大津から伸ばしてはどうかということをお慮しているわけでありまして。

以上の観点からは、県への肥後大津駅アクセスルートアピールは、このアクセスルートアピールというのが、平成31年1月31日に大津町、大津町議会、大津町区長会、大津町商工会、大津町企業連絡協議会、肥後大津観光協会、大津町PTA連絡協議会が空港アクセスに対する要望書というのを出している。このアクセスルートアピールをまた続けておやりになるのか。

2点目、スポーツの森新駅構想にも取り組むとすれば、県の施策と町がやろうとしている施策の齟齬を生じませんか。町長は101個の公約を掲げておられる中に、駅の新設というのを掲げておられるわけですけども、その見直しの検討、そして今の現状を踏まえて県と協議するべきと考えますがいかがお考えかお尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 時松議員の質問にお答えをいたします。

空港アクセス鉄道につきましては、これまで、県民総合運動公園へのアクセスの改善が可能な、三里木駅からの分岐ルートを軸に検討が進められてきましたが、TSMCの進出により、人流や物流が大きく変化し、多様な人材やその家族を含む新たな居住者の増加など、空港周辺地域が大きく変化することが見込まれることから、これまで検討が行われてきた三里木ルートに加え、原水ルート、肥後大津ルートについて再調査が行われております。

県は、需要予測や採算性、費用対効果を詳細に調査し、最も効率的なルートを選定する考えを示しているところですが、空港アクセス鉄道の肥後大津ルートが実現すれば、阿蘇の入り口に位置する肥後大津駅周辺のこれまで以上の活性化、企業誘致の優位性向上などに加え、今後予定されている南阿蘇鉄道の肥後大津駅への乗り入れに伴う新たな観光ルートの形成など、様々な波及効果が期待されております。

また、コロナ収束後には、空港を経由した観光客も回復・増加することが予想されます。令和3年度の熊本空港の旅客数目標値は、平成29年度の約1.9倍となる62.2万人とされており、空港アクセス鉄道の乗り入れが実現すれば、肥後大津駅を経由する大きな人流が生まれることが期待されます。肥後大津駅からの分岐ルートは、空港アクセス鉄道への接続が直通運転でスムーズに行えるといった優位性があると考えております。また、肥後大津駅ルートの場合でも複数の線形が検討されておりますが、特に運動公園方面を通過する場合には、町で検討している既存路線における「スポーツの森駅」の構想にも大きな影響があり、場合によっては、より良い絵が描けるのではないかと考えております。したがって、これまでの県の副知事をはじめ関係部長との意見交換においても、今回、議員が資料でもお話を示しておりますスポーツの森駅近郊ルートで、かつ途中駅を設置した場合に実現可能な県全体の活性化にも寄与できる、大津町としての全体的な開発構想や計画、体制などについてお示しをしてくださっているところでございます。

今後、県はもちろんJR九州及び熊本国際空港株式会社等の関係機関とも情報の共有を行い、肥後大津ルートの優位性について、関係者、関係機関に引き続き強く訴えていきたいと考えております。

次に、私の101の具体策にも示している「スポーツの森駅」の新設及び周辺開発に関してですが、基本的な方向については現在のところ変更はございません。

しかしながら、先ほどお伝えしましたとおり、空港アクセス鉄道の肥後大津ルートの可能性が新たに出てきた状況ですので、新路線の可能性も含めて、いずれの場所への駅設置を前提に進めるかについては、当初の想定と変わる可能性も当然にあると考えております。

ただし、新路線のルート選定、さらに駅設置の可否につきましては、事業費や工期はもちろん、完成後の熊本市内や阿蘇までの所要時間にも影響するところであるため、最終的には県やJRの方針に従うことになり、決定権は町が握っている状況ではないといえます。

したがって、現時点では複数の可能性を想定しながら、現在のプランも引き続き選択肢に入れた上で、駅設置をゴールとするのではなく、先ほど経済効果の話もございましたけれども周辺地域は当然町全体の発展や住民生活の向上に最大限つながるように、検討を深めたいと考えております。

一方で、今回の御提案の内容も含め、肥後大津駅ルートの実現に向けては引き続き当該ルートの利点や町の姿勢・構想などを示すとともに、実現した際に最大の効果が得られるように、今から肥後大津駅周辺の在り方や活性化も含めた検討・議論を一層深め、布石も打ちながら取り組んでいきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さんこんにちは。それでは御質問にお答えいたします。

空港アクセス鉄道につきましては、定時性・速達性・大量輸送性への課題に対応するために、平成9年以降、熊本県において、空港へのアクセス改善に係る調査を継続的に実施されてきております。平成17年には鉄道延伸・市電延伸等の交通システムの比較検討調査が行われましたけれども、採算性の確保が十分とは言えず、具体的事業の推進は困難であると、平成20年に検討が凍結をされております。しかし、その後、インバウンドや、平成23年に全線開業しました九州新幹線の利用者増加に伴い、空港利用者が増加し、空港アクセスに係る需要量が平成17年の1日あたり2千500人から平成30年には、6千900人に増えるなど、空港周辺を取り巻く環境が大きく変化していることを受けまして、再度、平成30年に、鉄道延伸、モノレール新設、市電延伸の3つの交通システムについて、比較検討が行われております。

結論としまして、鉄道延伸が最も効果的かつ、より早く実現できる可能性が高いとの調査結果が示され、平成31年2月に三里木ルートが基本的な方向性として県とJR九州の間で合意されました。しかし、令和2年6月には、詳細調査の結果や新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありまして、一旦立ち止まるとの方針が示されたところです。その後、TSMCの立地決定を踏まえまして、三里木ルート案のみならず、原水及び肥後大津の両分岐駅からのルートについても、需要予測や採算性、費用対効果を詳細に調査し、3案から最も効率的なルートを選定する考えを明らかにされております。

現在行われている再調査については、各ルートの概算事業費を算出するとともに、需要予測、収支採算性の確認や費用便益分析を行い、どのルートが最も効率的で効果の高いルートであるか比較検討が行われ、令和4年中に結果が示されることとなっております。町としましては、議員から御説明がございました肥後大津駅分岐によるアクセスルートの技術的優位性も含め、引き続き県やJR九州に対して強く要望を行うとともに、関係機関等と密に連携を取りながら、情報収集を進めてまいります。

次に、スポーツの森新駅設置と空港アクセス鉄道の施策との関係についてですが、スポーツの森新駅は、駅設置及び周辺開発の可能性調査の業務委託が完了し、現在、その調査結果の精査を行っている段階であります。空港アクセス鉄道のルートによっては、スポーツの森大津の活用、周辺開発や空港を含め、人や物の流れが大きく変化しますので、町内全域の交通ネットワークの利便性向上につながるようしっかりと情報収集も行ってまいりたいと思っております。公共交通網の建設及び維持には多くの財源を必要といたしますので、県とも連携を取りながら最も効率的で効果が高く、財政負担が少ない形で進めていく必要があると考えております。また、今後は南阿蘇鉄道の全線復旧に伴います肥後大津駅までの乗り入れ、それから中九州横断道路の関係、新空港ビルや東海大学臨空校舎の完成など、町を取り巻く環境の変化に対応し、町全体の振興につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） では資料のほうを出してください。この鉄道の話をするよと言ったときに私は別に鉄道事業者じゃないから、そういった知見がないのでしょうかという御意見もあったと思うので、私たち議員というのは、これはどうなのかなと思ったらつぶさに歩いて調査をする必要があると私は思うんですね。確かに町長が昨年度の予算で、コンサルに委託をして駅が設置ができるのかどうかを調査します。ただ議員はそれをこまねいてああそうですかと待っているわけにはいけないかなと私は思いますので、10月ぐらいからしっかりと調査をさせていただきますということを考えました。一つの調査の目的は、要はしっかりとした法と根拠、技術的基準を学びなさるところです。

二つ目は近隣市町村の皆さんとどういった意見交換ができるのかという連携のことを考えました。

そして3点目は現地で実際それを調査するということですね。私がここでお示しをさせていただいているのが、鉄道を敷設するにあたっての技術的根拠、国道交通省鉄道に関する技術上の基準に定める省令に基づけば線路ってどうやってしくんだっけという話なんですね。すると、この中の基準概要にあります。まず鉄道路線というのは、自分たちがA点からB点からC点までいくときのその時の速度、線形設計速度と言うんですけれども、それが80%を満たさないといけません。要はめちゃくちゃ急なカーブとかめちゃくちゃ急な坂があってもらったら困るわけなんですね。もちろん列車の能力でそれをカバーできる部分もありますが、その列車の能力を超えるような施設を附帯させてしまっただけでは、これは安全運航、要するに使うのは我々ですから、使っている人間に支障があるということが考えられるわけです。そして午前中の質疑の中で出てきましたけど勾配ですね。勾配は、列車というのはそんなにパワフルに上れないんですね。車みたいに。要するに鉄と鉄が擦れ合って摩擦係数で上がっていきますから、その勾配というのが示されていて1千分の25、要は1キロ進んだら25メートル上がるの、これは結構厳しい坂なんですね。それ以下に線形を作っていくというのが鉄道の基準になります。確か国鉄の技術者の人たちがしっかりとそれを調査をしている。昔は鉄道を通すことが第一義だったので、そういうむちゃくちゃな坂のところにも鉄道がとあってた。しかし先ほど部長からの答弁もありましたが、要は定時で進む、速達する大量輸送するという価値観でいけば、この傾斜をどんどん緩やかにしていくというのが鉄道設計の肝なんですね。ここで赤いところでお示しをしているのは、列車の停止区域、要は駅とか信号所とかは、最急こう配の1千分の5という緩やかな坂のところを作ってあげてくださいというルールになっております。ただ、列車の発車に支障を及ぼす恐れがない限り1千分の10とすることができます。曲線ですね、普通鉄道の曲線半径を160メートルとします。しかし、駅プラットホームに附帯する場合は400メートルまで認めます。これは国の基準なんですね。これをしっかりひも解いていけば、この路線の中に豊肥本線の肥後大津から瀬田駅までの区間において駅設置を満たす区間は4.64キロの中に662メートルしかないんです。踏切が障害して、森3号踏切というのがあるんですね。そこの踏切を障害している部分や調整池の北側を除くと218メートルしかございません。そこから南阿蘇方向に25パーミルの急こう配が続くというのは、どこでわかったのそれをと言われれば、

これはちょっと資料で添付できないのですけれども、これはJRさんが持っている国鉄時代に書いた路線線系図です。ですから、こういった根拠になるものをしっかり求めなきゃいけないと思うんですけれども、実はJRさんこれを出さないんです。私はJR支社の工務担当の方とか補線をやっている方にこういうのがあるはずだと。あるのを知っているんですよ。だからくださいといたんですよ。資料を作成したいので、出されません。なんで出さないのかというと安全運航に支障があります。これを知らせるわけにはいきませんとおっしゃられたわけです。これはちょっと困りました、まさか私が線路をてくてく歩いて調べるわけにはいきませんので、何かないかなということをちょっと調べさせていただいたら、私は親父が日本国有鉄道熊本鉄道管理部における運航管理に携わっておりまして、その時のOBさんの息子さん、まだJRにおられるんですね。その方からこの資料をいただきました。これをちゃんとひも解いて駅が設置できるのは何メートルあるのか、技術的にどこが可能なのかということ調べる。これはなかなか難しいと思うんですよ。専門家が鉄道に見識を有する方がこの議論にしっかりと根拠を示していかないと駅の話にならないんですよ。わかりますかね。15年間役場の方があるいは議員がそれぞれに駅をつくれれば便利です。やっぱりできませんを15年間やったんです。だから今コンサルさんに投げた。ということがこの議論がどんどん前に進んだと私は理解をしているわけです。

資料の2枚目にいきます。これが要するにスポーツの森の北側の線路のところなかなか駅がつかれないという理由になります。先ほどいいました森3号踏切がありますので生活道路の確保をするため大変難しゅうございます。御指摘をした25%の急勾配はスポーツの森の北側、北東側から始まります。まさかゼロ発進で止まった状態からその旧坂を上っていくということは、どんな鉄道でも無理だと思います。ただそのスピードを確保するために駅を西へ西へと寄せなければいけない。寄せた結果、青と黄色で示しています。公園の北側には台場がありまして、青のところですね。そこは凹地なんですね。そこをフラットにしないと駅としてのアクセスは難しくなるでしょうと。そして県道とのアクセスをしっかりとつけていくということを考えなければいけません。駅から下りたから歩いていくわけじゃないんですね。駅とは様々な波及効果が起きます。バスが寄る、タクシーが来る。送り迎えがあったらそこに車寄せが必要ですから、そういったものを作るのがちょっと難しくないかという話です。そして、熊本市との直通は財源はというところと、課題がどんどんどんどん難しくなる。コンサルが作っておられるような資料、要するに小さい駅を作ればそれが可能になるという考え方あります。あるけれども、先ほど部長の答弁があったとおり大量輸送に向かないわけですね。だからそれをしっかり考えて駅というのをデザインしていくのをずっとこれは結論となると思います。この15年間の論争に私は終止符を打ちたいと思っています。ただ、地元の人たちの要望があってもその駅ができないという回答であれば、ちょっと寂しいわけでありませぬ。

3枚目になります。県が空港アクセス路線を整備するという事業に、我々町のほうからしっかりと効果的な駅の配置を設定、そしてそれを提案することができればできるのではないかと。財源は国と県です。この空港アクセス路線はですね。JRは黒字の時の支払いというふうなルールになって

いるそうです。熊本駅から空港間の電車による直通運転、これはバスですね、リムジンバス。そこと価格競争や速達性の競争をしなければいけないというのがわかっておりまして、もし肥後大津から延伸する場合は、肥後大津を起点として熊本空港駅までは8.5キロ以内に作る事が望ましいと私は考えます。12キロ、13キロと延伸しますとバスのほうが早いんですね。誰も乗らないと思います。だからそういうふうなデザインじゃないようにしなければいけない。用地の費用削減、費用対効果にも優れ、ちょっと飛び越しまして既設線路を最大限に利用する例が宮崎空港駅というのがありまして、そこは日南線というローカル線を電化して、そして宮崎空港に直結をしているという前例があります。車寄せの効果的な配置もできます。運動公園のアクセスがしやすい平坦さもとれます。そして豊肥本線定時運行により近隣自治体に配慮とあります。近隣自治体になぜ配慮しなければいけないかといいますと、これ南阿蘇村でこういうのが出てるんですけども、熊本都市圏アクセス30分代構想というのをやってるんですね。南阿蘇村と高森の人たちは8月の南阿蘇鉄道全線復旧後は、肥後大津まで快速電車を走らせて30分で行きたいと思っておられる。そういった事業を展開するのと、既設の豊肥本線上に駅を作るということではちょっとマッチングしない。もちろんこのアイデアをそれぞれの首長さんたちにお話をしたときにこれは歓迎をされました。なるほどねと。これであれば南鉄の有効利用ができるということで、同意はいただいております。さらに言えばこのルート、熊本空港に至る台地上のところですけども、そこに大津の南工業団地というのがありますから、そこの発展の布石も打てるのではないかと。先ほど町長のほうからお話がありまして、そういった線形の資料を私は提出をさせていただいておりますので、こういった形で進めればよいと思われると思うんですけど、であれば今コンサルさんがこれを投げている状況からそれからこのアピールですね、県に対してそれぞれの人たちがアピールをするとき、アピール材料と内容をしっかりとつぶさに技術上のものをちゃんと乗り越えていくことができるといふ検討会議を開いて、これを提言することができないかということを考えます。要は、これだけ技術的な問題とかそういうものを見地として持っている人たちにしっかりと意見を集約できれば、町長が公約しているスポーツの森駅というのをもっと効果的にできると私は思うんですよ。要するに電車が定時的に4両編成の電車が悠々と止まるこの駅がスポーツの森のところにできれば私は良いとそういった技術的検証というのをしっかりとできるためには、検討委員会設置を私は求めたいと思います。御意見いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 時松議員の再質問にお答えをいたします。

議員からございましたように、当初は豊肥本線の既存ルートのほうに途中駅スポーツの森駅を作るというお話がありましたけれども、今回空港アクセス鉄道の肥後大津駅ルートが出てきたところで、そちらのほうがより有効ではないかという御提案だったかと思います。技術的なものも踏まえたものでしたけれども、議員おっしゃるようにそのように私も考えておりまして、数か月前に県知事や部長等にもそのような構想、例えばアウトレットモール、実現化は別にしてですね、そういった構想だとか、あるいは周辺の開発による呼び込みだとか、現在野球場だとかそういったものも話

題になっておりましたけれども、そういったものを大津町としてぜひ取り組みたいという意向は示しております。

ただ一方で先ほどお話したとおりここに関しましては、高森や南阿蘇のお話もありましたけれども、一方で県としては熊本市内、あるいは阿蘇市まで1分でも速く着きたいというところになってきますので、ルートの課題が一つと、そこに途中駅を作れるかどうかまた別の問題になってくると思っています。そこはこちらも十分に踏まえながら二つのパターンであるいは三つのパターンで構想をしているところでございます。またそこに関しては事業費公費等も関わってまいります。そこに関して技術的なものも含めた会議等作らないかという御提案だったかと思っておりますけれども、そこに関しては、現状の県やJRの動き等もありますので、ちょっと慎重に協議しまして、仮にそれによってこのルートが進む可能性が高ければそのように進めたいと思っておりますけれども、必ずしもそういう流れにならないことも起こり得ますので慎重に対応したいと思っております。貴重な提案をありがとうございます。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 要望として締めくくるのですが、鉄道事業者の息子なんですよ、私はね。熱くなりまして大変申し訳ないんですが、要は鉄道の安全運航をするための技術の研鑽というのは、国鉄時代に様々な方がそれを推し進めてまいったわけです。もちろん命を落として青函トンネルを掘られた方であるとか、蒸気機関車の運転をされた方の話とか私は幼い時によく聞きました。そういった方たちの意見、運行管理者の意見というのを踏まえれば、それは必ず国や県への要望として私は伝わると思っております。

最後にちょっと感謝になるのですが、このつぶさな資料を私に提出をしていただきました国鉄労働組合の職員さんについて感謝を申し上げて休憩を求めます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時15分より再開します。

午後2時06分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、2問目の住居バリアフリー対策についてお伺いします。私が様々な行政区の人から御意見を伺うとですね特に高齢の方から日頃の生活に対する改善というのが大分です。近くに病院ができないとか、乗合タクシーの利用地域をもっと広げてほしいとかそういうのもあるんですけれども、昨今ちょっと気になるのは、生活道路になっているところから住居までの動線を改善できないかという御要望であります。大津町は阿蘇の外輪山の西部に連なる広大な山林や原野とそれに続く緩やかな傾斜をなす北部阿蘇山を源として東西に還流する白川の流れに形成された扇状地で、これは様々な部のほうで資料を作られている大津町の地形特性というのを読むと必ずこの言葉が出てきます。これを対策を立てなきゃいかんなどというところいろいろあると思う

わけですね。ただ、住宅地を造成しますといったとき、私もそうなんですけれども、若い時に住居を構えるじゃないですか。そういった扇状地ですから当然坂があるわけですね、町内の中に。そこに階段をつくるでしょうと、それを解消するために。住居を構えたんだけどやがて20年、30年たちます。すると車椅子でとか、足がちょっと不自由になりましてということになりますので、これを改善しないといけないんですね。

資料をお願いします。お示ししているのは高齢化世帯が直面する我が家の住みづらさに対策を行うところであります。家を建てるときは家の母屋ですね、庭、外構あたりをやって家を建てるんですが、まさか自分が年老いたときの話はあまり考えないんですよ。車椅子の生活になってしまったと。杖がどうしても手放せない方が外構を改めていじろうかというときにどれくらいお金がかかる。これはそれぞれの地形の特性に合わせてお金のかかり方変わると言うんですけれども、今ここでお示したとおり少くない予算の出費があるのであります。日本の住宅というのは上がり框がどうしてもあります。段差がたくさんある家庭、しかし近年は住宅でもバリアフリー対策が結構されておりまして、高機能な住宅に関しては、家の中はすんなりアクセスできます。しかし大津町の地形特性を考えたら、アクセスがしづらいわけであります。そういったときにバリアフリー化をするための補助事業というのが考えられるのかなと。大津町としては今のところは減免の措置とかをやっておりますけれども、この資料にちょっと右側の下の所に出ているとおり、岐阜の高山市山地ですよ。岐阜県と言われればそういったところに高齢者のための住宅バリアフリー改修補助金というのを積んでおりまして、65歳までには37.5万円の補助、令和3年度末までは50万円の補助、3分の2までみますということになりますから、先ほどの100万円の改築に全部補助を出すことは無理ですね。町の財源として無理だと思います。ただ、その補助率の中身を考えていけばよりよい住環境を構築できることが可能ではないかと。しかしすごい補助金の金額でありまして、これはなかなか研究をしておかないと難しいのかなと。熊本市も同様の施策があります。熊本市は東部中央区は平らなところが多いですけれども、西区とか行きますと金峰山の麓あたりいくところいった丘陵地がありまして、そのバリアフリー対策というのはなかなか進まないのではないかと。熊本市の施策では補助率は3分の1で12万円というのをやっておられます。

資料移ります。外構バリアフリーの対策の効果はこれだけあるんです。高齢者、障害者等の移動等の円滑化、促進に関する法律というのがあります。坂道の多い大津町、住宅外構の段差解消や手すりの設置で全ての人々に住環境の安全を享受することはできませんか。安心安全なくらし、災害時に容易な避難の状況、そして住居を構えられた方々のその住居自体の資産価値の向上、定住化、人口流出の抑制、そしてもちろんお年を重ねていったらいつかは家を手放すときがあるかもしれません。そんな時の根本的な空き家対策がこれでできるのではないのでしょうか。20年、30年先を見越した高齢化対策や要配慮者の対応のために住宅外構のバリアフリー化を含め手厚い補助制度を検討はされませんか。

以上、お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の質問にお答えをいたします。

まずバリアフリー対策の減免申請等の状況についてですが、住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額措置は、平成19年度の税制改正において高齢者や障害者の方などの居住の安全性や介助の容易性の向上に資することなどを目的に作られたもので、一定の要件でバリアフリー改修工事を行った場合などに改修家屋に係る翌年度分の固定資産税の税額が3分の1に減額される制度でございます。この制度による本町の減額実績ですが、制度が開始された平成19年度からこれまでに主に65歳以上の高齢者、障害者の方などの世帯から9件の申請がありそれぞれ減額を行っております。

次に、住宅外構に係るバリアフリーの対策についてお答えをいたします。高齢者や障害者の方が住み慣れた自宅で自分らしい生活を継続するには、安全で安心な環境であることが重要でございます。地域包括ケアシステムを推進していく中でも、住まいに関する分野は中心に位置づけられており、生涯を過ごす生活の基盤として医療や福祉社会活動コミュニティなどにつながる基礎となっております。それぞれのニーズに応じ多様な選択肢の中で、将来にわたって安心した生活基盤の場を整えていくことは高齢社会対策だけではなく、他年代を含めた持続可能な住み続けられるまちづくりに向けた一歩につながると認識をしております。

今回時松議員から御質問いただいた住宅外構に係るバリアフリー対策につきましては、高齢者や障害者の住宅内外での日常生活の行動は制限されることは外出機械の減少などによって社会との距離が生じてしまうことによる生活意欲やさらなる身体機能低下につながる懸念がございます。それらを予防する観点からも、早い段階から安心した住環境を整え外出機会や社会参加への促進を図ることは健康寿命延伸や介護予防につながる手段の一つとして有効であると私も認識をしております。

一方で、既存制度に該当しない方に対して町独自の補助を行う場合には、全て一般財源で対応する必要があります。最初の経費で最大の効果を生み、持続可能な形で安全安心で豊かな生活環境の構築をするために、まずは他自治体の取組、ニーズや効果の把握を含め制度の研究を行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、各担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） こんにちは。私からは、住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税等の減額措置の状況について説明をさせていただきます。

まず、御質問の固定資産税についてでございますが、この減額措置を受けるには、新築から10年以上を経過した住宅であることや、減免の対象はその住宅の100平方メートル相当部分までとこういった幾つかの要件や制限がございますが、一定のバリアフリー改修を行った場合に当該住宅に係る固定資産税が3分の1に減額されるというものでございます。

制度開始から平成19年度から9件の申請による減額を行っておりまして、主に65歳以上の高齢者、要介護認定を受けていらっしゃる方、障害者の方などからの申請がっております。その改修工事の内容としましては、廊下や階段への手すりの取付けや段差の解消、浴室やトイレの改修な

どが主なものです。

また、所得税につきましても、バリアフリー改修に対する特別控除等の制度がこれまでございまして、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、投資型減税と言いますが、こちらのほうでは、対象工事費等の10%が所得税から最大で20万円控除されることになっております。また、バリアフリー改修促進税制、これはローン型減税と申しますが、こちらのほうは、償還期間が5年以上の住宅ローンなどを活用しての改修で最大62万5千円が控除されるものでございます。なお、これらの住宅バリアフリー改修に係る特例措置につきましては、所得税の投資型とローン型の統合など一部制度内容の見直しはございますが、令和4年度の税制改正には、耐震・省エネなどの改修と合わせて、特例措置をさらに2年間延長するということが盛り込まれております。

そこで、バリアフリーで住宅改修をされる方の税負担の軽減につながる制度の周知につきましては、介護福祉関連分野とも連携しまして、制度の周知等に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 皆さん、こんにちは。私のほうからは、高齢者等に係る住環境整備につきまして、現在の町の状況につきまして御説明させていただきます。

高齢化の進展などから、住み慣れた地域・住居で、安心した生活が継続できるための住環境を整備する現行の制度といたしまして、介護保険サービスや障害福祉サービスの中での住宅改修費の支給や住宅改造助成事業がございます。本町の現行の住宅改修費支給制度は、要介護認定または要支援認定を受けている方や、等級にもよりますが、障害者手帳等を所持されている方が対象で、住宅内外の手すりの取付けや段差解消など、20万円を限度に住宅の改修を行うことができます。

また、住宅改造助成事業につきましては、高齢者の場合は、要介護認定を受けた方又は同等の程度と認められる方が対象となり、50万円までの改修費用に対しまして3分の2から全額が補助されます。介護保険の住宅改修との併用ができますので、併せて実施すると最大で70万円の改修が可能となっております。障害者の方につきましては、身体障害者手帳の1級または2級、療育手帳A1またはA2を所持されている65歳未満の方が対象で、最大90万円の工事費に対しまして3分の2から全額が補助されることになっております。議員御指摘のとおり本町は地域によっては住宅地開発のために山林等が切り開かれ、生活道路から高い位置に建設された住宅や、建築基準法による調湿効果のために、地面から1階居室の床面までの高さが定められており、高低差に門扉から玄関までのアプローチ、または玄関の上がり框などに段差が生じる住宅などがございます。

現状、介護保険の新規申請の理由のうち、約1割の方が転倒による骨折で、新規申請者全体の約2割が住宅改修を希望されております。その住宅改修に係る給付費は、令和2年度決算額で約778万円となっております。今後、ますます高齢者が増加していく中、現行の介護や障害の施策での住宅改修や住宅改造助成事業だけでなく、未然の施策として自立支援と社会参加促進の観点から、住環境への対応を行うことは、安全・安心で快適な住生活をいつまでも継続できるための有効な策

であるということは認識しております。まずは、他市町村の優良事例を参考に、ニーズ量なども調査しながら、財源の確保も含めた制度構築する場合の情報収集を研究してまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度、これについては要望としてお話をさせていただきますが、令和3年度の一般会計等補正予算の中では、結構高齢者対策とか、障害者の施設住居に対する補助事業というのが結構減額補正をされておるんですね。住んでいるところを見ると、約200万円のお金が執行残として残っていると。この執行残の考え方なんですけど、一般の住民の方だったら予算が小さくなりましたということに対して、そんなに抵抗感ないと思うんですけど、事務方の皆さん違うんですよ。予算が適切に計上されるがために積算根拠を出して財源を取って町に補助しようという形になっているので、もちろんこの新型コロナウイルスの対応の中では事業が進捗が進まないということもあると思います。住居対策というのは町に住む人たちの根本的な環境整備の話ですよ。それが行き届くような財政の組み立て方、要するに主査ヒヤと言いますよね、担当の人たちが予算を作っていくときの綿密な作業があります。この町のどこが足りないのかなという予算措置の作業をされているときにこの積み残しになっている。要するに返してしまった予算財源というのをしっかり次の施策にしっかり充当していただければと思います。

3問目に移ります。資料はすみませんお願いします。台湾との交流施策についてであります。TSMCさんが菊陽町に進出するにあたって、役場でも横断的なプロジェクトチームというのをこれをやりますと。国や県の動向に地元発展の注視をして能動的に動く施策をやっていくということが非常に重要であります。午前中も豊瀬議員のほうから御指摘があったとおりで、そういう台湾の方が住みやすい環境を作っていくのが非常に大事だということでありましたが、ここで私たちが資料で示させていただくのは、自動車リサイクルという事業があるんですよ。車を廃車にしたものをさらに有価の状態にして供給するというのがあるんですが、その段階で今海外の人たちが日本の中古車にすごく注目をしていて、事業者がこの平成17年度の段階では、輸出登録抹消台数が107万円台、要は廃車になる車がこれくらいあったのがこれがどんどんどんどん輸出が高まっているんですね。高まっている原因が何かというと、日本車はとっても優秀なので海外でどんどん使えるそこに着目をしたコミュニティーがありました。それはパキスタンの方々なんですよ。この人たちが自動車のリサイクルをしっかりとやって、母国に持ち帰ってそれを世界中に流通をさせているという事業を展開していると、車の廃車がたくさん発生するのは人口が多いところですから、そういったところにパキスタンの人たちのコミュニティーができています。今関東や関西はこういうのは結構多いんですね。移住されている方は家族ぐるみでやってきますから、そういった形の手当が必要になります。手当というのはその人たちに特別な手当をしなくても、コミュニティーとして形成されているから看過できないんです。ちゃんと対応してあげなきゃいけないんです。宗教的な施設や文化の保持、自国語をしゃべられるコミュニティーというのが必ずできます。これは埼玉県八潮市にそういったパキスタン人の人たちが住んでいる集落があるんです。現地の人たちや地元の人たちからパキスタンをかたどって八潮スタンという言い方をしますが、これはどこの国の人も一

緒なんです。日本人が海外に行ったってコミュニティーは形成するわけで、アメリカンのロサンゼルスに行けばリトル東京があります。そういう観点からいくと、台湾の人が来る時ってその人たちの利便性を追求してあげなきゃいけないという仕組みになっています。

そこでお尋ねについては、台湾からの交流施策が様々とあったと思います。これは、検討しませんがなくてももう3年後に来るんですね。あの人たちは、台湾の人たちに手厚くそれを事業として進めていく、何か交流における施策はありませんかということについてお尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 時松議員からの質問にお答えいたします。

台湾との交流施策については、これまでに台湾南部の高雄市と、インバウンド拡大のため各種団体が双方を直接訪問しての交流事業や、地方創生における町特産品の海外販路拡大事業、小中学校同士の生徒・児童の交流事業などを行い、関係を深めてきました。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で直接的な交流事業はできておりませんが、WEBを通じて学校同士の交流事業は続けている状況でございます。

今回、TSMCの進出により、台湾から約300人の技術者及びその家族が熊本に居住する見込みであり、TSMCの工場が近く、空港アクセスが良好である本町においても、多くの方に、移住していただけるようニーズの把握を行うなど、住まいの確保に向けた取組を進めていきます。

大津に住まわれる台湾の方が、快適に生活できるよう、また、地域の方と相互理解の上、安心して暮らしていけるよう、これまでの交流の経験を生かして多文化共生社会の取組をさらに推進していきたいと考えております。

これまでではどちらかと言えば対外的な交流を中心とした施策を行ってきましたが、これからは、TSMCや関連や関連企業進出の影響による町内への外国人居住者の増加を見据え、多文化共生のため町内の環境を整える施策も必要と思っております。

また、県においても今後は台湾への航空路線の増便も計画していると聞いておりますので、TSMCの進出と合わせて熊本が台湾にとってより身近になることで、ビジネスの出張者や旅行者も増加するものと思われまますので、町としてもこの機を十分に生かしたいと考えております。

まずは情報の多言語化や、異文化間の相互理解のための取組を進め、併せて今まで行ってきた交流事業なども継続することで、町民の皆様も含めた受入れ意識や体制、環境の充実を図りながら、選んでいただくための対外的なPRも行っていきたいと考えております。なお、取組の推進にあたっては、熊本県や近隣市町村あるいは企業や町国際交流会、そのほかの台湾とつながりのある団体などとも連携しながら充実を図っていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 答弁ありがとうございました。私ちょっと思うのは海外のコミュニティーの人たちにしっかりとアピールをすることってすごく大事だと思うんです。住みやすいまちづくりというのは、この町で事業を展開しようとする外国人の方も同じようなことだと私は思いますので、私はそういった今からは台湾の人たちがこの大津町を目指して居住をされる可能性がかなり高いと

ということですので、しっかりと研究調査のほうを進めていただきたいということをお願いを申し上げます。簡単ですが私の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時46分より再開します。

午後2時37分 休憩

△

午後2時46分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 皆様、こんにちは。8番議員、山本富士夫です。まん延防止の中、傍聴に来ていただきありがとうございます。通告書を元に今回は3問質問いたします。

まず、1番目にJR瀬田駅周辺に民間不動産の誘致をということで、TSMCが菊陽町の工業団地に4月から、工場建設を始める予定です。県及び各自治体は工業団地の造成計画は打ち出しておりますが、従業員の住む住宅関係はあまり議論をされていないと感じております。しかし従業員の方は、まずは住むところを探します。私も転勤族で転勤を幾度か経験しましたが、転勤が決まったらまず一番に転勤先の住まいを、仕事を休んででも探しにいきます。また行かれないときにはその事業部に住まい先を探してもらいます。工場から事業部までの距離は30分くらいの距離が一番適していると思い探しに行くときにはその方向で探します。あまり工場に近いと、休みの日などに呼出しがかかったりしますので、普通の従業員さんはそれを元に探しているみたいです。また遠いと反対に通勤時間とガソリン代がかかりそちらもまた敬遠していきます。不動産関係者や司法書士の話を聞く機会があります。その中で住宅地の話を聞いて、住宅地の適地はまず小学校が30分ぐらゐの県内にあることが第1番だと。学校が遠いとなかなか住宅地としては売れないということを言われます。あと、水害や山津波などのない内地のほうが便利が良い。また交通の便利が良いということはJRの駅とかが近い方がいいと言われます。そういう中でJR瀬田駅周辺は開発の最も適した地域だと私自身感じております。菊陽町はJR豊肥線三里木と原水間に、町独自で駅の新設をJR本社に町長自ら出向き要望しました。また、駅近くに大型の住宅団地の造成も考えられているということです。菊陽町はTSMCとの関連会社の従業員の居住地のために今は積極的に動いていると感じております。不動産会社いわく今熊本県は土地のバブルです。菊陽町と大津町の地価はTSMC以降、2割以上の値上がりをしておりましてと言われました。TSMC関連1千700名その他関連の従業員を含めれば2千名以上この熊本県に住まわれるんじゃないかと感じております。県や周りの市町村は早めに取り組まなければならない問題だと感じております。町も民間会社を誘致し住宅地開発に取り組むべきだと思います。JR瀬田駅周辺は工場から30分以内の便利な地区であり、町は美咲野団地ぐらゐの大型住宅団地の誘致を真剣に取り組む時期だと考えます。住宅の確保に向けた町としての取組を町長にお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山本議員の質問にお答えいたします。

現在、全国多くの地方自治体において、少子高齢化により人口減少が急速に進行する中、本町においては、町全体としては人口増加が続いておるような状況でございます。しかし、町中心部への人口集中の傾向が続き、中心部以外の地区においては、高齢化や人口減少の進行、また、それに伴う地域社会の担い手の減少や、小売店の閉店等、様々な社会的・経済的な課題も生じております。

この状況が継続しますと、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させるという状況に陥り、地域の魅力や活力の低下、また、日常の買い物や医療等、地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になることにもつながりかねません。

したがって、町中心にとどまらず周辺エリアのにぎわいや生活利便性向上も考える必要があると考えております。今回のTSMC進出に伴い、1千700人以上の従業員が新たに雇用され、関連企業なども含め、多くの方が大津町を含む工場周辺地域に移住されることが想定されます。したがって、住宅需要の情報収集やニーズの把握に努め、移住しやすい環境整備を行い、町全体の活性化につなげたいと考えております。菊陽町のセミコンテクノパークを中心とした地域は、現状においても、朝夕の通勤時間帯の交通渋滞が、大変深刻となっております。勤務地に程近い大津町に住んでいただくことは、従業員の方々本人のみならず、社会的なメリットも大きいと考えており、従業員の方々への居住地として大津町を選んでいただけるよう、これまで以上に住みやすいまちづくりと、そのPRに努めていきたいと考えております。

瀬田地区は、阿蘇観光の玄関口として位置し、JR瀬田駅や北側には国道57号・南側には県道瀬田竜田線が通るなど、交通インフラにも比較的恵まれた立地となっております。そうした状況の中、不動産会社あるいは金融機関とも密に情報交換するようにはしておりますけれども、やはりなかなかTSMC自体の方針が固まらない中、あるいは周辺が固まらない中、投資家の方々も大きな投資を慎重になっているような状況があると伺っております。御提案いただきました民間開発業者の誘致につきましては、どのような環境を整えば町全体が発展する形での開発を促進できるのかを研究分析するとともに情報を適切に集めまして、町のそれぞれの地域特性などを適切に情報発信し、地元の方々とも御相談の上、丁寧に対応していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） TSMCの進出に関しましては、新工場で働く従業員それから関連企業なども含めると多くの方が県内に移住される予定となっております、新たな住まいの確保が求められております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、地方への移住や働き方に関心が高まるとともに、いわゆる東京圏から地方への人の流れが見られるようになり、本町への移住者も増加傾向にあります。今回、民間事業者の開発誘致を御提案いただきました瀬田駅周辺につきましては、隣接するスポーツの森新駅設置及び周辺開発の可能性についても現在検討しておりまして、今年度発注いたしました可能性調査について、現在、業務委託の結果の精査を行っているところでもありません。

また、県が検討を進めています空港アクセス鉄道についても、TSMCの菊陽町への進出表明を受けまして、これまで検討が行われてきた三里木ルートに加え、原水ルート、肥後大津ルートについても対象とし追加調査が行われております。その内容によっては、現在検討しておりますスポーツの森駅新設及び周辺開発や、その約2キロ東側に位置します瀬田駅周辺にも大きな影響があるものと考えております。このように、瀬田駅周辺は、非常にポテンシャルの高い地域であり、その地域特性に調和した形の活性化の検討が必要になると考えております。

また、最近では行政サービスにおいても民間による活動の領域が広がり、人材や財源に限られる中、多様化する住民ニーズに対応するため、民間の活力を導入する動きが高まっております。

今回御提案いただきました民間不動産会社の誘致につきましても、民間活力の利用、そして都市計画法を始めとする法令の確認など整理する必要があるかと思っております。

一方で、開発に伴う周辺インフラの整備には非常に多くの財源を必要といたしますので、十分検討の上、周辺住民の利便性向上、町全体の経済・観光振興につながる可能性のある取組として、地域住民の皆様の御意見を伺いながら、今後の方向性を考えていく必要があると考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 新たなまちづくりというのは、私が考える中で、嘉島のイオンモールでもしかり、要するに何もない所に新たに大きな町をつくっていくというビジョンがぜひ必要だと思います。町長おいては、新しいそういうまちづくりが今のところ考えているかどうかをお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山本議員の再質問にお答えをいたします。

創造的なビジョンということですが、今回ほかの議員さんからありましたけれどもやはり住宅を整えながら企業誘致してさらに商業の活気を生むことでそれぞれの相乗効果、経済効果等生まれてその財源を元に新たな福祉あるいは次世代の育成へつながっていくと思っております。そうした中で、私の具体策としてもアウトレットの誘致をはじめとした特色のある商業施設、そういったものも検討しておりますし駅も検討しております。駅に関しましても一般質問続きましたけれども、やはり駅だけつくってもそれが町の発展につながるのか、住民の皆様の生活向上につながるのかそういった視点がなければ絵に描いた餅、あるいは本当の目的を達成できないようになっておりますので、そういったビジョンをしっかりと描きながら住民の皆様はもちろん役場職員にもしっかりと共有しながらもちろん議員の皆様にお示ししながら進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） ぜひ新たなまちづくりのために考えていただきたいなと思います。

次に第2問に入ります。あけぼの団地の4階、5階の空き室対策についてお伺いします。以前から、あけぼの団地の4階5階の空き室問題は議会での一般質問で取り上げられてまいりましたが、いまだあまり改善はされていないように感じます。大津町の5階建ての民間住宅はほぼ満室の状態です。民間不動産企業は満室になるために借主が借りやすいように入居条件を提示し、5階でも借りられるようにします。だから満室になる5階建て住宅が多いと感じます。民間が鉄筋コン

クリート造のあけぼの団地を建てたら9割以上の借り手がないと利益がでないと言われます。故障をしたらすぐにその日に対応するし、今は住宅機器は揃っているし、体一つで住める状態です。よく言われるワンルームマンションですね。私たちが二十数年前に転勤した時には部屋にあるのは蛍光灯一つだけでありました。それから10年たったらテレビ、クーラー等があります。今は無料のインターネット等が取り付けてあります。

資料1を見ていただきたいと思います。今年1月で78.1%の利用率です。2割以上の空き室があります。ましてや5階では3割3分、4階では2割6分の空き室があります。誰が考えてもこれをなくするのが当たり前だと思います。空き室を家賃計算で私が計算しましたところ、全体で86室ある空き室を平均家賃1万7千円で計算すると1か月で146万2千円になります。12か月で1千754万4千円の収入減になります。では、4階、5階の空き室が45室ありますが、これも1万7千円で計算すると76万4千円、12か月で918万円の収入減です。民間であれば倒産する金額ではないでしょうか。せっかく部屋を作ってもこれではなかなか利益にならないと感じます。私が議員になって5年、空き室の割合はこのあけぼの団地にとってはあまり変わってないと感じます。さて、今後も変わるかというところもあまり考えられません。町は抜本的な見直しをすべき時期にきていると思います。そこで4階、5階を民間の不動産会社に半額ぐらゐの家賃で全室貸し付けたら4階、5階150室で1万7千円と計算して127万5千円になります。この家賃収入が毎月町の収入になります。空き室対策はいろいろと町も今まで努力されてきているのはわかりますが、所得制限などの制約があり、あまり空き室は思うようには埋まらなかったと感じます。町民に空き室はなかなか埋まらないということでは済まされないと思います。今後も今のままの町営住宅の条件では空き室が埋まる改善は見込めないと思います。大津町の不動産会社は9社あり、あけぼの団地タイプの空き室がなく探しておられます。4階、5階を大津町の不動産会社に一定条件で貸し付ければ一定額の町税収入が毎年確保されます。あけぼの団地の建設にあたり国からの補助金等の解決すべき点もクリアしなければならないとは思いますが、今のままの国との交渉は難しいと感じます。また交渉しなければあけぼの団地の空き室は改善されないし、また他町村ではあけぼの団地のような5階建ての公営住宅の空き室問題等あり国と交渉し一連丸ごと民間企業に貸し付け、民間企業はいろんな店や企業に区割りし貸し出し、地域のコミュニティー的な役目も担っていると聞きます。町長が自ら国に出向き、今までのあけぼの団地の空き室の状況を説明し、国に理解と民間企業への貸付けへの理解を得るべきだと思います。TSMC関連の従業員の住まいの確保の改善にも今の公営住宅の条件では高所得のTSMC関連の従業員には工場が近くにあるのに借りられないし、また貸せないという状況です。今から数年間はTSMC関係の作業員とかそういう方の空き家も空き室も確保しなければなりません。団地には借り手がなければならぬ状況です。借り手をいかに早く探すかも一つの町の発展につながると思います。あけぼの団地は空き室はあるが貸せないのが今のあけぼの団地の現状です。民間を活用し4階、5階を民間不動産会社に委託し1階、2階、3階は今までのとおり町営住宅として空き室をなくす検討などすべきです。住みやすい環境の整っている熊本空港や市内にも交通の便利が良い。ぜひ大津町に住みたいと思われる転勤してこられる方

にあけぼの団地等の空き室を貸し付けるべきだとの考えはないですか。町営住宅のあけぼの団地の空き室対策について町長に聞きます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、公営住宅は住宅に困窮する方に、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。議員御質問のあけぼの団地の入居率は78.1%、空き室数は86戸となっております。特に4階、5階の空き室が多く、45戸と半数を占めておりまして、議員御指摘のとおり空き室対策が必要であると認識しております。以前から町営住宅の空き室改善につきましては、議会の一般質問でも取り上げられております。昨年12月議会定例会でも一般質問がございました。その中で、改善に向けて今後取り組んでいきますと答弁をさせていただきました。その後の改善状況としましては、駅や商業施設などへの募集資料の設置、LINEでの情報発信、募集時におけるホームページでの間取り図の公開、御相談に来られた方へのタブレット端末を使用しての写真などを用いた分かりやすい説明を行ったところ、以前よりも募集が増えており入居率の一定の向上にはつながっております。

また、民間を活用し、4階、5階を民間不動産会社に委託したらどうかという御質問ですが、公営住宅の空き室を活用するには、議員御承知のとおり目的外使用となるため国の許可が必要となります。その一つの事例として、大阪府では、国の認定を受けた地域再生計画に基づく事業として、公営住宅等の空き室を利用し小規模保育事業所や子ども食堂、高齢者等の交流活動拠点などを実施するなどの様々な取組が行われております。事業の実施には国の許可や県との協議など、いろいろなハードルがあり、大津町の有効性や可否も含めて、まずは町内で研究を進めていきたいと考えております。

また、民間の活用につきましては、現在、入居率向上や住民サービス向上の観点からも、町営住宅等の維持・管理業務を民間に委託することにより、業務効率化ができないかを研究、検討しているところでございます。近隣市町村では、菊池市と益城町が最近民間委託を導入しております。

いずれにしましても、あけぼの団地高層階の入居者を増やすことが、町営住宅全体の入居率を高めることにつながる大きな課題だと捉え、これからもできることから対策を行っていきたいと考えております。

一方で公営住宅は住宅に困窮する方に低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することという目的もございますので、単に空き室にとどまるのではなく町全体の公営住宅の在り方やどの程度の数が果たして必要なのか、あるいは以前ですと御家族の方が住まわれるような大きな部屋、多数の部屋があるあけぼの住宅のようなものが多かった状況がありますけれども、現在は高齢者の方だとか单身の方そういった需要がどんどん増えていくという状況でございますので、そういったことも踏まえて研究、検討していきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私のほうから町営住宅の空き室改善のための今後の取組や、民間委託の検討などについて御説明いたします。

現在、町内には、20団地、875戸の町営住宅があります。本年1月末現在の町営住宅全体の入居状況は、管理戸数875戸に対して入居戸数725戸で入居率82.9%、空き戸数は150戸でございます。

議員御質問のあけぼの団地の空き室数は先ほど町長が申し上げたとおり86戸あり、特に4階、5階の空き室が多く、4階21戸と5階24戸、計45戸で半分を占めております。高層階の空き室が多い理由としては、60歳以上の単身世帯の応募が多いことで、やはりエレベーターがないのは大きな点だと思います。そのほかに老朽化していることや、設備が古く、間取りが今の子育て世代の家族に不向きなことも理由の一つだと考えられます。

また、入居者の高齢化により低層階への住み替え希望も増加しています。今は、少子高齢社会となるなど時代が変化し、以前は需要が高かった多人数ファミリー世帯から、単身者や少人数世帯、高齢者世帯の需要の高まりなど、住民の方々のニーズが多様化していることも原因ではないかと分析しております。

今回、町営住宅の入居率向上のため募集の具体的な方法を見直しました。従来の広報おおづや町ホームページでの周知でしたが、それを充実させるため、募集する部屋の間取りや写真を追加掲載いたしました。そして、住民課窓口での待ち時間を利用したデジタルサイネージの配信や、肥後大津駅南口のビジターセンターと町内商業施設に町営住宅募集ポスターを掲示、そのほかSNS世代に向けては、町のLINEで周知を行うなど、募集方法の大幅な改善を行いました。

また、住宅系の窓口では、これまでの入居説明に加え、タブレット端末による内覧を想定した各団地の動画を視聴してもらうなど丁寧な説明を行ったところでございます。その結果、本年1月の町営住宅の入居募集では、あけぼの団地を含む5団地19部屋の募集に対して、17件の応募があり、以前と比べて大幅に申込みが増えた状況であります。先進地の事例としては大阪府では、公営住宅等の空き室を利用した様々な取組が行われております。これは国の内閣府が管轄する地域再生制度を利用して、小規模保育事業所や子ども食堂、高齢者等の交流活動拠点などを実施されております。

この制度は、地域再生法に基づき、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成した地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して特別な措置を講じるものであります。この取組は、大阪府が全面的な支援をしており、熊本県ではまだ導入した事例がないということでした。事業の実施には県の支援が必要になるなど、いろいろなハードルがあります。すぐに実施できるものではありませんが、一つの参考事例として、今後、調査研究をしたいと考えております。

今後についても、できるところから改善し、町の財源にも限りがありますので、創意工夫して、引き続き町営住宅等の空き室をなくす努力をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） なかなか空き室をなくすというのは難しいとは思いますが、大津町には優秀な民間不動産会社があります。そういうところと意見交換をしてどうやったら空き室がなくなるとかという意見交換の場を持つ気持ちがあるかどうかをお聞きしたいと思います。不動産会社と空き室をどうやったらなくなりますかという部分での意見交換をすることによって、大津町の空き室対策は十分に前に進むのではないかと思いますので、その1点を聞きます。よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 山本議員の再質問に対して御説明いたします。

現在町内の不動産会社あたりから意見を聞くという話だったのですが、現在も町内の住宅の状況については、常に意見を交換しております。特に今回質問がございました町内の5階建ての住宅についてはどういった方法で満室にされているとか、どういったPRをされたかということで意見を頂戴しながら、今回の町営住宅についてのPR活動を行ったところです。常に民間業者さんとは情報をやり取りしながら、いかにして町営住宅が満室になるか、住民の方に対してどういったふうに住宅が供給できるかを考えながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 大津町に移住された方は家がすぐ見つかることが一番安心されるし、町のためにも住んでいただけるということで役に立つと思います。民間を活用した空き室、空き家対策について十分に今後も努力していただきたいなと思います。

これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。3時27分より再開します。

午後3時18分 休憩

△

午後3時26分 再開

○議長（桐原則雄君） 始めます前に永田議員より早退の届けがっておりますので、報告をしておきます。よろしくをお願いします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 三問目の質問に入らせていただきます。

三吉原北出口線の4車線化をということで、生活道路三吉原北出口線沿いに住んでいる町民や多くの工場勤務先を利用している人は常態化の交通停滞に迷惑をしておられます。復興道路北バイパスが開通し、通勤帯の7割の車が阿蘇方面の通り道として、三吉原北出口線に関わり阿蘇に向かわれます。朝の通勤時間帯の異常なまでの渋滞は国道325号の交通渋滞、菊池に行くときには三吉原北出口線入り口まで信号待ちが4回から5回、三吉原北出口線から復興道路へ向かう場合は7回から8回待ちも覚悟して運転していかなければなりません。最もひどいのは美咲野団地と三吉原北

出口線の交差点です。私は県道大津植木線から県道矢護川大津線を通り抜けるために美咲野団地に向かって上りだしたら、交差点の右側の阿蘇へ向かう車は3台から4台しか動きません。通り抜けるのに30分以上時間がかかりました。今後TSMCが動きだしたらと考えると、三吉原北出口線沿いの町民の方々は通勤時間帯には車での移動は、早く出るか遅く出るか相当の停滞を確保して生活をしていかないといけないと思います。その他周りの道路にも上下左右、南北東北いろんな部分ですごい停滞です。4車線化をすることで交通停滞の解消になると思います。北熊本インターから高規格道路計画はありますが、後5年以上近くはかかると感じます。菊陽町は熊本空港から菊陽町を通り県道大津植木線と豊肥線をまたいでテクノパークまでの新道路計画をされております。菊陽町は道路づくりでのまちづくりをされた結果、今の菊陽町があると思います。大津町も道路網を見直し道路整備を強く推し進める時期だと感じます。三吉原北出口線など、地区住民の生活道路としての役割を町は考えていただきたいです。そのためには国や県に4車線化の要望をするべきだと思いますが町長の考えをお聞きします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山本議員の質問にお答えをいたします。

町道三吉原北出口線は、熊本と阿蘇方面をつなぐ道路として利用され、特に熊本地震以降、国道57号代替ルートとして新設された国道57号北側復旧道路も、開通後からIC出入口手前付近において引き続き通行量が多い状況となっております。また、TSMCが菊陽町に立地されることによる交通量の増加も考えられます。

議員御質問の町道三吉原北出口線の渋滞緩和のための4車線化についてですが、町道の4車線化が渋滞の緩和につながると考えておりますが、現状では道路沿線には、住宅や工場などがあり道路の拡幅は難しい状況です。一方で何らかの渋滞緩和対策は必要であると考えております。

その一つとして、昨年発足した菊池南部総合交通研究会の中で渋滞の一因となっております国道325号、国道443号及び、県道矢護川大津線の渋滞対策を県に要望しております。要望の内容としては、国道325号において一部の渋滞区間の6車線化と、国道443号の4車線化の早期実現でございます。今後は、関係する熊本県と合志市、菊陽町とともに広域的に連携し、菊池南部地域の交通渋滞緩和対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、町道三吉原北出口線の渋滞緩和に向けては現在、町としても沿線の室工業団地からの北側へのう回路として町道室工業団地4号線の道路改良事業を行っておりますが、県道の昇格をはじめ、その他の取組につきましても、県や警察と協議し、渋滞対策をできることからしっかりと継続していきたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 山本議員の質問について御説明いたします。

町道三吉原北出口線の渋滞に関する現在の状況ですが、美咲野地区の県道矢護川大津線交差点及び、国道325号との交差点付近では、通勤時間帯の朝夕は渋滞が慢性化し、現在でも付近住民の

移動等に支障を来している状態でございます。

町長が申し上げましたとおり、菊池南部総合交通研究会において、関係行政機関と地元企業が一体となり、広域的に交通渋滞緩和に向けた対策に取り組んでおります。その中で国道325号と国道443号及び、県道矢護川大津線の渋滞対策につきましても併せて協議・要望を行っております。国道325号線においては、先ほど町長が申し上げましたとおり一部区間の6車線化要望をし、県道矢護川大津線美咲野交差点は、熊本県を通じ、熊本県警察本部へ信号機等の誘導調整等をそれぞれ要望しております。議員御質問のあった、町道三吉原北出口線の4車線化についてですが、町道沿いには既に、美咲野団地をはじめ北出口や翔陽台など小中の振興住宅地が点在し、今回のTSMCの企業進出に伴う民間アパート等の住居開発が進んでいる生活道路となっております。小、中学校や、2つの県立学校に接する児童生徒の通学道路でもあります。併せて、近隣の工業団地など数多くの企業・工場が立地する産業道路にも位置づけされているなど、町の振興発展に大きく寄与する将来的に重要な道路でございます。

しかし、町道三吉原北出口線の4車線化事業については、道路沿線の住宅や工場の移転など道路拡幅のための交渉や相当な事業費を必要とし、厳しい状態であると思っております。町でも室工業団地内のう回路整備など、渋滞緩和対策を行っており、今後も、交通渋滞緩和については、県や警察と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 三吉原北出口線4車線化はなかなか用地交渉とか難しいと言われますけれども、私から見たらまだまだ努力すべきだと思います。あそこは4車線化しなければ、あの地区の渋滞の解消は行えません。県のほうに強く要望して4車線化を推し進めるべきだと思いますが、その点について県に強く要望するかどうかについてお聞きします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の再質問にお答えをいたします。

三吉原北出口線の4車線化の県への要望ということなんですけれども、これまでもお示ししましたとおり今町道となっておりますところは県道に昇格というところの要望は続けているところがございます。一方で4車線化になりますと先ほどお話ししましたとおり、既に住宅や商業施設等もはりついておりなかなか難しい状況でございます。そこも想定しながら、一方でほかのルートを新設することによる渋滞緩和、あるいは開発の誘発そういったものも十分考えられると思いますので、そこは町のなかでもしっかり検討しあるいは県、場合によっては国にもしっかりと要望しながらしっかりと進めていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 私が福岡に住んでいたころは、福岡はもっと住宅地が多いけれども4車線化というのはどんどん進んでいました。難しいことではないと思います。ぜひ町長や町の執行部の皆さんは、県道に昇格もそうでしょうけれども、県と十分に検討されて4車線化を推し進めていた

だきたいなと思います。

それと大津町には南北線としては国道325線がありますが、南北線はもう1本か2本、大津町には必要だと思います。そういうのも考えながらぜひ北出口の部分での4車線化をお願いします。

以上終わります。

○議 長（桐原則雄君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴の皆様本当にありがとうございました。

午後3時39分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和4年第2回大津町議会定例会会議録

令和4年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和4年3月16日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 元田 正剛 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 坂本 光成 総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長 大塚 昌憲 健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室 長 矢野 好一 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 兼 併任工業用水道課 長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 平岡 馨 総務部次長 兼 総務課 長 兼 選挙管理委員会書記 長 白石 浩範 農 業 委 員 会 事 務 局 長 高橋 和秀 総務部財政課 長 清水 和己

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 議 長 (桐原則雄君) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

なお、質問の途中、新型コロナウイルス感染症対策として一時休憩を挟みますのでよろしくお
願い申し上げます。順番に発言を許します。

荒木俊彦議員。

- 1 5 番 (荒木俊彦君) 私は大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行いま
す。

質問の第 1 点目は、非核平和都市宣言の町の再認識をするべきではないかということでありま
すが、皆さん御承知のとおりロシアによるウクライナへの侵略戦争が開始され 2 0 日余りとなりまし
た。近隣のヨーロッパ諸国をはじめ世界中から非難と抗議の声が上がっております。当大津町議会
も抗議決議を上げたところです。

国連では 1 9 3 の加盟国の 3 分の 2 に相当する 1 4 1 か国が、ウクライナに侵攻したロシアを厳
しく非難し、即時撤退を求める決議を賛成多数で採択をいたしました。今も続く侵略戦争で未来の
希望である子供たちの命も奪う、こうした戦争に断固抗議をし、亡くなられた方々の冥福を祈りた
いと思います。今回のあからさまな侵略戦争の中で、ロシアのプーチン大統領は「ロシアは世界で
最も強力な核保有国の一つだ。ロシアへの攻撃は侵略者の壊滅と悲惨な結果につながる」と公然と
述べて、信じ難いことに核兵器の先制使用まで言及し、他国を威嚇しています。

日本国は、世界で唯一の核兵器による被爆国であります。万が一でも核兵器が使用されれば、核
兵器による報復につながり、地球環境の破壊、ひいては人類の滅亡が現実のものとなってしまうこ
とは明白であります。またロシアは、ウクライナの原子力発電所に対してミサイル攻撃を行いました
。これらの原子力発電所で核物質の冷却装置が破壊されたら、チェルノブイリや福島原発の事故
をはるかにしのぐ最悪の事態になると原子力の専門家も指摘をしているところです。私は 1 1 年前
の福島原発事故の後、当時の家入町長に非核平和宣言都市の町大津として原子力に頼らない再生可
能エネルギーの普及に力を入れるよう質問をしたところです。今ロシアによる核兵器の先制使用を
ちらつかせる他国侵略を絶対許してはならないと思います。

資料 1 を御覧いただきたいと思います。非核平和都市宣言の町、この上の写真はこの新庁舎がで

きる前の熊本地震で解体されてしまいました旧庁舎の南側のベランダであります。ここには非核平和都市宣言の町大津という大きな横断幕が掲げられておりました。残念ながらこの資料は、大津町のホームページからは出てまいりません。この資料は全国の被爆者団体協議会の資料からアップをしたものであります。

中段であります。我が国は世界唯一の被爆国都市のこの地球上に、広島長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるものである。大津町は平和憲法の精神に則り、非核三原則を将来共に遵守し、あらゆる国のあらゆる兵器の廃絶を全世界に強く訴え核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和の達成を目指すものである。このように決議をあげております。

今から38年前、1984年であります。当時から旧庁舎南側に掲げられていたものであります。再度この新しい庁舎が完成してだいぶ時たちました。こういう時期だからこそ非核平和都市宣言の町宣言の町大津、この横断幕を一刻も早く新庁舎にも掲げて、町民の皆様とともに核兵器のない平和な世界を発信するべきだと思いますが、町長の所信を伺うものであります。

ちなみに1984年といいますと、大津町の歩みを見てみますとグリコ森永事件が発生しておりますが、その前後で大津中学校の校舎が完成し、文化ホール中央公民館がまた完成、翌年には当時の矢護川小学校、真城小学校の完成となっております。当時の町長は西岡町長、議会議長は本田議長であったようであります。そういう時代背景ではあります。今の時代にも全く通用する核兵器のない国連では、核兵器禁止条約も批准発効されております。大津町でも核兵器のないそういう世界のためにも、またウクライナの平和を望むためにも、再度非核平和都市この宣言をアピールをするべきだと思います。町長の答弁をお伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） おはようございます。荒木議員の非核平和宣言都市の町の再認識に関する質問にお答えをいたします。

大津町では1984年9月22日に「非核平和都市」を宣言し、その後、会員自治体数342自治体で構成されている日本非核宣言自治体協議会に加入しております。熊本県内で日本非核宣言自治体協議会に加入している自治体は、大津町・菊陽町・錦町・多良木町・相良村・山江村・苓北町の7町村です。本協議会では、現在も会員数を増やしながら核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて平和事業に取り組んでおります。また、本協議会において、令和4年2月28日付けでロシアのプーチン大統領あてに抗議文を発出しており、会員自治体を代表して平和的解決に向けた話し合いを行うことを強く求めています。

こうした中、非核平和都市として、役場庁舎に横断幕を掲げて、広くアピールするべきではないかという御提案につきましては、町の姿勢を示し、広く啓発を図るためにも、横断幕を作成し、役場敷地内に掲げる方向で考えております。併せまして、議員がお示しされた資料にもありますとおり、旧庁舎では男女共同参画宣言都市などの横断幕も設置されておりましたので、よりよい町づくりへの全体的な啓発に向けて、こういった横断幕を、どの位置に掲示するのが効果的かなど、議論・研究を深めたいと考えております。

また、以前の横断幕は恒常的に掲示されていたようですが、啓発の観点からは、例えばですが非核平和都市宣言に関しては、原爆記念日もある8月、男女共同参画宣言都市に関しては男女共同参画週間である6月に掲示するなど、メリハリを付けた掲示の方法もあるかと思しますので、目的を踏まえた上で、最も効果的な方法を検討したいと考えております。もちろんこの姿勢等はこの期間だけやるものではないので、そこは十分踏まえた上で考えていきたいと思っております。なお、横断幕等の庁舎への設置方法につきましては、大津町新庁舎建設検討委員会でも意見があったと聞いておりますので、そういった点も十分に尊重、確認させていただいた上で、整理したいと考えております。

また、町ホームページには日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議に関する情報などを発信しており、先ほど申し上げた抗議文も同様に掲載をしております。今後とも、日本非核宣言自治体協議会と連携して積極的な情報収集に努め、平和に関する事業や普及、啓発活動にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 町長が引き続き、非核平和都市宣言の趣旨を尊重して横断幕を掲げるという事で安心はしておりますが、やはり幕を掲げるだけでは仏を作って魂が入らないということで、町民の皆様にもあらゆる媒体を通じてアピールをしていただきたいと思います。

ところで、先ほどロシア軍がウクライナの原子力発電所にミサイルの攻撃をしたと。南部の最大の原子力発電所を占領したというニュースが流れておりますが、原子力発電所をなぜ軍隊が占領したということであるという解説がなされておりますが、一つは電力というエネルギーを抑えて相手国を屈服させるということもありますが、もう一つ大変なこととして、原子力発電所を軍隊が占領してその周りを軍事基地化してそこから攻撃をしかけると。つまり原子力発電所を盾にして戦争を行うと。そうすると相手国は原発に向かってミサイルを撃ち込むことはできないと。戦争をすることはできないということで、正に原子力発電が核兵器同様の盾になってしまうと。考えただけでも恐ろしいようなことをロシアは狙っているのではないかと。そういう解説もされているわけでありませう。

そこでもう一つ横断幕を掲げ町民の皆さんに啓発をし、同時に核兵器を使用するぞという脅かしを絶対許してはならないという強い決議が必要だと思うわけでありませう。そのためにも今度のウクライナに対する侵略戦争を一刻も早く終わらせるということで、この非核平和都市宣言の横断幕は もちろんではありますが、他の自治体では庁舎をライトアップをしてウクライナの国旗の色を表したり、あるいは侵略戦争反対の横断幕を作ったり、さらには人道的支援のために募金の呼びかけをやっている自治体もあるわけでありませう。私は今度のロシアの侵略戦争を、これを許していたら地球が滅びてしまう。人類が滅びてしまう。それほど重大な問題だと思しますので、一刻も早く戦争を終わらせるためにも、そうしたウクライナに平和をとといったようなアピールをする。あるいは募金を呼びかける。そういうことまでやる必要があるのではないかと思います。そして願わくば、日本全国の全ての自治体がロシアに対して抗議決議を上げる。このことを強く願っているところでも

あります。町長の平和都市宣言の横断幕以上の共に戦争を終わらせるための何らかの手段をお考えはないか。その点について再度お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在世界平和全体に関わる大変ゆゆしき事態だと考えております。そうした中、他の自治体の事例の紹介等もありましたけれども、町として今何ができるのか、何をすべきかというところを職員等もしっかり話し合いながら考え検討していきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 我々議会はとりあえずといっは何ですが、今回の侵略戦争に対して断固抗議をすると決議をあげました。いわゆる非核平和都市宣言も当時の議会が決議をあげたものであります。ですから、行政の側もその趣旨に沿って最大限の努力をしていただきたいと。このことを強く求めまして次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は、新型コロナウイルス感染症が大型客船から始まって、感染症がどんどん広がって2年を経過したところではあります。この間、飲食店や関係業界の方々の苦労は本当に計り知れないものがあるかと思えます。コロナ感染症が始まって、とりわけ飲食業関係業界の方には時短養成や休業要請、こういうことがやられてきたわけですが、本当に営業ができない。収入の道が絶たれると大変な状況が続いております。

そういう中であって、国も国民健康保険の加入者の皆さんに対して加入者がコロナに感染した場合、収入に応じて傷病手当金制度が初めて導入されました。長い間国民健康保険に入っている人たちは、けがや病気になっても全て手前持ちという状態におかれていたわけですが、初めて傷病手当金が国によって導入された。ところがこの傷病手当金制度が利用できるのは賃金労働者のみであるということがあるわけであり。国民健康保険の加入者の多くは、農業や今いいました飲食業や、あるいは小規模の製造業や、こうした零細業者であります。こうした自営業者でありますからコロナに感染をして仕事を休んだ場合、直ちに収入の道が絶たれてしまうわけであり。実は、私の知り合いから、そうした自営業者の方がコロナに感染をして、よその自治体ではどうも手当が出るようだけど、大津ではでないのかという相談がございました。それを調べていくうちに、他の進んだ自治体では、給与労働者は確かに傷病手当金制度で救済がされますが、救済からもらえるこうした自営業者に対して傷病見舞金いわゆる見舞金による一時金を実施しているということであり。ます。

次の資料をお願いします。これは群馬県の渋川市の事例であります。国民健康保険加入の個人事業主などの方へ新型コロナウイルス感染症傷病見舞金を支給しますという案内であります。国保に加入している個人事業主などが、新型コロナウイルス感染症に感染して収入が減少した場合、傷病見舞金を支給しますとなっております。支給対象は、とりわけ生計維持のための主たる収入が事業収入、不動産収入、山林収入などの個人事業主などであることが条件となっております。その他4番目ですが、市の新型コロナウイルス感染症傷病手当金支給事業の対象者でないこと。これが大き

な条件となっております。そして対象時期は令和2年の1月1日、いわゆる2年前からそして令和4年今年の3月31日までの間にコロナウイルスに感染した日があることを確認できればよろしいということであります。支給額については自営業者ですから、人まちまちによって収入が違いますので、ほかの自治体も調べましたが大体1保険者に対して1回限り20万円のところが多いようであります。支給要件の確認等が必要なので電話で問合せをしてくださいという呼びかけをやっているようであります。なお、この傷病見舞金を国民健康保険の特別会計から支出する自治体と、特別の事情だからということで一般会計から要綱を作って支出する自治体があるようであります。

いずれにせよ、コロナ感染からの救済が自営業者には及んでいないというこの現実を目を向けて、公平な対策が必要ではないかと思っておりますので町長の見解を求めたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の新型コロナ感染自営業者の救済についての質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、全国的な新型コロナウイルス感染者の大幅な増加に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額の全額について国から特例的な財政支援を行うことが決定されました。これを受けて、町では大津町国民健康保険条例を改正し、新型コロナへの感染又は感染が疑われる国保の「給与収入者」に対し、令和2年1月から国の財政支援制度に沿った傷病手当金の支給を開始しているところでございます。

荒木議員御質問の傷病見舞金については、県内での導入事例がなく、また、国の財政支援もないため、現状での早急な対応については難しい状況ですが、今後、どういう制度であれば町で対応が可能か、他県の導入状況等について調査を行っていきたいと考えております。また、今後も全国的な新規感染者の発生が見込まれますので、国や県の動向を注視し、国等の新たな財政支援等ができた場合には、傷病手当金の拡充や傷病見舞金の導入など、早急に対応してまいります。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。荒木議員の新型コロナ感染におきます自営業者への救済について国民健康保険制度における傷病手当金の取扱事例も含めまして御説明させていただきます。

コロナ禍以前の国民健康保険制度における傷病手当金の取扱いにつきましては、様々な就業形態の方が国保に加入されていることを踏まえまして、条例を制定して支給することができる任意給付ということの位置づけがされておりまして、国保財政が厳しい中では、財源の確保が難しいこと、また年金受給者など就労していない被保険者は対象から外れること。また、自営業者等につきましては雇用され労務管理を受ける人に比べ、勤務時間や報酬等の把握が困難であることなどを理由により全国的に実施されていない状況でした。

しかしながら、先ほど町長から御説明がありましたように、全国的な新型コロナウイルスによる

新規感染者の大幅な増加に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する市町村などに対し、支給額の全額について国から特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、本町におきましても、大津町国民健康保険条例を改正し、新型コロナウイルスへの感染又は感染が疑われる国保の給与収入者に対し、令和2年1月から国の財政支援制度に沿った傷病手当金の支給を開始しているところです。令和4年2月末現在までの支給実績としまして、お二人の方に対しまして、合計10万390円を支給しております。自営業者につきましても、国の持続化給付金や県の事業継続支援金などの別の支援策があることに加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響などにより主たる生計維持者の収入が大きく減少した世帯や主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方につきましても、国保税の減免等が可能となっております。また、自営業者は比較的、月ごとの収入の増減の幅が大きいため、収入が大きく増えた時期の収入により傷病手当金が算定された場合、給与収入者であるため年間を通して安定している被用者との公平性を保つことが難しくなっております。こうした理由により、自営業者につきましても、国の財政支援の対象外となっており、本町におきましても国の制度のとおり対象としていないところです。

荒木議員御質問の傷病見舞金については、医療保険とは別の観点からこれを実施されている自治体におきましても制度を設けられた事例と認識しております。

他県で実施されている支援の主な内容としては、傷病手当金の対象とならない自営業者の方などが新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、一律10万円から20万円を見舞金として支給されております。国民健康保険については、本町を含む全国的な課題としまして、急速な高齢化の進展と医療費の高度化により、全国的に医療費が増大しており本町におきましても毎年厳しい財政状況が続いております。荒木議員御質問のコロナに感染された自営業者に対しまして、町独自で傷病見舞金を支給することにつきましては、その財源を町の国保が支給額を全額負担するのかあるいは一般会計から繰入れを行うようになるかと思っております。一般会計から繰り入れる場合には法定外繰入ということになりまして、国のペナルティ措置の対象となり、国の特別交付金等の財政支援が規模縮小となってしまいます。よって新たな制度の導入につきましては、慎重に検討する必要があると考えております。

今後も全国的な新規感染者の発生がしばらく続くと見込まれておりますので、どういう制度であれば町で対応が可能か、他県の導入事例、自治体事例を調査研究を行いながら、また国の新たな財政支援などがあつた場合におきましても、傷病手当金の拡充や傷病見舞金の導入など、できる限り早急に対応し、国保に加入されております自営業者等の皆様方の支援につなげてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 国民健康保険で加入の方がコロナに感染をしたと。制度上の傷病手当金が受けられるのは、給与所得者のみということになりますが、国保に加入されている方々はその大半は自営業者の方であります。国保加入者の中で給与所得の方は勤め先に社会保険が完備をしてい

ない。だからやむを得ず国民健康保険に加入をされている。あるいはパートで収入が少ない方、不安定な雇用、そういう方々が国民健康保険に皆保険制度の中で入られているわけであります。

ですからコロナ感染で救済をするべき対象者は、圧倒的に国民健康保険の中では自営業者であるのははっきりしているわけであります。それははっきりしているのに、そういう方々を救おうとしないというのは、正に行政の公平性にかけてと言わざるを得ないと思うわけであります。

そこで、大津町で国民健康保険の中で給与所得者が何%、営業所得が何%かカウントしたことがあるかどうかをここで確認をしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 荒木議員の再質問にお答えさせていただきます。

職業別の国民健康保険の世帯主の割合という形での御質問だったかと思います。令和4年3月現在の国保の世帯主の職業別の割合につきましては、全体で大体4千157世帯の中で無職の方が33.9%、被用者給与所得者の方が42.7%、自営業者の方が10.9%、農林業の方が4.6%、その他不動産収入とか山林収入の方々が7.9%という割合になっております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 無職の方が3分の1、3割近い方が自営業者あるいは農業、あるいは不動産所得という方がおられるわけであります。こういう方こそ自営業者はコロナ感染をして営業ができなくなれば収入の道が絶たれて一番影響が大きいわけであります。そういう人こそ救済の対象にするべきであると。財源の問題がおっしゃられましたが、給与所得者でお二人が対象になられたと。そんなにたくさんコロナに感染される方がいるわけではない。ですから世帯主ですから、事業主に1回きりの20万だとしても10人いても200万円の財源があれば救済ができるわけであります。公平な救済ですよ。もっとたくさん差し上げたいところではありますが、それは確かに人によって収入の差がありますので、仕方がないと思いますけど、そこで町長にもう一度お尋ねします。

今議会で大津町の中小企業、小規模企業振興基本条例が提案をなされております。この条例の提案理由であります、本町の事業者のほとんど99%は中小企業、小規模企業であると。社会情勢が大きく変化し、経営者の高齢者や後継者不足といった壁に直面している。さらにそこに新型コロナウイルスが猛威を振るい、当町の中小企業、小規模企業は極めて厳しい経営環境におかれている。コロナ禍の苦境を乗り越えた先を見据え、当町の経済を発展させていくためにも中小企業、とりわけ小規模企業を社会全体で支援をし、振興を図る必要があると。つまり小規模零細企業を支援する必要があると。この苦境を理解をしてですね。ですから、苦境を理解をされているのか。具体的な支援を実際検討するべきではないか。何千万円もかかるわけではございませんので、再度町長の見解を求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の再質問にお答えをいたします。

中小企業振興条例の話もありましたけれども、一つの観点として先ほど御説明しましたように自

営業者の方々に関しましては、国の持続可給付金や事業継続支援金の別の支援策がございます。そこに加えて収入の状況によって国保税の減免等がございます。また、町独自の施策としてもこれまで飲食店への一時金の支給、あるいは関連企業への支援等も行っております。そうしたことも行っておりますので、今後こういった形であれば最も中小企業や自営業者の方に支援につながるかどうかをしっかりと議論しながら政策施策を作っていきたいとそのように考えております。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時47分より再開します。換気のほうお願いします。

午前10時38分 休憩

△

午前10時47分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 3問目の質問を行います。

資料3をお願いします。あけぼの団地など町内には町営住宅が幾つかございますが、町営住宅の駐車場は1戸に対して1台しか確保されていないという状況であります。特にあけぼの団地では入居者以外の迷惑駐車で非常にトラブルが多いと聞いております。特に来客用の駐車場としてコインパーキングなどの配慮が必要ではないかという質問であります。ちなみに先の議会であけぼの団地の駐車場料金管理組合集金問題を質問いたしました。県内の宇城市でも市営住宅駐車料金を管理組合に委託料、料金を支払って集金をしてもらっていた。ところが最近、宇城市ではこれを廃止をしてどうやらトラブルが結構多いらしくて、宇城市では市営住宅の駐車料金も市が直接集金するようになったそうであります。この質問のあと、団地の自治会の方からいろいろ駐車場の実態やあるいは悩みを聞く機会がございました。一番の悩みは団地入居者のお宅に来客があった場合、悪気はなくても昼間であれば駐車場が空いてますので、そこに駐車をされてその区画の方とトラブルが起きると。空きがなければ道路に違法駐車をすると。警察に通報したら、またそこで駐車場がないのに何で通報するんだとそういうトラブルが発生すると。本当にこの自治会の役員の皆さんは板挟みになって大変な悩みを抱えておられると。一番の悩みは来客用の駐車場がないこととお聞きをしたところであります。ちなみに私も昼間知り合いのところに尋ねて行ったとき、駐車場が空いている5分か10分で終わるだろうということで停めたこともございます。でもやっぱりその区画の人がいつ帰ってくるか冷や冷やしてはなりません。そういうことでコインパーキングを作ったらだいぶお金がかかるのかなと思って調査をしてみました。この資料を見ていただきたいと思いますが、コインパーキングの設置費用を調べてみたら、10台分で高くても三百二、三十万程度でこうしたロック式の駐車場を開設することができるようであります。料金については安いところと高いところと都会は結構高いみたいですが、設置費用に対してはそんなにお金がかかるものではない。そしてあけぼの団地の駐車場料金収入、昨日団地の空き部屋等の質問がございましたが、少なくとも300世帯ぐらいは常時入居者がおられる。300台1か月1千円の駐車場

料金でありますので、少なくとも年間300万円の駐車場料金の収入が毎年毎年入ってくるわけ
あります。そういう意味で団地住民の自治会、住民の皆さんの悩みの種である来客用駐車場がぜひ
とも必要ではないかと。このことについて町長の見解を求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の御質問にお答えをいたします。

議員御存じのとおり、町営住宅の駐車場は町営住宅駐車場取扱要綱の中で、1戸につき普通自動
車1台と明記されております。これは当時、各駐車場管理組合を組織するときに、平等性の観点と
管理組合の管理がしやすいように定めたものだ聞いております。

現在、町が管理している町営住宅は、昭和39年から昭和50年代に建設された団地が多く、時
代を背景として駐車場がないものや、あっても1戸に1台のスペースしか確保されておられません。
その後、自動車は急速に一般家庭に普及して、一家に1台から、1人1台所有する時代になり、時
代にそぐわないとは感じておりますが、駐車場スペースに余裕がないため、整備が進んでいないの
が現状でございます。この点に関しましては、民間の賃貸アパートなどにおいても、十分な駐車場
の整備・確保が入居希望者による物件選定の大きな要因の一つになるという話もございます。

また、民間アパートに関しても多くの場合来客者スペース等がございませんので、そうしたトラ
ブルが民間のほうでもあると伺っております。

一方で、あけぼの団地につきましては、現状では各棟の前に1戸1台の駐車場すら確保できてい
ない棟もあり、難しい状況ですが、各管理組合とも協議をさせていただきながら、新たな在り方を
研究・検討したいと考えております。また、あけぼの団地における来客用駐車場については、その
必要性はあるとは考えてはおりますが、現在の団地の状況を鑑みると、すぐに整備するのは先ほど
のスペースの問題もありまして、難しい状況ですので、あけぼの団地駐車場管理組合と話し合いをし
ながら、現在の駐車場で来客用駐車場の対応を行っていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） おはようございます。私のほうから荒木議員の御質問についてお答
えいたします。

現在の状況などについては、今町長が答弁いたしましたので、私のほうからは迷惑駐車車のトラブ
ルやコインパーキングなどについて御説明いたします。

まず、迷惑駐車車のトラブルについては、現在、各駐車場管理組合の御努力により、最近では減少
傾向にあります。特に、あけぼの団地駐車場管理組合は、組合長さんや役員の皆様方が中心となり、
平日や休日、年末年始も含めて団地敷地内はもちろんのこと、通行に支障を来したり、近隣に迷惑
をかける路上駐車や公園などへの違法駐車撲滅を目指して、団地の環境を少しでもよくしたいと
いう思いで日々熱心に取り組んでいただいております。

迷惑駐車車のトラブルの事例としましては、主に、管理組合に事前に登録していない車両の駐車や、
駐車区域以外の場所に駐車するなどの問題が発生しております。

なお、管理組合では、昼間利用の福祉や介護サービスなどの車は、駐車することに問題はないということでした。

また、来客用の駐車場の件ですが、来客用の駐車スペースがないことは、大変御不便をおかけしております。町営住宅の現状としましては、各入居者で対応をされている状況でございます。

なお、福岡市など大都市部では、市営住宅への来所者をはじめ、広く入居者などの利用を図るため空き空間を利用してコインパーキングなどを設置している事例もあります。駐車場の整備については、団地ごとに状況が違いますので、今後、団地の整備を計画するなり、十分な検討が必要と考えます。また、コインパーキングの設置なども併せまして、検討していければと思っております。また、管理組合とも相談を行い、より良き方法を考えていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 町営住宅と言いましても、数戸からあげばの団地は満杯になれば400世帯でございます。この町内一大きな団地でありますので、私も県営住宅等も見にいきましたけど県営住宅になると結構スペースがあって、コインパーキングでなくても来客用の駐車場が確保されているような状況もございました。400世帯もあるこの団地において、来客用の駐車場が必要であるということは町長も重々お認めになられたことだと思います。団地の役員の皆さんにお聞きしましたら、自分たちも敷地内を全部見て周ってここならできたらと来客用の駐車場がそういうお話もされておりますので、団地の方々、自治会の皆さんとぜひ協議をして、そこで可能であるかどうか。入居者の皆さんの意向を聞くのが一番だと思いますので、ぜひ来客用駐車場を確保していただきたいと。

このことを願いまして一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時08分より再開します。

午前10時59分 休憩

△

午前11時08分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、三宮美香です。ロシアからの侵攻を受けているウクライナの皆様に対して、平和の願いを込めて今議会中はウクライナ色のバッチを付けて出席をしています。しかしロシアにも私の大切な知人がいます。正確な情報が入らなくなったであろう彼女らのこともとても心配をしているところです。通告に従い質問させていただきます。

質問は大きく二つです。1 景観まちづくりについて。2 商業施設の誘致についてです。

まず一つ目、景観まちづくりについて。大津町の景観について、この新庁舎4階から阿蘇を望む風景は庁舎の名物にもなり大津町としても自慢できる風景だと思います。

資料1の1の写真にも写っていますが、ここ数年で高層の建物が増えています。先日町外の知り

合いから友人が大津町にマンションを建ててほしいけど、ほかにも4棟ぐらい建つみたいだねと言われました。TSMC進出の影響により今後も高層建築物が増え、大津町の景観が損なわれる可能性があります。先ほどから高層建築物という言葉を使っていますが、資料に示したように建築基準法には明確な基準はありません。しかし都市の健全な発展などを目的とする日本の法律である都市計画法では6階以上を高層としています。一つお断りしておきますが、今現在ある高層建築物の立地者や業者、またはそこに住む住民の皆様に対して、非難するなどということでは決してありませんので御理解ください。

資料1の2、白川流域灌漑用水群である上井手・下井手は2018年に世界灌漑施設遺産に認定登録され、昨年は県外からの教育旅行のルートの一つにもなり、上井手をぞろぞろと歩く学生の姿を何度かみかけました。教育旅行では上井手用水のシンボルとなる水車からかつて宿場町として栄えたであろう塘町筋を歩き、加藤清正からはじまった治水事業の井手と取入口の説明をされたのだと思いますが、その塘町筋から見る景観は、残念ながらあれた竹やぶやごみなどが目に付く風景でもあります。大津町に教育旅行で他県の生徒が来るなど灌漑遺産に登録されなければなかったことでしょう。せっかく教育旅行を誘致しても景観がそれでは残念だと思います。白川流域灌漑用水群で有名なのは菊陽町の鼻ぐり井手ですが、鼻ぐり井手も当初は80か所あった鼻ぐりの形も世界的な遺産だとは知らずに壊されたりしたこともあり現在は24か所を残すのみとなっています。これは大津町でもあり得ることです。今後、大津町としても町の遺産を後世に残す取組をしっかりと考えなくてはいけないのではないのでしょうか。

そして全体的に町を見て気が付くのは、整備が中途半端な場所や放置されている樹木が多いことです。数多くある中の3か所を資料に出しています。資料1、②の右上の写真は、ちょっと小さくて分かりにくいかもしれませんが、バス停付近です。バス停の上に木が覆いかぶさるように茂っていきます。壊れた看板のようなものもずっと放置されたままです。そこから少し下に行くと土手にブルーシートがかぶせてあります。もう何年もこの状態です。

そして資料下本田技研南側の桜並木です。これから桜の季節になり今年も多くの人々の目を楽しませてくれることでしょう。左の2枚はきれいに整備された状況です。右の写真は、コロナ禍で2年ほど整備されていない風景で、本田技研と桜の木の間の観賞地が田舎言葉でいうやぼくら状態となっています。昨年の桜がきれいな時期も雑木やつたがきれいな桜の木に絡まってひどい状態でした。昨年11月には、大津町スポーツ文化コミッション主催の秋を満喫大津町よかばいウォーキングとして肥後大津駅北口から上井手公園、ホンダの森、肥後大津駅を歩くコースで開催されています。カライモ熊本県内第1位の収穫率を誇る大津町にて大自然とおいしいカライモが満喫できるコースですとうたってありました。そのときもこのひどい状況の桜並木沿いを大津町にわざわざ来てくださった方は歩いたわけです。教育旅行もしかり、受け入れる側の準備をもう少し整えるべきではなかったかと思います。ここは桜まつりが開催されるときには、きれいに刈り込まれ整備されているようですが、昨年は祭りがないため放置状態でした。残念ながら今年も桜まつりはありませんので、やぼくらのままです。しかし祭りはなくとも桜を見に来るお客様はいらっしゃいます。そしてこの

桜とやばくらを写真に写して帰られるわけです。さて、大津町近隣には景観法に基づく景観条例を制定している自治体があります。

資料1の①に戻りますが、右上に景観法の基本理念と景観条例を制定している自治体を載せています。この理念のもと豊かな生活を送ってほしいという考えの自治体です。私たちの住む大津町もどのような大津町にするのかが問われていると思います。

資料1の下に景観条例制定で期待できる効果を6つ挙げています。安心安全な生活環境づくり。空き家対策。通学路などの生活道路の整備。文化遺産の効果的な活用。将来を見据えた都市開発計画。阿蘇と熊本を見渡す眺望の保全。大津町を魅力的な町にして人口が増え活性化させるためには景観保護条例が必要ではないでしょうか。

以上から4点を質問します。

①現時点で高層建築物を建設する予定はどの程度把握されているのでしょうか。

②世界灌漑施設遺産に登録された上井手・下井手周辺の景観を整え維持する必要があると思いますがどう考えますか。

③町のいろいろな箇所では景観を損なう風景が見られます。これは安全安心なまちづくりにもつながると思います。積極的に協力団体などに関わり景観を維持する取組が必要ではないでしょうか。

④町の活性化に向けて積極的な景観保護が必要だと思えます。大津町も景観条例を制定する考えはありませんか。

以上を質問します。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 三宮議員の一般質問にお答えをいたします。

大津町の住宅の状況ですが、以前は、共同住宅は、2階建ての木造アパートが町内では主流でしたが、近年は6階以上の鉄筋コンクリートの高層マンション等の建設が多くなっております。議員がおっしゃいますように周辺を見渡しますとかなりの数のマンションが建築されており、今後も高層マンションなどの建設が恐らく続くだろうと考えております。

現在の建物等の規制としては、建築基準法があり、これに基づき建物の構造や用途によって建築許可が判断されますが、大津町は町全域が都市計画区域となっておりますので、現在は都市計画法の用途地域に応じて建築条件が決められ、その範囲内で開発が行われております。引き続き、都市計画法の区域の中で、開発を誘導しながら、町の発展を推進し、開発の誘導と景観の双方をできるだけ両立させながら、まちづくりを行っていきたいと考えております。

次に、上井手用水路は、白川流域灌漑用水群で、平成30年度議員からもありましており世界灌漑施設遺産に登録されており、大津町の中心部を流下し、水路沿いにある道路は、通勤交代の通路として使用されていた非常に歴史ある道路でございます。そのような背景から歴史に配慮した整備の要望もございまして、過去には、石畳等による景観に配慮した舗装を一部行い、擬木を使用しガードレールを設置しております。一方で、この歴史ある上井手沿いの塘町筋においては、閑静なエリアに現在は多くの一般住宅も建ち並んでおりまして、当該道路は毎日の暮らしに欠かせない身

近な「生活道路」としても利用されております。

以前は毎年3月15日に合わせた数日間、上井手沿いに初市が開催されておりましたが、開催中は生活ごみ回収や緊急車両等の進入ができないことや、生活道路としての自家用車の利用に制約が生まれること、さらには騒音や治安などの問題などから、開催場所の変更の要望があり、開催場所を移動して行われるようになったとそのように聞いております。

そのような状況も踏まえ、現在、路面については生活道路としての位置づけをメインに道路整備を行っている状況でございます。そうした状況の中、白川流域灌漑用水群の上井手や下井手については、近隣住民の方にも配慮しながら町としていかに位置づけて、景観の維持や振興につなげるか、さらに白川の取水口から菊陽町堀川までを全体としてどのように振興していくかを考えていく必要があると考えております。

また、議員御質問の町内で景観を損なっていると御指摘の上大津の斜面や上井手の北側の土地につきましては、所有される地権者や管理者宛に伐採・撤去などをお願いをしております。上井手の水路や道路に支障があるものについては、水路を管理しているおおきく土地改良区との協議を行いながら、伐採や撤去を行っているものもでございます。また、桜並木の写真等もございましたが、そちらに関しても以前倒木の危険もあるというところでそういったものも適切に管理しているところでございますので、今後も引き続き町が所有するところに関してもしっかりと進めていきたいと思っております。また御提案がありました景観条例の制定に関しましては、都市計画法の中の用途地域や、開発行為の中で引き続き制限を行うとともに、交通・防災上の安全や景観など損なう恐れのある私有地へは今後も町からも改善をお願いしていきたいとそのように考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私のほうから三宮議員の質問について御説明いたします。

一つ目の高層建築物については、先ほど議員申されたとおり都市計画法施行令の中で6階以上を高層階とするとなっておりますので、6階以上の建物について御説明いたします。大津町内には、現在32棟の高層建築物がございます。熊本地震後、5棟が建築され、現在1棟が建築中です。開発行為や建築確認申請の段階で状況については把握しているようなことです。

次に上井手沿いの道路状況について説明いたします。現在の道路は、アスファルト舗装を行っており、御意見がありました石畳による景観に配慮した舗装については通行による振動が発生しやすいため、沿線の住家に迷惑がかかり、通常の舗装に比べ、特に劣化が著しく、路面破損などリスクが高くなることが予見されます。道路整備については、近年、我が町をはじめ他自治体においても、穴ぼこなどが原因となる車両破損等の報告が寄せられており、道路管理者として安心・安全な道路利用を提供することが課題として求められている状況です。今回、鶴口橋から上井手までの景観整備につきましても、整備方針が決まるまでは、道路の安全性や経済性など維持管理しやすい工法で進めてまいりたいと考えております。

また、上井手沿いの北側の急傾斜地にかかる災害防止対策につきましても、できるだけ無機質に

なり過ぎないように整備に心掛けてまいりたいと思っております。

次に、民地側から水路や道路上に張り出している雑木や危険性のある斜面管理などで、水路の通水や道路に支障があるものについては、所有される地権者や管理者宛に伐採・撤去など、引き続き依頼し、早急な維持管理を努めてまいりたいと考えております。

また、町道本田技研南通線の北側の大谷川など準用河川の雑木につきましては、河川の浚渫の中で伐採・撤去するなど対応してまいりたいと思っております。河川の浚渫計画につきましても、瓦礫、流木等の堆積状況や災害リスクなどを考慮して優先順位をつけ、町全体で順位の高い方から順次取り組んでまいりたいと思っております。

また、御質問のあった景観条例制定の件でございますが、それぞれの自治体では、景観の方針を決める景観計画を策定し、それを守る法令として、景観条例を制定しております。現在、熊本県内45市町村の中では、景観行政団体が、県と10市、8町となっております。大津町は景観条例制定を行っておりませんが、県の特定施設届地域として、国道57号、325号、443号の沿線が指定され、道路沿線沿いの建物や屋外広告物において届出が必要となっております。

次に建物の規制については、都市計画法上の用途地域決定により町市街地に商業系、その外側に住居系、その外側に工業系の用途を配置しております。商業系は容積率が高く、住居系は容積率が低くなっております。それにより高層な建物は市街地に、低層な建物が郊外に建つように誘導しております。

景観条例を制定し、高層建築物に制限をかけてしまうと、用途以上の制限と、土地の利用に対する制限が生じる地域が発生する可能性がございます。これらの状況を総合的に判断し、現在の用途に地域に適した開発誘導を進めて行くことが、町の景観を守りながら、開発を促進していくという政策を進める方法であると考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 再質問です。

先ほどから都市計画に基づきという説明をされていますが、都市計画法に基づき許可されるならば大津町はどんどん高層の建築物も建って良いですよというふうな考え方でしょうか。例えば、また近隣住民への配慮が必要だという説明をされましたが、昨年、教育旅行で生徒が来るということをその地域の皆さんは御存じだったのでしょうか。もちろん近隣住民への配慮は必要ですが、協力していただくことも必要だと私は思います。景観条例をつくることで景観を大切にするという意識づけにもなると考えています。

それから先ほど本田技研と桜並木の間のことを私は観賞地と表現をしましたが、こちらの管理はいったいどこがすべきなのでしょう。

以上3点をお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 三宮議員の再質問に対してお答えしたいと思います。

一つ目は建物の制限についての確認だったかと思います。一つ目については例えば、第1種低層住居地域というのがございます。こちらについては、高さ制限が10メートルというふうに決まっております。その他に第2種低層住居地域については高さ制限が12メートルということで住居系については、高さ制限があります。商業系については、建ぺい率、面積、容積率あたりで面積に応じて高さが決まっております。その中で制限がかかっているような状況になっております。

二つ目の上井手沿いを修学旅行生が行くときの近隣の状況については、ちょっと私のほうではどういった状況でお知らせしていただいたか確認できませんでしたので、その辺については差し控えたいと思いますが、三つ目の管理についてですが、本田技研南通り線については町道でございますので、大津町が管理になります。それと大谷川についても準用河川ということで大津町の管理になっておりますので、議員おっしゃる法肩から水路の法面については大津町の管理になっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 管理については、わかりました。最後に世界灌漑遺産の価値について大津町はどのように捉えているのかを教えてください。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 世界灌漑施設遺産についての津町としての価値ということで御質問だったかと思います。この灌漑施設遺産は津町、菊陽町それから熊本市2市1町をまたぐ資産でございまして、令和4年の4月にコロナ禍ではございますが、昨年、一昨年、2年ほどちょっと延期されておりましたが、世界灌漑遺産サミットというものが熊本市で開かれます。これは第4回アジア太平洋水サミットイベントということで熊本市で、熊本城ホールで開催されるものです。非常に貴重な遺産ということで世界的にも注目をされておりますので、この施設の大切さを広く内外に周知をして、町としてしっかり維持管理していく、世界に発信していくということが大事なものだと感じております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 質問は終わりますが、この世界灌漑遺産は世界17か国123施設が登録をされていて、日本は44施設もあるんですね。その中でも九州が6施設、そしてその中で4施設が登録をされていて、それだけでもとても素晴らしいことだと。もちろん書類などを作ってそこに提出された方の気持ちもそれも強いものであったかと思いますが、そういう意味も込めてどのような価値を思っているのかということをお尋ねしました。

都市計画を定めることができるものは都市計画法15条1項の規定により市町村になりますので、必要とあれば市町村の裁量で指定ができるというふうに私は捉えています。津町の都市マスタープランでも歴史的な街並みの再生という言葉が書いてありましたので、また今後もこのことについては質問を続けていきたいと思っております。

1問目の質問はこれで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時42分より再開します。

午前11時34分 休憩

△

午前11時42分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） では質問2つ目商業施設の誘致についてです。町長の101の政策に活気とにぎわいを生む仕組みづくり、アウトレットモールを誘致しようとありました。広くいろいろな方へもお話をされており町の方々も期待していらっしゃいます。施政方針の中には推進を図りますともありました。

資料をお願いします。資料2の①、上部に第6時大津町振興総合計画から抜粋したものを載せています。基本構想として買い物など日常生活の利便性向上を目指し、本町への大型ショッピングモールの誘致推進とありました。確かに検索すると、下の図になりますが今の大津町の状態ではショッピングモールとして検索するとイオンしかヒットしません。菊陽町や合志市には多く存在しています。

ではアウトレットモールを誘致したら活気とにぎわいが本当に生まれるのかを考えてみました。ここでリーサスで説明します。皆さん御存じのとおり、地域経済分析システムといい産業構造や人口動態、人の流れなどのビッグデータをマップやグラフでわかりやすく表示できるシステムであり、随時新たなデータが更新されている非常に便利なずっと見ていて飽きない分析システムです。そこで大津町と菊陽町の滞在人口を比較してみます。

資料2の②を御覧ください。色分けされている円の色の説明を省いておりましたので、少し説明をしますと左側の大津町の滞在人口の丸い円の中では、上からスタートする赤い濃い部分、こちらが大津町の滞在人口その後から色が少しずつ変わるところが大津町以外の方々になります。滞在人口の都道府県外は県外のいろいろな自治体を表しています。これは菊陽町も同じ見方です。これを分析すると、大津町は休日になると滞在人口が減り、菊陽町は休日になると滞在人口が増えると分析されます。次に1日の人の動きではなく、約半年6か間の滞在人口を見てみます。大津町と菊陽町を比較してみると、平日は大津町へは企業への通勤者が多く、菊陽町は休日のショッピングモールなどへの買い物などの人の流れが多いと推察されます。活気とにぎわいが菊陽町にあるということが感覚ではなく数字でも実証されたということです。なので、活気とにぎわいを生むためにアウトレットモールを誘致というのは理にかなっている気がします。ただそのうわさだけでは聞きますが、現実は大津町としてどうなのだろうというのが町の方の疑問です。

以上から、今後、現実的にアウトレットモールの誘致が進む予定があるのかを質問します。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 三宮議員の質問にお答えをいたします。

県内には、御船町に立地するコストコや菊陽町に立地するゆめタウン光の森をはじめとする郊

外型大型商業施設があり、幅広い年齢層の方が県内外から来訪をされております。郊外型大型商業施設のうちアウトレットモールについては、九州内では鳥栖市の約15ヘクタールの物件や今春、北九州市で廃業が予定されているスペースワールド跡地27ヘクタールの物件などがあり、いずれも、高速道路のIC付近に立地し、大型駐車場を完備しております。

一方で、本町を取り巻く交通アクセスの状況は、熊本地震以降、中九州横断道路大津ICの設置による阿蘇地域や大分県へのアクセス向上、新阿蘇大橋開通及び国道57号の4車線化に伴う南阿蘇地域へのアクセス改善などが進んでおります。

また、先日の報道等にもありましたとおり、中九州横断道路の国道325号との交差点付近までの事業化が見込まれる状況となりましたが、この交差点付近には大津西ICの設置が予定されております。将来的には九州自動車道と本町が高規格道路で結ばれることとなり、県外からの交通アクセスが飛躍的に改善されると考えております。また、今後は熊本空港ターミナルビルの完成や、南阿蘇鉄道のJR肥後大津駅への乗り入れなどが予定されるとともに、空港アクセス鉄道の建設と豊肥本線との接続も検討されており、空路及び鉄道の公共交通によるアクセスも大幅に改善される予定でございます。コロナ感染症収束後には、国内はもちろん、外国人旅行客の誘客も期待され、本町のさらなる活性化への追い風とも言える様々な変化が起こることが期待をされております。このように、大津町のポテンシャルがさらに高まりつつあり、大型商業施設の誘致にとっても追い風になるのではないかと考えております。また、現在のところ南九州には大型アウトレットモールはありませんので、御質問の誘致が進む可能性としては十分にあり得ると認識をしております。また先ほど空港アクセス鉄道の話もしましたが、こうしたアウトレットモール等に関しましては、休日は大抵お客さんが来るんですけども、平日いかに顧客を集めるかが重要であると聞いております。そうした中でも空港に近いというところで外国の方は土日平日あまり関係なくたくさん来られるので、そういったところもアドバンテージがあるというふうには認識をしておるところでございます。

一方で、本格的なアウトレットモールのような大型開発には事業主体者の意思決定から開業までに少なくとも7、8年かかる。そのような話も伺っておりますので、引き続き、町としての基盤を整えながら、情報発信や誘致活動などに努めていきたいと考えております。

なお、町が積極的に商業施設の誘致活動を行う場合には、既存の小売店等への影響も十分に考慮し、町内の既存店舗とできる限り商圈や業種業態、規模が重複しない、特色ある商業施設の誘致を図る必要があると考えております。

また、町外・県外からも多くの方を呼び込むことのできる店舗を誘致することで、地域の飲食店や商店への波及効果へもつなげる発想が必要だと考えています。さらに、現在の大津町に係る消費者の動向を俯瞰しますと、大津町民はもちろん阿蘇方面の方々も、大津町の商業施設群を通過して、菊陽町をはじめとする近隣市町村に立地する大型の複合施設やホームセンター、あるいは中規模以上の家具・インテリアストアなどに出掛け、関連する商品の購入や飲食等もその近辺のエリアで済ませるといった傾向が強まっていると感じております。その点に関しましては、議員がお示ししたり

一サスのほうでも表れていることだと認識をしております。

こうした中で、現在は町内にない業種業態の店舗を町内に呼び込み、大津町の商業エリアとしての完結性を高めることで、既存店舗も含めた全体的な活性化につながると考えていますので、アウトレットモールに限らず、先ほど述べたような、特色ある商業施設の誘致は積極的に進めていきたいと考えています。また、最近は、個性的な商品等を取り扱う小さな店舗も人気があり、消費者が求める買い物環境が大きく変わってきている状況もあります。このような状況も踏まえ、空き店舗等の活用支援や商店街の魅力向上への支援などをおし、町内の商業機能全体が活性化するよう、一体的な取組が必要になってくると考えております。なお、本町においては、都市機能の無秩序な拡散を防止するため、大津町特別用途地区建築条例により、床面積が1万平米を超える大型商業施設については、都市計画審議会での決定が必要となっております。加えて、周辺道路の渋滞や交通量増加による周辺住民の生活への影響も懸念されることから、慎重な検討が必要になってくると考えております。大型商業施設につきましては、最終的には民間事業者がマーケティングなどの事前調査を行い、収益性などを総合的に検討した上で、出店するかどうかを判断するものですが、多くの町民の皆様から要望をいただいておりますので、本町としても全体的な基盤を整備しながら、町の地域特性や立地のメリットを積極的にPRし、できることから取り組んでいく必要があると考えております。大型商業施設の出店については、先ほど申しあげましたように、慎重に検討すべき点もありますが、幅広い世代の方々の買い物の利便性向上や、町外からの人の流れの創出、出店に伴う雇用創出、あるいは経済効果など非常に大きなメリットが期待できますので、大津町商工会や地元商店街の皆様など、関係する様々な方々の御意見も伺いながら、大型商業施設と地域社会の融和を図るための制度である大規模小売店舗立地法に基づく手続等も踏まえつつ、大型商業施設が進出しやすい環境づくりも含め、候補地として選ばれるような魅力あるまちづくりにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 再質問です。

町長が一気にお話をされたので意気込みを感じたところですが、では逆の視点から考えてみます。少子高齢化と人口減少により日本社会も変わっていきます。大型ショッピングセンターの将来をかいま見る象徴的な出来事が2019年富山県で起きています。業界最大手イオンのイオンモール高岡が増床オープンするにあたりテナントとして入居している飲食店が新規のアルバイト店員を思うように集められなかったという事例がありました。人材不足は福祉だけではなく多方面にも広がっているということです。大津町は人口が増加はしていますが、熊本地震で東海大学阿蘇校舎が被災して以降、大津町近隣に住んでいた大学生がいなくなったことによりアルバイトの学生が減り、町内も時短営業された店舗もありました。人口が増えても人材が充足はしていないということ。また働き手世代というのは同時に消費者の中心層でもあるので、その層が薄くなってきている。ということは、店舗を維持するのに必要な顧客数の獲得が今後困難になっていく可能性があるということです。店舗数を増やしたり、売場面積を拡大して売上高を増やしてきたモデルが転換期を迎えたと

ということだと思います。今までのような考え方は難しいということだと思いました。

以上から、まず一つ目働き手をどのように確保するのか。

そして二つ目。町長の説明の中に、今後交通アクセスが飛躍的に改善するとありましたが、大津町のアクセスではなく、阿蘇へいくアクセスが改善すると考えている人もいます。そこを思うと大津町が今後、通りすがりもされない町になってしまうのではないかという不安を抱えている方々も多くいました。町長の話の中では、内容が重複しないような特色のある人を呼び込めるものをつくりたいという説明ではありましたが、話の中にどうも御高齢の方々を対象にしたものがなかったような気もしました。そちらのほうもお尋ねをしたいと思います。

以上2点です。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 三宮議員の質問にお答えいたします。

働き手の確保ということと1点目ですね、消費者というところがありましたけれども、現状のところ、人口ビジョン等でもこの近隣の周辺に関しては人口が増えるところになっておりますので、そういったところで町としてもさらに人を呼び込む仕掛けづくり、仕組みづくりをしっかりと進めていきたいと考えております。またこの大津町だけではなく、阿蘇あるいは近隣市町村から働く場として選ばれるようなまちづくり等もしっかり進めていきたいと考えております。

また交通アクセスの関係で大津を通り過ぎられてしまうのではないかというお話なんですけれども、そこも先ほどの説明と重なるところもございますけれども、やはり町の魅力をしっかりと進めるところ。商業施設としての魅力、あるいはスポーツ関連が充実した町としての魅力、あるいは先ほどからありましたように文化歴史の魅力、そういったものをしっかりと町のブランディングをしながらプロモーションを仕掛けて発信することが非常に重要であると考えております。

また高齢者の方々の買い物関係に関しましては、現在、公共交通の見直し等も図ってございましてその中で一つには乗合タクシーの充実化、あるいは今循環バス等の検討もしておりますので、そういったところで既存の店舗と、あるいは新しい店舗等にしっかりといけるような仕掛けづくりをしたいと思っています。また一方でJAさんと連携しまして移動販売のほうを図っておりますので、そちらのほうもしっかり継続できるように支援をしていきたいと思っています。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時58分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は山村広場トイレの水洗化です。山村広場には野球場とテニスコートがあります。ここのトイレは今どき珍しいくみ取り式です。今、横を走る道路の拡張工事が進行中です。西側には災害

公営住宅が建てられております。この際、合併浄化槽を使ったトイレの水洗化を提言するものです。実はこの質問は5年前2017年6月の質問の一部です。このとき答弁されたことが実行されているように見えないので、再度質問するものです。このときの質問事項は、山村広場のリニューアル化についてです。構成として運動公園、瀬田駅周辺の開発、それを結ぶ道路、その中間にある山村広場のリニューアル化、テニスコートの増設です。5年前の質問を要約して、再度読み上げてみます。金田新町長にも今後役立つ部分があるかもしれません。山村広場は平成3年の広報おおづによれば菊阿中学校の約200メートル西側の吹田に平成3年に完成しました。この山村広場は山村振興対策事業の一環として総事業費およそ1億2千500万円をかけて建設されたものです。広さは1.3ヘクタール、公式ソフトボールなどができるレクリエーション用のメイン広場やゲートボール場、テニスコート、休息所、トイレなどを備えるほか防犯灯やカラー舗装などが施され子供たちからお年寄りまで楽しめる明るい広場となっていると書かれております。私は何回かテニスコートを利用しながら観察していると、そこにはその人間の営みがありました。駐車場には昼休みを取る宅急便をはじめとする営業の車が停まっております。野球場は若者から年配者までいろいろなグループが利用されているようです。子供たちがサッカーの練習に来ます。これは5年前のことですから2017年の12月のことですが、頃には下水道が森から吹田まで延びる計画です。山村広場のトイレは完成当時はこれでよかったのですが、今では利用者から汚いと言われております。トイレの水洗化と同時に、建物も時代にあったものに建て替えたらいと思います。トイレがきれいになれば人が寄ってきます。せっかくだからテニスコートも増設したらどうでしょうか。スポーツの森から吹田に抜ける新しい道路が完成しています。スポーツの森から山村広場まで距離して200メートル強ほどしか離れておりません。山村広場はスポーツの森の一部とみなすこともできます。体育館前に新駅をつくる構想が実現すればよいのですが、これは5年前の話ですからね。うまくいくとは限りません。少し東に瀬田駅という既存の駅があるではありませんか。これから町の発展にはこの地域の開発が期待されるころだと思えます。距離を測ってみると、山村広場から瀬田駅まで道なりに800メートルしかありません。この周辺にニュータウンを作れば山村広場が公園としていきてきます。将来を見据えて、まずは山村広場をリニューアルしませんかという提言に、家入町長は瀬田駅周辺開発には好意的な答弁をされました。今山村広場横の道路拡張工事は家入町長の思いが詰まった瀬田駅へとつながる道路だと思っております。

さてトイレの件に戻ります。時の担当部長フルジョウ氏はトイレにつきましては、年に2回ほどくみ取りをしながら管理しているところでございます。今後水洗化したいと思っております。と答弁されています。先ほど述べましたように、この地域には下水道計画がされていることは、知っていましたが、時間がかかりすぎて待ってられないという思いで、この質問から5年たっていますから今回合併浄化槽による水洗化を提案する次第です。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

山村広場は、スポーツのできる広場として、平成3年3月に整備され、ソフトボール、テニス、

サッカー等で年間約1万人の方に利用いただいております。また、隣には災害公営住宅のさんそん桜団地10戸が整備されており、議員からありましたとおり、現在は前の道路等の拡張等が進んでおります。広場の施設につきましては、整備から31年が経過しており、トイレは建築当時のくみ取り式でございます。令和3年3月に策定した公共施設総合管理計画に基づく個別施設計画の中で、山村広場の管理棟については、老朽化により将来的には建て替えの検討が必要としておりますが、耐用年数等を考慮すると、建て替えにはある程度の期間を要することになります。

しかしながら、トイレなどの衛生設備については、利用しやすい施設としてイメージアップを図り、魅力的な施設となるような配慮が必要であることから議員お示ししましたとおり、水洗化は急務であると考えております。

一方で、山村広場については、下水道整備計画区域に入っておりますが、現在、下流側にあたる大林、瀬田を整備中であり、上流側の山村広場までの下水道整備については、もう少し先になる見込みでございます。そういったことから、下水道整備に合わせた水洗化を行いますと、一定年度の年数が必要となりますので、議員御提案の浄化槽によるトイレ水洗化について、費用面や設置条件などを今後調査検討させていただきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） こんにちは。坂本議員の山村広場のトイレの水洗化について御説明をさせていただきます。

山村広場の公衆トイレは、管理棟に併設する形で、男子トイレは大便秘器1か所、小便器3か所、女子トイレは大便秘器3か所が整備されていますが、御指摘のように全てくみ取り方式となっております。浄化槽による水洗トイレを整備する場合の検討課題としましては、第一に処理水の放流先がございます。この点につきましては、管理棟のすぐそばに側溝があり、グラウンドを通過して西側の水路に流すことが可能となっております。

次に浄化槽の規模ですが、公衆トイレの浄化槽の大きさは、便器の数または実際の利用状況により算定されます。山村広場の便器の数だけですと、100人規模の浄化槽を設置する設計となり、1千万円程度の費用がかかることとなります。ただし、利用人数が限られていることもございますので、浄化槽の大きさについても軽減が可能かどうかを今後、調査いたします。

山村広場は中山間地山村振興として整備されたもので、中山間地振興のため、トイレの水洗化は、衛生的で利用しやすい施設として活用してもらうために必要であると考えております。浄化槽設置の課題等を整理し、水洗化の実施について調査研究をしたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 町長も言われましたように、下水道のここまで延長されるのを待っていると、非常に時間がかかり今まで5年も待っていただけれども、まだ進まないというか、そっこのほうに住宅というのがあまりないものですから、致し方ないんじゃないかなと。それから下のほうに

災害復旧住宅ができておりますけれども、ここも下水道がきてないから合併浄化槽で処理されていると思います。合併浄化槽で処理できるようになっている災害復旧住宅がすぐに下水道がきたからそれを壊して下水につなげますということもなかなか難しいでしょうから、これは山村広場だけを対象にして合併浄化槽でいくべきだということを強く思っております。

まとめとしまして、トイレがきれいで清潔だと気持ちが明るくなりますね。当然ですけど、最近改修された昭和園のトイレは特にきれいですね。私は1週間に1回昭和園のテニスコートを利用します。一緒にプレーしている町外の人から良いトイレねと言われるとやっぱり誇らしくなりますね。コロナが過ぎて旅行やイベントができるようになると、緑あふれるきれいな公園ときれいなトイレが観光につながっていくと思っております。

2問目に入ります。アサリ貝産地偽装事件からの教訓です。大津の回転すしで食事をしているときは、いつも貝汁を注文します。2年ほど前からだとは思いますが、使われている貝が小さくなったような気がしていました。最近スーパーの店頭に並ぶパックに入ったアサリ貝を見ると大きめのシジミぐらいの大きさしかありません。2パック買って貝汁にして食べてみると中の身は小さく、以前食べていたアサリ貝とは違います。これぐらいの放流してもっと大きくなってから獲ればいいのかと疑問を持った次第です。報道特集でアサリ貝の産地偽装問題が放送されました。それと情報ライブミヤネ屋の報道を基に事件とその後の展開を追ってみます。2月1日、金子原二郎農林水産大臣はアサリ貝の産地偽装に関し、熊本県産アサリのほとんどが外国産アサリが混入している可能性が高いと衝撃の調査結果を発表しました。2020年の熊本県の漁獲量は21トン、2021年10月から12月までの推定販売数量は2千485トン、この実態とかけ離れた状況から調査が始まったとのこと。スーパーなど全国1千5店舗で熊本産として販売されている31のサンプルをDNA鑑定したところ97%が外国産である可能性が高いという結果が出たとのことでした。そもそも日本国内の年間漁獲量は国産4千400トンで輸入は3万5千370トン、内訳は中国が71%、韓国29%だそうです。皆さん御存じのように稚貝を輸入して原産国よりも長い期間日本で育てた場合、食品表示法で国産表示して販売してもよいということになっております。福岡県の水産加工会社善明の吉川社長は2020年10月に産地偽装に関する脱税の罪で福岡地検に逮捕起訴され、1審で懲役2年の実刑判決を受けました。国内の年間漁獲量4千400トンを上回る7千トンのアサリを熊本産と偽装して全国に販売したと自供しております。この人が心を入れ替えて昨年末に産地偽装撲滅協議会を立ち上げて、取締りや産地表示の監視を農水省に申し入れました。今回の農水省の発表はこれを受けてのものだと思います。さらに吉川社長は偽装の手口を明らかにしています。中国の輸入業者に育成期間をこれぐらいにしてほしいとお願いもできる。国内においても畜養記録を偽装した。さらに輸入したアサリを浜にまくと1週間で元気になる。それ以上浜に置くと死滅していく。長くて1か月から2か月の間に全部出してしまわないと死滅していくとも話しています。この言葉の裏には有明海は畜養には適していないということを物語っております。報道を聞いて東京築地の鮮魚店斉藤水産では、市場から信用して買うわけですから本当に事実であれば問題ですね。我々の信用がなくなります。北海道産に切り替えますと述べています。コメンテータ

一の一人は熊本地震の後、なるべく熊本産の品物を買うように努めてきたのに残念ですと答えています。地震の時、全国の皆さんから受けた親切を熊本県民は忘れてしまったのでしょうか。あだで返してしまいました。

最後に県議会代表質問にふります。ここは熊日の記事を参考にします。自民党県議団の溝口幸治氏は有明海産のハマグリや芝エビの取引価格の下落など県水産物の信頼低下を憂慮、その引き金となったアサリの産地偽装に関し、行政が事なかれ主義に陥ると偽装問題が起きると指摘しました。立憲民主連合の鎌田氏は、長年産地偽装を第三者組織を立ち上げて検証すべきだと迫ったが明確な答弁なし。質問終了後鎌田氏はどうせ検証はしないのだろうと不満げな表情を浮かべたとなっております。先ほど福岡県の水産加工会社善明の吉川社長が2020年10月に産地偽装に関する脱税の罪で福岡地検に逮捕起訴され1審で懲役2年の実刑判決を受けたと申しました。この時点で熊本県は確信したはずなのに動かなかった。すぐに動けるのは県知事です。即座に判断し強い指示を出せるのは県民から選挙で選ばれた知事です。この問題は蒲島県知事の失態であると思います。テレビの報道番組で指摘されてから動いているようでは遅すぎます。熊本地震でお世話になった方々、義援金をいただいた方々、極力熊本産の農産物を買っていただいた全国民に何とっておわびをするのでしょうか。見逃してきた県知事あなたの問題だと思います。慌てて条例をつくといい出して後の祭りです。失った信頼は戻りません。これから全国の消費者は熊本産の農産物を疑いの目で見るとでしょう。

さて、これから大津町のことですが、大津町のカライモはおいしいとして県下で知られています。厳密に言えば白川台地に赤土で栽培されたものおいしいと言われていました。どうすれば大津産と判別できるかお尋ねします。町としてブランドとして育てるためにはどういう努力をされておりますか。今回の件で県行政の事なかれ主義、隠蔽体質が露見しました。20年ほど前のことですが、県から認可された産廃業者が大津の瀬田裏に大量の汚泥、これは下水道の最終処分として残ったどろどろのヘドロです。原野のあちこちをショベルカーで穴を掘り、このヘドロをトラックで運びこみ、地中に埋めた事件です。この結果タグヌキ水源の水を汚染させました。このときも県の対応は責任逃れですこぶる対応の悪さを露呈しました。このとき私は議員になりたてで、議員で構成する瀬田裏汚泥不法投棄問題特別委員会の一員でした。委員会に県の担当者が来られて掘り返して元に戻りたいから町も費用を負担してもらいたいと言われました。その当時私は若くもあり血気盛んでしたから突っかかるように大声でどうして大津町が負担しなきゃいけないのですか。否は県にあるのでしょうか。これは県の問題です。産廃業者を監督するあなた方の仕事です。責任は県にあります。町は払いませんと偉そうに言ってしまいました。町長でもないのに、一議員が偉そうに言い過ぎたなと思っています。後で荒木町長が私のところに来られました。何か言われるかなと覚悟していると坂本議員、俺の言いたいことを全て言ってくれた。町の職員は県には言うことができないから、代わりに言ってくれてありがとうと言われました。もちろんその後、町の負担はありませんでした。ベテランの荒木町長が県とうまい具合に話をつけられたものだと思います。産業廃棄物の取締りは県の仕事です。具体的な例は述べませんが、県道の補修や河川への産業廃棄物の垂れ流しな

ど町民からの連絡があったとき、県に対して毅然たる態度で臨んでいますか。町の職員の信頼は大事です。町民の相談に親身になって対応していますか。お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

令和4年2月1日、農林水産省はアサリ産地表示の実態調査で、熊本県産アサリの97%が外国産アサリが混入している可能性が高いと判定されたことを公表されました。これを受け、熊本県は知事の緊急会見を行い、産地偽装は県産アサリのみならず、熊本ブランド全体への信頼を揺るがす危機的状況であるとし、熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言を発出するとともに、産地偽装110番を開設しました。さらに、流通経路をQRコードで可視化する独自のトレーサビリティ制度を構築すると明らかにしております。

また、県内外から厳しい意見があることも踏まえ、産地偽装の根絶に向けた対応が不十分であった点は深く反省しなければならない。今後は、関係部局の連携強化を図り、組織の縦割りを排して対応するとしております。

今回の産地偽装は県産アサリでございましたが、県内には全国でもトップシェアを誇る農畜産物が数多くあります。議員御指摘のとおり大津町の場合は、県内生産量1位の甘藷と言えますので、今後も、産地偽装等の情報を収集するとともに、更なる好評価を得られるよう、病害虫対策や鳥獣害対策等の更なる向上を図っていきます。大津産の判別につきましては、JA系統出荷などを中心としてトレーサビリティに取り組みされており、必要に応じて産地証明書などを提出しているような状況でございます。

また、県道補修や産業廃棄物の処理については、県との協議や要望を強化し、適切な対応に努めております。

最後に、今回の一般質問の本質であるアサリ貝産地偽装事件からの教訓についてでございますが、今回の行政対応の不十分さ、あるいは縦割り行政の弊害が、農畜産物への風評被害、ひいては行政への信頼低下につながることを強く再認識しました。今後、住民の方から寄せられる様々な課題や相談には、従前以上に丁寧に受け止め、役場内でも所管横断的に十分連携しながら対応するとともに、御相談や御指摘などが無い場合においても、役場自身が常にアンテナを立てながら、信頼を毀損する事象の発生の未然防止に取り組む必要があると感じているところでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長からの説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 坂本議員のアサリ貝産地偽装事件からの教訓について御説明いたします。

食料品等の生産地表示を規定する食品表示法は、食品の偽装、不当表示、中国製冷凍ギョーザの中毒事件等が相次いだことから、それまでの食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法で規定していた食品表示の法令を統合し、平成21年に発足した消費者庁の主導で、平成27年に施行されています。

本来、食料品等の生産地表示は、消費者の製品や品質への信頼を裏づけるものでなければならぬことから、今回のような偽装行為は、不正競争防止法違反や詐欺罪となる可能性もございます。町長答弁にもありましたように、今回の産地偽装に関しては、県内農産物の風評被害や行政への信頼低下につながりますことから、今後変更される食品表示基準につきましても、広報やホームページ、商工会等の協力をいただき、広く情報提供する必要があると考えているところでございます。

また、蓄養など、生育期間の長い方を産地と表示できる食品表示法の規定いわゆる長いところルールと申しますが、これにつきましても、わかりやすい情報提供が必要であると考えております。

現在、大津町では数多くの農畜産物が生産・販売されております。中でも先ほど御指摘のとおり甘藷につきましても、品質・味とも高い評価を得ており、全国では6位、もちろん県内では1位でございまして県内産量4割は大津産ということになっております。主に青果用として出荷されております。近年のスイーツブームや主産地での基腐病等の拡大で、大津産甘藷の評価は向上し、高値安定傾向にあるところでございます。現時点では、他産地の甘藷を大津産と表示して販売する情報等は得ておりませんが、食品偽装表示の情報サイトである、農林水産省及び熊本県の食品表示110番、消費者庁の違反情報サイトなどを注視し、情報の把握に努めたいと考えております。

大津産の判別につきましては、先ほど町長が説明しましたJA系統出荷のほか大規模の経営体ではトレーサビリティにより生産履歴の管理が行われております。出荷先市場や例えば給食センターですとか、このようなところからの依頼に応じ、生産履歴や産地証明書などを提出している状況でございまして。また、大津産甘藷の更なる振興を図るためには、品質の向上はもとより、栽培面積の拡大、高能率機械導入での作業効率化、病虫害対策、鳥獣害対策等が重要になるとは考えております。中でもサツマイモ基腐病の被害拡大対策は最重要課題であることから、他市町村に先がけ、令和3年2月に官民一体となった対策協議会を立ち上げるとともに、町単独事業を創設し対策強化を図っているところでございます。

御指摘の住民生活と密接に関係する道路補修や住環境保全についてですが、県道につきましては県北広域本部土木部へ、国道につきましては国土交通省熊本河川国道事務所へ、その都度要望し対応しているところでございます。産業廃棄物の不適切処理や不法投棄についても、菊池保健所や大津警察署生活安全課と連携し指導を行っているところでございます。

最後に、住民の方への対応につきましては、町長答弁にもありましたように、住民の方の課題や困りごとに寄り添って対応することが重要だと考えております。再度、報告・連絡・相談の徹底及び、役場全体での連携と情報共有を図りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 先ほど町長から町職員としてちゃんと町民から信頼できる町を目指すということがありましたので、再質問はいたしません。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩をしたいと思っております。1時42分から再開したいと思います。

午後1時33分 休憩

△

午後 1 時 4 2 分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 第3問目に入ります。

大津町教育委員会点検・評価報告書についてであります。地方教育団体における教育行政は教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実状に応じた教育の振興が図られるよう国との適切な役割分担及び運営に関する法律第1条の2に定められた基本理念です。

一般的に教育とは家庭教育、学校教育、社会教育の3領域の解されており、大津町学校教育ビジョンもその3領域から成り立っていますからはじまり、大津町教育委員会では大津町学校教育ビジョンを定め、令和2年度においては主要施策として59の事業を実施しましたとされております。

さらに今回の点検評価ですが、評価の低かった施策については改善を、明確であると評価された施策にあっても更なる工夫を図りながら今後ともPDCAによる評価に努めると書いてあります。

そこで質問です。本年度の点検評価をいただきました大津町教育委員会外部評価委員会委員の皆様は学校教育に精通されておりますか。点検評価に何時間をかけられましたか。外部評価委員のコメントとして、学力向上については小学校では成果がみられる。中学校に課題が見られるので原因究明と対策を講じることが必要とされています。原因究明と対策はできましたか。まじめにPDCAを行うならば小中学校とも学力は年々向上すると思いますが、そうならないのはどうしてですかお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。坂本議員の大津町教育委員会点検・評価報告書についてお答えさせていただきます。

大津町教育委員会点検・評価、いわゆる外部評価は、教育委員会の権限に属する事務に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該事務の管理・執行状況について、点検及び評価を行うものでございます。評価委員会を組織し、約2か月から3か月をかけて評価を行っていただく方式としております。

また、点検及び評価にあっても、同法において、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、大津町教育委員会では、大学教授、企業関係者など、5人の委員を委嘱しております。文部科学省が公表している教育委員会の現状に関する調査によりますと、全国的に、大学教授、企業関係者、PTA関係者、退職教員の知見を活用している状況となっており、大津町教育委員会外部評価委員会の構成は、全国と比較しましても標準的なものとなっております。

また、教育委員会の事務は、義務教育、幼児教育ばかりでなく、家庭教育、生涯学習や文化、スポーツの振興など多岐にわたっております。したがって、評価委員の皆様には、多角的な見方や評価をしてもらえるように、多種多様な立場や職能を持った方に、委員の委嘱をしているところ

です。学力に係る令和2年度の外部評価におきましては、基礎学力を高める授業の構築、教職員の指導力向上、具体的な取組と効果の相関分析などが必要であるとの意見をいただいています。この点につきまして、議員の御指摘同様の意見であるかと考えます。

教育委員会としましては、令和2年度の学力調査の結果を踏まえ、学力向上の課題として、基礎的な知識・技能の確実な定着に係る個別指導や主体的・対話的で深い学びを実現した授業展開が十分ではなかったこと。また新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業などで、家庭学習の充実にも課題があったと分析しております。

対策としまして、教務主任会や研究主任会等を定期的で開催し、学力向上対策の進捗状況や課題を協議しながら、効果の高い取組事例の共有、全校を挙げた基礎基本定着の徹底、管理職の授業観察に基づいた指導力の底上げなどの改善策を実施してきたところです。町内の各学校におきましても、学力保障は学校の責務と捉え、学校評価によるPDCAや大津町学力向上年間計画に基づき、途切れのない改善に努めておりますが、ここ2年ほど、大きく向上した学校がある一方で町全体として平均値におきましては学力対策での成果が十分でない状況にあります。新型コロナウイルス感染症の感染防止の中、限られた事業時数の中で従来の個別指導の時間等が確保しにくいなど、学校経営上の課題も複雑化しております。

教育委員会としましては、大津町の子供たちの持つ本来の学力が十分引き出され、そして伸ばされるよう、今後も、各学校の取組について積極的に指導していきたくと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、説明をいたします。

大津町教育委員会の点検・評価は、平成23年度から導入しており、現在の委員構成は、先ほど教育長からありましたように大学教授、弁護士、学校長経験者、それから企業連絡協議会から推薦いただいた方、町PTA連絡協議会から推薦いただいた方の合計5人となっております。教育に関する高い見識を持っておられると存じております。

また全国的には、こういった評価委員会を組織する方法の他、個別のヒアリング実施や、書面による評価もあるようですが、大津町教育委員会では、評価委員会の率直な意見を担当職員が直接聞くことで、業務改善へ向け動機づけにもなることから、評価委員会を組織する方式を採用しております。

また、評価委員会の運営方法は、第1回目の委員会で、前年度の評価に対する改善方針の説明と、当該年度の評価事業の抽出、第2回目の会議において、抽出した事業に係る教育委員会の取組状況と結果の説明、その後しばらく期間をとりまして、評価委員に抽出事業の評価を取りまとめていただき、第3回目の会議において最終的な評価を決定する流れとなっており、評価委員の方々に対しては相当の時間と労力をお願いする仕組みとなっております。

さらに教育委員会では、外部評価委員会にお諮りしながら報告書の様式についても随時見直しを行っており、従来は評価委員5人のコメントを一つの文章に取りまとめておりましたが、令和2年

度実施の評価から、評価委員それぞれの評価をダイレクトに記載する方式に変更し、より直接的な評価を報告書に反映することといたしました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、評価をいただく事業ごとに、教育委員会が行った感染症への対応状況欄を加え、現代的課題への対応状況等も明らかにするなど、柔軟な改善に努めております。

それから学力向上に向けて具体的にはどのような取組をしているのかという御質問には、学力向上検証サイクルに沿った取組を各学校で実施をさせていただいております。具体的には12月の熊本県学力学習状況調査で明らかになった課題については、課題克服の取組を3月までにさせていただき、4月の大津町学力調査においてその課題が克服されたかを確認いたします。さらに大津町学力調査で明らかになった課題については、次の県学力調査まで課題克服の取組をさせていただくというサイクルで学力の伸びをみとっております。また毎月の校長会、教務主任会、研究主任会では学力向上に向けた指導助言、研修を行い、学校総体としての取組をお願いしているところです。さらに今年度は例年の学校訪問に加えて11月には全ての教育委員会から全ての学校を訪問し、各学校で取り組まれている学力充実タイムの取組を視察をしております。

教育委員会事務局では、いただきました評価に対し改善を図るべく、抽出項目ごとに改善策を取りまとめ、教育長を含む事務局内の調整会議の中で、次年度における改善方向を決定するPDCAをサイクルを構築をしています。担当者からは、「次年度はもっと評価を伸ばしたい。」などの意欲的な声も聞かれ、担当者に取り組んできた事務事業の総括として、また、次年度の事務改善の指針として、外部評価を有意に活用している状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 評価委員の皆さんが大学教授とか弁護士さんとか、それから元校長先生とか、それから大津町企業連絡協議会の方とか、それから大津のPTA連絡協議会の方とか5名されておりますけれども、社会的な地位のある方だとは認めますけれども、この方々が教育等についての経験と幅広い知識を持っていらっしゃるかどうかを疑問に思っているからこういうことを聞いたわけです。やはりマナーにならないで物事は進化していく、それから改善、改善、変化する建設的な立場で批判が必要だと思っているからこういうことを言ったわけなんですけれども、やはり最終的には結果が大事ですから、どのような計画を立ててもその計画というのは結果を持ってくるための計画ですから、結果重視でやってもらいたいと思いますね。この問題は長くなりますので、とても今回だけで終わりませんから、これは今回はこの問題の提起として、さらに今後深く掘り下げながら質問していきたいと思います。

これで終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時6分より再開します。換気のほうよろしく願います。

午後1時57分 休憩

△

午後2時06分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） 改めまして、こんにちは。傍聴席の皆様も本日は傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。それでは議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただく内容は、大津町のホームページについて、認定農業者の周知についての2点になります。

まず1点目の大津町のホームページについてから質問させていただきます。

それでは、資料をお願いします。最初に現状から御説明申し上げますと、資料1ページ目に添付しております図のほうを確認をお願いします。図にありますとおり、現在、ホームページの状況は全体的な構成が決して良いとは言えず、中には文字が画像を被っていたり、リンク先に何も情報がないなど閲覧する側からすると、その信憑性を疑ってしまうような状態となっております。

そして資料2ページ目を御覧ください。問題点のほう簡単に説明させていただきますと、問題点1、2に関しましては、せっかく有用なコンテンツがあるにも関わらず埋もれてしまっておりコンテンツを全く活用のほうができている。また、閲覧する側が必要な情報にたどり着くまでに非常に時間を要してしまう。

問題点3に関しましては、情報提供する側ならば日頃から調査研究をしなければならない。ニーズの調査がなされておらず改善のサイクルがきていない。

問題点4に関しましてはホームページの編集を担当課ごとに行っており、全体的に構成がばらついている。

問題点5に関しましては、いろいろなホームページを閲覧しておりますと、そこには情報を提供するという側面以外にも予約の受付などの業務の効率化を図るようなものも見受けられます。ですが大津町のホームページに関してはそういったものが見受けられず、ただ情報を提供するだけのものになってしまっている。今問題点を述べさせていただきましたが、ホームページを閲覧する住民の方からしますとリピートして使おうとは到底思えないような状態となっております。

そして今現在Z世代と呼ばれるような世代を筆頭に、情報を得る手段はウェブサイト動画SNS等が主流になってきており、そしてTSMCの進出により海外からのホームページのアクセスも増えるのではないかと予想されます。今のうちから情報提供の在り方や質の向上の方法を早急に検討改善を行えば窓口対応や電話対応に係る時間の短縮、住民サービスの向上につながるのではないかと考えます。そういった点を踏まえまして、今後のホームページの改善を行っていく考えはないか質問させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 大村議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、町のホームページについては、コンテンツの充実や見やすさなどについ

て、まだまだ改善が必要な部分があると認識をしております。現在、LINEを積極的に活用したタイムリーなプッシュ型の情報発信に努めておりますが、ほとんどの場合は、詳細は町のホームページに誘導してお知らせしております。ホームページは、町民の皆様に様々な情報をお伝えするための非常に大切なツールでございますので、いつ閲覧しても必要としている情報がすぐに把握できるよう、各分野の情報を分かりやすく整理するとともに、見やすく使いやすいものにしていくことが、急務であると考えております。

また、施政方針でも述べさせていただきましたとおり、より信頼され、愛される役場の実現のために、町からの情報発信については、今まで以上に充実させる必要があると考えております。したがって、ホームページはもちろん、広報誌や、公式LINEなどのSNSも含め、積極的な情報発信に向け、全庁的に取り組んでいきます。

さらに、今、大津町は議員からありましたとおりTSMCの進出などで、大きな注目を浴びておりますが、町外の方が大津町をより詳しく知るには、町ホームページを見られる方が非常に多いと思います。そういった面で、住民の方に便利に活用いただくことは当然として、町外の方々に大津町に興味を持ち、知っていただき、ひいては住む場所や働く場所、企業活動の場所として選んでもらうきっかけになり得るという意味でも、より情報が整理され、見やすいページに改善していくことが必要であると考えております。また来年度は町のDX推進計画策定も予定しており、業務や諸手続等のデジタル化によって、町民サービスの向上と、役場の生産性向上の同時実現というものを図っていこうと考えております。そのデジタル化に向けた取組の中で、ホームページは、情報発信や情報提供の機能充実はもとより、オンライン申請の入り口など、町民サービスの提供基盤としても機能させていくことが必要不可欠です。現在のホームページの課題としては、ユーザーインターフェース、つまりサイト自体の見え方や操作性といったサイトを構築する事業者に大きくする課題、そして一方で町として発信する情報やカテゴリーの整理という、町職員が主体的に担う必要のあるソフト面の課題があると感じております。掲載基準や頻度を含めたコンテンツの整理など、できることはすぐ改善するとともに、次のリニューアル時には、より根本的な改善が図れるよう、役場内における情報の整理方針や役割分担、利用者の方々にとってより分かりやすいサイトを設計するための検討など、着実に準備を進めていきたいと考えております。また、DX以外にもわかりやすい情報発信は議員からありましたとおり、住民の方からの問合せや照会を減らすという意味でも住民生活向上、役場構築両方につながるものと思っておりますので、この面もしっかりと意識しまして文章についてもわかりやすい記載等を心掛けていきたいと考えております。

なお、町ホームページの現状と操作につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 大村議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の町ホームページについては平成29年度末にリニューアルを行い、令和2年度に新庁舎に導入した新しい防災システムとの連携を行い、防災無線で放送した内容が町のホームページ上に自動で表示されるようにしております。また、ホームページに表示される文字につきましても、

文字の形が分かりやすく、読み間違えにくいUDフォントを導入したところであります。また、町ホームページのアクセス状況についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、アクセス数は増加をしております。令和3年4月から令和4年2月までの全体のアクセス数は1か月あたり約21万7千件と、コロナ禍以前よりも倍増という状況になっております。具体的には、コロナ関連情報のアクセスが多く、感染者発生状況のページは約31万件のアクセスがありまして、全ページのうちで一番アクセスが多くなっています。コロナ関連以外につきましては、町の運動公園のアクセス数も多く、また、最近ではワンピースの中央公園にありますけれども、ゾロ像設置に関するページに多くのアクセスをいただいているような状況です。また、月別のアクセス数を見ますと、ごみ分別早見表やごみカレンダーといったごみ関連のページへのアクセス数も増えているところでございます。そういう状況の中で、その辺を踏まえましてアクセスが多いからこそホームページの見やすさ、それからコンテンツの充実を図るべきだと考えております。

次に、コンテンツの充実ですけれども、情報発信につきましては、担当課である総合政策課だけでなく、全庁的な取組が必要になるものと考えております。今後、町ホームページについてのアンケートを実施し、閲覧者の方からいただいた意見を共有して、新しいコンテンツについて検討するなど、今まで以上にコンテンツの充実を図ってまいりたいと思っております。

町ホームページの見やすさについてですけれども、記事情報の基本フォーマットを作成し、それを徹底することで、どの記事でも同じ形で見やすく、分かりやすい記事づくりになるように努めてまいりたいと思っております。中にはコンテンツのページがあっても、記事が存在しないものなど、ページ構成に不備があるものについても、整理を早急にしてまいりたいと思っております。

また画面表示に関しては、様々なスマートフォンやタブレットなどの端末で統一した表示にすることは、ホームページの管理システムに依存するところもありまして、なかなか一度に解決することは難しい部分もありますけれども、全体的なページ階層の見直しなど、リニューアルを待たずに、できることについては早急に対応していきたいと思っております。

また、リニューアル後を見据え、サイト設計の全体構成や情報発信の在り方、それからコンテンツの整理方針などについても、今のうちから検討を進め、リニューアル後速やかに改善を図れるように準備をしてまいりたいと思っております。

なお、これらの対応を行うにあたりましては、アクセス解析の結果や、閲覧者から頂いた御意見も踏まえ、ニーズの高い情報について優先的に取り組んでまいりたいと思っております。これから社会のデジタル化が大きく進み、大津町でもDXによる事業効率化やサービスの向上を進めていく中で、ホームページは情報発信にとどまらず、申請書のページから直接オンライン申請のページにリンクしたり、あるいは他の情報発信媒体との連携を行ったりするなど、町民サービスの提供基盤としての機能も併せ持つことで、町行政で大きな役割を担っていくものと考えております。これからも住民の皆様が使いやすくなることをしっかりイメージしながら、ページデザインを進めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） 非常に前向きな答弁をいただきましたので、安堵しておりますが、今後とも住民の方と同じ目線で、スピード感をもって、改善のほう重ねていただきますようお願いを申し上げまして、一つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次に質問させていただく内容は、認定農業者の周知についてになります。まず認定農業者の説明を簡単にさせていただきますと、この認定農業者制度は、平成5年に農業経営基盤強化促進法において創設され、農業経営者自らが効率的で安定的な経営基盤を確立するための目標を定め、その目標実現に向けた経営改善を計画的に進めようとする農業経営者に対して、町や農業委員会等の関係機関が連携して支援をしていこうとする制度になります。

そしてこの認定農業者のメリットは何なのかと言いますと、低金利資金の融資や国、県の各種補助事業の受給、農政に関する情報の取得等を受けることができ、非常に有用なものになります。

ですが、この認定農業者の制度のイメージのほうが今現在、は決して良いとは言えません。例えばになりますが、認定農業者になるメリットが見えないなど周知の不足をおっしゃっている方やそもそも中身が見えないなど認定農業者になるのを見送っている方など、今後の農政の発展に暗い影を落としているのではないかとさえ思えるようなものになっております。こういったイメージを良い方向に持っていければ行政側と農業従事者の方との連携も高まり、ひいては農業の発展につながるのではないかと考えます。そういった点を踏まえまして、今後より一層の周知を行う考えはないか質問をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 大村議員の認定農業者の周知についての質問にお答えをいたします。

まず、大津町の農業についてですが、農業は町の重要な基幹産業であり、今後の継続的な支援が農業振興及び地域の活性化にもつながるものと認識をしております。施政方針で述べさせていただいた、サツマイモ基腐病対策・鳥獣害対策の強化の他、農地集積や高能率機械の導入支援などで所得の向上を図るとともに、北部地区の圃場整備事業推進による生産基盤の早期確立、土地改良事業や多面的機能支払交付金事業での農業用施設の新設・更新・長寿命化など、ソフトとハードの両面から農業振興を図ることとしております。この、農業振興の中心となるのが認定農業者等の担い手経営体と位置づけております。認定農業者制度は、議員御指摘のとおり、平成5年に農業経営基盤強化促進法に基づき創設された制度となっており、様々な支援措置がございます。多くの農業者の方にとって非常に有効な制度ですが、制度創設の趣旨やメリットの周知が不足し、御理解いただいていない面も見受けられます。また、計画書作成の煩雑さや、高齢化・労働力不足等で認定基準を満たさない農業者の方は、認定制度に魅力を感じられないなどの課題もございます。振興総合計画においても、担い手の育成を施策の方針とし、認定数を目標指標としておりますので、今後は広報紙やホームページ等を用いて認定農業者の制度や支援措置について積極的な情報発信を図るとともに、経営改善計画の作成支援など、農業者の方に寄り添った取組を行うこととしております。

その他、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 私のほうからは認定農業者制度の創設経緯と概要、現在の状況、今後の取組について説明させていただきます。

まず、経緯と概要です。平成4年、国の新政策公表を受けまして、平成5年に認定農業者制度が創設されております。この制度は農業経営基盤強化促進法に位置づけられており、農業者が5年後の経営改善目標を記載した計画書を作成し、その計画を市町村策定の基本構想に照らし、市町村等が認定する制度で、認定後は認定農業者として重点的に支援を受けることができるような制度となっております。

主な支援措置としましては、大豆・麦等のコスト割れに対する補填、経営改善に活用できる長期低利融資、農業機械や施設整備の補助事業、国交付金を積み立てた場合、経費又は損金への算入や圧縮記帳の税制措置、農業者年金の掛金補助などがございます。この他に、全国規模のセミナー参加、スキルアップのための研修会・講習会の開催、経営相談及び専門講師派遣等の支援措置も用意されております。

次に、現在の状況について御説明いたします。現在の大津町認定農業者数は173経営体で、畜産経営が67、露地野菜・芋類系が52、複合経営が42となっております。うち法人経営は59経営体となっておりますのでございます。ここ数年は微増傾向にございますが、これは、法改正に伴い、複数市町村で経営を行う農業者の申請・認定手続の簡素化により、農業区域に応じ県又は国が一括処理を行うこととなったためでございます。

課題としましては、計画書作成の煩雑さ、補助事業不採択者への対応、認定基準を満たさない方への支援などがあり、課題への対応不足が、御指摘の認定制度へのイメージダウンにつながっているのではないかと考えられます。

最後に、今後の取組について説明させていただきます。情報収集については、職員の能力を高め、より質の高いものとし、情報提供はタイミングを逸さないようにいたします。これまでの町広報やホームページ、会員通知のほか、今後は新たな手法も調査・研究してまいります。補助事業では、中小規模の農業者でも事業採択となるよう国や県への要望を強化するとともに、3戸以上の共同申請が可能な単県事業についても積極的な情報提供を行っていきたいと考えております。また、総会や会議など、あらゆる場での情報提供を心がけるとともに、国や県のほか、農業委員会、JA、土地改良区など、関係機関との連携をさらに強化することとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） ただいま答弁のほういただきましたけれども、今現在、社会情勢の悪化による食料安全保障の問題など農業を取り巻く環境が日々悪くなってきております。そういった中、行政との連携、これは農業を営む全ての方の希望ではないかと考えますので、今後ともより一層の連携を祈念申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時36分より再開します。換気のほうよろしくお

願います。

午後2時27分 休憩

△

午後2時36分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） 改めまして、皆さんこんにちは。ウクライナ情勢の1日も早い平和が訪れることを祈りますとともに、現在も長期化している新型コロナウイルス感染により、大津町全ての皆様におかれましては大変御苦労されていることと思います。1日も早く新型コロナが収束することを願っております。

また、傍聴にお越しの方におかれましては、傍聴に来ていただき大変ありがとうございます。それでは議席ナンバー5番、大塚益雄です。通告書に従い一般質問をいたします。

本日は2点質問させていただきます。

まず一つ目は、人口増に伴う行政区の区割りについてです。近年、中部地区、町内中心地域におきましては、急激な人口増となっていて、行政区によっては区長さんの負担となっていると聞いております。ある地域では1千20戸の戸数を1人の区長さんが担当されておりまして、運営上厳しい状況であると思っております。例えば急激なアパート増により配布物の取扱いについて苦労されております。またごみ分別管理等の問題、無断駐車場の問題、地域の町内会、区に入らない問題等々が最近区の運営において大変厳しい状況があるのではないかと思います。

また南部、北部地区におきましては、熊本地震復興の見通しが立たず、やむなく移転された人もいて人口減少になっている地域もあると聞いております。

今後におきましてはTSMC進出に伴い、さらに人口増となる見込みであります。そこで行政区将来を考慮した上で、今後の区割りを今のうちから検討見直す時期にきているのではないのか。町として区割りについては、早急に検討見直しをする必要があるのではないかと思います。その上で地域のまとめ役代表である区長さん、あるいは住民の皆さんの意見を十分聞いた上で実行すべきだと思っておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 大塚議員の人口増に伴う行政区の区割りに関する質問にお答えをいたします。

行政区は、まちづくりの根幹的な存在であり、また、地域の皆様が、安全・安心に暮らしていくためにも、欠かせない自治組織でございます。こうした中で、区を中心となって活動される区長の皆様は、地域活動の企画運営はもとより、地域の皆様からの様々なお問合せや困りごと相談対応や、地域の課題解決に向けての地域の住民の方々の意見の取りまとめ、さらに役場と情報共有や協議など、まちづくりにおいて、大変多様かつ大きな役割を果たされており大変感謝しているところでございます。

そうした状況の中、現在の行政区の課題としましては、中部地区をはじめとした人口増加が進む地域では、新たな住民の流入や集合住宅の増加などに伴う対応や諸調整、南部地区や北部地区を中心とした人口減少が進む地域では、少子高齢化に伴う、役員のなり手不足などの御相談を多く受けております。区長の抱える課題も多様化し、負担も増加傾向にあることから、今後も引き続き役場も一緒に対応策を考えていく必要があると認識しております。

また、大津町に限らず全国的にも、核家族化などによるライフスタイルの変化によって、近所付き合いの希薄化が見受けられ、自治会組織に加入される世帯の割合が低下し、自治会活動にも支障を来しているといった状況もお聞きしております。

大津町では、今後、TSMCをはじめ関連企業の進出により、さらに急激な人口増が見込まれ、それを受け入れる地域コミュニティの負担や役割はますます、重要になってくると考えております。行政区の区割りにつきましても、基準に基づき臨機応変な対応が必要と考えております。一方で、冒頭に述べましたとおり、行政区は住民自治による既存の地域コミュニティとも密接に関係しておりますので、分区や合区につきましても、まずは地域の皆様の声や御要望をしっかりと聞き、話し合いをしながら、慎重に対応していきたいと考えております。自治会組織は、まちづくりの要であり、地域福祉の推進や、防災・防犯活動の取組は、地域の皆様の助け合いや、支え合いがあつてこそ、成り立つものだと考えております。今後も、区長会とも連携しながら、多くの方が自治会組織へ参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、御指摘の厳しい環境も踏まえまして、各区の状況にも十分に寄り沿いながら対応させていただきます。

なお、詳細につきましては、所管部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 私の方からは、行政区の現状と、今後の取組方針について説明をさせていただきます。

現在、大津町の人口は右肩上がりが増えておまして、今年度の世帯数の増加率を見ますと、中央区が一番多く、48世帯で前年度比約27%の伸びとなっております。他にも、中学通り、緑ヶ丘、楽善、上大津、室北、引水東区でも増加をしておるような状況です。また、南部地区の中陣内区でも30件の増加ということで、前年度比約12%の伸びとなっております。これまでは、宅地分譲等の開発やアパート建設の際には事業者に対しまして、区長さんとの協議をお願いしておりましたけれども、今後は、町を含めた三者協議を行うなど、より丁寧な説明を行い、地域コミュニティの形成に取り組んでいく必要があると考えております。地域づくりを推進する上では、住民の皆さんが相互に融和し、同じ帰属意識を持って活動できることが望ましい姿です。

しかしながら、人口が増え世帯数が増加している地域、また、一方で少子高齢化により、人口が減少している地域においては、先ほど町長から話がありましたように行政区の運営に支障が生じてしまうような場合には、住民の皆さんとしっかりと協議をしながら、世帯数においてもバランスの取れた行政区の在り方を検討していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） 再度質問いたします。TSMC進出など、大津町しても町の発展に期待される部分が多くあると思いますが、一方ではきめ細かな行政の在り方が問われることも多くなると思います。いまだ不透明な部分があるかと思しますので、現状を的確に把握して速やかな対応が必要になってくると思います。区割りの検討については、まずは現状分析の上、早急な対応と対策を期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目は、大津町歴史文化の日設定について質問いたします。大津町には多くの歴史文化財があり、そういった歴史文化財を大切に保護管理していく必要があると考えます。例えば江藤家住宅は平成18年1月に国指定重要文化財として指定され、地域住民の皆さんがその歴史の重要性を踏まえ、その保存と公開とボランティアで活躍されております。また井手上沿いのいわゆる塘町筋は参勤交代の宿場町としてつくられた歴史があり加藤忠広が江戸時代の初期今の鍛冶村から上井手沿いに上井手改作に伴い、一大宿場を作るべく街並み形成のため苦竹村民を今の室町に移住させ住民を落ち着かせるために神社を上井手の北側に遷宮しました。いわゆる建てましたということです。

資料をお願いします。資料を御覧ください。水車の後ろにある神社が苦竹神社です。ここは室町の方と新村の方とそれに関わる方が管理運営されております。大津町宿場の元となる塘町筋の歴史を物語っております。この神社は全国的にも珍しい水神神社としてナマズの石絵馬が奉納されており、現在は大津町歴史文化伝承館に展示保管されております。こういった文化歴史を私たちは守り育てる必要があると思います。ほかにも下町の第11第横綱不知火光右衛門の墓石は、顕彰会を通してその功績を称え、広く住民の皆さんと広げようという活動がなされております。

また上井手が生み出した水車があって作られた銅銭糖は土産品としても今も人気です。梅の花造花等々数えれば大津町には数多くの文化財が存在し、多くの住民の皆さんが関わっておられます。

そこで歴史文化の日を年1回開催し、大津町歴史文化に関わる関連団体との連携、体制、構築を目標に据えて勉強会や討論会などを行い、将来的に観光案内ガイドの育成など住民参加による魅力あるまちづくりを行う必要があるかと思いますが、町長の所見を伺います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 大塚議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、大津町内には有形無形の様々な貴重な文化的歴史的資源がございます。これまでも数多くの方々やグループが保存に尽力されてきた大津町の歴史文化財を公開するとともに、そうした方々の歩みや功績を紹介できる場を提供する日を設け、さらに連携を強め、もって更なる歴史文化振興を図ってはどうかという趣旨の御質問かと思います。

町内における文化関係の振興行事・イベントにつきましては、現在、大津町の生涯学習の関連事業で、「文化の日」に併せて行われる大津町文化祭をはじめ、大津つつじ祭、カルチャーフェスタなどが、芸能・文化に携わる団体により開催をされております。それらの行事は町内で定着しており、多くの町民の方々が参加されていますので、そういった機会を捉えて、議員御提案の調査研究の成果や展示などの場の設定などができるよう関係団体などともこれから協議を進めていきたいと考えております。また、その中で研究発表や個人・団体の紹介などを取り入れ、多くの町民の皆様

に町の歴史や文化及び各団体への興味・関心を持っていただくことで、裾野の拡大にもつなげていきたいと考えております。これまでに町の歴史を語り継いできた方々や、町の宝である伝統芸能・文化財の調査や継承に御尽力いただいた功績を称えるとともに、多くの方に町の歴史や文化を知っていただくことで、さらに多くの方に郷土愛を育む機会として取り組んでいきたいと考えております。

次に、関連団体との連携体制の構築としましては、関係機関・団体と連携することで重層的な取組を計画・実行できますし、連携・協力して情報や取組を発信することで住民の方々がより町の歴史や文化に興味をもつ機会の創出になるのではないかと考えております。

また、歴史文化を研究される方々のつながりを支援することは、町の新たな魅力の発見や磨き上げにつながるものだと考えておりますので、今後も歴史文化伝承館もしっかり生かしながら、町民の皆様に親しまれるような施設の運営と情報発信に努めていきます。

次に、総合パンフレットの作成と伝承につきましては、現在、歴史文化についても御紹介したパンフレット等をビジターセンターや交流会館等の公共施設に設置をしております。今後は、熊本地震からの復興や新たな名所など更新していかなければならない部分もありますので、町民の皆様に町の歴史・文化財の魅力をわかりやすく知っていただくとともに、町の歴史・文化財の名所や観光・体験等の案内ガイドのアイテムとしても活用ができるよう関係機関と協議しながら魅力的かつ効果的な情報発信ができるように計画をしていきます。

また、パンフレットのみでお伝えできる情報量には限界がありますので、町のホームページも整理しながらより充実を図っていきたい考えでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、説明させていただきます。

大津町では11月3日の文化の日に併せて、その前後の週に「大津町文化祭」を例年開催しております。内容としまして、日舞や民謡、ダンスのほか到大津町指定無形文化財梅の造花や絵画・書道などの展示を行っており、本年度につきましても、コロナ対策を行いながら昨年11月6日と7日の2日間で開催をしたところです。つつじ祭り、カルチャーフェスタについては、残念ながらコロナ感染対策の影響で開催はできませんでしたが、町としましてもこのような町の歴史・文化に関連する行事と併せ、先代から引き継がれてきた町の歴史、あるいは世界かんがい施設遺産に登録された上井手の水の文化を調査・研究し、後世につなぐ方々など文化財の周知や、文化財に携わる方々をフォーカスし、発表や活躍の場の創出を計画していきたいと考えております。

次に、歴史文化財の関連団体と連携体制の構築につきましては、先ほど述べました、様々な企画やイベントを通して、多くの方々に大津町の魅力を発信していくためには、町の歴史を紡ぐ方々の継承・育成が必要不可欠な要素となります。町といたしましても引き続き、歴史文化伝承館を活用した歴史教室や図書館並びに交流会館などの既存施設と、それから法人化されました大津町観光協会、スポーツ文化コミッションなどとタイアップしたイベントの開催に取り組んでいきたいと考え

ております。

次に、総合案内パンフレットの作成と継承につきましては、令和元年度に商業観光課が作成しました総合案内パンフレットや各種団体が作成したパンフレット等が作成してあります。主に公共施設に置かせていただいていたのですが、より多くの方々目に触れ、尋ねていただけるようホームページなどでも積極的に、そしてわかりやすい情報発信に努めていきたいと考えております。

また、復旧工事中の江藤家住宅や、最近設置されましたワンピースのゾロ像などをはじめ、新たな町の魅力を多くの方々へ情報提供できるよう、関係部署と連携しながら総合案内パンフレットの作成やホームページまたはSNSを活用した情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

また、議員のほうから今後観光ガイドについて歴史文化に興味のある方を育成してはという御質問でしたが、今後歴史文化伝承館につきましては、体制整備を進め、住民の方々ニーズを把握し、文化財保護に携わる方々や町民の方々に伝承館を利用いただけるような様々な工夫をまいります。その中で皆様の活動の拠点として、人材の育成や若い方々への継承ができていけるように取組をやっていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5 番（大塚益雄君） 再度質問いたします。

既に有識者により、大津町の歴史文化財等のガイドブック等々存在することは知っております。また大津町歴史文化のガイダンスについて、その箇所別に作成されていることも承知しております。その文面等をまとめてわかりやすく録画し、DVD化、CD化して、幅広く住民の方々に知っていただき、見ていただいたり、あるいはガイド育成のため学習教材としていく考えはないか再度伺います。

その上で歴史文化活動に御尽力されている住民の皆さんの連携体制を構築する方策として取り組んではどうかと思いますが、町としての考えを再度伺います。

○議 長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 大塚議員の再質問にお答えいたします。

町の歴史文化などの情報を録画DVD化、CD化して情報を発信化していければというのと、ガイドボランティアの育成の学習資材になるのではないかと御質問だったかと思えます。議員おっしゃるように熊本地震からの復旧完了などのめどがつつタイミングにあわせて、また町のPRを新たに発信できるように考えております。

またその際には、国県の補助事業などを活用しながら関係部署と連携して計画をまいりたいと考えております。またその中で町の主要な歴史等文化財については写真でのデータでありますとか、動画であるデータとかデータ化されたものを記録して保存しておくことは大事なことで考えております。またそれを情報発信していくことなども一つの手法として考えておりますので、今後また歴史文化伝承館を中心にそういった取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5 番（大塚益雄君） 再度質問いたします。

今町のほうから答弁がありましたように、歴史文化財の保護及び顕彰について積極的に取り組むということで私が申し上げたDVD化、CD化等、具体的な取組を通してその目的を一步一步実現されるよう望みますとともに、私自身もこのことについて共に頑張っていくことを申し上げて私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴の皆様、ありがとうございました。

午後3時00分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和4年第2回大津町議会定例会会議録

令和4年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和4年3月17日(木曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 元田 正剛 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 坂本 光成 総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長 大塚 昌憲 健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室 長 矢野 好一 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 兼 併任工業用水道課 長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 平岡 馨 総務部次長 兼 総務課 長 兼 選挙管理委員会書記 長 白石 浩範 農業委員会事務局長 高橋 和秀 総務部財政課 長 清水 和己

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

なお、質問の途中新型コロナウイルス感染症対策として、一時休憩を挟みますので、よろしく
お願い申し上げます。順番に発言を許します。

大塚龍一郎議員。

○ 1 1 番 (大塚龍一郎君) おはようございます。昨晚遅く宮城福島に震度 6 強の地震が発生したと
いうニュースを聞きまして、私たち今まで議会研修でなじみのある町、市そして当町の議会に研修
に来られた自治体の名前がテレビのテロップで流れますと、被害が最小になりますよう祈るばかり
でございます。

またこの地震で一番被害を被るのは、古い文化財などが致命的な被害を受けるわけでございます。
そういった文化財に関して今日ちょうど関係する質問をしたいと思えます。通告に従いまして、文
化財江藤家住宅における課題についてお伺いいたします。

熊本震災を受けましてもう 6 年目を迎えます。国重要文化財江藤家住宅も大きな被害を被り、建
物等群の中で最も古い 1 千 7 7 2 年建築の中の蔵の白壁は剥がれ落ちてしまい 1 千 8 3 0 年建築の
母屋であります主屋は、西側の方へ大きく傾いて大量の屋根瓦や土塀が落下し、塀や裏門、石垣な
ど壊滅的な姿を見たショックは、当時テレビで何度も何度も流されておりました熊本城の姿をだぶ
りながら強く記憶に残っております。

さて、もともこの江藤屋敷を長期的に改修する計画は平成 2 6 年、2 7 年頃から出ておしまし
た。そうした中での震災での大打撃であったわけでございます。平成 2 9 年 4 月に文化庁の補助事
業といたしまして、復旧工事が本格的に始まりました。主屋などの建物は解体され、部材は可能な
限り再利用することで再建が進んでおりました。また耐震補強もあわせて行われました。主屋の復
旧工事が順調に終わり、昨年 3 月には引っ越しも済み、生きた文化財住宅として生活が始まってお
ります。大地主のシンボリックな屋敷正面にそびえたつ長屋門やツケ小屋や裏門、石垣などが今修理
中の状態であります。しかしながら国重要文化財としての指定から外れている部分はまだ多く残っ
ております。どのような整備計画が予定されているのかを伺います。

次に復旧事業費は、国が 8 5 % 負担、県が 1 0 % 負担、残りを町と個人での負担率が基本と伺っ

ております。居住生活ゾーンの部分は個人の負担で整備されておりますが、主屋の内部には震災によって多くの歴史的、文化的な資料となります例えば地方政界との密接な関係が伺えますその額装などは江藤家主体と一体となった附属品でありますし、貴重な文化財クラス並みの長い歴史と伝統が詰まっている宝庫であると思われれます。個人だけでの負担は大変であろうと推察しているところでもあります。どのようにお考えになっておられるのか伺います。

次に、ボランティア団体として江藤家住宅をまもろう会が国、町指定重要文化財公開支援等業務委託事業の趣旨を踏まえながら施設管理活動、一般公開協力活動中心に続けられております。全体の主屋工事が完了した暁には、これまで以上の来場者が見込まれます。そこで公開の準備や見学者に対するガイド対応等の体制づくりは重要となってくると思います。江藤家住宅まもろう会や文化財保護委員の方々には、これまで多くの御協力いただき正に頼りになる存在であるわけですが、これからの活動の継承者の育成並びに活動における支援策について伺います。

次に、文化科学のフィールドは専門的な経験、知識が求められるものであります。ただ短期の臨時移動の繰り返しでは、その職務を十分に発揮することは難しいと考えます。腰を据えて、ある一定の任期の中での知識の取得、研究が必要と考えます。町長は新たに学芸員の任用を表明されております。学校を出たての新規採用を狙っているのか、あるいは経験豊かな専門分野の資格を持った社会人の採用なのか、いずれを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。大塚議員の江藤家住宅における課題についてお答えします。

平成28年の熊本地震により被災しました、国指定重要文化財江藤家住宅の復旧工事につきましては、御当主をはじめ江藤家住宅まもろう会の皆様、国や県など多くの方々の御尽力と御協力により、昨年、主屋の復旧が完了し、残りも令和4年度までには完了を予定しております。今年の3月末に完成する大津町南部地区交流広場と併せ、一体的な活用が期待されるところでございます。復旧工事完了後には、地域のシンボル性も高まり、地域活性化の大きな要素を担う文化財となります。先ほど議員からもありましたように実際に居住されている国指定重要文化財は、全国的にもまれな建築物となりますので、一般公開やその他イベントなどを通し、町の宝としての魅力を発信していきます。特に、国の文化財建造物等公開活用事業により、小屋の内部は展示等のガイダンス機能を有する整備を行いますので、江藤家住宅の文化財としての価値を、より分かりやすく発信していくよう事業展開を計画してまいります。

次に、議員御指摘の復旧に係る事業負担ですが、文化財の復旧は、専門的な技術や知識・施工方法となるため、事業費的にも大きく、事業の申請者となる所有者の負担も生じるところでございます。そのため国を始め、県、関係者とも十分な協議を行いながら、所有者に過度な負担とならないよう支援を行っております。

また、ソフト面の充実と体制づくりにつきましては、現在江藤家住宅まもろう会の皆様を中心に江藤家住宅の一般公開を行っております。皆様の御協力により、江藤家住宅に訪れた方々が江藤家

住宅の歴史や良さを分かりやすく、また気持ちよく見学されることができているところでございます。大変心から感謝しているところです。

なお、事業の途中、担当者が変わることで、地域との信頼関係や事業者との連携が懸念されるところではございますが、事務引継や職員間の連携を行うことで、極力事業に支障が出ないよう努めてまいります。

詳細につきましては、この後担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。それでは私のほうから御説明をさせていただきます。

江藤家の復旧事業につきましては、令和4年度までに完了を予定しており、令和3年度までに、「主屋、中の蔵、馬屋」が復旧し、昨年、引っ越しも終わり、現在、主屋での生活をされているところです。令和4年度においては、「長屋門、小屋、裏門、石垣」の修復工事を行う予定です。復旧にかかる事業の負担割合につきましては、国及び県が約96%、残りが町及び所有者の負担となります。また、令和4年度から事業申請を行います文化財建造物公開活用事業につきましては、事業の負担割合は、国が85%、残りが町及び所有者の負担となっております。この公開活用事業では、庭塀や西坂塀、東坂塀の修復と小屋内を展示やガイダンス機能を有する施設へ改修を行うものです。小屋をはじめとする今後の活用について、江藤家御当主をはじめ、江藤家住宅まもろう会の皆様と協議を重ねながら江藤家住宅の文化財としての価値を次世代に継承していけるよう取り組んでまいります。

また大津南小学校では、総合学習の一環として、郷土の財産である江藤家住宅を教材として、地域の成り立ちや当時の生活習慣等を学ぶことで地域の郷土愛を育てております。教育委員会といたしましては、今後も各学校における校区内や町内の文化財等を学ぶ取組を今後も推進してまいります。担当職員につきましては、役場全体の組織の見直しや職員人事の配置の状況もでございます。ただし、異動により担当が変更になった場合にも、支障がないように、しっかり対応ができるよう引継ぎや指導、育成に努めてまいります。

なお、令和4年度より学芸員の新規採用を予定しております。平成4年4月以降に生まれた方を採用の基準の一つとして実施をしております。もちろん、博物館法に基づく学芸員としての資格を有した方となりますので、専門的に大津町の地域の歴史と文化を長期的に研究、検証し、文化財担当者として配置をするところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 大塚龍一郎議員。

○11番（大塚龍一郎君） 復旧事業の整備が、先ほど答弁いただきましたように、非常に所有者の方、当主も公心配されておられて、指定外の建築物の大きな負担を考えられて非常に心配しておられました。このたび公開活用事業として追加されまして順調に住むかと思っております。文化庁も大分この出費には渋っているようなお話を途中受けまわっておりました。その中で現在現場で

指導されております株式会社文化財保護計画協会の方々から粘り強い交渉をいただきまして、この追加予算相当大きな額でございます。これでいよいよ江藤家屋敷の家構えと言いますか、完成の暁になるかと思っております。もともとは母屋ができた当時、また中の蔵ができた当時、何であそこだけ残して同じ工事者が一緒にすればもっとスムーズに母屋と一緒に完成しなければならないのになど非常に疑問視しておりましたが、いやいやあそこは指定から外れておりますというので、そうだったですかというのでその時新たに認識をしたところでございます。これは個人ですするには大変だろうと中のことは個人でされてもいいんですけど、ちょっとやそっとの金ではないので心配していたところで、先ほどの答弁にありましたように安心したところでございます。いろいろ個人に関わる事業負担についても、いろいろ御配慮いただきましていろんな御支援があると聞いておりますので、安心しております。

またこのソフト面で、まもろう会の皆様も非常に会員も増えておりません。また御存じのように文化財保護委員の方も皆さん御高齢になりまして、今までのように春と秋一般公開2回、それして大体年間7回ぐらい、いろんなつつじ祭り、からいもフェスティバルと同時主催をしながら開催されておりました。これが2年、3年後にまた元に戻るわけでございますので、こういった方々の後継も心配しております。また中学校、高校生のガイド要請というのも考えられます。そういった面ももう一度お聞きしたいと思っております。またつつじ、からいもフェスティバルの中でも今まで見ておりますと同時に開催がこの一般公開されておりました。しかし町の職員の配置というのが非常に少ない。これが今からどんなふうになるのか、これが町のPRにもなりますので、もっともっと町の職員の熱意というものを感じておりますのでつつじ祭り、からいもフェスティバルが町の大きなイベントでございますので、そちらのほうに人を取られるのは仕方ありませんが、同時開催ということで、こちらのほうにも配慮をお願いしたいと思っております。

また文化財の担当職員の件でございます。何よりも関係者とのコミュニケーションが大切であります。先ほど部長がおっしゃってございました心強い答弁がありました。非常にこの学芸員の人を期待しております。

次に先ほどの件でちょっと再質問したいのですが、再配置ですね。それとソフト面の後継者ガイド養成の件でもう1回お尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 大塚議員の再質問にお答えします。

学芸員の再配置の件とガイド育成の件ということでよろしいでしょうか。今回、先ほども御説明申し上げましたように、学芸員のほうを4月から採用をする予定でございます。専門的な部分になりますので、町内の全体の歴史とか、文化をくまなく把握していただく調査研究も継続してやっていただくというところの部分と、また江藤屋敷重要文化財であります江藤屋敷の部分にも深く関わっていただくと考えておりますので、今後もまた引き続き学芸員のほうもまた大津町には初めてになりますので、また今後いろんな研究勉強しながら深めていって育てていきたいと考えております。

あと1点ガイドボランティア等の育成につきましてですけれども、今回、江藤家住宅のほうで復旧工事が完了しましたら、またそういった小学生主に南小学校の小学生が、今現在も学習を深めておるところですけれども、町内にもほかの小学校にも呼び掛けながら、町の文化財を学んでいただけるようなそういった取組を今後も計画とかしていきたくて考えております。

また小学校だけでなく中学生、また高校生あたりもそういった機会をできるだけ作っていきながら、地域の文化財を知っていただくという機会を創造していきたくて考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 大塚龍一郎議員。

○11番（大塚龍一郎君） 2番目に移ります。南部地区交流広場の役割についてお伺いいたします。

大津町立公園条例の中には日吉神社、つつじ公園をはじめ下渡公園までの8か所が設置されております。また大津町都市公園の中には大松山公園から上井手公園まで11か所が設置されております。このたび新たに南部地区交流広場としての条例が制定されようとしております。しかしその名称に関しまして、場所の実態が広域すぎて直感的に響かない名称となっております。国重要文化財江藤家住宅の一体感を表すためにも、熊本震災から復旧を示す時代のシンボルとして江藤記念公園あるいは江藤記念広場という名称をつけながらブランドアップを目指し、町の観光交流人口をひろめるためにもサイン効果、メディア効果が有効かと思いますがどのように考えるか伺います。

地元中心で構成されております江藤家住宅まもろう会の会員さんと現場の日常の良好な環境維持や保安面からも協力を考える必要があると思われまます。まもろう会との連携について協議されるのか伺います。

次に、地域の人たちが子供たちを見守り育てていく社会づくりを目指して、特に南小学校の関係者、保護者の方々との連携を図りながら、この場所を世代間を越えた交流を深めながら郷土への愛着や自立心の育成につながるような拠点にして、有効活用生み出していただくことを願っておるわけでございます。町としての施策をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 大塚議員の南部地区交流広場に関する御質問にお答えをいたします。

まず、交流広場を整備した目的としましては、江藤家住宅の復旧に併せ、南部地域に点在する魅力ある文化財を多くの方々に知っていただくための活動拠点としての役割に加え、地域の活性化につながる交流が生まれる広場として設置をさせていただきました。また、災害時においても地域の方々が一時的に非難する場としての役割も担っているところでございます。今後、地域のイベントや交流の場、あるいは地域の方々が安全安心に集える場として地域の方々に活用していただき、皆様が集まりやすい場所になるよう努めていきます。その中で、広場の愛称につきましても、地域の皆様の御意見を参考にさせていただき検討していきます。

次に江藤家まもろう会との連携につきまして、まもろう会の皆様方には、本当に長年にわたり江藤家を保全・振興していただき心から感謝をしているところでございます。現在も年間を通じて清掃等の保管管理、保全管理及び一般公開に関する運営などにも御協力をいただいております。江藤家の

文化財としての価値を維持していくためには、まもろう会の皆様のお力添えが不可欠なものであり、町としましても交流広場も有効に活用しながら、引き続きの連携や必要な支援をさせていただきたいと考えております。

次に子供たちと地域住民のふれあいにつきましては、この交流広場の利用につきましては、江藤家の一般公開時の活用や、子供たちが大津の歴史と文化を学ぶ場として、また、地域の祭りや相撲大会などの各種イベントとしての活用などが想定されております。その中で大塚議員からありましたとおり、立地的にも近い南小学校との連携というのも今後ますます進んでいくものだと考えております。そういった中で子供と地域の方々が触れ合う機会の創出にも大いに利用ができると考えております。この広場から、子供たちの笑い声や地域の皆様の笑顔があふれるようにぎわいが創出できるように努めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、御説明いたします。

大津町南部地区交流広場につきましては、都市再生整備計画事業に基づき南部地域全体で取り組む事業の一環として本年度整備をしております。この南部地区交流広場の周辺には、江藤家住宅以外に坂本家や玉岡城跡地など歴史のある文化財などがございます。そのような価値ある文化財を点ではなく面として捉えてもらい、南部地域の文化財や観光場所を周遊できるポイントとして、情報発信や支援の拠点となるよう位置づけております。名称につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、地域の皆様が親しみ集える場所となるよう、愛称の設置につきましては地域の皆様の御意見を伺いながら検討をしております。

次に、江藤家住宅まもろう会との連携につきましては、一般公開の支援等業務委託として、年間を通じて、住宅の庭園、周囲の竹林や石垣などの清掃をはじめ、一般公開時の支援として、交通誘導や見学者の案内など、また、現在、復旧工事に伴う支援などをまもろう会にお願いしているところです。もうすぐ江藤家住宅も復旧工事が完了し、様々なイベントなども企画されると思われまます。今後もまもろう会や御当主と協議しながら協力体制を維持継続していけるよう支援をしてみたいと思います。

また、江藤家が復旧するまでの過程や、解体時に発見された新たな情報などを後世に継承すべく学習会なども計画していく予定です。

次に、子供たちと地域住民の触れ合いとしましては、地域で行われてきた祭りや相撲大会などの開催、小学生などが文化財学習を行う際の活動拠点、また、マルシェや観光イベントなど関係団体と連携した取組が考えられます。その中で世代間の交流も行われ、地域への関心や愛着も深まると思いますので、子供たちや地域の皆様、関係団体とも連携をしながら広場の有効活用を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 大塚龍一郎議員。

○11番（大塚龍一郎君） この名称の件でございます。非常に先ほど点よりも面として考えるということでしたが、まず江藤家住宅の一体化というのが一番のメインだと思っておりますので、また江藤家住宅のPRも足りないと思った観点から、私はこの広場を利用しながら、先ほど申しましたブランドアップと言いますか、今まで人家がありまして、なかなか県道から見えづらうございましたけれど、あの交通量の激しい県道沿いに直に建物が見えますので、これからの来場者は増えていきます。知らない人は何だろうか大きな農家さんだろうか、あるいはお寺だろうかという錯覚を受けられる方も度々私が途中散歩している間に聞きました。そういう面からもこの江藤家記念というのをぱっと名前を出しますと非常に効果が上がるかと思えます。若い人は知らないかもしれませんが、熊本桜町再開発されましたがあの中に辛島公園と言います。あそこはもともと地名は桜町でございましたので大体地名の名前を付けるのが常識でございますが、子供の頃から何で辛島だろうかと思ったら熊本市長さんの名前だったそうでございます。ここは常に選挙になりますと第一声を各候補が上げられ名所ある場所でございます。若い人は本当に知らないと思えますから私どもになりますと辛島公園と言いますと、田舎から交通センターがございましたので、必ずここを通らない町中に遊びに行けなかったわけでございます。そういう意味でも地名よりもイメージアップにつながるような江藤家というのも付け加えて、愛称も十分考えてもらいたいと思えます。肥後大津駅が阿蘇熊本空港とあるではありませんか。そういったたぐいでございます。是非とも御検討をいただければと思っております。

またこの場所は使いやすさ、また地域に愛される場所が一番でございます。これからもいろいろと先ほど部長が言われましたように、非常に間口の広い使い方をこれからされると思えますので、今後ともの御協力をお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思えます。

なお、最後になりますが、大体議会の一般質問にはその議会中に起きております議案に対しては遠慮してくれという指導的教育がありました。しかしながら、地域の住民の皆様、あの件はどのようになっているだろうか。非常にお問合せがございました。あえてこの一般質問を借りましてその答えといたしますので、議員各位の皆様には御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時42分より再開します。換気のほうよろしくお願ひします。

午前10時33分 休憩

△

午前10時42分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 通告に従いまして、一般質問を行います。毎年3月は施政方針について一般質問をしております。毎回言いますが、年間の町長の町の運営というものを言葉で明らかにするのがこの施政方針でありますから、この施政方針について深く掘り下げていきたいと思いま

す。施政方針におきまして、まずはプロローグから町長が始められて、全体像というものを説明されました。コロナウイルス感染症対策から始まり、ほかのいろんな方々が一般質問をされましたT SMC関係、空港アクセス鉄道の問題、そしてまた振興総合計画の後期計画、いろいろな形で町長が述べられて1点目から7点目まで分けて説明を施政方針を述べられました。

まず1点目についてであります。新型コロナ対策。ほかの産業においても新型コロナによる影響は当然あることから、適切な対策を迅速に講じていくことが必要であると考えておりますと言われました。このほか住民税非課税世帯や家計急変世帯を対象とした臨時特別給付金については迅速に振込作業を進めていきますと述べられました。この点についての質問は、経済全体が影響を受ける中で、家計急変世帯とはコロナの影響を強く受けた企業に働き収入を得ている、また得ていた御家庭と考えられます。家計急変世帯に対する支援は当然ですが、働いていた企業の支援をやらないとコロナ収束後も収入はままならないと思われまます。実際に2021年10月から12月期の長期失業率は64万人です。リーマン危機以来上昇しているということでもあります。金銭的支援は短期で恒久にはできません。その家計急変に至った状況を以前の状況に戻すのは、本人の努力は欠かせないし公的支援も限りがあるということです。終わりが見えない状況でも我々公的支援の在り方の想定は多岐を求められると思っておりますので、この点についてまずは質問いたします。

2点目は命を守る徹底した防災防犯対策であります。来年度から消防団員報酬の見直しや運営交付金の創設を行うとともに、団と協議しながら機能別消防団の新設の検討を進め、時代と実情にあわせた消防活動を推進しますとおっしゃられました。更に大規模災害も想定し、実際昨日大規模災害が東日本で起こっておりますが、新たな防災士を養成することで、町長も防災士の資格を取ったと聞き及んでおります。平時から重層的に構え地域における防災力の強化を図ると述べられました。この点についてであります。住民の生命と財産を守ることは、地方公共団体が団体自治として取り組む基礎基本であると思えます。住民自治で補えないことを消防団や防災士の協力は必要不可欠であると考えます。よってその位置づけや処遇の在り方は重要な行政施策と考えます。時代と実情に合わせた活動を推進を作り上げるための情報収集と計画案は今年度中にきちんと策定できるのでしょうか。また、町の防災計画等、住民各位の実状例えば家族構成や地理的な条件ですね、そういったものの個別判断を合理的に統合することが、防災や避難行動の正確性を高めるために必要と考えます。住民各位の理解と意識づけが重要と思われまますので、この点について質問をいたします。

3点目は子育て支援教育環境日本一のまちづくりと述べられました。Society 5.0（ソサエティ5.0）いわゆる人間がAIとロボットとともに生きる時代を生きていく子供たちにふさわしい最先端の学びの場を提供していくとともに、必要性が増している語学、国際教育についても推進していきますと述べられました。このSociety 5.0、今画像を出しておりますけれども、五感で得た大量の情報をビッグデータを用い頭脳AIですね、処理し判断し、人の仕事の一部をロボットが代行する。それがSociety 5.0の描く姿となります。時代の要求に対する機会、チャンスを得る確立を高める教育は必要です。人間本来が持つ能力の維持向上と一体が必須と

考えます。この画像におきましては感覚、知覚、認知という形で、人間本来の持つ力、これがなければSociety 5.0いろんな変化が今後も起きますがSociety 5.0の次もあるわけです。ネクスト・ソサエティですよ。そういったことを考えればその変化を捉えるのは、知覚です。ですからこの画像を用いました。そういったものを大切にしないと、人間がそれこそ昔の漫画ではありませんけれども、ロボットに使われるような形になるのではないのでしょうか。この点は非常に私が心配している点であります。

4点目、人生100年時代を見据えた福祉を掲げられました。できるだけ若いうちから健康づくりの習慣を身に付けていただくことが必要である。これは事前対応であります。そして地域包括支援センター、障害者相談支援センター、くらしの相談窓口を役場1階に集約し高齢者福祉、障害福祉、生活困窮、引きこもり、ヤングケアラーなど複雑に絡み合った課題を抱えられるほうが総合的に相談できる福祉の相談窓口を開設しましたとフォロー体制を述べられました。この点についてありますが、3問目の問題提起と重なります。人間本来の能力、体力、知覚と福祉は強く関連すると思います。人間は必ず時間とともに老いていきます。義務教育の段階での人間の一生を意識づけることは非常に大切で、また脳を健全に保つこと、知能向上と知覚向上は同時進行が必須と考えます。この点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

次が5点目、6点目は同時に質問したいと思います。活気とにぎわいを生む仕組みづくり。6点目は町内産業支援と活性化について述べられました。現在、空き物件となっている地域包括支援センター跡や旧電算室はもちろん、まちづくり交流センター、歴史文化伝承館、オークスプラザの位置づけや相互の役割関連性も踏まえた上で利活用を検討していきますと述べられました。この点についてであります。総合的に町長が就任当時から強力なトップセールスという言葉が使われます。これは、私は意味がわからないんです。俺って強いぜみたいな自己顕示欲なのかなと。それともブラグか張ったりかという感じにしか聞こえませんが、この点については聞いておきたいと思えます。例えば今回数人の方が言われました。TSMCとソニーですね。またソニーとホンダのEV連合、操業スピリッツがタッグを組んだと非常に活気を帯びた地域になってきておりますが、世界が注目する地域になりました。今となっては町内産業支援と活性化、これでは足りなくなってきましたね。世界の起業を誘致する、そういった必要が生まれてきております。起業進出に適した土地の確保、これは大問題ではありますが、今回予算も計上されております全体像の情報収集、これも予算が計上されております。そういったことを考えれば、官民連携を強力なトップセールスで進めたらいかがでしょうか。このトップセールスという理解が私ができていないもので、こういった言い方をしますけれども、一般的に、一般的じゃないですね、私の受け止め方はそういうふうにあります。強力なトップセールスというなら、自らトップセールスと言ったならば自ら出向いてそしてセールスによる町の魅力やいろんなものを出して行って、そして相手方に対して大津町に進出することは得なんだよという論し方ができるというセールスの技術もあると思えます。ですから、このトップセールスについてまずは聞きたいと思えます。

また、足元を固めるために大津町中小企業小規模企業振興基本条例が上程されております。旧電

算室は以前から商工会が貸してもらえないかと相談があっておりました。今回の企業振興基本条例は、商工会が中心となってもらふ必要があると考えます。商工会が担ってきた活気あるまちづくり、祭りやイベント、町を愛するがこそその行動と思われれます。地元根付いた商工会を応援するのも活気とにぎわいを生む仕組みづくりに欠かせないと考えます。

以上、質問しますが、7点目を質問します。町民により信頼され愛される役場の実現と題されております。多様性のある行政組織づくり、組織内部の人材育成これを推進していきます。現在民間出身の自身と副町長も県からきていただいていること、これまでとは違う外の空気が入り、職員の考え方にも変化が生じているものと感じていると述べられました。町民の皆様の信頼を得るためには健全な財政運営が必要不可欠ですとも述べられました。私もこのことを聞きまして、思ったことは、前回の定例会におきまして、いわゆる宇宙からいもの取扱いについて一般質問による議論がありました。その時に町長の確固たる返事がなかったように思われました。あのオブジェは町の所有権ははっきりしたものであり、町民の財産です。所有権と著作権は別物なんですね。町民の財産を守るとははっきりとした答えが必要ではなかったでしょうか。その議論を聞きながら、私はこう思っておりました。5年前の熊本地震から、それこそ宇宙からいものが未来へワープしてきて、この新庁舎の前にでんと輝いていると。そういった想像力が非常に必要ではないかなと思いました。そしてまた町民目線ということ忘れてはなりません。多くの人たちがあの宇宙からいものは目にしておられます。町民だけではありません。町外の方もJRに乗って行き来する方々も見ております。ということは、人々の思い出の中に入っている町民の財産ですよ。こういったものをきちんと整理整頓しなければ、やれ著作権だとか、いろんなことでももちろん法治国家ですから、それはそれでその権利はあるでしょう。しかしながら別物であります。もう既にその状況が変化しておりますので、今親水公園はもうありません。これを元に戻せますか。戻せません。そういったことを考えたときに、どうにかならないものかと考えたときに、外国に起きましてはフェアユースという考え方があります。これは、今画像を出しておりますが、著作権があるものでも公平な利用、フェアな利用であるならば使ってもいいよと。著作権の侵害にあたらないというような考え方なんです。非常に進んだ考え方です。今回の宇宙からいもの対しましては、これがばっちり当てはまるのかなと。多くの国が採用しておりますが、日本はまだであります。かといって法律違反にはならないと私は思います。ですから、こういった町民の財産の価値、そういったものを失わずに、皆様方の町長の理解が高貴であるならば、こういったより良きものを採用する。考え方として持ってくる。これが必要だと私は考えます。ですから、この点についても町長の見解を伺いたいと思います。

以上、質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の質問にお答えいたします。今回の施政方針について幅広く御意見、御質問等いただいたところでございます。全体を再度お示ししながら、質問に丁寧にお答えしていきたいと思っております。

それでは、まず、1点目の議員の御指摘に関しましては、新型コロナウイルス感染症が発生して

2年が経過しても、なお終息への出口が見えない状況の中、経済対策においては、全体的な状況を把握した上で、住民の生活が困窮する根幹的な原因を踏まえて、有効な施策を検討すべきとの意見とお伺いいたしました。町では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、日常生活の維持が困難な方に対しては、住民税非課税世帯や家計急変世帯を対象とした臨時特別給付金の給付などを迅速に行うとともに、役場内の「ふくしの相談窓口」を中心とする「重層的支援体制整備事業」を展開し、金銭面あるいは肉体的面等両面の方から様々な相談等に対応してきたところでございます。

また、飲食・宿泊業などの中小事業者に対しましては、事業収入の変動の割合に応じた固定資産税の減免や感染症対策支援金、経済協力金の支給、利子補給など様々な対策を行ってきたところでございます。

しかしながら、長引くコロナ禍の影響は、飲食・宿泊業の中小事業者のみならず、他の産業や事業者にも大きな影響を及ぼしております。加えて、最近では、燃料価格、原材料や家畜飼料代の高騰、また、世界的な半導体不足等、町民生活や経済活動における新たな不安材料も生じてきており、議員御指摘のとおり、問題のより根幹的な部分を捉えた、適切な対策を検討していく必要があると考えております。今後も、変わりゆく状況に応じた現状把握と分析を確実に行うとともに、近隣市町などの情報も幅広く収集し、効果のある経済対策等の実施を検討していきます。

具体的には、全国幅広い支援策を研究するとともに、業界におきましても飲食業がサービス業期、あるいは農業においても様々な業態に応じた調査のほうを担当部のほうに指示しておりまして、情報のほう集めているところでございます。

一方で、支援施策の対象者や規模が大きくなりますと、町の財政力のみでは対応できないこともありますので、国や県と情報を共有し、適切な役割分担のもとで、連携しながら経済対策に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の質問は、施政方針で申し上げた地域防災力の強化など防災・防犯に対する対策を、計画的に推進していけるのかとの質問かと存じます。住民の生命及び財産を守ることは、議員おっしゃるとおり行政最大の責務であると考えておりますので、防災・防犯に対しては平時から優先的に取り組んでいるところでございます。

本年度におきまして、あるいは来年度におきましてもLEDの優先的なLED化、あるいはカーブミラーの設置や白線など、事前に危険箇所を減らすというところに力を入れて取り組んでいるところでございます。また、ハードの整備につきましても、国や県との連携の中で継続的・計画的に進めているところでございます。また、防災行政無線に関しましてもなかなか聞こえづらいとのお声もありますので、本年度行った音達調査を踏まえて、来年度はしっかり聞こえる形にもっていきたいと思っております。また、なかなか内容まで聞き取れないという話もありますので、その辺はLINE等もICTも活用しながら重層的に対応していきたいと考えております。

また、防災のソフト的な面につきましては、住民の皆様に対する自助・共助の啓発を行うとともに、住民の皆様の方ではできないことも数多くあることは十分承知しておりますので、議員からも

ありましたとおり、防災士の育成や地域防災組織の強化を図るとともに、地域防災の要となる消防団員の処遇改善と消防団の活動の資本となる運営交付金も創設し、団員の確保と円滑な団活動ができるよう条件の整備を行うところでございます。こうした中、それらを計画的に進めていけるのかという話ございましたけれども、なかなか私も議員時代からスケジュールという話をしておりますけれども、1年経験する中で、なかなか順次取り入れてはいるんですけども、しっかりガンプチャート等を使って大きな流れと小さな流れの中で業務進捗を管理していくところがまだまだ改善の余地がありますので、そうしたところも具体的な手法を取り入れながら、スケジュールに落とし込んで進める体制を今行っているところでございます。

また、住民の皆様意識づけというお話もありましたけれども、やはり多くの住民の皆様にしつかりと知っていただき、実際動いてもらうことが大切だと思いますので、広報等でも分かりやすい表現を徹底するとともに、先ほどもお話ししたLINE等も踏まえながらより裾野を広げていく、また深めていくそういった取組を行っていくところでございます。

3点目の子育て支援・教育環境日本一のまちづくりにつきましては、本年度、18歳までの医療費の無償化や病児保育の受皿の整備、妊娠から子育てまで一貫して相談ができる子育て世代包括支援センターの設置を行いました。今後も、情報発信や関係機関との連携をより強化しながら、重層的な支援を行っていきます。また公立3園の件につきましてもしっかりと大津町公立保育等再編方針をとりまとめた後に、町民の皆様説明しながら進めていきたいと考えております。

また、教育環境につきましては、議員からも御指摘のあったSociety 5.0時代を生きていく子供たちにふさわしい最先端の学びの場を提供していくことを申し述べさせていただきました。Society 5.0は、人工知能やビッグデータ等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが非連続的と言えるほど劇的に変わること示唆するものです。今後、このような時代の変化に対応できる力を身につけていくことが求められます。また今後どのような時代の変化を迎えるとしても知能、知識、技能、思考力、判断力、表現力をベースとして、言葉や文化、時間や場所を超えながらも、自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や人間性が問われることになっていると考えております。

また、前回の一般質問等でもいただきましたけれども、これからは非認知能力というところにも力を入れて飯を食う力、生き抜く力というところもしっかりとやっていきたいと考えております。また、子供の成長段階に応じても、整理していかなければならない部分はありますが、特に小中学校の義務教育時代に求められるものは、社会の構造が劇的に変化し、必要とされる知識も変化し続ける中であって、常に最先端の知識を追いかけるのではなく、むしろ、学校や先生、児童生徒の存在、また、教科書や教材、教室、教育課程といった教育の基本的な構成要素である学びの基盤を固めることも大切だと考えております。その中で、議員御指摘の人間そのものが持つ能力や五感を鍛えるといった部分も学びの基盤と言えるのではないかと考えております。この点に関しては、未来を担う子供たちが健やかに育ち、新しい時代を、力強く生き抜く力を養いながら可能性を広げ、また、成長してからも郷土愛を持って大津町を支えてくれるような好循環を生むことを目指してい

きます。

4点目は、人生100年時代を見据えた福祉についてになります。人生100年時代を迎えようとする中、高齢者の皆様により健康で、充実した生活を送っていただくための取組が重要であり、認知症予防や高齢者の生きがいは、そのための重要な施策であると考えております。そうした中、先ほど知覚というものも非常に重要というお話がありました。人間の知覚や体力などは福祉とも密接に関係があるとおっしゃるとおりでございます。現在認知症のほうもとても増えておりまして、体力面、知覚面、両方から若いうちから啓発を図っていく。それも現在ですと興味感心高い方は健康づくりをどんどんやっていますけれども、それ以外の方に関しましては、いかに啓発をしてもなかなか手が動かない、体が動かないそういった状況になっております。したがって、今回予算でもあげさせておりますけれども、ルネサンスさんに一つ入っていただきまして、民間の持つノウハウというもの、またブランド力というもので裾野を広げていく、そんな取組を行っていきたいと思っております。特にルネサンスさんはシナプソロジーとあって、運動しながら脳も鍛えるというところも研究機関等も連携しながら研究していると伺っておりますので、そういったものも有効性を見極めながらしっかりと取り入れて、努めていきたいと思っております。

次に、5点目の活気とにぎわいを生む仕組みづくりのところでは触れられました、強力なトップセールスというところがございますけれども、ここに関して議員おっしゃるとおり例えば企業誘致におきまして、私できる限り私自身が現場に出て先方を交渉あるいは説明をするようにしております。そうした中で町の本気度を示すとともに私だから感じている、そういった町の魅力をしっかりお示しして、あるいは判断が必要なことに関しては、その場でできる限り判断をお示しして誘致につなげるという取組を行っております。

また防災の面とも関わりますけれども、これから企業連携の中では災害時の応援協定だとか、様々な連携協定、議員のほうから官民連携が必要だとお話がありましたけれども、そういった話も織り交ぜながら行っております。その中で結びついた応援協定等もございますので、そういった動きはしっかりと行っていききたいと思っております。また、国県におきましてもそういった動きをやっていきますし、あるいは防災士、消防団等のお話もありましたけれども、そこも現場のみに任せるのではなく私も団長や防災士の会長等としっかりコミュニケーションを図りながら意思を合わせてやっていきたい。そういった意味でトップセールスというところを表現させていただいております。

次に6点目の町内産業支援と活性化に関してですけれども、地域発展の根幹は産業の活性化であることから、大津町は、これまで農工商併進のまちづくりを掲げ、各産業のバランスある振興を図ってきました。更なる発展のために、施政方針の個別方針で説明させていただきました、農業・工業・商業・観光業等、産業ごとの様々な課題や将来動向を見据えるとともに、施策の実施に当たっては、産業は時勢に合わせ常に変化・進化していることを念頭に置き、施策が現状と合致しているのかを見極めるとともに、可能な限り将来予測に努めて施策を展開してまいります。その中で、特に商工会との連携のお話をいただきました。議員おっしゃるとおり以前から電算室、あるいは包括

支援センター辺りを商工会にお貸ししてという話ありましたので、私ども正にトップセールスのお話ではありませんけれども、会長のほうとは昨年からお話を進めております。ただ、先方の様々な事情もありますので、協議を続けている状況でございます。ただ、この場でどこまで申し上げていかかわりませんが、今の場所よりも商工会がより旧道商店街が役場に近い場所、開けたところに来ることによる旧道商店街をはじめとしたこの近隣の活性化、あるいはその目立つ所にあることによる相談のしやすさ、そういったもので既に多大な役割を果たしていただいている商工会の更なる役割の拡大が期待できますので、観光協会との連携も含めてしっかりと進めていきたいと思っております。また、そうした中で財政面に関してなんですけれども、これから扶助費も非常に伸びている中、コロナも継続して、あるいは燃料等高騰の中で様々な支援を求める住民の方も事業者の方々もいらっしゃいます。そうした中、なかなか見極めにくいところもありますけれども、大きな絵も示しながら、時には臨機応変にTSMCの投資も含めてですね、やっていきたいと考えております。いかなる場合でも情報収集というものが重要だと思いますので、国県また金融機関、事業者そうしたところからも情報を集めながら体制を整えて進めていきたいと思っております。

また人材育成に関しましては特に力を入れていきたいと考えております。その中でいただいた宇宙からいもの件なんですけれども、おっしゃるように宇宙からいもの関しましては、かなり愛着、私自身もそうなんですけれども愛着がありまして、是非どこかに残してほしいという声も住民の方からは伺っております。そうした中、どうしていくかのところなんですけれども、契約関係書類等に明記がない等の課題で、顧問弁護士のほうにも相談しておりますけれども、今様々な懸念がある中で、整理せずに進めてしまいますと、逆に住民の方に御迷惑をかけるような状況もありますので、ただ現在御遺族の方と御連絡がつかしましたので、そちらとしっかりお話をさせていただきながら、また庁舎建設検討委員会のほうでも様々な御意見をいただいておりますので、改めてお示しをさせていただいた上で、在り方を決めていきたいとそのように思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時25分から再開したいと思います。

午前11時16分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑、質問いたします。

全てにおいて無難な答えだったのかなと思っております。実際、これから年間の予定をこなしていくわけですから、きちんと四角四面に約束すること自体難しいですね。ですから、町長の答弁とするならば、検討しますというのを嫌いな答弁ですけども、やっぱりあるんですよ、これは。当事者の身になって考えればわかることで、その中でも、例えばもう年度末を迎えましてこれから人事の問題がありますよね。もう既に決まっているだろうとは思いますが、この人事に対し

て7番目に上げられておられましたけれども、問題はですね、町長が一人で何もかもするわけにはいかないわけですよ。やはり町長の見立て、それこそマネジメントによる人事をしなければならぬ。しかしその人事さえも助言を受けなければできない。そういったことを考えたときに部長、課長と順番がありますよね。そう高い位置につけた方々が成果を上げられないと。そういったときにももちろんSociety 5.0を出しておりますけれども、時代はどんどん変化していくわけですよ。その中で思ったように町長の思いと、その人事の高い地位の人たちが成果を上げられないということで、結局はそのときに誰が責任を取るかというならば、人事を行った人は町長ですよ。ですから職員の質も上げていきますということを言われましたけれども、人事プラスそういったところの町長は感じるところのSociety 5.0あたりの理解をきちんと申し述べて、そして有効に働いてもらう。もちろん町民のためにですね。そういったことが必要かなと思います。この人事に関しては非常に重要な問題だと思います。1年前に私の一般質問に難癖つけられて、女性蔑視発言と、皆さん知っておられると思いますけれども、インターネットとかの記事とかを見ておられますれば、2チャンネル創設者のひろゆき氏ってよく出て、いろいろな助言を僕はこう思うんだよという中に、頭のいい人悪い人、彼はよく使います。その中で頭の悪い人の特徴、一つの単語に敏感になるそうです。文脈を理解できない。私もあの時に、役場の人事の中に女性は少ないですね。言うことまで文脈を見ればはっきりわかるわけです。その後に私は一切そんな女性を蔑視した発言はしないということを言って、議長室で呼ばれてたった2行、そんなことを言われて議長権限だそうですね。議長が理解できなかったんでしょう、それは。皆さんが選ばれたのでこれはしょうがない。しかし、その後に私もあんなこと言われたらやっぱり頭にきますよね、誰でも。ですから、自分のビデオを流したんですよ、ネットで。そしたら取り下げてくれらしいです。議長が著作権は議会にある。だから勝手に使わないでくれ、取り下げてくれと言われました。わざとみたいにフェアユースを私は出しました。それは本当なのかいと。町民の方はやっぱり思うわけですよ。ですから、そういったことが人事というものが、今後公平に行われるために使ってほしいと思った一般質問でさえも、そんな単語に敏感になる女性はマネジメント、そういったことはこういったことを言ったものすごく程度が低いですよ。名前誰が言ったかもわからない。だからあえてネズミって私は言うんですよ。そんなこともありましたけれども、1年前の話ですからそれはそれでいいです。ただ、女性を割的に配置するというのには、どうしても違和感がありますので、そういった公平な人事というのはお願いしておきたいと思います。7つのことに対してざっと言いましたけれども、この7つのことを再度質問するつもりはありません。

中でも今町民の方々が非常に気にかけておられる問題、その中でやっぱりTSMCの進出による動向はどうかと。昨日、私がよく行くお店、居酒屋に行って、話ながら飲んでました。5時半から開けているということだったんで話ながら、意見がTSMCに関して大津町は遅いんじゃないかと。もう少しほかの自治体はどんどん出してますって。大津町は一体何をしているんだというふうな意見をよく聞かれると言われたんですね。ですから、そういったマスコミやいろんなものの使い方が、町長は得意な方かもしれないけれども、伝わってないということですよ。ですから、この点

については大津町の取組というものは5番目、6番目で町長が活気とにぎわいを生む仕組みづくりや町内産業支援と活性化というもの、特に町中というものはサービス産業がたくさんおられますので、それに伴って一次産業のいろんな農産物やそういったものが処理されていく。そういったきちんとした仕組みづくりを推進しなければならないと思います。しかしながら、御心配する皆さんがこの景気の悪さはスタグフレーションですよ。物価はどんどん上がっています。景気は上がってません。こういった時に我々が町として示さなければならないのは何かと。議会が率先してそういった質問をして町長が自ら判断して決断するんですね。こういったものをやりますというものをやらないと。例えば昨日ですね、言われた中にこういったものもありました。Society 5.0とかいろんなITやいろんなものが進むのはいいですけど、キャッシュレスが困ると言われるんですよ。小店舗の場合は。あれで、例えばPay Pay（ペイペイ）とかいろんなあるじゃないですか。ああいったものを使うと手数料が取られる。もともと地元の方々に愛されるためにぎりぎりの線で設定しているのに、値上げはなかなかできないって言われるんですね。かといってそういったものが面倒くさいと。昨日5時半に行きました。そしたら、私が1番でその後に白髪の私よりも御年輩の方が2人入ってこられました。その後3人、4人と入ってこられました。結局皆さんが欲しているんですよ。そういったサービス産業に。それを感じましたね。恐らく昨日は私が一番年下じゃなかったのかなと。要するに人口構造の重心というものは、既に高齢社会で変わっているんですよ。こういったものを施政方針に盛り込んでほしかったですね。問題点は何かと申しますればやはり定年問題ですよ。60とか65で、定年しますという形づけられた定年ですね。そういったものというのはなくなるというのは、20年前にピーター・ドラッカーが指摘しております。そういったものはなくなる。もう人口の動向でわかる。そういったときどうするかと言ったならば、知識労働者はその知識が明快なうちはどんどん働いてくださいと。肉体労働者はさすがに肉体が持たないかもしれないという指摘を行っております。

時間がありませんので1点だけ絞りたいと思います。TSMC問題です。このTSMC問題というのは、関連企業もたくさん来られて、それに従事する方々、そういった方々の居住地として大津町が選ばれるかもしれないと言われました。確かにそう思います。私のまちづくりの基本的な考え方は、幼少から老いて次にバトンタッチするまで、本当に暮らしやすい町ってどうなんだろうかと。いうこれとのずっと葛藤ですよ。やっぱり年を取っていても、私今年63になりますけれども、いろんな田舎に行ってもいいなと思うのは、石垣におじいちゃんおばあちゃんが肩並べて座ってお話をしておられる。そういった風景は本当にほっとします。またそういった安全な地域を作っておかないといけないし、そういった人口構造がさっきいったように重心が変わっているということを強く認識していただきたいということですね。ですから、経済を活性化させるということは誘致企業やいろんなものを持ってくるということは、その原資となるものが入ってくるということですね。自治体は民間企業、営利企業ではありませんので、予算を増額するというのは非常に難しいです。町長はふるさと納税とかそういったものもどんどん取り組んでいきたいとおっしゃっておりますが、あれはあれで税制からすれば実は反対のほうですので、あれはじんわりと横並びでやってもらえれ

ばいいですけど、問題はTSMCがなぜ日本に進出するかということです。これをきちんと分析していかないと誘致企業もままなりませんよ。先ほど1回目の質問で言いましたけれども、世界が相手になってきていますよ。私が調べた中では、TSMCが日本に進出する最大の狙いは自動車産業ですね。これはソニーグループと組んでその後にデンソーも入っております。デンソーはトヨタの兄弟みたいな感じですよ。トヨタ狙われてますね。狙われてますというか、大口顧客ですよ、TSMCからするならば。ということは、今あがっているTSMC、ソニー、ホンダ、デンソーが出てきました。ホンダが出てきました。いろんなことをそういったものからひも付けてどんどん広げていかないと。それを他人任せにしようたら、恐らくいろいろな菊池地域の皆さん集まってからやっというよというのをつくりましたとかありましたよね。菊池地域行政連絡会議こういったものは言っちゃなんですけども、ただ表面だけです。今合志の市長が再度荒木さんになられました。したたかですよ。わかっておられると思います。いろんな農振地域や、いろんなところを土地の目的まで変えてまで発展させた人ですよ。ですからこっちもそれ以上にしたたかにいかないと負けます。そういったところを町長は発信していかないと、不安でならないと。我々は負けない。そういった情報をどんどん集めて、それに関連するものを広げて行って、すべからずセールスはトップセールスのみならず、いろんな部長たちに指示してやらなければならないと思います。最後のTSMC関連だけお答えをいただきたいと思います。時間がある限りで結構でございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

様々に御意見、御助言等いただきましたけれども、TSMCの面に絞ってお話しますと、一つに情報発信が足りないのではないかとこのころで、そこはより一層情報発信に努めたいと思います。ただ一方で現在道路関係であったり、関連する学校の誘致であったり、あるいは今不足しているテナントの誘致であったり、そういったところは正にトップセールスで仕掛けながら表に出せるころ、出せないころありますけれども、そこは住民の方も安心してもらえるようにしっかりとやっていきたいと思っております。

またTSMCで今後この地域がどう変わっていくかも含めてなんですけども、やはり一番重要なのは、町としてしっかりと軸を持つこと。その上でやはり長期展望を持ちながらも臨機応変に対応していかないといけませんので、現在は金融機関、あるいは不動産業者、あるいは今度アドバイザー専門家のほうも予算をお願いしておりますけれども、そういったところでしっかりと情報を集めながらやっていきたいと思っております。また適地調査のほうを工業団地に出しておりますけれども、大津町は南部工業団地の話もありまして、これまでなかなか調査研究進んでいないような状況でしたが、ほかの自治体に関しては、例えば5年ごとに毎回適地調査やっているような取組を行っております、出遅れたところもありますけれども、副町長に調整いただいて、そこはスピード感を持ってできる形で進めているところでございます。ただ、そこでも大切になってくるのは、ほかの県の工業団地もある、益城もやる、西原もやる、山鹿のほうもやるという中で、ただ単に工業団地をつくっても厳しくなる可能性があると思っております。また、今からは働く人の問題もありま

すので、そういったところも織り込んでいかないといけないので、住む地域、人をどこで集めるか、働いていただく過程も考えていく必要があると思ってます。また、様々な業種がきますけども、単純に考えていくと、固定資産が大きい企業に来ていただいたほうが町としては恐らく固定資産税は多くなる。そういう話もございますので、大津町が工業団地をつくるにあたってもどういった工業団地を作れば人材不足の面も含め、固定資産の面も含め、あるいは将来の安定性も含め、町がより発展していくのか。そういったことをしっかり分析、把握しながら状況を見極めながら進めていきたいと思っております。

また、それを進める体制なんですけれども、今特別チーム等を作っております。ただその中で重要となってくるのは、私だけで動けないところももちろんございます。その中で部長としっかりコミュニケーションを取りながら、ただ部長だけでは伝えきれないところもあるので、そこだけではなく施政方針もそうです。今度の総合計画もそうですし、以外の折にふれての職員との接点もそうですし、私があるいは町としてどういった方向で進めていくのかを職員一人一人が理解して、職員が判断すべきところは的確に、適切に、迅速に判断できて、スピード感を持って対応できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴の皆様ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時44分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和4年第2回大津町議会定例会会議録

令和4年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第6日)

令和4年3月18日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理者 兼 会計課長</td> <td>元田 正剛</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>総務部総務課主幹 兼 行政係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>兼 法制執務係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>総務部財政課課長補佐 兼 財政係長</td> <td>大塚 昌憲</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長</td> <td>矢野 好一</td> <td>教育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長 併任 工業用水道課長</td> <td>田上 克也</td> <td>教育 部長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教育 部次長</td> <td>平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長</td> <td>白石 浩範</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>高橋 和秀</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清水 和己</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理者 兼 会計課長	元田 正剛	副町長	佐方 美紀	総務部総務課主幹 兼 行政係長	吉良 元子	総務部長	藤本 聖二	兼 法制執務係長		住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係長	大塚 昌憲	健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育 長	吉良 智恵美	産業振興部長 併任 工業用水道課長	田上 克也	教育 部長	羽熊 幸治	都市整備部長	村山 龍一	教育 部次長	平岡 馨	総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀	総務部財政課長	清水 和己		
町 長	金田 英樹	会計管理者 兼 会計課長	元田 正剛																																		
副町長	佐方 美紀	総務部総務課主幹 兼 行政係長	吉良 元子																																		
総務部長	藤本 聖二	兼 法制執務係長																																			
住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係長	大塚 昌憲																																		
健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育 長	吉良 智恵美																																		
産業振興部長 併任 工業用水道課長	田上 克也	教育 部長	羽熊 幸治																																		
都市整備部長	村山 龍一	教育 部次長	平岡 馨																																		
総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀																																		
総務部財政課長	清水 和己																																				

会 議 に 付 し た 事 件

同意第 1 号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
---------	------------------------------

議 事 日 程 (第 6 号) 令和 4 年 3 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	各常任委員会の審査報告について	質疑、討論、表決
日程第 3	委員会の閉会中の継続調査申出書について	議決
日程第 4	令和 3 年度・令和 4 年度議員派遣について	議決
日程第 5	同意第 1 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染症対策のために、途中、休憩等を入れながら進めますので、よろしくお願ひします。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に令和 4 年 3 月 7 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 2 号関連、議案第 1 4 号、議案第 1 8 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号関連、議案第 2 8 号、議案第 3 1 号、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号の 1 0 件であります。

当委員会は、3 月 8 日、審議の前に、所管事業の 8 か所の現地調査を行い、その後、委員会室 4 0 3 において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、議題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第12号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

農業委員会におきましては、委員より、相続によって非農家が所有者になっているなど、どのような問題があつて耕作放棄地となつたか把握できているかとの問いに、執行部より、毎年耕作放棄地の調査を実施しており、他機関とも連携しながら把握に努めております。

また、委員より、耕作放棄地の発生は予見することができず、事後対応として集積に努めるなどということかとの問いに、執行部より、突発的な発生につきましては予見が困難であります。農政課が実施したアンケート調査によって農地所有者の将来的な意向を把握している部分もあるので、連携を取りながら対応していきたいと考えておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、情報は非常に重要なので、データ化して分析するなど有効に活用していただきたい。対し、執行部より、人・農地プランが今後法制化され、地域ごとに実効性のある形で見直されていきますし、農地利用最適化推進委員にタブレットを使うなどして情報収集を行っていただくなど連携して集積を進めたいと考えておしますと答弁がありました。

また委員より、若い農業者も減少してきており、耕作放棄地の解消率を上げていくことが難しくなると思うが、その点はどうか考えているのかとの問いに、執行部より、今後導入するタブレット端末を活用しながら、規模拡大の意向など情報収集に努め、マッチングを行うなどして解消していきたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、タブレット端末を活用した情報収集はどのようにして行うのかとの問いに、執行部より、農地ナビと連動するアプリケーションを国が開発しており、農地の状況等を把握することが可能になります。農政課で予算計上している多面的機能支払交付金事業の必須メニューとして耕作放棄地の解消がありますので、各集落で取り組んでいただいています。また、将来的に優良な農地を担い手に集約できるよう、北部の圃場整備事業を地元とともに推進しておりますと答弁がありました。

産業振興部農政課におきましては、委員より1-1-1の目標指標にある担い手への農地の集積率について、耕作放棄地の解消率が3%から8.5%と約2.8倍になっているのに対し、担い手への農地の集積率は、57.8%から66.7%と正比例になっていない。この2つは関連させたものではなく、単独で積算した数値ということかとの問いに、執行部より、その通りです。毎年、担い手の農地利用集積状況調査を行っており、今後の農政課の政策的な事業として、対象地区の全面積を担い手の方に集積していく矢護川地区の圃場整備事業や岩坂・中島地区の農地集積事業も予定しておりますので、その点を考慮して、毎年1.78%ずつ増加する見込みとして令和7年度の目標を66.7%にしておりますと答弁がありました。

また委員より、目標指標には、若手の担い手が増えていないという現状や一次産業の従事者の今後の流れ、人口ビジョンの分析等は加味されていないのかとの問いに、執行部より、矢護川地区の圃場整備事業で、矢護川の農地の狭小地や水がない圃場を基盤整備することで、1地区20ヘクタ

ール程度の面積を3名～4名の担い手が今後の農業を担っていくという計画を立てているところです。また、今まで農業に従事されていた方は、その3～4名の担い手との管理委託契約により、担い手の収益から分配される形に今後は変わっていきますと答弁がありました。

また委員より、農業に従事しない人間からすれば、山積みで捨てられているニンジンを見て、とてももったいないと感じる。うまくできたけれども売れないといった農業の実情に対応できる、町でいう基金のようなクッション材的なものは農業にはないのかとの問いに、執行部より、今回、計画しております農畜産物の販売促進会議で、規格外の野菜等の販売をできればと、道の駅大津の担当者と話をしているところでもあります。畑で放置されていたものを少しでも消費者の方に販売できるように、今後、企画していきたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、差別化を図るブランド化と販路拡大が必要とあるが、町はどれだけ具体的に関わっていく予定なのか。町が主体でやっていくのか。それとも農業者が主体でやっていくのかとの問いに、執行部より、町としましては、既に独自ブランドを設けている農家もいることから、約140経営体ある甘藷農家全員が、1か月貯蔵する等の出荷基準を統一することは難しいと考えており、30経営体からなるJAの甘藷部会がありますので、経済連のブランドである「ほりだしくん」がありますが、町とJAで協議しながら、ブランド化ができないかと考えておりますと答弁がありました。

委員より、生産面は整備されているのに、販売面は整備されていない。これからの流れとしては必要になってくるものなので、町としても強化していくべきだと思う。自分で努力しなさいという形だけではなくて、町としても、町の1次産業をこれから先も永続的に続けていくためにも、独自の販売網を作るなど、販売面を確立させていかなければいけない。インターネット販売のプロフェッショナルを呼んで勉強会を行って、独自の販売網等を構築していくまで支援をしていく必要があるのではないかと問いに、執行部より、ECサイトの強化については、ふるさと納税等もありますので、しっかり強化をしていきたいと考えております。また、企業誘致の柱でIT企業の誘致にも力を入れております。町内に立地されたIT企業で得意分野にされている事業者もおられます。実際、ホテル連や企業連とも会合を始めており、商工会やJA、農家の方々とのマッチングも考えておりますので、御指摘の点につきましては、しっかり取り組んでいきたいと考えておりますと答弁がありました。

産業振興部商業観光課では、意見として、商業の振興の施策の方針の中で大型ショッピングモールの誘致推進とあるが、誘致にはかなりの競争があると思われる。誘致の努力をするのはいいが、相手側の企業あつてのことということ認識しておかなければならない。

また委員より、土地利用政策の推進の南部地域と北部地域のにぎわいの創出でフットパスのことを言われていると思うが、参加した人の評判は良いが、実施していることを知らない人が非常に多い。周知方法の検討をすべきではないかと問いに、執行部より、周知につきましては、肥後おおづスポーツ文化コミッションを通じて努力していきたいと思えます。併せて肥後おおづ観光協会へも情報発信の強化をお願いしていきたいと思えますと答弁がありました。

また委員より、肥後大津駅周辺のにぎわいの環境整備はWi-Fi整備を想定しているのかとの問いに、執行部より、通信環境整備ではなくインフラ整備を想定していますが、通信環境整備につきましても、今後検討していきますと答弁がありました。5Gの環境も進んでおりますので、通信環境の将来性を踏まえ検討していきますと答弁がありました。

また委員より、熊本市から大津町の区間はにぎわう地域として捉えられている。菊陽町や合志市と連携して総合的な社会インフラ整備としてWi-Fi整備などを県へ要望していくことも考えていくべきではないかとの問いに、執行部より、現在、菊池管内4市町で行政連絡会議を設け交換をしています。道路の渋滞緩和にも連携して取り組んでいこうと申合せをしているところであります。また、消費者から見た場合は大津町、菊陽町、合志市を含め生活の利便性を求められております。TSMCの進出やJRの分岐も狙上に載りましたので、連携すべきところは連携していきたいと思っております。また、菊池管内以外にも西原村や益城町とも意見交換をしているところで、空港を中心に連携できるところは連携していきたいと思っております。加えて、町単独でも戦略を立てながら良い流れを呼び込みたいと思っておりますと答弁がありました。

産業振興部企業振興課（工業用水道課含みます）におきましては、委員より、既存工業団地にとられていけば前に進めないの、これから新しいことを作り出すという気持ちに切り替えて進めてほしいとの問いに、執行部より、大津町は昭和50年頃から本田技研工業熊本製作所が進出し製造業を中心に発展しております。既存企業と今まで以上につながりながら、新たな製造業誘致に力を入れていきます。また、今年から始めたIT企業誘致を進め、製造業との相乗効果を狙った新しい産業の創出ができるよう進めていきますと答弁がありました。

また委員より、高校新卒生の町内就職率において製造業関連に絞った理由は何かとの問いに、執行部より、大津町企業連絡協議会は製造業を中心として構成しており、毎年町内高校から新卒生を何名雇用したか捉えている情報があり今回の指標としました。今後はほかの業種についても先生方と連絡を密にして調査研究を行っていききたいと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、農工商併進での発展というようにバランスを取ることが重要であり、1次産業のみでは足りないし、2次産業だけでも足りない。1、2、3次産業の体制を整え6次産業化まで持っていくことである。大津町の強みである交通の要衝や豊富な地下水など町の魅力を把握し宣伝する必要があるのではないかとの問いに、執行部より、大津町の強みにつきましてはしっかりと把握し、優位性を理解していただいた上で誘致を進めたいと思っております。また、第1次産業から第2次、第3次と産業がありますので、関係課やプロジェクトチームと情報を交換しながら企業誘致を進めていきますと答弁がありました。

また委員より、人材の確保において高校生に的を絞っているが、町と高校とのつながりはとても重要である。国家100年の計は教育にありとも言われているので、高校とのつながりはもっと強くなければいけないのではないかとの問いに、執行部より、町内には県立高校が3校あり、学校の先生方と情報交換を密に行っており、毎年、企業ガイダンスや情報交換会を開催しております。コロナ禍により中止になりましたが、工場見学会も計画しておりました。人材の確保は、土地を準備

し企業立地したとしても非常に懸念されている材料になります。熊本県も人材対策の組織を作ると聞いておりますので、県とも連携を行うところであります。また、民間企業でも人材育成関連の企業がありますので、民間の力も借りながら、町としてできることをしっかりと行った上で今後の人材確保に取り組みますと答弁がありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、災害時の避難用迂回路の把握はできているのかとの問いに、執行部より、町道について迂回路の把握はできておりますが、現在急増している住宅地開発の開発道路についても基準に合った道路整備指導を行い、寄附等の受入れを行っております。離合ができるよう道路整備に努めていきますと答弁がありました。

意見としまして、林道の細い道でも離合箇所が複数設けてあり、道路拡幅できなくても交互通行が可能である。また、傾斜の箇所についても水切り等の排水施設を設け、道路本体が損傷しない構造になっている。このような技術を今後のまちづくりの中で生かせるよう伝承してほしい。道路の線形状況にあった現場対応ができる技術職員を育てていくべきである。

また委員より、人口減少自治体において道路の維持管理などインフラ整備がメンテナンスできていない所が増えつつある。今後、大津町においても維持費がなるべくかからない施工を考えていくべきではないかとの問いに、執行部より、まずは施工段階で維持費が安価で長持ちする施工を心掛けていきます。また、地元住民の方々の理解を得ながら協働して維持管理を行っていきますと答弁がありました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、T S M Cの進出に伴い、町として今は企業誘致に取り組むべきだと思う。そこで、各企業が進出するための土地の確保について、大津町都市計画マスタープラン・大津都市計画区域マスタープラン・大津農業振興地域整備計画・大津町森林整備計画など、それぞれの計画と横断的に整合を図る上では、都市計画マスタープランの見直しも必要ではないか。また、現在、T S M Cに関連した工業団地の整備について、町としてはどのような取組を行っているのかとの問いに、執行部より、土地利用について説明いたします。平成30年度に作成した大津町都市計画マスタープランでは、将来を見据えて計画しており、例えば中九州横断道路につきましては、今回、合志～大津間が事業化となることや、その周辺の土地開発地域や国道57号北側復旧道路のインター周辺についても、作る時点で想定が可能な部分も含めて作成しております。その後、今年度熊本県が作成する大津都市計画区域マスタープランにつきましても、20年後の大津町を見据えて作成することとなっておりますので、可能な限り工業地域や商業地域など、開発地域を想定した表現としてもらっております。

また、大津町と菊陽町との違いは、大津町は全域都市計画区域ですが市街化調整区域はなく、用途地域の定めがない場所は無指定の白地であるため、都市計画法上では厳しい制限がないということであります。しかし、中には農業振興地域整備計画に該当する地域がございますので、こちらについては農振法による制限がかかるため、これから企業が求めるような場所の選定に併せ、必要に応じて用途地域を定め、農政部局との協議・調整を行いながら、土地の紹介を進めていきたいと考えております。

また委員より、工業団地の選定及びT SMC推進本部全体の動きについて説明いたします。県営工業団地で長らく空いていた菊池テクノパークにも企業進出が決まり、早速T SMCの効果が現れており、県は今後25ヘクタール規模で2箇所の県営工業団地を整備し、令和8年度からの分譲開始を予定しております。そのような中で、町も、県の規模ほどはありませんが、スピード感を持って進めていくため、適地調査の補正予算を計上させていただきました。候補地選定に当たっては、スピード感を重視し、事前に内部で検討し候補地の想定を持ちつつ、専門家の意見を踏まえ、通常よりも時間を短縮し、適地を選んでいきたいと思っております。また、受皿の整備だけでなくインフラ・住宅・教育・子育てなど多岐にわたる分野で、プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めているところであります。現時点では形としてお示しできるものではありませんが、現在も、情報共有をはじめ、優先順位付けや、項目ごとをロードマップで共有し、アクセス鉄道の動きも捉えながら、まちづくり全体について、検討を深めている状況であります、とありました。

意見といたしまして、世界を相手にできる企業進出の影響力は計り知れず、このチャンスを逃さないためにも、下地作りが大切だと考えるので、様々な関係者への事前説明など、町としてできることを隙なくしっかりと進めていただきたいと思います、とありました。

都市整備部下水道課におきましては、浄化センターについては、適正な規模や流入量を予測するのは難しい施設である。これまでに増設や更新などを続けてきたが、将来予測も含め、これらの投資は計画通りにできているのかとの問いに、執行部より、現在の天津町における流入量は、日当たり9千500立米から1万500立米程度であります。今回、3系統を増設するにあたり、処理能力は日当たり1万5千800立米に上がる計画であります。よって、当面の増加分は対応可能と見ておりますが、人口推計などは平成29年度時点のものでありますし、流入水の水質の影響もありますので、4系目の増設のタイミングも考えないといけないと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、下水道の処理施設は止められない施設である。もし施設が機能しなくなった場合の想定はできているのかとの問いに、執行部より、令和2年の豪雨災害で被害を受けた人吉市の下水処理場の例を挙げますと、その時は仮設設備などによって簡易滅菌処理で対応した実績がありますと答弁がありました。

議案第12号関連は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号天津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、第4条に掲げている5つの基本方針に基づく施策は商業観光課が行うのか。例えば、中小企業や小規模企業が集まる商工会に取りまとめてもらい、事業化されたものに支援を行うほうが現実的ではないか。条例を有効に働かせるためには、どこがどのような手法で動いてくれるほうが良いのか考えていくべきではないかとの問いに、執行部より、町が直接補助金を交付した方が良いのか、または商工会等を通じて整理をしたほうが良いのかという見方もありますので、活性化会議の中に商工会の方や企業連絡協議会の方にも入ってもらうように調整しています。より有効な施策を実施するにはどこがグリップしたほうがいいのかを補

助の内容、業種や業態の状況も踏まえ議論し、有効な施策を考えていきたいと思いますと答弁がありました。

議案第14号は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

産業振興部商業観光課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第18号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第24号大津町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例についてであります。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号菊陽町町道路線認定に伴う承諾についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第25号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和4年度大津町一般会計予算についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、農業次世代人材投資事業補助金は、今から経営開始する人に対して、5年間150万円を交付するものかとの問いに、執行部より、49歳以下の新規就農者であること、立てた計画が実現可能なものであること、前年の世帯所得が600万円未満であること等の条件がありますが、1年目から3年目は150万円、4年目から5年目は120万円の最長5年間交付されるものになりますと答弁がありました。

委員より、経営開始5年後からは交付がなくなるということだが、それまでに経営を成り立たせるということか。その場合、5年未満で辞めたら補助金を返還しないといけないのかとの問いに、執行部より、その通りです。農業次世代人材投資事業は、交付された期間と同期間、同程度の農業を経営しなければ、補助金を返還しなければならないという要件がありますので、5年交付を受けた方は交付期間と合わせて最低10年間は農業をしていただく必要があります。そのため、町でも就農状況報告書の提出により、交付終了後も5年間は面積規模等の確認しておりますと答弁がありました。

委員より、有害鳥獣対策について、現在電気牧柵の補助を行っていると思うが、国が推奨している中に緩衝帯の整備が挙げられてると思うが、緩衝帯の整備は実施していないのかとの問いに、執行部より、多面的機能支払交付金の事業メニューに鳥獣対策がありますので、各地区で取り組まれている可能性はありますが、町が直接整備しているものはありません。また、圃場整備を進める上で、現在、上中地区と真木地区で計画しておりますが、地区内の一番北側の町道は、現在1車線の幅員の狭い3から4メートル程度の道路を片側一車線に広げることによって、緩衝帯となるという形で事業を進めておりますと答弁がありました。

委員より、土地改良事業補助金の弾丸暗渠設置工事をどのような形で行うのか、との問いに、執行部より、弾丸暗渠とは、田畑の土中に穴を作り土中の水を排出し、土を乾きやすくする技術であります。今回は水田に水が入ってくるという相談があつているので、水田に集水用の穴が開いた配水管を埋設し、排水管の周りは石詰めして水を吸い込ませ、側溝まで排水を持っていくような形で実施しますと答弁がありました。

また委員より、森林管理意向調査委託について、未回答分の回答の再調査ということだが、今後の流れについて説明をお願いしたいとの問いに、執行部より、森林管理意向調査は、山林所有者に今後の管理について調査を行うものであります。町に委託したいという意向であれば、本来であれば山の所有者が管理を行う必要がありますが、山の多面的機能を維持するために、町が森林整備計画を作り、所有者に代わって管理を行っていきます。自分で管理していくという意向であれば、所有者が管理し、木材を出荷してお金に変えていただく形になります。

また委員より、森林公園の利用はされているのか。森林公園の存在も知らない人もいるのではないかと問いに、執行部より、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業補助金を活用して整備を行う予定であり、整備した場所を活用して事業を行う必要がありますので、森林インストラクター等と呼んで、森林公園を使った活動を考えていきますと答弁がありました。

意見といたしまして、森林公園の近くにある東部清掃工場の解体が近いうちに行われる予定になっており、今後の活用方法を考えていく必要がある、とありました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、新阿蘇大橋活性化協議会ではどのような事業を行っているのか。執行部より、新阿蘇大橋開通を契機に大津町、南阿蘇村、高森町の3町村で共同して観光誘客を図っていく協議会になります。令和2年度からスタンプラリーや肉を押し出した企画を実施し誘客を図っています。多数の家族連れにも来ていただいております、好評を得ているところであります。本来は熊本駅や博多駅でキャラバン的な営業を実施し県外からの誘客も行う予定でしたが、新型コロナの影響により実施できていない状況であります。なお、本事業は県のスクラムチャレンジ事業の補助金を活用して実施していますが、令和4年度で終わりますので、令和5年度以降は南阿蘇鉄道を中心とし、3町村で観光面での連携を図っていきたいと考えていますと答弁がありました。

委員より、岩戸溪谷遊歩道の復旧に公費を投入するには、町の観光資源としての位置づけが必要ではないかと問いに、執行部より、岩戸溪谷は有効な観光資源に成り得ると考えておりますと答弁があり、また委員より、ビジターセンターの太陽光売電だが、今後メンテナンスなどを考えると採算が取れなくなるのではないかと。子育て健診センターにも設置してあるがどのような状況かと問いに、執行部より、太陽光発電の売電契約は全量売電方式と余剰売電方式があります。太陽光を設置する際の補助事業により決まりが異なります。子育て健診センターは余剰売電方式でした。電力の余剰は出ていないようで歳入は上がっていないようであります。ビジターセンターについても余剰売電方式で通常の電力消費で余剰が出ていない状況であります。どれだけ発電しているかまでは確認できていませんでしたので、今後確認していきます。また、老朽化が少しずつ進んで発電

効率も悪くなってきています。今後のメンテナンスを考えると、このまま維持していくべきかを検討していかなければならない段階に入ってきたかと考えておりますと答弁がありました。

産業振興部企業振興課におきましては、委員より、戦略的企業誘致支援業務を請け負う事業者はいるのか。執行部より、製造業関連企業とIT関連企業の誘致情報を取得する際に、専門的な知識や知見を取り入れ、戦略的に目標を達成するために業務委託するものであります。製造業では半導体関連企業が中心となり、業界に精通した事業者を想定しております。また、IT関連企業では現在、熊本県が委託し、今年度2社大津町に立地協定に手掛けていただいた事業者などを想定しておりますと答弁がありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、ふるさと農道調整池は相当量の土砂が堆積しているようだが、機能は発揮できているのかとの問いに、執行部より、現在のところは適正管理され機能は果たされておりましてと答弁がありました。

また委員より、世界情勢が不安定で原材料費や労務費の高騰が危惧される。工事費の高騰で予算が足りなくなり、事業が滞ってしまう心配がある。財政当局と協議して円滑な事業推進を図るべきではないかとの問いに、執行部より、令和4年度は主に測量設計が多いため、次年度以降に予定されている橋梁補修等の特殊材料等、先を見越した発注を心掛けていきたいと思っております。また、材料費等高騰が著しい場合には、国・県等に補助金増額要望も併せてやっていきたいと考えていますと答弁がありました。

また委員より、材料費高騰を何かしらの方法で補填すべきではないか。前払金率を引き上げてでも高騰する前の材料を確保しておくべきではないかとの問いに、執行部より、最小の費用で最大限の効果を出す必要がありますので、財政当局と前払金率等についても協議してまいりますと答弁がありました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、放置自動車撤去手数料2万円は、放置物に対して公金を使って処分している状況だと思うが、自転車等についても、登録制度とIT技術を活用し防災交通課や警察署と連携することにより、所有者に撤去させる手続などができればこのような予算も必要ないとする。仮に撤去した場合、所有者から苦情があったりするのか。また、環境保全組合では、撤去自転車のリサイクルを行っているとも聞いたがどうなのかとの問いに、執行部より、撤去は、警察などと協力し可能な範囲で調査し、所有者へ通知するなどの措置を行った上で撤去するため、苦情があった実績はありません。また、比較的きれいな自転車は、修理を行い、様々な団体に寄附されていると聞いていますと答弁がありました。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第26号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、共有財産の真木団地について説明をお願いしたい

との問いに、執行部より、大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計は、菊池市、合志市、菊陽町、南阿蘇村と大津町の旧大津町外五ヶ町村山林原野組合の地上権設定地管理处分に関する事務の委託に関する規約及び、大津町外五ヶ町村山林原野組合の解散に伴う財産処分に関する協議書に基づき、共有名義の土地約1千100ヘクタールに関する事務を行うための特別会計であります。真木団地の施業については、下刈りと新植を予定しており、長期施業委託で実施しているため一般会計への繰出金として計上しております。令和3年度で伐採が終了していますので、今後は下刈りと新植を実施していくこととなりますが、財政計画等を関係市町村と協議していくこととなりますと答弁がありました。

議案28号は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第31号令和4年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

産業振興部工業用水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第31号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第32号、令和4年度大津町公共下水道事業会計予算についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、使用料の見直しについては、どのような方向性を持っているのかとの問いに、執行部より、使用料の見直しについては、菊陽町や合志市など、近隣市町村の料金体系も参考にしながら、今回の業務委託によって様々なシミュレーションを行い、それらの結果を基に審議会を立ち上げ、その中で検討していく予定でありますと答弁がありました。

委員より、菊陽町の使用料が安価なのは、熊本市が処理をしているからなのかとの問いに、執行部より、地形や企業による大口の利用、あるいはマンション建設などによる人口密集地の増加によって、効率よく使用料が入ってきているものと思われますと答弁がありました。

意見として、下水処理場を始め、公共施設は計画的に使っていく事によって資産の価値が出るものであり、民間の知恵を使いながら慎重に運営をしてもらいたい。また、意見とし、特別会計というものは自立性が求められるため、使用料の値上げはやむを得ないかもしれないが、負担する側からすれば、どうしても抵抗がある。しっかり根拠を整理して町民の理解を得られるように進めていただきたいとありました。

議案第32号は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第33号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計予算についてであります。

都市整備部下水道課であります。

委員より、企業債がまだ11億4千500万円残っている。投資額が過大ではなかったのかとの問いに、執行部より、農業集落排水事業は短期集中的に事業を実施しており、企業債の残高も多くなっております。企業債の償還のピークは令和11年まで続く見込みでありますと答弁がありました。

また委員より、農業集落排水地域の人口推計の見込みはどう考えているのかとの問いに、執行部より、錦野地区については減少傾向を見込み、杉水地区については、開発等による増加を見込んで

いますと答弁がありました。

委員の意見といたしまして、投資効果の視点と同時に、環境整備の視点もあるので、投資したからにはメンテナンスなどを効率的に行い、町全体の発展につなげてもらいたいと、意見を述べられました。

議案第33号は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、経済建設常任委員会の報告は終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時51分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） 皆さん、こんにちは。ただいまから、令和4年3月7日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、会議規則第77条の規定により、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第12号関連、議案第15号、議案第20号、議案第26号関連、議案第27号、議案第29号、議案第30号の7件であります。

当委員会は審議に先立って、3月8日に関係する14箇所の現地調査を行い、その後、委員会室401において執行より説明を求めながら審議を行いました。審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点をあきらかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第12号関連、大津町振興総合計画の策定についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、施策の方針2-4-1に就労継続支援事業の充実とあるが、大津町内に事業所数はどれくらいあるのかとの問いに、執行部より、A型事業所が2か所、B型事業所は4か所です。そのうち、A型事業所は雇用契約を結び、最低賃金を保証するもので、B型事業所は、雇用契約を結ばずに体調に合わせて、必要な訓練等を行うものです。どちらの事業も最終的には、一般就労を目指していただくということになりますと答弁がありました。

委員より、災害時避難行動要支援者名簿を活用した地域版防災計画の作成地区数は何地区あるのか。また、一度計画を作成しても、対象者や支援者は変わっていくため、見直しを継続しなければならない。計画を作成し、体制を構築するためには1年程度かかると思うが、未作成の区にどのように推進していくのかとの問いに、執行部より、各区にアンケート調査を実施したところ、計画を作成して避難訓練等を実施している地区は8地区あります。災害時避難行動要支援者名簿の活用方法については、地区により名簿情報の共有や声掛け体制の検討など熱度に違いがあります。引き続

き、区長や民生委員児童委員を中心に啓発し、社会福祉協議会とも連携して、作成地区での作成方法をお示ししながら、防災計画作成の推進に努めますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課より、令和3年度の待機児童は何名かとの問いに、執行部より、3月現在は20名ですが、通常、待機児童として公表される令和4年4月時点は今のところゼロですとの答弁がありました。

委員より、入園申込みのときに兄弟姉妹で別の園に通わないといけない場合があると聞いたが、実際にあるのか。そういうケースをゼロにしていけないと思ふとの問いに、執行部より、基本的には加算をするなどして、同じ園になるように調整をします。しかし、定員数の関係で、上の子が入っている園にどうしても入れない場合があります。その場合は待っていただくか、他の園に入っていただくこととなります。との答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、他の市町村に比べ、大津町でのシルバー人材センターの仕事の受注は民間が多く、公共が少ないと聞いたが、官民の割合はどのくらいかとの問いに、執行部より、令和2年度時点のデータですが、公共機関が41%、民間が59%となっています。大津町のシルバー人材センターは、比較的、就労の場が多い状況で、民間だとホテルの清掃などの観光業関係で就労のニーズがあります。しかし、最近ではコロナ禍もあり、そちらの需要も落ちてきていますので、センターとしても会員さんの就業先を回すため、苦勞されているというようなお話は何っています。ただ、他市町村に比べて、民間からの受注が多いのは、仕事の総数が増えることにもなりますので、恵まれているところでもありますとの答弁がありました。

次に健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室・健康保険課関係では、委員より、施策の方針2-1-1、健康づくりの推進について、具体的には何を実施するのかとの問いに、執行部より、今回、無関心層に届く健康アプリを活用した健康づくり事業として、令和4年度から健康アプリを活用した熊本連携中枢都市圏事業の健康ポイント事業の取組と、民間企業と連携した食育指導や運動教室、健康教室等の事業展開を考えています。具体的には、今年の4月に配置予定の地域活性化起業人からアドバイスを受けながら検討していきますとの答弁がありました。

委員より、特定健診の受診率を36.2%から令和7年度60.0%と目標を設定しているが、具体的にはどのような取組をするのかとの問いに、執行部より、令和2年度の特定健診受診率については、36.2%ということで、前年度よりも6%ほど低下している状況です。令和3年度については、40%前後の受診率ですが、受診率は上昇すると見込んでいるところです。令和4年度については、案内文書や広報等を見直し、新たな申込み方法として、電子申請も取り入れており、若年層の方が申込みしやすい環境の整備を考えています。健康アプリや地域活性化起業人を活用し、町の課題等を解決しながら特定健診受診率向上につなげていきたいと考えています。また、令和5年度からは県との一体的な取組として、個別健診の導入を検討しており、受診率向上につなげていきたいと考えていますと答弁がありました。

次に、教育部学校教育課関係では、委員より、施策の方針3-2-2、町学力調査の正答率が目標指標になっているが、大津町の学力は全国並みかとの問いに、執行部より、おおむね全国平均で

はありますが、令和2年度に関しては下回った状況ですと答弁がありました。

委員より、令和7年度の目標が全国値以上とあるが、新年度にでも全国値以上、または県平均以上を目指すべきではないかとの問いに、執行部より、町が実施している学力調査は、全ての市町村で行われているものではないため、同じ学力調査を実施している全国の自治体と比較するものです。目標指標は令和7年度において全国値以上としていますが、全国値を目指すのではなく、さらに上を目指していきたいと考えていますと答弁がありました。

委員より、不登校対策について、対象となる児童生徒数は増えているのかとの問いに、執行部より、数は増加傾向にあります。ICT機器を活用した取組や別室登校など、それぞれに寄り添った対応により教室に復帰するケースも出てきています。不登校の数を減らすことも大事ですが、一人一人に応じた支援を行い、将来を見据えた社会的自立に向け、関係機関と連携していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

意見として、ぜひ、ICT機器の有効活用をお願いしたいとありました。

次に、教育部学校教育課学校給食センターでは、委員より、食育指導の実績が令和2年度は1回ということだが、オンラインで給食センターから食育の指導ができないか。Wi-Fiや電子黒板などが整備されているので、是非ICTを活用してもらいたい。また、食育指導は具体的にどうしているのかとの問いに、執行部より、通常の食育指導は、栄養教諭2名が給食の時間帯などに学校へ出向き、栄養や地産地消、調理過程などをテーマに、食への関心を深める講話などを行いますが、学校へ出向くことが困難だった令和2年度は、消費が冷え込んだ地元産和牛の活用や、国の食材提供事業などを活用しましたので、学校への訪問に代えて、和牛の生産過程や真鯛の生産過程、併せて町特産のからいもの生産過程に生産者インタビューも交えた食育用DVDを作成し、各学校での視聴に取り組んでいただいたところです。

意見として、新型コロナの影響で、学校へ出向くことが難しいならば、是非ICTの活用を行ってほしいとありました。

次に、教育部生涯学習課関係では、委員より、施策の方針3-3-3の目標指標に、運動公園の利用者数が20万人となっているが、妥当なのかとの問いに、執行部より、平成30年の実績を基準に目標設定をしていますとの答弁がありました。

意見として、良い芝生の競技場があるのだから、町内の子供たちに町運動公園の利用促進をお願いしたい。町内の13万人はぜひ目標にしていきたいとありました。

執行部より、全国に誇れる芝生があるので、子供たちの利用促進を行います。町内の園児などにも利用を呼びかけていきますとの答弁がありました。

施策の方針3-4-1、伝承館の一般来館者目標が2,300人となっており、今の伝承館の広さでは狭いと思うが、目標達成の見込みはあるのかとの問いに、執行部より、リピーターや新規来館者が増えるよう、展示物の入替やテーマを持った展示のほか、近隣の施設を交え来館者を迎えることで目標達成を目指しますとの答弁がありました。

意見として、伝承館でもっと人材育成を図ってほしい。また、インターネットなどを活用し

た新たな取組などにより大津町の歴史を発信してほしいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第12号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、大津町南部地区広場設置条例の制定についてであります。

委員より、「南部地区交流広場」ではなく、「江藤家前広場」など、みんなが親しむような名称にならないかとの問いに、執行部より、岩戸神社や不知火光右衛門の墓、森地区の岡本家住宅などの、南部に広がる観光拠点という位置づけで南部地区交流広場という名称を付けています。地元の方と意見交換をし、より親しみやすい愛称を考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第15号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第20号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和4年度大津町一般会計予算についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、民生委員児童委員の改選について、区長との兼任や夫婦で区長と民生委員児童委員をされている方がいるが、負担軽減などの提案はないかとの問いに、執行部より、中部地区区長会から成り手不足で人選に苦慮していると相談がありましたので、お集まりいただき説明会を行いました。町として民生委員児童委員は区長や区役員との関わりが地域福祉推進に最適なことから、地域で人選してもらうことをお願いし、候補者はいるがどう声掛けすべきか悩まれる場合は、区の皆さんと一緒に町も同席して民生委員児童委員の役割の説明を行うことを説明しています。しかし、担い手不足や負担軽減の対応には苦慮しており、全国的な課題でもありますとの答弁がありました。

委員より、新規の基幹相談支援センターの設置について、どのように開設するのか。また、障害者への相談には、困難事例など、対応にかかる時間がかかり長く、負担が大きいのと思われるが、相談員の人数は足りるのか。役場で対応することが増えるのではないかとの問いに、執行部より、現在、ふくしの相談窓口内の障がい者相談支援センターには、1名以上従事するという契約をしており、2名の相談員が従事しています。サービス利用についての相談など、一般的な相談対応ですが、最近では、方向性が決まるまで、時間をかけて伴走型で対応すべき困難事例が増えている状況です。そこで、困難事例の対応と従来の一般相談を含めた総合相談窓口として「基幹相談支援センター」を新たに整備し、困難事例の対応を2名、従来の一般的な相談対応を1名の体制で予定しています。併せて、基幹相談支援センターでは、困難事例のコーディネートの他、町内の福祉事業所の皆さんと、連携して障害、福祉全般の資質の向上を図っていきたくと考えています。今回、基幹相談支援センター業務については、8月から開始予定で、4月以降町内事業者に事業計画を示した上で、プ

ロポーザルという形で事業者選定を進めていきますとの答弁がありました。

委員より、ふくしの相談窓口の周知はできているのか。また、困っていても自分から相談できない人等への対応はできているのかとの問いに、執行部より、広報やホームページにて窓口を周知しています。他にも昨年末に実施しましたフードパントリー事業ではアンケート調査を実施し、困りごとがある方にはこちらから声掛けをしたり、区長や民生委員児童委員には地域の中で福祉に関する困りごとがある方がいたら、ふくしの相談窓口につないでいただくよう案内も行っています。今後も町公式ライン等を活用し、情報発信に努めますとの答弁がありました。

委員より、移動販売事業の運営状況はいかがか。また、周知はできているのかとの問いに、執行部より、令和3年8月から南部地区を中心に事業を開始し、対象区にチラシを全戸配布し、区長や民生委員児童委員へも協力をお願いしているところですが、赤字となっています。そこで、令和4年2月には、利用頻度の少ない区に対して、日時や販売場所を分かりやすくしたチラシを再度全戸配布しています。運行状況は、月曜日から金曜日まで1日に10箇所程度を放送しながら巡回し、各販売場所で10分程度停車して販売をしています。地域によっては通いの場の時間に合わせて巡回したり、移動販売の時間に合わせて区の会議を企画いただいたりなど、地域と連携しているところもあります。引き続き、売上げを伸ばすとともに高齢者の外出支援等に貢献したいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、利用されている方からは非常にありがたいとの声も聞いている。以前から行われている北部地域の移動販売については、売上げが好調とのことなので、地域の違いはあると思うが、北部地域の好事例を南部地域にも取り入れ、安定的に事業が継続できるよう工夫していただきたい。また、高齢者施設等への巡回は、楽しみや気分転換につながるので検討してほしい。利用者からどのようなものを販売してほしいなどニーズを把握し、価格についても努力していただきたいとありました。

委員より、ひとり親医療費助成事業の助成内容を確認したい。また、仕事などで申請に来庁できないとの声があったが、改善されているか。また、申請不要にして、医療機関の窓口で自己負担の1割のみを払う方法に変更できないのかとの問いに、執行部より、ひとり親家庭の保護者や子供の医療費自己負担の3分の2を助成する制度です。なお、子供は子ども医療費助成制度を優先しますので、本事業は保護者の医療費助成となります。来庁できない場合は、郵送にて申請いただくよう御案内しています。また、申請不要にすることを町単独で実施するには、医療機関等の協力も必要ですので、非常に困難です。県内全域で統一した取扱いができないかを県に対して要望していますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について、なぜ公立保育園の職員に対してはしないのか。また、他の自治体はどうかとの問いに、執行部より、人事秘書係と相談したところ、現状では町の保育士の賃金は民間と比較して高いため、今回の処遇改善は行っていません。また、近隣市町村も実施していませんとの答弁がありました。

委員より、公立も対象になっているので、もらう権利はあるのではないかと。もらえないとなると

保育士のモチベーションはどうか。公立の保育士が民間に行って、公立で不足することにつながるのではないかとの問いに、執行部より、制度としては公立も対象になっていますが、町の給料体系を変えることが前提条件になります。正規職員の給料体系は保育士だけでなく他の職種も考慮して作られていますので、保育士だけ変えることはできませんとの答弁がありました。

委員より、給料の基準を考えるとできないということか。保育士の業務は大変だけど給料が低いから上げようという話ではないのか。それならば他の職種は関係なく保育士だけの問題ではないかとの問いに、執行部より、会計年度任用職員の給料は、正規職員の給料表に基づいて単価を算出しています。それが民間の保育士より高い金額になっている状況のため、現行以上の改善の必要がないということで今回の処遇改善は実施していません。もし保育士の金額を変えるならば、他の職種もすべて上げなければならなくなります。人事としては全体的な給料バランスを考え、保育士だけを上げることは見送ったということです。また、公務員の給与改定になりますと、人事院勧告も関係してきますとの答弁がありました。

意見として、公立の給料を上げないと私立も上がらないと思うとありました。

委員より、病児保育が始まってからの状況はどうかとの問いに、執行部より、昨年9月から病児保育を始めました。8月に広報等で周知しており、8月の新規登録者数は増えましたが、利用者数はコロナ禍で減っていますので比較は難しいです。また、現場での問題等は特に聞いていませんとの答弁がありました。

次に、健康福祉部子育て支援課大津幼稚園・陣内幼稚園関係では、委員より、外国語指導助手が1名おられるが、十分なのか。常駐でおられた方がいいということはないかとの問いに、執行部より、幼稚園については、英語教育は必須にはなっていませんが、町内の幼稚園・保育園に対しては、公立私立に関わらず、幼児の時期から英語に触れる、親しむ機会を作るということで、各園に週1回、外国語指導助手を派遣しているところです。公立の幼稚園については、他の市や町では外国語指導助手の派遣がないところもありますので、英語に親しむ機会は保障してあると思います。また、私立園においては、まん延防止期間になり、関係者以外の入園を制限しているため、コロナ禍で活用が難しくなっている現状がありますとの答弁がありました。

委員より、公立では、どのように実施しているのかとの問いに、執行部より、週1回来ていただき、歌やゲーム等で楽しく英語に触れています。自粛期間にはオンライン配信も行いましたとの答弁がありました。

委員より、コロナ禍において、私立園もオンライン配信は行えるのではないかとの問いに、執行部より、私立園にもオンライン配信の活用を紹介しますとの答弁がありました。

意見として、小さな子供にも外国語が必要なので、保育園、幼稚園の頃から、充実したほうが良いと思う。保育園も幼稚園も一緒に、コロナ禍に関わらず、大いに活用していただきたいとありました。

次に、健康福祉部子育て支援課大津保育園関係では、委員より、外壁改修について、設計委託が計上されているが、工事は令和4年度に施工予定なのか。また、費用はどのくらいとの問いに、執

行部より、工事は、令和4年度補正予算で計上する予定です。事業費は、個別施設計画では、設計込みで約1千万円としていますとの答弁がありました。

委員より、塗装のみならず、ひび割れの補修もするのかとの問いに、執行部より、ひび割れ等の補修を行い、防水加工後に塗装を行いますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部介護保険課関係では、委員より、高齢者外出支援事業について、1人あたりの限度額は幾らか。また、どのくらい利用者がいるのかとの問いに、執行部より、限度額については、地区によっても異なってきますが、町中心部までの距離に応じて定めており、町中心部であれば1回あたり500円、遠方の地区であれば、最大1千円の補助額となります。現在、公共交通として乗合タクシーが導入されていますが、乗合タクシーが導入されている地域については、外出支援券を1月あたり4枚、導入されていない地域は8枚を交付しています。本事業の対象要件の1つとして、非課税世帯の方としていますが、これは課税者が同居されている場合は、御家族から経済的支援をお願いしていくようところで、設定させていただいています。なお、利用者数については、令和4年度開始時点で131名の登録者数と見込んでいますとの答弁がありました。

意見として、高齢者は特に、情報を知らない方も多いため、しっかりと周知を行ってほしいとありました。

次に、健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、抗原検査キットの使用実績として、どのような人に提供し、配布実績はどのくらいかとの問いに、執行部より、町では、保育園や介護施設、町関連施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した際の業務継続のために使用しています。チェックリストで感染リスクの確認をした上で、必要に応じて検査キットを配布しています。今年度の実績として、340個購入しており、保育園や学童保育、介護保険施設、学校、役場職員等に対して、188個を配布していますとの答弁がありました。

委員より、子供の接種はどのような状況かとの問いに、執行部より、5歳から11歳については、対象者が約2千800名となっていますが、小児のワクチン接種については、3月22日から開始予定としています。まずは11歳の方に接種券を送付し、3月10日から予約受付を開始します。11歳の方を優先した理由としては、12歳に到達すると成人用のワクチンとなるために、11歳のうちに小児ワクチンの接種を希望される方もおられるからです。5歳以上の方については、3月中旬に接種券を送付する予定としています。また、町公式ラインにおいて接種意向調査を行いました。500名近くの方が回答され、積極的に接種をしたいという方が3割、様子を見たいという方が4割、接種したくないという方が3割という結果でしたとの答弁がありました。

委員より、ワクチンの予約について、電話がつながらずに予約が取れない状況がみられたようですが、コールセンターの回線は増やせなかったのかとの問いに、執行部より、コールセンターの回線は、前回同様に9回線です。前回の初回接種の場合は、高齢者8千500名に対して一斉に接種券を送付し、予約受付をしたため混乱が生じましたが、今回は初回接種から6か月経過した方が対象となるため、毎週、予約枠に対して対象者の8割が予約できる数の接種券を送付しましたので、前回のような混乱は生じませんでした。確かに、電話で予約が取れないという苦情もありましたが、

コールセンターの対応も予約日以外は電話が少なく、予約日だけ回線を増やして雇用することもできず、町としては前回同様に9回線分の開設で今回も取り組ませていただきました。インターネットでの予約ができない方への支援としては、前回同様、町で予約支援を行い、多い時は約200名来られています。予約開始日に予約が取れなかった方も、翌週には取れている状況ですとの答弁がありました。

委員より、国は1日でも早く多くの人にワクチンを接種してもらうことで接種に係る費用を全額国の補助としているのだから、コールセンターの回線をフリーダイヤルにすべきではなかったのかとの問いに、執行部より、熊本市など一部の自治体ではフリーダイヤルにされているところもありますが、菊池郡市や同規模の市町村はフリーダイヤルにしている市町村は少ない状況です。町の他の事業についても様々な問合せや申込みの一つということを考えれば、フリーダイヤルでないことは同様の扱いであったと思います。確かに全額、国の補助事業となりますが、費用対効果を考えたうえで事業を展開したところですよとの答弁がありました。

委員より、ワクチン接種による健康被害の報告はあるのかとの問いに、執行部より、現在、3件健康被害救済制度の申請があっており、ほかに6件相談があっています。健康状態としては、回復されているケースがほとんどですよとの答弁がありました。

次に、健康福祉部健康保険課関係では、委員より、こども医療費の対象年齢が18歳まで引上げになったが、新たに対象となった年齢層の受診状況はどうかとの問いに、執行部より、約1千名が新たに対象となり、10月から医療費の助成を開始しています。受診状況については、こちらの予想の範囲内で推移していますよとの答弁がありました。

委員より、予防接種事業の子宮頸がんワクチンについて、国が積極的勧奨を再開するが、町としては対応するのか。また、積極的勧奨をしていない時期に対象となる人の救済は行うのかとの問いに、執行部より、子宮頸がんワクチンについては、定期接種となりますが、副反応の報告が多かったために平成25年から積極的勧奨を差し控えていました。今回、国が副反応のリスクより接種の有効性が上回るとし、令和4年度から積極的勧奨を再開することが決まりました。町では、対象となる中学1年生と高校1年生に対して個人通知する予定としています。平成9年から平成17年生まれの積極的勧奨の差し控えにより、これまで接種を受けられなかった方については、令和6年度までは接種の対象となりますので、広報等で啓発していきたいと考えていますよとの答弁がありました。

委員より、少子化対策総合交付金について、町ではどのような対策をやっているのかとの問いに、執行部より、健康保険課では一般不妊治療の助成、早産予防対策事業、その他事務費等に充てるような事業となっています。具体的には、妊婦に対しての膣分泌検査と歯科健診の助成を実施していますよとの答弁がありました。

委員より、むし歯予防対策事業費補助金について、フッ化物洗口の効果は出ているのかとの問いに、執行部より、フッ化物洗口の効果とは断言できませんが、12歳の1人当たりのむし歯数というデータがあり、平成23年度は平均2、3本であったのが、令和2年度については0.72本と

むし歯の数が減少していますとの答弁がありました。

次に、教育部学校教育課関係では、委員より、AED借上料が増額となっているが、コロナ禍のため、AEDを利用した救命救急の講習機会が少なくなり、講習経験のある人が減ってきている状況である。AEDの機器だけを増やし、講習等がないのは意味がないのではないかと問いに、執行部より、体育の授業中、熱中症の心配があり、授業中に持ち出して備えるための増強と考えています。また、講習に関しては消防に問合せをしたところ、コロナ禍のため、講習の開催は自粛しているとのことでした。しかしながら、AEDは、電源を入れると音声ガイダンスが流れる機能があるため、教育委員会で使用方法について研鑽を積み、PTAに使用方法について伝えることができるように、消防とも連携をして取り組みたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、英検受験料補助金を始めて数年たつが、手ごたえはあるか。また上のグレードを受ける子供たちは出てきているかとの問いに、執行部より、申請者については、一昨年は受験者数の3割だったのが、昨年は6割となっており、今年度については、受験機会ごとに申請のお知らせをしているため、もう少し増える見込みです。また、新年度、役務費で英検受験料を組んだ理由は、中学3年生には、ぜひ全員、英検3級を受験していただき、そうすることで、英検にトライする子供たちが増えることを期待するところです。受験級数については、令和2年度は、準1級1人、2級5人、準2級13人となっており、上のグレードを受験する子供も増えてきたので、底上げにはつながってきたと思いますとの答弁がありました。

次に委員より、要保護及び準要保護児童生徒援助費が増えているが、コロナ禍が影響しているのかとの問いに、執行部より、新型コロナに関しての相談は少なく、増えている要因としては児童生徒数が増えていること、また今年度から住民税非課税世帯に対してダイレクトに申請案内を行うプッシュ型に取り組んでいることが考えられますとの答弁がありました。

委員より、九州大会等出場補助金はどんな種目があるのか。また、町広報には掲載されていると思うが、SNSなどを活用した情報発信はしないのかとの問いに、執行部より、新型コロナの影響により、県大会のみとなっている種目もありますが例年であれば吹奏楽部のマーチングなどがあります。情報発信の方法については、町の明るい話題ですので、ぜひ参考にさせていただきますとの答弁がありました。意見として、子供たちも喜ぶと思うので、どんどん情報発信してもらいたいとありました。

委員より、教育用パソコン等修理負担金が座どり程度となっているが、パソコンが壊れた時の修理には保険が利くのか。効かなければ、故障した場合はどのように対応するのかとの問いに、執行部より、保険には加入していません。基本的に学校管理下での故障については、町で負担することになっていますが、明らかに故意に破損させた場合には、保護者負担をお願いしているところです。また、故障した場合は、教育用パソコン保守業務委託において対応する予定ですとの答弁がありました。

次に、教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、合志市が給食費の値上げを行うようだが、大津町は値上げの必要はないのかとの問いに、執行部より、大津町の給食費は、菊池地

域の中でも低い額となっていますが、食材の調達に関し、牛乳・パン・ごはんなどの基本食材の値上がり傾向にあわせ、野菜や肉類などにも値上がりが見られ、給食費の見直しは避けることができないことと考えています。このことは、2月に開催した給食センター運営委員会の中でも話題となりましたが、値上げを行う場合には、何がどれだけ値上がりしたかなどの根拠の整理や保護者アンケートの実施などの要望があったところでの答弁がありました。意見として、いろいろな制約はあると思うが、近隣の市町の状況も見ながら、子供たちが食べておいしかったと言えるような努力をしてもらいたい。また、まずは経費の削減の努力をした上で、どうしてもやむを得ない場合にはしっかりとした説明が必要だとありました。

次に委員より、学校給食の公会計化についてはどのような状況か。また、公会計への移行時期の見通しはあるかとの問いに、公会計移行の前段として、現在、手作業で管理している給食費収納データのシステム化が必要な状況となっています。移行の時期は見通せていませんが、給食費収納データのシステム化を進め、できるだけ早く移行できるよう研究を進めてまいりますとの答弁がありました。

次に、教育部生涯学習課関係では、委員より、文化財修繕料について、いろいろなところの説明板が傷んでいるのを見かける。順番に回って交換しているのか、それとも傷んでいるものから修繕しているのかとの問いに、執行部より、町にはかなりの標柱や説明板があります。一昨年前に調べ劣化度合いを確認し、劣化度合いのひどいものから年5件程度で修繕を計画しています。令和4年度はさらに2件増やした7件を予定していますとの答弁がありました。

委員より、江藤家住宅の整備事業について、国指定の部分は令和4年度完成となる。それ以外の指定になっていない部分については2か年で整備することとなっているが、1年間でできないのかとの問いに、執行部より、当初1年で国に相談しましたが、総額5千万円近くの実業となるため、2か年に分けての実業として申請するよう文化庁から指導がありました。事業の監理を行う文化財保存協会とも協議し2か年に分けての実業となりますとの答弁がありました。

委員より、ジョギングフェスティバルが中止になったが、参加費は返金するのかとの問いに、執行部より、必要経費を差し引いて返金しますとの答弁がありました。

次に、教育部生涯学習課公民館関係では、特に質疑はありませんでした。

次に教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、図書館利用者カード作成の印刷製本費を計上してあるが、その内容はどのようなものかとの問いに、執行部より、利用者カードは、新規で登録される方や紛失等で再発行される方に合わせて年間約1千枚程度発行しています。今回、利用者カードの在庫が少なくなったためカードを作成するもので、6千枚分の作成経費を計上していますとの答弁がありました。

委員より、家から外出できなくて本を借りたい場合に、郵送やオンラインで手続や貸出しができるようなサービスはあるのかとの問いに、執行部より、現在、郵送の貸出しサービスは行っていないが、令和2年度から、来館しなくても電子書籍を借りることができる電子図書館サービスを導入していますので、移動図書館も含めて周知を図っていきたいと思いますとの答弁がありました。

意見として、これからは利用できる電子書籍を増やすことなども大事だと思うとありました。

委員より、他のカードでも利用者カードとして利用できるのかとの問いに、執行部より、利用者カードの代わりに、Suica（スイカ）などの交通系のICカードやWAONなどの電子マネーカードに登録いただければ、利用者カードがなくても登録したカードで利用ができますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第26号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、ジェネリック医薬品について、医療機関はどの程度ジェネリック医薬品を使用しているのかとの問いに、執行部より、医療機関の利用割合については確認していませんが、町の対象者の方に対しては、使用中の医薬品と、ジェネリック医薬品について比較した場合にどの程度安くなるのか、個別に差額通知でお知らせをしていますとの答弁がありました。

委員より、鍼灸券について、1人あたり年30枚の助成があると聞いているが、1枚当たりの助成額は幾らかとの問いに、執行部より、町には6か所の鍼灸院があり、1回2千円から3千500円程度の施術につき、1枚の使用で1千円の助成を行っています。一度に最高10枚を年間1人30枚まで利用できますとの答弁がありました。

委員より、国保税の徴収率はどうなっているのかとの問いに、執行部より、徴収率については、令和3年度は新型コロナの影響での落ち込みを想定していましたが、例年よりも徴収率が良かった令和2年度と比較しても若干の減少となり、想定よりも徴収率が確保できると見込んでいますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第27号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、令和4年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、介護保険料の基準額について、現在、菊陽町は5千700円、大津町は6千400円だが、なぜ菊陽町とこんなにも差があるのかとの問いに、執行部より、介護保険料の算出方法は、給付費の見込み、高齢者数、国県等からの負担金や基金の取崩しなどを勘案したうえで計算しています。菊陽町は、大津町より前期高齢者数の割合が後期高齢者数よりも多く、高齢者の所得段階も比較的高い状況にもあります。大津町も、要支援認定者が増加してきているとはいえ、近隣と比較すると、割合的にはまだ低い状況です。第9期に向け、介護保険料の上昇を抑えるためにも、介護予防に力を入れ、給付費の抑制に努めていきたいと思っていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第29号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

委員より、人間ドックは何名受診されているのかとの問いに、執行部より、予算としては100名

分を計上していますが、受診実績としては毎年80名から90名程度となっていますとの答弁がありました。

委員より、人間ドックの受診者で、最高齢の方の年齢は何歳かとの問いに、執行部より、人間ドックの最新の実績は確認していませんが、以前確認したときに80代前半の方が受診されていたと認識しています。基本健診であれば、令和2年度には90歳以上の方が4名受診されていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第3号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時44分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に令和4年3月7日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号、12号関連、13号、16号、17号、19号、21号、22号、23号、そして議案第26号関連の10件であります。

当委員会は、審議に先立って3月8日の午前中に関係する7箇所の現地調査を行い、その後委員会室402において執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。報告件数がたくさんございますので、なるべく割愛をして報告をさせていただきますので、御了承をお願いしたいと思います。

まず、議案第11号、大津町振興総合計画基本構想の変更についてであります。

基本構想については特に質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第11号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

最初に議会事務局関係では、委員から、町民の方から少し要望があがっていて、議員との接点が議会の傍聴と議員個々の政治活動に限られているので、議会事務局を通して議員と町民の意見交換ができないのかと意見があるとの質疑に、町内に所在する団体（おおむね10名以上で構成される団体）から申請があれば、事務局で受け付けて意見交換会を実施していますので、周知をしていきたいと思っておりますとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、5-1-1「町民と行政の連携推進に向けた情報発信」に

ついで、様々な世代や行政への無関心層にも届く多様な媒体・手法による分かりやすい情報発信とあるが、どのような媒体を活用するといったビジョンがあるかとの質疑に、今後は、若者の使用が多いFacebookやInstagramなどの活用に力を入れていきたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、4-3-3「道路・交通ネットワークの充実」について、新たな移動手段の導入とあるが、具体的にはどういうものを想定しているのかとの質疑に、回遊性のあるジャンボタクシーやオンデマンドタクシーなどを想定しています。現在、コンサルタントに委託しています地域公共交通計画策定支援業務の中で検討を進めていますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、振興総合計画の参考資料の財政計画は、単純な表であり、全員協議会のときにもう少し詳しい表が出たが、本当にそれでいいのかとの問いに対し、執行部より、附属資料ではA4一枚となっています。その内容に関しては、もう少し精査をして、今後、詳しいものを作っていきたいと考えていますとの答弁でした。

総務部防災交通課関係で、委員より、高齢者ドライバーで免許返納をためらう人に対する制度として、令和4年5月頃から、運転される車が、自動ブレーキが搭載された安全運転サポート車である場合に、条件付免許で運転できる可能性がある。巡回バス等の新たな移動手段が確立されていない中、単に免許返納ではなく、新たな方法も考えなければならないのではないのかとの質疑に、免許返納後の環境整備も調査研究しながら進めていきますとの答弁がありました。

総務部人権推進課関係で、委員より、男女共同参画推進における、ワーク・ライフ・バランスを実現するための施策として、働く女性の社会活動参画を支えるために、育休取得の推進や認定こども園の整備など横断的な支援が必要だと考えるが、施策の方針では、どの項目を強みとしているのかとの質疑に、男女共同参画を推進する上では、固定観念意識の変革を重要視して、啓発を行っていききたいと考えています。よって、施策の方針の中では、町民と企業・団体への啓発と環境整備の推進が重要だと考えています。他自治体の取組を参考にしながら、具体的な施策を検討していきますとの答弁でした。

次に、住民生活部環境保全課関係で、委員より、地球温暖化対策実行計画については作成中とのことだが、熊本連携中枢都市圏の地球温暖化対策では、ソーラー等による再生可能エネルギーを創出して圏域でそれを供給する感じで、本町の温暖化対策を進めていくということかとの質疑に、地球温暖化対策には区域施策編と事務事業編があります。区域施策編は、今後熊本連携中枢都市圏の18市町村が共同で進めていく脱炭素の計画になっており、令和2年度に策定済みです。現在は事務事業編を策定中で、これは町が所有する施設等において、どういう形で省エネなどの取組を進めていくかの方針を定めていきますとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第12号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第13号、大津町役場駐車場使用条例の制定についてであります。

委員より、来庁者駐車場を含む庁舎周辺駐車場の利用計画が分かりづらい。どのような計画とし

ているのかとの質疑に、今回整備しました来庁者駐車場は、南東と北西にゲート付きの出入口を設け、駐車台数は約90台確保しています。また、オークスプラザ西側にオークスプラザ利用者駐車場を18台設けていますが、利用がない場合は夜間は閉鎖する予定です。なお、現在利用中の旧庁舎跡地駐車場については、公用車駐車場として利用する予定です。北側県道に面した旧庁舎駐車場は、まちかど広場としての利用計画がありますとの答弁でした。

駐車場について、執行部より無料時間については検討をする中で、2時間がいいのか3時間がいいのかなど、議論を行いました。2時間程度の会議時間に前後30分の余裕時間を合わせた3時間としたところ。無料時間が短い場合は、時間延長処理を行う必要があり、来庁者の利便性を欠くと考えています。また、中心商店街の活性に寄与することも目的の一つとしていますので、観光や買い物や飲食店利用の際も3時間あれば十分利用可能な時間と考えたところ。との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第13号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、町独自の事務の中で、個人情報を扱うときには町長の承認を得るとか、オンライン結合に関しては審議会に諮るなどの自治体独自のやり方は、条例で残っていくのか、それともそこまで全部含めて個人情報保護法にうたい込まれることになるのかとの問いに、執行部より、個人情報保護法で、ある程度網羅できると思いますが、個別な事案で個人情報を取り扱う場合は独自条例を設ける必要が出てくるかと思っておりますので、しっかり情報収集しながら条例の改正を行っていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第16号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今年度の育児休業の対象者数と取得実績はどうかとの質疑に、正規の女性職員は5名中5名、男性職員は7名中2名が育児休業を取得しています。会計年度任用職員は女性職員のみで3名中3名が取得していますとの答弁でした。

育児休業に対する意見として、代替職員は短期間の場合もあるため、時給を2倍、3倍支払わないと能力の高い人材は集まらないと思うので、処遇面の調査・研究も行ってほしいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてであります。

さしたる意見はなく、討論もなく、採決の結果、議案第19号については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号件名大津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正

する条例についてであります。

委員より、報酬改定の目的の一つは消防団員入団促進であるが、入団促進につながった事例や報告はあるのか。効果はあると考えられるかとの質疑に、事例や報告はありませんが、報酬を個人へ支給することにより、団員の入団が促進できると考えています。また、報酬改定を契機に、現在の団員を整理し、機能別消防団員制度の導入も検討していきますとの答弁でした。意見として、報酬の支給方法や費用弁償について、今後、改正後の体制で活動しつつ、現実に合わせて改善を検討してほしいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

委員より、今回脱退を予定している宇城市のように住民からの申請に対して、自治体が支払う負担金額が上回ると脱退する状況だとすると制度自体が成り立たなくなると思うが、市町村総合事務組合に対して国等から補助金があるのかとの問いに、執行部より、補助金が出ているかどうかの確認は取っていませんが、この制度の財源は加盟自治体の負担金によって運営されていますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第22号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、大津町庁舎建設事業基金条例を廃止する条例についてであります。

さしたる意見はなく、討論もなく、採決の結果、議案第23号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和4年度大津町一般会計予算についてであります。

まず議会事務局関係で、委員より、使用料及び賃借料のウェブマガジン使用料は具体的に何かとの質疑に、議員NAV Iになりますとの答弁でした。

次に、会計課関係で、委員より、伝送システムネットワーク構築について、収納データの伝送はISDN回線で十分に送れる程度のテキストデータと思われるが、それを光回線に変えてやらなければならない理由があるのかとの質疑に、ISDN回線が2024年に廃止予定となっているため、委託先の肥後銀行から光回線に移行していく旨の協議がありましたので、町としてもそれに対応していくものですとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、ふるさと納税の人気返礼品と寄附者はどこにお住まいの方が多いかとの質疑に、うまかポークを使用した豚肉のスライスが人気となっています。また、寄附者は関東圏が一番多い状況ですとの答弁でした。

道路の不具合報告のオンライン申請について、報告者の名前や電話番号の入力は、進捗や対応状況を報告するために設けているのかとの質疑に、名前や電話番号の入力は、報告内容を問い合わせるために設けています。進捗状況や対応状況については、他自治体によって様々なやり方がありま

すので、建設課と検討しているところですよとの答弁でした。

委員より、国の地方創生推進交付金はどの事業に充当するのかとの質疑に、執行部より、肥後大津駅周辺地域活性化事業補助金と、震災遺構語り部育成補助金への充当を予定していますとの答弁でした。意見として、国際交流費の関係でT SMC進出関連で、台湾との国際交流についても調査・研究をしてほしいと意見がございました。

次に、総務部総務課関係で、職員の期末・勤勉手当の率改訂は、11月の段階で3月に給与条例の改正を行うこととなっていなかったかとの質疑に、2月に閣議決定はされましたが法案が成立していない状況です。他自治体とのズレはあるかもしれませんが、これまで同様に法案が正式に成立した後に、条例の改正と補正予算をお願いすることとしていますとの答弁でした。

委員より、参議院選挙費の時間外勤務手当について、機械導入等で時間短縮に取り組んでいると思うが、前回の700万円の予算から1千万円に増えている要因は何かとの質疑に、新型コロナウイルス感染症対策として、分散型の期日前投票所を16日間、常時2箇所開設する想定で時間外勤務手当を計上していますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、モニュメント再設置工事費が計上されているが、現在の状況はどうなっているかとの質疑に対し、権利関係に対する意見があったところですが、先日、熊本日日新聞の朝刊に掲載されたことにより、製作者の遺族から連絡があり、話を聞くことができました。これまでの経過を説明し、製作者側の意見を聞きました。作品は都会的でモダンなイメージのため、再設置場所は建物や人が往来する場所が良いとのことで、役場や運動公園入口などが良いとのことでしたが、いろいろな意見を聞いて決めて構わないとのことでした。なお、3月23日に新庁舎建設検討委員会の開催を予定していますので、新庁舎運用の検証と合わせて、モニュメントの経過を報告したいと考えていますとの答弁でした。

なお、著作者人格権は、著者名のみにも帰属する一身専属権ですが、弁護士に相談したところ、著作者人格権侵害に対する準備も必要との意見がありましたので、遺族に話を聞きながら慎重に進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、旧包括支援センターの建物の状況は、どうなっているのかとの質疑に、旧包括支援センターの建物について、現状としては庁舎一部として確保し、新型コロナウイルス感染症に備えたサテライトオフィスと考えています。なお、企業などから建物を借りたいという話もありますが、老朽化も見られますので、費用をあまりかけず現状のまま有効活用できるような方法を検討できればと考えていますとの答弁でした。

総務部関連で、全体的な質疑等として、今後の財政計画につきまして、執行部より、今回は実施計画で上げてきたものを各課が精査をするということと、併せて予算査定の前に各部長に財源不足を埋めるよう指示をして、当初予算査定の時期には部長裁量も含めてある程度絞り込んだということです。それでも、当初予算で9億円の財政調整基金が必要となり、実際、年度末の残高が約27億円となっていますが、それを使い果たせば、3年でなくなるというのが現実的な問題です。財政運営としては、繰越金で、何とか乗り切っている状況ですが、今後の工業団地、T SMCも含めた

財源の見込みを考えると、繰越金が出れば、公共施設整備基金に積み立てながら、大津中学校の再生整備や次の学校、公共施設の整備に備えていきたいと考えています。個別施設計画の中で財政計画をつくっていますが、今後の社会情勢の変化の中で、見直しをする際には財政計画も含めて、議会にも相談したいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、防災行政無線の増設について、周辺には小学校や保育園、高齢者施設がある箇所もある。それらの施設に対する配慮やスピーカーの向きの検討が必要ではないか。また、防災行政無線に対して、どのような要望があるのかとの質疑に対し、防災行政無線が聞こえない、新たに設置してほしいという要望もあれば、防災行政無線がうるさいという要望もあります。防災交通課としては、緊急時に逃げ遅れる方がいないように情報を発信することが一番だと考えています。防災行政無線は、屋外にいる方に届くように活用し、その他、からいもくん便り、公式ライン、ホームページなど、様々な方法で情報を発信していきますとの答弁でした。

意見として、デジタル弱者に対して情報を伝えることが大事である。地域の状況によって屋外の防災行政無線では聞こえないところもある。防災行政無線の設置については、方法を整理するようにしてもらいたいと意見がありました。

次に、総務部人権推進課関係で、委員より、部落差別等撤廃・人権擁護審議会について、条例としても部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例があるが、「撤廃」という言葉は「部落差別の解消」という言い方になってきているのではないかと思うが、「解消」という言葉とどちらが適切かとの質疑に、「撤廃」と「解消」のどちらが適切か調査をしてみたいとの答弁でした。

委員より、人権教育・啓発基本計画改訂について、改訂ということは現在の計画があるはずだが、どこにも見当たらない。どのようになっているかとの質疑に、平成18年に策定以降、改訂されていなかったものです。今回15年ぶりに改訂となります。今年度アンケートを実施していますので、その内容を踏まえて改訂を行うこととしていますとの答弁でした。

次に、住民生活部住民課関係で、委員より、マイナンバーカード取得促進事業の内容は何かとの質疑に、マイナンバーカード取得促進事業は、熊本県と県内市町村が連携し、比較的規模の大きい事業所等に出向いて申請受付を行うものです。町職員は本人確認業務を行い、後日発行されるマイナンバーカードは本人限定郵便で送付します。県が委託業者と契約を行う予定で、町は県と契約して事業を実施しますとの答弁でした。

次に、住民生活部環境保全課関係で、委員より、航空機騒音測定装置の購入について、熊本地震で故障して今まで困らなかったのか。また、移動式であれば大津南小学校を測定してもらいたい。今後、校舎の建て替えを考えた時にどこまで建物の仕様を高めるかが見えてくる。それから、測定装置のグレードはどの程度のものなのかとの質疑に、故障した測定装置は、平成19年度に空港環境整備協議会からの補助金により町が独自に運動公園に設置したものです。いずれも、耐用年数が過ぎています。町内には、町とは別に国と県がそれぞれ測定装置を設置しており、そこは継続して正常に測定ができています。町の測定装置は、通常時はこれまでと同じ運動公園に設置する予定ですが、移動局型で機器を移動しての測定ができますので、別の場所での測定も可能になります。性

能については、現在、国内でよく使われている前回と同程度のグレードの機器で予算計上させていただきますとの答弁でした。

委員より、ごみ収集運搬業務委託について、収集運搬のルートの見直しはどうなっているのかとの質疑に、現在、町内にはA B C Dの4つの地区がありますが、見直しについてははまだ検討作業の途中ですので、もう少し時間をいただきたいとの答弁でした。

ごみの減量化対策補助金について、コンポストの申請件数は頭打ちの状態が続いているようだが、事業系の一般廃棄物を減らすことも大事なので、事業所からコンポストの設置要望があれば補助対象にすることはできないのかとの質疑に、大津町では家庭用コンポストのみを補助の対象としていますが、菊池圏域2市2町で事業系一般廃棄物の減量について取り組んでいますので、今後検討したいと考えていますとの答弁でした。

議長より、菊池環境保全組合の負担金について、旧東部清掃工場の解体について、全体的な資金計画などはどうなっているのかとの質疑に、解体費用については、概算で8億円程度かかる見込みで、その資金計画については、令和4年度に4億円を積み立て、5年度、6年度に各年1億円の合計6億円を基金に積み立て、7年度と8年度には解体工事が計画されていますが、各年1億円を構成市町の負担金とする計画です。その各市町村の負担割合は旧工場の稼働時の市町村ごとの搬入量が基礎となっています。また、解体後の跡地については、平成15年の11月に開催された組合の管理者会で、大津町に無償譲渡することが決まっています。跡地利用については、大津町で考えることとなりますので、現時点では具体的な計画はありません。今後、情報提供などもしながら地域の意見を聴き、財政計画も含めて進めていってほしいとの意見がありました。

最後に、住民生活部税務課関係で、委員より、過誤納還付金が1千500万円あるが、毎年このくらいの金額なのか。また、本税分と還付加算金分はどの程度の額になっているのかとの質疑に、令和3年度は2月末現在で153件1千33万9千円を還付しております。還付額は、還付加算金を含めた金額となっておりますが、著しく高額な還付加算金はありませんでしたとの答弁でした。

以上で質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、議案第26号関連については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会で付託されました案件は以上であります。これで、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、議案第26号関連、文教厚生常任委員会での審議がありました件について、質疑をいたします。

まず、文教厚生委員会審議記録の16ページをお願いいたします。

保育士等職改善臨時特例事業補助金の質疑について、お尋ねをします。

まず、この当委員会の中で、この保育士等の処遇改善について、私立の保育園については、そういった処遇改善がなされているというところで、公立保育園にもこれを当てはめることはできない

のかという審議内容になっていたと思います。この委員会の中で、様々な案件で保育士の待遇改善とか処遇改善というのが、ほかに案件で出てまいります。例えば19ページですね、健康福祉部子育て支援課で天津保育園の項目のところ、男性の職員さんを積極的に雇用してはどうか、活用してはどうかという意見が出てきます。

さらには24ページですね、24ページでは、ここではコロナウイルス感染症のことが問われていますが、3回目の集団接種を実施したのかということですね。キャンセルバンクをこれを設置するとあるのですが、保育士というのはエッセンシャルワーカーであるという位置づけでここを答弁をされております。

ちょっと戻りますが、先ほどの16ページの案件で考えさせていただきますと、今その保育士等職改善臨時特例事業補助金というのは、保育士のなり手がいないからということで、それを財政処置ができないかということで、国が推し進めている政策でありまして、しかし、執行部からの答弁の中では、それが給与を・・・立ての改定につながることであるからとか、あるいは公立保育園の保育士は、もう既に高給を取っているのですから、ちょっと財源処置はできませんというような、結構厳しめの答弁であったと思います。この点について、委員会の報告内容でありますので、賛成ということでとりまとめが終わっているのですが、この公立保育園の保育士の処遇改善ということについての委員長の所見を、まず一つ伺いをいたします。

もう一つについては、委員会の内容についてなんですけど、委員会の審議がちょっと正確な日には分かりませんが、午前中みの開催で午後全て休会になった日程があったかと思います。大変重要な案件が執行部で精査する時間が必要になって、あるいは議員の調査の時間が必要になっての午後全体の休会であったというふうに認識をしておりますが、この委員長の報告の中のどこに、どの案件がそれだけ調査を要するところで休会をされたのか、2点について質疑をいたします。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） 時松議員の質疑にお答えさせていただきますけれども、この報告に書いてあるとおりですけども、議論となったのは、要は私立の民間の保育園は上げるのに、なんで公立の保育園は上がらないのかということが議論になって、様々な説明を聞いた中で、3点ほどあったと思うんですね。1つは、もともと公立の給料のほうが高いというのが1つと、もう1つは近隣自治体も同じような形で上げないというのが1つあったと思うんですね。

もう1つは、全体にかかってくる、ほかの職員の給与にもかかってくるというようなことで、大津町は判断されて上げないということだったものですから、公立が上げたほうが私立も上がってくるんじゃないかということで、そういう意見は述べましたけれども、今回は大津町のそういう判断もあるのかなということで、この部分に関しては納得をしたところであります。

それともう一つは、半日のところというのは3日目ですかね。3日目の半日だったことについては、様々な審議の中で時間的に調査研究もありますし、いろんな予定もありますので、スケジュールを見て半日にさせていただいたということでもあります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 総務常任委員会委員長報告に対して、議案第26号、令和4年度大津町一般会計予算についての中から質疑をしたいと思います。

この定例会の開催される前に、全員協議会で部落差別の落書き事件というものを説明されました。その定例会前であったので、結局、民生費の中で社会福祉費、人権対策費として、また人権教育啓発費、センター運営費などもろもろ含めると、ああいった落書き事件が起きておりますけれども、毎年、町は1億円ぐらい、この人権対策費に対して支出をしているわけです。

ですから、あの落書き事件というのが定期的にある。困ったものですが、結局、この1億円の支出という中で、ほとんどが一般財源。町の町民の方々が7千万円ぐらいの負担を強いられているということに着目しました。ああいった落書き事件が起きる。町は1億円ほどの支出をしている。なくならない。また、そういった部落差別解消とか、人権に対するいろんな差別問題に対して、もちろん町は、例えば部落差別解消推進法の中の5条においては、教育及び啓発を行うように努めるといふ、法律の中でそういった解消に努めましようよといふのがあります。ですから、そういったものを担ってやってきても、それが効果がない、ということの表れの落書きだったのではないかなど。町長もそれに対して、メッセージを出しておられます。

そういった流れの中で、思うんですよ。今コロナ禍において、非常に財政が窮してきている。そして、またいろんな協力金を払ったりとか、いろんな形で家計急変世帯というものができておりますね。いろんな形でフォローしてあげたい。しかしながら、効果が出ないところ、効果が見られないところに依然として1億円というお金が使われているわけです。ということは、私こういったときには、組替えの議論があつていいと思うんですよ。例えば、そういった事例が、じゃあその1億円使つて効果が見られないという、このメーターというものがないんですね。ですから、そういった議論というものを実はしていただきたい。それが、効果がないのならば、もっと予算があれば効果が出るような、例えば人権に関してそういったものができるとか、そういった議論がなかったのかなと思われまます。

先ほど、いろんな説明の中で、年間9億円ぐらい財政調整基金を取り崩さない、なかなかやっていけないような状態になっているという状況において、効果が出ないもの、いうならば限られた財源の中で、我々は組替えなり何なりという知恵を使って、そして町を適切に運営していく、といったことを考えれば、この点についてもう少し深い議論がなかったのか。これをそのままにしておいたら、被害者は町民になってしまいます。毎年1億円ですのでですね。町民の負担が解消されないというふうになってしまいますので、「やめろ」とは言いません。しかしながら、効果が見られないものをだらだらと続けているような形の予算執行というのは、適切ではないと考えられますので、この点について、1つ質疑をいたします。

もう1つは、総務委員会におきましては、仕事の内容というのが収納事務、いうならば税収ですね。こういった景気が落ち込んできて、そしてコロナ禍においてスタグフレーションという言葉、私一般質問のときに使いましたけれども、そういった状況の中においては、やはり収納がきちんと

いくような体制整備ができてきているのかな、というのが非常に心配になります。毎年、不納欠損や収入未済というものがたくさん出てきて、これが膨らみはしないかなと。ですから、そういった今の体制の事務の在り方、そういった収納の業務をきちんと遂行していけるのかなと。要するに、納税というのは国民の3大義務の中の一つでありますから、ここはきちんと町民の方々、国民として守ってもらわなければならない重要なところですよ。それが町の運営、いろんな施策に反映されていくというまわりですから、この点について今の状況下で、そういった代わり映えがしなかった予算組みで、それがきちんと執行がなされていくのか、そういった議論がなかったのか、お尋ね申し上げます。

続きまして、文教厚生常任委員会についての報告について、同じく26号の中ですけれども、要保護、準要保護のそういった扶助費が膨らんできているというような説明があったかと思えます。ここで、もちろん子供たちが増えていくのはいいことです。それに正比例する部分というのがあるのかなというふうには感じます。しかし、そういったときに、ここにも料金が発生する問題で、給食費の問題があると思うんですよ。例えば、要保護・準要保護という形で、そのお子さんたちが保護される形の中で、給食費の収納ですね、そういったものがきちんとなされているのかなと。そもそも給食の運営委員会というのがあるのは分かりますけれども、それが私も子供が小さい時に、給食のそういった運営の委員ですかね、何かそういったものをやったんです。そうしたら、結局、なかなか払ってくれない方というのが、やっぱりおられました。どうにか払うように説得して、お金を借りられたのかどうか分かりませんが、私のときには収納ミスはなかったんですが、そういったものに対して、ちょっと心配なんです。今、このコロナ禍において、さらに家計が圧迫されていないかという心配ですね。そういったことを考えれば、そういった支払いに対して、きちんと今の体制ですよ、そういったものの議論というものが何かあってしかるべきではないかなと、そういったことも考えますので、この点について、そういった議論というものがなかったのか、お尋ね申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

最初にお断りしておきますが、委員長報告に対する質疑は、委員会においての質疑の内容についての何か報告漏れがあるとか、そういうことについての質疑であれば大いに結構ですが、議案そのものについての私見があるのであれば、議員は質疑の時間が説明の後あるわけです。議員の個人の権利として、堂々とそこで執行部に対して質疑するのが当然の議員の務めであると思うところがあります。それだけは、断っておきます。

最初に、人権推進委員会についての落書き事件についての議論があったかどうかということだと思いますけれども、委員の中から今回の委員会では質疑はございませんでした。まして、人権問題というのは部落問題だけではなくて、男女の差別の問題とか、最近はLGBTとかあるいはSNSに関する差別発言とか、記録ですかね、そういう幅広いことであり、人権行政が行われたから目に見えて具体的に見えるものではないと、私は思います。何かいい方法があるのであれば、ぜひ、執

行部のほうに提案をしていただきたいと思います。

それから、収納事務については、報告の7ページですね、税務課からの報告では、菊池郡市の中では収納率は合志市が一番で大津町が2番目という状況で、決して恥ずかしい収納率ではないと思われることが、報告がなされております。

それから、財政計画の報告に対しての質疑があったかと思いますが、これは委員会の中で、今後の財政計画についての詳しい説明をできるようにしてもらいたいという質疑があったわけでありまして、今後、議会にも相談をしたいと、そういう答弁がっておりますので、まして今度の委員会は予算議会ですので、決算のときにはまたそういうものが出てくるかもしれません。

それから、以上の2点だったかと思いますが、そのほかに何か漏れがありましたら、お答えをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） 永田議員の質問にお答えさせていただきます。

給食費の支払いの問題だということですが、審議記録の読まなかったところに町のほうで対応されている例として、給食費が未納になっている世帯があった場合は、未納ですから学資の至便も困難な場合が想定されますので、給食センターと連携をして、就学援助の対象にならないかを調べて対応をされているということがあります。

そして、給食費が未納のところ、学資が困難なところは、就学援助の支給になると思うんですが、以前は学校から保護者に対して渡してもらっていた感じですが、今は町から直接保護者の口座にお支払いをしておき、その際、給食費については保護者を經由することなく、給食センター運営委員会へ支払っているということで、適切な対応がなされていると思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

さっきの続きですか、永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 総務任委員長に対して、質疑いたします。

先ほど、委員長報告に対してであって、その内容の中からということがありましたけれども、我々はこの全体で審議するところを委員会式において付託しているわけですから、そしてまた、委員長報告の前段において、すべからく説明することは無理ですから、割愛して申し述べますというふうなことを言われています。

ということは、「漏れがなかったですか」という質疑ですので全然おかしくないです。ですから、そういったことを自分で言って、そのなかったことが、それを言ったら駄目だよと、それはおかしいです。これは討論じゃありませんけれども、そういった話はなかったのですか、議論はなかったのですかということです。そういった敵対的な何というか解釈の仕方自体がもうおかしい。それ自体が、大体人権とかいう以前の問題ですね。ですから、そういったところは気を付けてもらいたいと思います。

あとは、そういった話の中で、収納事務、そういったものが適切に行われているかという話ですから、そのために、この予算組みでいいですかというのが予算であって、決算のときは幾ら反対し

でも執行後になりますから、もうどうにもならないんです。解釈の仕方でしょうけれども、もちろん決算審議ではありませんよね。予算審議です。ただ、予算審議で間いただくことが、これが正しいやり方なんです。そう思いますので、再度、予算審議の中できちんとその部分を審議されたのか、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） お答えをします。

私が報告の中で、報告件数が多いので割愛をして報告することをお答えをいたしました。皆さんのノートパソコンに審議記録が全部載っておりますので、私もほかの委員会のを見て、あらかた理解をしたつもりです。なおかつ、委員長の報告がありましたので、そこを繰り返しながら確認をしたところであります。

それで、予算の内容の在り方については、個々の議員の権利として、先ほどから言いますように、本会議で質疑をする権利があるし、それをよその委員会がやったかやらんかと、やらんかったらけしからんような話は、全く無礼千万だと思うわけであります。

以上で終わります。

○議 長（桐原則雄君） はい、次にいきます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後2時01分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、採決を行います。

まず、議案第11号、大津町振興総合計画基本構想の変更についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第12号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町役場駐車場使用条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町南部地区交流広場条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 1 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 6 号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 1 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 7 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 1 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 8 号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 1 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 9 号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、大津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、大津町庁舎建設事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 2 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号、大津町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 2 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 5 号、菊陽町町道の路線認定に伴う承諾についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第 2 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 6 号、令和 4 年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、議案第 2 6 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和4年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和4年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和4年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和4年度大津町公共下水道事業会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和4年度大津町農業集落排水事業会計予算についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、タブレットに配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和3年度・令和4年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 令和3年度・令和4年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、タブレットに配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年度・令和4年度議員派遣については、議席に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第5 同意第1号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、同意第1号、「大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、こんにちは。

本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました、すべての案件につきまして、御議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の、提案理由の説明を申し上げます。

追加議案集の1ページ、説明資料集の1ページをお願いいたします。

同意第1号「大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、委員の斎藤陽子様から、一身上の都合により令和4年3月31日をもって辞職の申出があり、教育委員会会議においてもその同意がなされましたので、新たに菊池郡大津町大字引水557番地4、大村詠一様を、教育委員会の委員として任命したいと思うものでございます。

大村詠一様は、平成22年4月から西日本短期大学の非常勤講師として、また同年9月からは熊本国府高等学校の非常勤講師としても勤められております。

また、認定NPO法人日本IDDネットワーク役員や一般社団法人日本糖尿病学会委員として医療・社会福祉の分野でも活躍されているとともに、スポーツ分野においても、国内のみならず世界で活躍されたエアロビクスの経験を生かし、現在は指導者として子供たちの健全育成に貢献されております。

さらに、小中学校及び高等学校教諭の免許状の資格を持ち、学校教育にも精通していることなど、人格が高潔で、教育、学術、文化に関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議のうえ、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ここで提案理由の説明がおわりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑をなしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。同意第1号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第2回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月18日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 田代 元 気

大津町議会議員 時松 智 弘